

放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施

415,333百万円（258,174百万円）

水・大気環境局 放射性物質汚染対策担当参事官室
総務課除染渉外広報室

1. 事業の必要性・概要

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質によって環境の汚染が生じ、周辺地域住民の多くが不便な避難生活、不安な日常生活を強いられている。

本事業では、放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減させるため、放射性物質汚染対処特措法及び同法に基づいて策定された基本方針等に即して、

- ① 除染特別地域における生活圏の除染の推進（67,612百万円）
- ② 除染特別地域における除去土壌等の減容化、仮置き（167,873百万円）
- ③ 除染特別地域における除染実施後の放射線量の監視（1,432百万円）
- ④ 除染実証事業等（728百万円）
- ⑤ 地方公共団体による除染等の措置等に対する財政措置（176,009百万円）
- ⑥ 正確かつ分かりやすい情報発信（1,058百万円）

等を行う。

2. 事業計画（業務内容）

事項	H24	H25	H26	H27	H28
① 生活圏における除染					→
② 除去土壌等の減容化、仮置き					→
③ 放射線量の監視					→
④ 除染実証事業等					→
⑤ 地方公共団体に対する財政措置					→
⑥ 正確かつ分かりやすい情報発信等					→

3. 施策の効果

放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響の速やかな低減。

放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施

415,333百万円(258,174百万円)

【除染前】



目的：放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響の速やかな低減

- 概要：①除染特別地域における生活圏の除染の推進
②除染特別地域における除去土壌等の減容化、仮置き
③除染特別地域における除染実施後の放射線量の監視
④除染実証事業等
⑤地方公共団体による除染等の措置等に対する財政措置
⑥正確かつ分かりやすい情報発信等
等

除染により放射性物質を取り除く
(①生活圏における除染・・・67,612百万円)

【除染後】



除去土壌等は減容化して仮置き
(②除去土壌等の減容化、仮置き・・・167,873百万円)

測定器



除染後は空間線量率をモニタリング
(③放射線量の監視・・・1,432百万円)

除染特別地域における①～③の取組を実施するとともに、市町村による除染等に対する財政措置を実施(⑤地方公共団体に対する財政措置(176,009百万円))。

また、除染に関する知見の収集(④除染技術実証事業等(728百万円))や除染に関する情報発信(⑥正確かつ分かりやすい情報発信等(1,058百万円))も実施する。

仮置場

中間貯蔵施設の整備等

75,800百万円(101,190百万円)

※前年度予算からの繰越予定額(450億円程度)と合わせ、実質的に1,200億円程度の予算規模となる見込み

水・大気環境局 中間貯蔵施設担当参事官室

1. 事業の必要性・概要

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により、当該原子力発電所から放出された放射性物質（以下「事故由来放射性物質」という。）による環境の汚染が生じており、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することが喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、平成23年8月に放射性物質汚染対処特措法が議員立法により可決・成立し、公布された。また、平成23年10月に示された「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」において、「今後、除染等に伴って大量に発生すると見込まれる除去土壌等、及び一定程度以上に汚染されている指定廃棄物等（以下、大量除去土壌等という）については、その量が膨大であって、最終処分の方法について現時点で明らかにしがたいことから、これを一定の期間、安全に集中的に管理・保管するための施設を、中間貯蔵施設と位置づけ、その確保・運用を行う。その配置については、（中略）具体的には、大量除去土壌等が発生すると見込まれる福島県にのみ設置する。」とされている。

そこで、地元の御理解を得て、中間貯蔵施設の整備等を進めることを目的として本事業を行う。

2. 事業計画（業務内容）

- (1) 中間貯蔵施設の建設に必要となる用地の取得
- (2) 中間貯蔵施設の建設、関連施設の整備等
- (3) 最終処分に向けた除去土壌等の減容・再生利用に関する技術開発等

3. 施策の効果

地元の御理解を得て、中間貯蔵施設の整備等を着実に実施することで、除染を迅速に進め、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減し、復興に資する。


中間貯蔵施設の整備等

75,800百万円(101,190百万円)

※前年度予算からの繰越予定額(450億円程度)と合わせ、実質的に1200億円程度の予算規模となる見込み

背景・整備スケジュール

- 福島県内では、除染に伴い放射性物質を含む土壌や廃棄物が大量に発生。現時点で、これらの最終処分の方法を明らかにすることは困難。
- 除染後の土壌等は、各地で仮置きされている状態であり、一刻も早くこれを解消する必要。



福島県内で発生した放射性物質を含む土壌や廃棄物を、最終処分するまでの間、安全に集中的に管理・保管する中間貯蔵施設について、地元の御理解を得て整備等を着実に実施するため政府として全力を尽くす。

平成27年度事業計画

- (1) 中間貯蔵施設の建設に必要な用地の取得
- (2) 中間貯蔵施設の建設、関連施設の整備等
- (3) 最終処分に向けた除去土壌等の減容・再生利用に関する技術開発等(詳細別紙)

施策の効果

地元の御理解を得て、中間貯蔵施設の整備等を着実に実施することで、除染を迅速に進め、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減し、復興に資する。 - 4 -

中間貯蔵施設の整備等(減容・再生利用に関する技術開発等)

新規:7億円
 継続:2.3億円の内数

中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることとしていることを踏まえ、除去土壌等の減容・再生利用に関する下記の事業を実施する。

技術開発戦略策定調査(1億円)

専門家による委員会を設置し、①国内外の最新技術の情報収集及び効果検証、②下記2事業の進捗管理、③技術開発戦略の策定(技術開発目標・シナリオの設定等)を行う。

直轄研究開発・実証(土壌分級)(5億円)

土壌減容・再利用の早期実現に向け、ベンチスケールの分級(※)プラント等により、①機器の性能評価、②処理後の土壌性状や濃縮残渣の各種試験、③覆土材や建設資材等へのモデル的活用等を行う。



土壌分級プラント

(※)分級とは、セシウムが粒度の小さな粘土に付着しやすいという特性を踏まえ、除去土壌をふるいにかけて、研磨や洗浄することで、小さな粘土のみを分離する技術

この他に、除染関連経費の一部として、公募型の技術評価事業を実施(2.3億円の内数)

再生利用の促進に関する調査研究(1億円)

低濃度土壌の利用用途の開拓に向け、関係省庁の研究機関や建設業界団体とも連携し、①土木資源の需要動向、②用途に応じた要求品質や安全性評価、③再生利用の促進方策等の検討を行う。



再生利用の例(左:道路の路盤材、右:防潮堤の芯部)

<5年間の計画>

項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度以降
技術開発戦略策定	全体戦略の検討	全体戦略の精緻化・進捗状況のレビュー・戦略の見直し				
研究開発・実証 (直轄・公募型)	直轄型	分級技術に係る各種評価と低濃度生成物のモデル的資材活用 (土壌の化学処理や熱処理、焼却灰を対象とした減容処理(洗浄、熱処理)等の実証も段階的に実施予定)				
	公募型	技術評価事業(将来活用可能性のある技術の小規模実証・評価を実施)【27年度は除染関連経費の一部として、2.3億円を計上】				
再生利用の促進 に関する調査研究	技術実証事業(実利用を想定したベンチスケール規模での実証・課題抽出を実施予定)					
	利用サイドの企業・研究機関への委託調査・研究					
	- 5 -					
	資源需要の掘り起こし・需給のマッチング					

中間貯蔵施設等に係る交付金（中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金）

【26年度補正】150,000百万円

水・大気環境局 中間貯蔵施設担当参事官室

1. 事業の必要性・概要

福島県内で除染に伴い生じた土壌等を搬入するための中間貯蔵施設の整備等に当たっては、地元自治体に多大な影響を及ぼすこととなる。

このため、中間貯蔵施設予定地の敷地内外の方々が生活再建を進めていくとともに、予定地である大熊町・双葉町を始めとする地域や県が主体的にしっかりと地域振興に取り組むための基盤を整える。具体的には、中間貯蔵施設の整備等や福島第一原子力発電所の廃炉等による影響等に対応し、原子力災害からの福島の復興と地域の自立を確かなものとするため、国として、新規かつ追加的な財政措置を講じる。

このうち、環境省として、中間貯蔵施設の整備等に伴う影響を緩和するため、極めて自由度の高い交付金を創設することとしたものである。

2. 事業内容

中間貯蔵施設の予定地である大熊町・双葉町を中心として、同施設の整備等に伴う影響を緩和するために必要な生活再建・地域振興等に係る幅広い事業を実施できるようにするため、福島県及び大熊町、双葉町に基金を造成する。

（生活再建・地域振興等に係る事業の例）

- ・ふるさととの結びつきを維持するための事業
- ・風評被害対策のための事業
- ・生活空間の維持・向上のための事業

3. 施策の効果

中間貯蔵施設の整備等に伴う影響を緩和し、地元の御理解の下で、同施設の整備等に向けた取組を着実に実施することで、除染を迅速に進め、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減し、復興に資する。

中間貯蔵施設等に係る交付金 (中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金)

平成26年度補正予算額
150,000百万円

背景・目的

- ・中間貯蔵施設の整備等にあたっては地元自治体に多大な影響。
- ・福島県は、中間貯蔵施設の建設受入時において、「交付金の予算化、自由度」を搬入受入の確認事項として提示。
→ 生活再建・地域振興策として、同施設の整備等に伴う影響を緩和するため、極めて自由度の高い交付金を創設。

事業イメージ・具体例

中間貯蔵施設の予定地である大熊町・双葉町を中心として、同施設の整備等に伴う影響を緩和するために必要な幅広い事業を実施

- (例)・ふるさととの結びつきを維持するための事業
- ・風評被害対策のための事業
 - ・生活空間の維持・向上のための事業

資金の流れ

環境省



基金に一括交付
(大熊町・双葉町には
850億円を直接交付)

福島県・
大熊町・
双葉町
(県内市町村)

施策の効果

中間貯蔵施設の整備等に伴う影響を緩和し、地元のご理解の下で、同施設の整備等に向けた取組を着実に実施することで、除染を迅速に進め、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減し、復興に資する。

放射性物質汚染廃棄物処理事業等

138,681百万円（138,012百万円）

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策担当参事官室

1. 事業の必要性・概要

平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一発電所における事故による放射性物質によって汚染された土壌等を円滑かつ迅速に除染・処理するため、平成23年8月30日に、放射性物質汚染対処特措法が成立した。

当該法律に基づき、指定地域内の廃棄物（対策地域内廃棄物）及び、指定地域外であっても放射性物質による汚染状態が基準（8千Bq/kg）を超えるもの（指定廃棄物）については、国がその処理を行うこととなっている。

そのため、放射性物質によって汚染された対策地域内廃棄物及び指定廃棄物を着実に処理し、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減することを目的として本事業を行う。

また、従来、循環利用されていた稲わら、牧草等が放射性物質に汚染され、農林業系廃棄物となって大量に発生している。農林業等への影響の軽減や腐敗による生活環境の悪化等を避けるため市町村等による8千Bq/kg以下の農林業系廃棄物処理を支援する。

2. 事業計画（業務内容）

対策地域内廃棄物、指定廃棄物及び8千Bq/kg以下の農林業系廃棄物を着実に処理するために、以下の業務等を行う。

- （1）対策地域内廃棄物処理
- （2）指定廃棄物処理
- （3）処理施設の整備（必要な環境整備を含む）
- （4）農林業系廃棄物処理の支援

3. 施策の効果

対策地域内廃棄物、指定廃棄物及び8千Bq/kg以下の農林業系廃棄物の処理の着実な実施。

放射性物質汚染廃棄物処理事業等

平成27年度予算(案)額 138,681百万円(138,012百万円)

○対策地域内廃棄物の処理

汚染廃棄物対策地域の状況

平成26年4月1日時点



- 汚染廃棄物対策地域(旧警戒区域及び旧計画的避難区域等)の災害廃棄物等(対策地域内廃棄物)は、環境省が直轄で処理を行う。
- 仮置場、仮設処理施設を整備し、順次処理を行う。
- 平成25年12月26日に改定した対策地域内廃棄物処理計画を踏まえ、帰還の妨げになる廃棄物を速やかに撤去し、仮置場に搬入することを優先目標とし、処理を加速化する。

<汚染廃棄物対策地域内災害廃棄物の仮置場における処理状況>



南相馬市 塚原仮置場
(H25年7月撮影)



浪江町 棚塩第一仮置場
(H25年12月撮影)

○指定廃棄物の処理

- 放射性物質による汚染状態が基準(8千Bq/kg)を超えるもの(指定廃棄物)については、国がその処理を行う。
- 焼却・乾燥等の処理によって、指定廃棄物の減容化や性状の安定化を図る事業を進めている。
- 分散保管されている指定廃棄物を集約して処理するため、処理施設を整備するとともに、必要な環境整備を行う。

減容化事業の例



福島市・堀河町終末処理場
下水汚泥仮設減容化施設



福島県県中浄化センター(郡山市)における下水汚泥焼却事業

○農林業系廃棄物の処理

- 市町村等による8千Bq/kg以下の農林業系廃棄物処理を支援。
補助対象者:市町村等
補助率:1/2



牧草ロールの収集

放射線の健康影響、被ばく線量評価等に関する調査研究事業

1, 196百万円（1, 224百万円）

環境保健部放射線健康管理担当参事官室

1. 事業の必要性・概要

今般の福島第一原発事故を受け、これまでに「福島県民健康管理基金」を創設するなど、原子力被災者の健康の確保に必要な事業を中長期的に実施する体制を整備したところである。

平成27年度においても、原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の県民健康調査事業の前提となる被ばく線量の評価、放射線の健康影響調査等の国として実施すべき事業を行う。

2. 事業計画（業務内容）

本事業は、健康管理の前提となる放射線の健康影響に係る研究調査、被ばく線量評価等に関する調査研究を実施するとともに、安心・リスクコミュニケーション事業等を実施して放射線に対する不安の解消を図るものであり、個々の事業は以下のとおりである。

1) 放射線の健康影響に係る調査研究事業

被災者の健康管理に資する放射線の健康影響に関する研究調査及び被災者の健康不安対策に資する放射線の健康影響に関する研究調査を行う。

また、放射線の健康影響に係る調査手法等に関する研究調査を行う。

2) 被ばく線量評価等に関する研究調査事業

事故初期からの外部被ばく線量と内部被ばく線量の推計を実施し、被災者の線量評価システムを構築する。さらに個人被ばく線量モニタリング運用ガイドラインの実証を行う。

3) 安心・リスクコミュニケーション事業

統一的な基礎資料を用いて育成された講師が、住民からの相談に対応する保健医療従事者、学校関係者等に研修を行うとともに、住民を対象としたセミナーを実施する。

4) 帰還住民向けの健康相談調査等事業

帰還住民を身近で支える相談員が受ける健康不安等の相談について、科学的・技術的な知見から情報提供できるよう、専用照会窓口や研修等の支援をする拠点を整備し、相談内容や課題を把握して支援のあり方を検討する。

3. 施策の効果

被ばく線量の評価が向上すること、放射線の健康影響に係る知見が得られること、リスクコミュニケーション事業において統一された対応ができるようになることにより、原子力被災者の健康確保及び健康不安の解消に資する。

放射線の健康影響、被ばく線量評価等に関する調査研究事業

27年度予算(案)額1,196百万円(26年度予算額1,224百万円)〔支出予定先:民間団体等〕

＜事業の背景・内容＞

1. 原子力災害からの福島復興の加速に向けて
今般の事故により、原子力被災者をはじめ、国民全般の方が抱える健康不安への対策を確実に計画的に講じていくことを目的として、平成25年12月に「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」が閣議決定され、住民の帰還の選択を支援する個々の対策とその実施の際に考慮すべき課題が掲げられており、これに取り組むこととされた関係省庁等を中心に、政府が一丸となって確実に実施していく必要があります。
2. 原子力被災者に対する健康管理・健康調査
平成27年度においても、原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価、放射線の健康影響調査等の国として実施すべき事業を行います。
また、引き続き帰還住民を身近で支える相談員の活動を支援する拠点を整備し、相談内容や課題を把握することで、支援のあり方を検討していく必要があります。

＜事業のスキーム、具体的な成果イメージ＞

1. 放射線の健康影響に係る研究調査事業
被災者の健康管理に資する放射線の健康影響に関する研究調査及び被災者の健康不安対策に資する放射線の健康影響に関する研究調査を行います。
2. 被ばく線量評価等に関する調査研究事業
事故初期からの外部被ばく線量と内部被ばく線量の推計を実施し、被災者の線量評価システムを構築します。
3. 安心・リスクコミュニケーション事業
統一的な基礎資料を用いて育成された講師が、住民からの相談に対応する保健医療従事者、学校関係者等に研修を行うとともに住民を対象としたセミナーを実施します。
4. 帰還住民向けの健康相談調査等事業
帰還住民を身近で支える相談員が受ける健康不安等の相談について、科学的・技術的な知見から情報提供できるよう、専用照会窓口や研修の実施等の支援する拠点を整備し、相談内容や課題を把握し、支援のあり方を検討します。

住民の健康確保・不安解消

1. 事業の必要性・概要

現在、避難している避難区域の住民は、避難指示解除により帰還が可能となるが、帰還住民に対しては帰還後の健康影響に係る情報の一つとして被ばく線量を提示する必要があることから、帰還した住民に個人線量計を配布するとともにホールボディカウンターにより、今後の帰還住民の帰還地での被ばく線量を把握する。

また、国として改めて被ばく線量を正確に把握するため、福島県外の汚染状況重点調査地域において、空間線量からの被ばく線量ではなく、個人線量計を配布して、個人の外部被ばく線量を正確に把握する。

2. 事業計画（業務内容）

1）避難指示解除準備区域での線量把握事業

避難指示解除準備区域において、避難住民の帰還地での被ばく線量を把握するため、帰還者に個人線量計を配布するとともにホールボディカウンターにより測定して、帰還地での被ばく線量の状況を把握する。

2）汚染状況重点調査地域での線量把握事業

福島県外の汚染状況重点調査地域において、外部被ばく線量の状況を正確に把握するため、住民に個人線量計を配布する。

3. 施策の効果

個人線量計を配布して、被ばく線量をより正確に把握することにより、住民の健康不安を解消するとともに避難住民の帰還の促進に資する。

住民の個人被ばく線量把握事業

27年度予算(案)額465百万円(26年度予算額664百万円)[支出予定先:民間団体等]

<事業の背景・内容>

現在、避難している避難区域の住民は、避難指示解除により帰還が可能となるものの、帰還後の健康影響に係る情報の一つとして被ばく線量を提示するため、帰還した住民に個人線量計を配布し外部被ばく線量を測定するとともに、ホールボディカウンターで内部被ばく線量の測定を行い、帰還地での被ばく線量を把握します。

また、国として改めて被ばく線量を正確に把握するため、福島県外の汚染状況重点調査地域において、空間線量からの被ばく線量ではなく、個人線量計を配布して、個人の外部被ばく線量を正確に把握します。

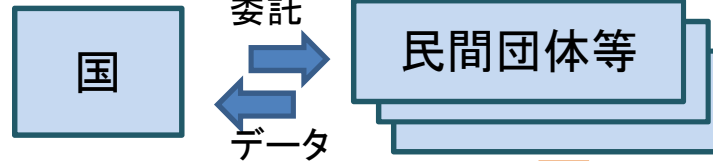
避難指示区域の概念図

平成26年10月1日時点

- 凡例
- 帰還困難区域
 - 居住制限区域
 - 避難指示解除準備区域



避難指示解除準備区域



- ・個人線量計の配布
- ・ホールボディカウンター測定

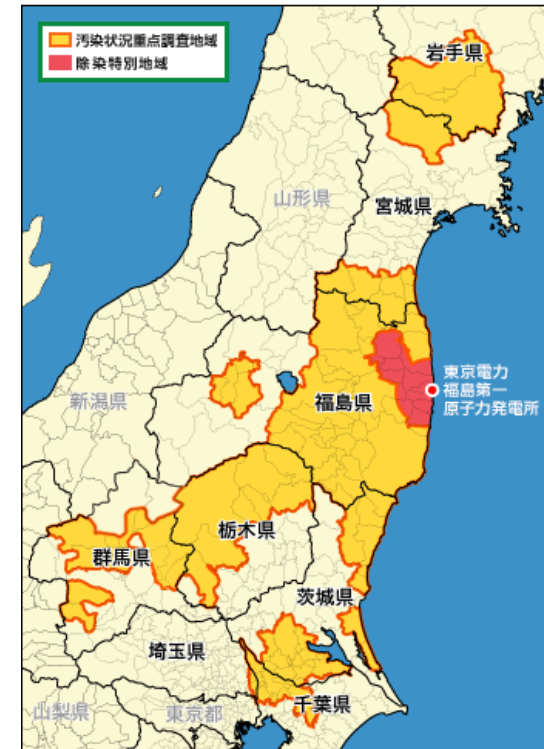


ホールボディカウンター

住民



個人線量計



汚染状況重点調査地域

1. 事業の必要性・概要

今般の原発事故による放射線健康不安は未だに続いており、復興や帰還の妨げに一因になっている。放射線の健康影響を理解するためには個人線量を把握することが有効とされており、個人線量計を用いて個人線量を測定し、それらのデータをリスクコミュニケーションに活用することが求められている。

本事業では、福島県の県民健康調査をフォローアップするため、放射線による健康不安の解消を図る事業や付随する調査研究等について支援を行う。

2. 事業計画（業務内容）

1) ホールボディカウンター性能維持事業

福島県内の自治体等が実施するホールボディカウンターの校正等、性能維持に係る事業を支援する。

2) 健康管理に関するリスクコミュニケーション活動事業

市町村における個人線量計の配布による外部被ばく線量の状況を正確に把握し、住民とのリスクコミュニケーション活動を支援する。

3) 母乳放射能検査事業・新生児聴覚検査事業

育児者にとって特に新生児の健康に対する不安が大きいため、不安の解消を図るための事業を支援する。

4) 県民健康調査支援のための調査研究

住民の健康確保の不安の解消を図るため、放射線による健康への影響を網羅的に把握することを目的とした調査研究事業を支援する。

3. 施策の効果

きめ細やかなリスクコミュニケーションを行うとともに、福島県の県民健康調査を円滑に実施する体制を整備し、原子力被災者の健康確保及び健康不安の解消に資する。

放射線被ばくによる健康不安対策事業

27年度予算(案)額594百万円(26年度予算額44百万円)〔支出予定先:福島県〕

福島第一原発事故による放射線の住民への健康影響

(福島県内の実測データ)

- ・事故直後4か月の外部被ばくは、99.8%が5mSv以下
- ・内部被ばくは、99.9%が検出限界以下(WBC)

(国際機関による評価)

- ・リスクは無視できる水準(WHO,2013)
- ・住民の被ばく量は少なく、今後も健康への影響が生じる可能性はない(UNSCEAR,2013声明)

ホールボディカウンターの校正性能維持のための校正費用の交付



これらの事実関係を住民にわかりやすく、丁寧に説明していくことが重要

- ・市町村における、個人線量計の配布による外部被ばく線量の状況を正確に把握し、住民とのリスクコミュニケーション活動に対する費用を交付します。
- ・福島県内の育児者には、特に新生児の健康に対する不安が大きいため、不安の解消を図るための事業に対する費用を交付します。
- ・県民健康調査に付随する調査及び研究事業を支援して、住民の健康確保の不安の解消を図るための事業に対する費用を交付します。



1. 事業の必要性・概要

東北地方太平洋沿岸は生物多様性が高く、風光明媚な地域が多いことから、陸中海岸国立公園をはじめ、多くの自然公園が指定されており、多くの観光客が訪れる（約1,778万人（H21））。東日本大震災では、東北地方太平洋沿岸の自然環境が大きく改変されるとともに、自然公園の利用施設や自然体験プログラムの提供団体等にも大きな被害があった。

「東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日。東日本大震災復興対策本部）」では、自然の景観、豊かな文化・『食』、国立公園等の地域資源（景観、野生生物、文化等）の活用、防災上の配慮をした公園施設の再整備や長距離海岸トレイルの新規整備の検討、エコツーリズムの推進等の各種事業、津波の影響を受けた自然環境の現況調査と経年変化状況のモニタリング等を行うこととしている。これに基づき、中央環境審議会、地域での意見交換会等の結果を踏まえ、環境省は平成24年5月7日に「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン」を策定した。

このビジョンに基づき、本事業において、自然環境変化状況の把握のための基礎調査、再編成のための公園計画の策定、長距離自然歩道（みちのく潮風トレイル）の路線計画、エコツアー等の公園利用プログラムの作成等を行うことでグリーン復興プロジェクトを具体的に推進する。

2. 事業計画（業務内容）

①国立公園再編成推進事業

平成24～26年度：自然公園の再編成を段階的に実施

平成27年度：長距離自然歩道（みちのく潮風トレイル）の開通

②国立公園適正管理推進事業

平成25～27年度：各種グリーン復興プロジェクトの推進

平成28～32年度：地域の自立した取組のための支援

③自然環境変化状況の把握事業

平成24～32年度：自然環境のモニタリング（平成27年度に中間とりまとめ）

3. 施策の効果

グリーン復興プロジェクトの推進により、観光業の振興による復興への貢献と、自然と共生する地域の実現を目指す。

三陸復興国立公園再編成等推進事業費

平成27年度予算（案）額 522百万円（522百万円）



<背景>

■東日本大震災

- ・自然環境、自然公園施設・自然体験型利用への影響
- ・自然の脅威とのかかわり方の再考

■守り・育まれてきた自然と人とのかかわり

- ・豊かな自然に支えられた地域のくらし、文化、産業、里山・里海



三陸復興国立公園の創設を核とした グリーン復興を実施<7つのプロジェクト>

- ①三陸復興国立公園の創設（自然公園の再編成）
- ②里山・里海フィールドミュージアムと施設整備
- ③地域の宝を活かした自然を深く楽しむ旅
- ④南北につなぎ交流を深める道・みちのく潮風トレイル
- ⑤森・里・川・海のつながりの再生
- ⑥持続可能な社会を担う人づくりの推進
- ⑦地震・津波による自然環境への影響の把握

三陸復興国立公園等復興事業（公共）

1, 828百万円（1, 828百万円）

自然環境局 自然環境整備担当参事官室

1. 事業の必要性・概要

東日本大震災により、東北地方太平洋岸に位置する自然公園の利用施設の多くが甚大な被害を受けた。これまで、陸中海岸国立公園の集団施設地区を中心に、被災施設の復旧・再整備を進め、観光拠点の利用再開を図ることで、地元雇用の創出や地域の再建に寄与してきた。

三陸復興国立公園の指定（平成25年5月）を受け、東日本大震災による大きな被害を受けた地域において、自然の恵みを最大限に活用した復興に資するため、三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン（平成24年5月7日環境省）をもとに、三陸復興国立公園の集団施設地区、歩道、園地等及び東北太平洋岸自然歩道（みちのく潮風トレイル）の利用拠点施設、全線統一標識の整備を実施する。

2. 事業計画（業務内容）

国立公園の集団施設地区、園地、歩道等及び東北太平洋岸自然歩道（みちのく潮風トレイル）の利用拠点等において、被災した既存利用施設の復旧整備や、観光地の再生に資する復興のための整備を行う。なお、施設の整備に際しては、災害廃棄物由来の再生資材の積極的な活用を図ることとする。

3. 施策の効果

三陸復興国立公園及び東北太平洋岸自然歩道（みちのく潮風トレイル）は、地域の観光資源として重要な役割を担っており、利用施設等の復旧・復興は観光産業をはじめとした地元雇用の創出等、地域再建にも寄与するものであり、東北地方の復興に資する。

三陸復興国立公園等復興事業

平成27年度予算(案)額 1,828百万円(1,828百万円) 支出予定先:民間団体等

●三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン(平成24年5月7日環境省)をもとに、平成25年に指定した三陸復興国立公園及び東北太平洋岸自然歩道(みちのく潮風トレイル)の利用拠点等における施設の整備を実施。

●事業実施箇所

従前からの国立公園指定地域の集団施設地区、歩道、園地等

主な事業地 普代、宮古姉ヶ崎、浄土ヶ浜、碁石海岸、気仙沼大島

国立公園編入地域(青森県)の集団施設地区、歩道、園地等

主な事業地 種差海岸

国立公園編入地域(宮城県)の集団施設地区、歩道、園地等

主な事業地 戸倉、十三浜、鮎川浜

東北太平洋岸自然歩道(みちのく潮風トレイル)(公園外)の利用拠点、全線統一標識

●事業内容

被災した公園利用施設の復旧、観光の復興のための公園施設の整備、東北太平洋岸自然歩道(みちのく潮風トレイル)の利用拠点等整備



公園編入地域の集団施設地区整備
(整備イメージ)



被災施設の復旧整備、供用開始
(浄土ヶ浜海岸歩道)

循環型社会形成推進交付金（公共）（浄化槽分）

8, 4 2 1 百万円（8, 4 2 1 百万円）

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課浄化槽推進室

1. 事業の必要性・概要

湖沼等公共用水域等の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水対策を推進し、良好な水環境や健全な水循環を確保するため、浄化槽整備に対する国の助成制度の一層の充実・強化を図る。

○改正内容

低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業の延長

平成 22 年度から 26 年度にかけて実施してきた低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業について、日本における温室効果ガスの削減目標達成のための浄化槽分野における CO2 削減対策の促進を図るため、制度を延長する。

2. 事業計画（業務内容）

市町村が実施する浄化槽の整備に関する事業の実施に要する費用の一部を国庫助成。
助成率：1／3（一部事業 1／2）、助成先：市町村等

3. 施策の効果

浄化槽の整備を推進することにより、湖沼等公共用水域等における生活排水対策が進み、良好な水環境や健全な水循環が確保できる。

4. その他

上記の循環型社会形成推進交付金による浄化槽整備以外に、他府省に別途計上された以下の国庫交付金により浄化槽の整備を推進。

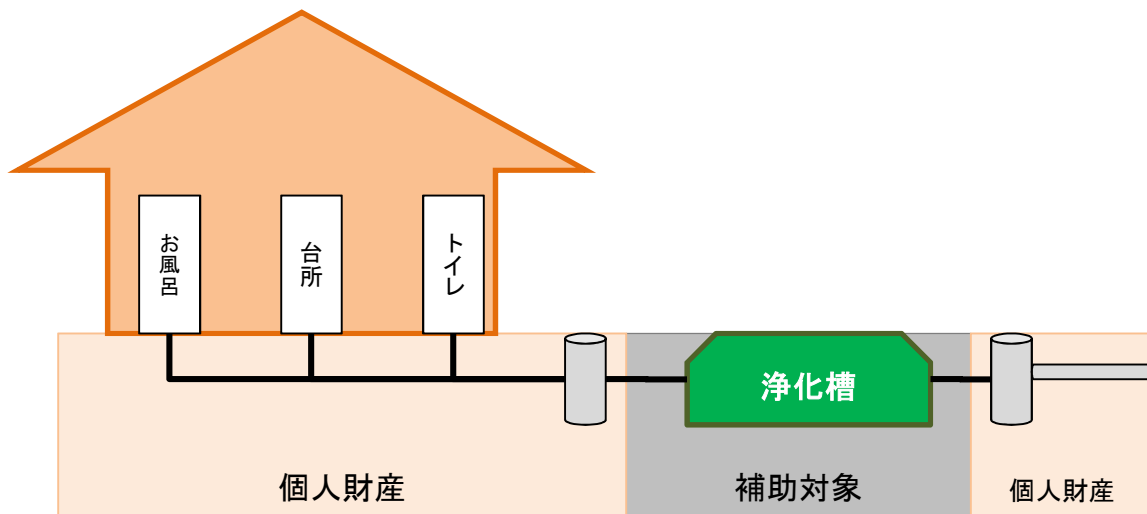
○内閣府計上 地域再生基盤強化交付金（污水处理施設整備交付金）

○復興庁計上 東日本大震災復興交付金（低炭素社会対応型浄化槽集中導入等事業）

循環型社会形成推進交付金(浄化槽分)

(公共)

平成27年度予算(案)額8,421百万円
 (平成26年度予算額:8,421百万円)
 支出先:市町村等



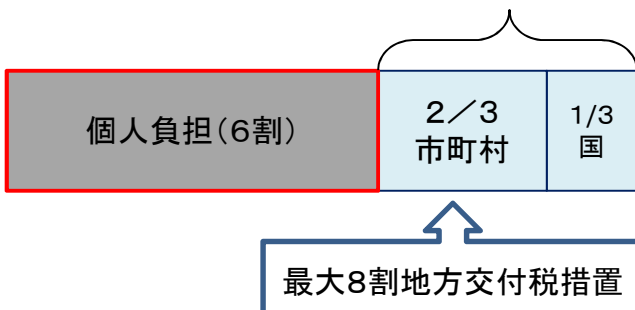
浄化槽設置整備事業 (S62～)

- 個人が設置し、市町村が設置費用(本体+施工費)を助成する事業。
- 個人が維持管理を行う。

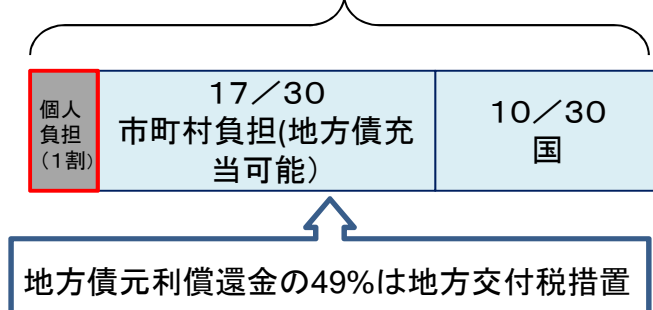
浄化槽市町村整備推進事業 (H6～)

- 市町村が個人の住宅に設置する。
- 市町村が維持管理を行う。

国庫助成対象額
(4割)



国庫助成対象額
(10割)



注) 低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業、沖縄、離島地域において、助成率は1/2となっている。

(新) 大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討・拠点整備事業

950百万円 (0百万円)

【26年度補正】 20,489百万円

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

1. 事業の必要性・概要

環境省では、東日本大震災をはるかに上回る規模の自然災害に備え、廃棄物処理システムの強靱化に関する総合的な対策の検討を平成25年度より進めている。本検討では、

- ①平成25年6月に成立した「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第54号）により、災害廃棄物処理については、環境大臣が廃棄物処理の特例地域を指定し、同地域における特例的な廃棄物の処理基準及び委託基準の規定を実施できることとされたこと
- ②「国土強靱化基本法」（平成25年法律第95号）に基づく「国土強靱化基本計画」において、「地域ごとに関係者が連携した災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を可能とする廃棄物処理システムの構築に向けた対策を推進」することとされ、その具体的な施策として、「地方環境事務所、自治体等からなる広域的な処理体制の整備」が掲げられていること
- ③平成25年5月の「廃棄物処理施設整備計画」においても、3Rの推進に加え、災害対策等の強化を目指し、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保を進めること

などを背景とし、廃棄物分野においても、強靱な廃棄物処理システムの確保を進めることが求められている。

2. 事業計画（業務内容）

（1）大規模災害時における災害廃棄物処理体制に係る検討体制の強化

東日本大震災において、混合廃棄物等の処理は建設機材や仮設施設で処理されるケースが多かったが、既存の破碎・選別施設において、混合廃棄物となった状態の災害廃棄物の受入れ処理が可能か否かに関する情報がなかった。このため、災害廃棄物等の要処理量の試算と処理施設における処理可能量の比較検討を行うための一連の手法について検討する。

（2）大規模災害時における災害対応拠点となり得る廃棄物処理施設の整備

大規模災害発生時において、生活環境の保全と公衆衛生の向上が図られるよう、地域の災害対応拠点となり得る廃棄物処理施設の整備を支援する。

3. 施策の効果

大規模災害の発生時において、災害廃棄物等の円滑・迅速な処理を実施し、国民の生活環境が保たれ、早期に復旧・復興につながるができるよう、事前の対策を策定するとともに、平時からの備えとしての地域の廃棄物処理システムを強靱化する。

大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討・拠点整備事業

今までの東日本大震災以降の動き
(制度的対応)

【政府全体】

災害対策基本法
(H25. 6. 21改正公布)

国土強靱化基本法
(H25. 12. 11公布)

- 防災・減災政策の一環として、災害廃棄物対策を位置付け。

環境分野の推進方針

- 自家発電設備の設置等も含めた計画的な廃棄物処理施設の更新
- 広域的な処理体制の確保
- 災害廃棄物を仮置き等するためのストックヤードの整備等
- 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を可能とする廃棄物処理システムの構築に向け対策を推進。
(国土強靱化基本計画 (H26. 6閣議決定))

【環境省】

廃棄物処理施設整備計画の改定 (H25. 5閣議決定)
「災害対策の強化」を明記

- 廃棄物処理施設を、災害廃棄物を円滑に処理するための拠点と捉え直す。
→ 広域圏ごとに一定程度の余裕を持った焼却施設及び最終処分場の能力を維持し、代替性及び多重性を確保。
- 地域の核となる廃棄物処理施設においては、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保

その他、災害廃棄物対策に関する事業の成果

- 災害廃棄物対策指針 (H26. 3策定)
- 巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて (H26. 3中間取りまとめ) 等

廃棄物処理システムの強靱化に向けた平成27年度事業の内容

(1) 大規模災害時における災害廃棄物処理体制に係る検討体制の強化

- 東日本大震災において、仮置場に集められた混合廃棄物等の破碎・選別処理は、仮置場における建設機材や仮施設で処理されるケースが多かった。
- 既存の破碎・選別施設において、混合廃棄物となった状態の災害廃棄物の受入れ処理が可能か否かに関する情報がなく、どの程度実際に利用可能か不明。

- 災害廃棄物等の要処理量の試算と処理施設における処理可能量の比較検討を行うための一連の手法について検討する。

(2) 大規模災害時における災害対応拠点となり得る廃棄物処理施設の整備

- 大規模災害発生時においても、生活環境の保全と公衆衛生の向上が図られるよう、地域の災害対応拠点となり得る廃棄物処理施設の整備を支援する。

1. 事業の必要性・概要

汚水処理施設の長期間の停止は生活環境の保全及び公衆衛生上避けなければならない事象である。個別分散型の生活排水処理施設で地震に強い特性を持つ浄化槽の整備促進や、早期復旧方法の確立は重要な課題である。

東日本大震災の被災地においては、地理情報システム（GIS）を活用した浄化槽台帳が被災浄化槽の効率的な復旧に役立ったという事例もあり、平時より、浄化槽の設置や維持管理の状況を把握し、管理体制を強化することは、国土の強靱化に資する重要なソフト対策である。

また、管理体制の強化にあたっては、検査の効率化、検査を活かした指導監督体制の強化、検査機関と維持管理業者の連携強化等により、受検者にとってより意義を理解しやすい、効果的な検査体制を構築することが求められている。このため、本事業では、浄化槽台帳システムの新たな利活用に関する調査検討等を行い、浄化槽台帳システムによる浄化槽の管理基盤の強化を図るとともに、より効率的な法定検査体制の構築手法の検討を行う。

2. 事業計画（業務内容）

- ① 浄化槽台帳システムの新たな利活用に関する調査検討
- ② より効果的な法定検査体制の構築手法の検討
- ③ 浄化槽台帳システムの災害対応力強化に関するモデル事業

3. 施策の効果

浄化槽台帳システムによる浄化槽の管理基盤の強化を図ることにより、浄化槽システム全体での更なる強靱化及び信頼性の向上を目指す。

浄化槽情報基盤強化推進事業費

～台帳システム整備による浄化槽の管理基盤の強化～

平成27年度予算(案)額:16百万円 (平成26年度予算額:16百万円) 支出予定先:民間団体等

課題

- ・浄化槽の災害対応及び平時の維持管理の信頼性を確保するため、管理体制の強化が必要
- ・人口減少等の社会情勢を踏まえ、個別分散型処理で災害に強い特性を持つ浄化槽の更なる整備が必要

GISを活用した台帳システム整備の効果

災害時

- ・被害状況を迅速かつ正確に把握できる
- ・浄化槽の被災状況を視覚情報として共有できる
- ⇒被災浄化槽の早期復旧等に貢献する

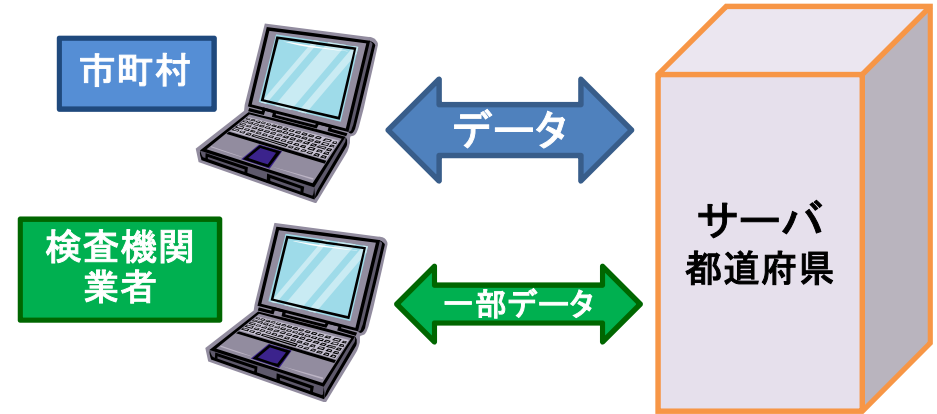
平常時

- ・設置状況を視覚的かつ正確に把握できる
- ⇒維持管理体制の適正化が図られる
- ⇒浄化槽の普及促進や単独転換施策に役立つ

<事業内容>

- ① 浄化槽台帳システムの整備促進手法の普及活動
- ② より効果的な法定検査体制の構築手法の検討
- ③ 浄化槽の情報基盤強化に関するモデル事業

浄化槽台帳システムの構築イメージ



GISによる浄化槽の設置状況の可視化



全国における浄化槽台帳のシステム化の推進等、浄化槽の管理基盤の強化を図ることにより、災害への対応力を強化し、下水道や集落排水事業とも連携し、汚水処理全体での更なる強靱化及び信頼性の向上を目指す

1. 事業の必要性・概要

浄化槽法に基づき、浄化槽の設置については、設置者等より都道府県等に対して届出することとなっており、また設置後の水質検査や定期検査の結果については、指定検査機関から都道府県等に報告することとされている。これらの届出や報告を管理するための帳簿が浄化槽台帳である。

環境省では浄化槽台帳システムの定義や導入手順の手引きとして、平成26年3月に「浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル(以下「マニュアル」という。)」を作成し、地方自治体(以下「自治体」という。))に提示したところである。

一方、自治体における浄化槽台帳システムの普及にあたっては、構築に係る費用及びノウハウの不足が導入促進の妨げとなっている。このため、本事業においては、環境省が策定した「マニュアル」に基づく浄化槽台帳システムの導入に前向きな自治体に対し、導入に際して地域ごとに異なる諸課題への解決策の支援を行うとともに、当該自治体における導入前後の諸課題及び解決策を整理、集約して、同様の諸課題を抱えている自治体に情報提供することを目的とする。

2. 事業計画(業務内容)

- ①浄化槽台帳システム導入に係る地域の諸課題への解決策支援
- ②浄化槽台帳システム導入後のフォローアップ調査
- ③他の自治体への情報提供

3. 施策の効果

浄化槽台帳システムの整備推進に向けた支援により、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や適正な維持管理の確立、管理体制の強化等を図るとともに、浄化槽の信頼性の向上を目指す。

浄化槽情報基盤整備支援事業費

(非公共) ～浄化槽台帳システムの導入支援及び実例に基づく課題整理～

平成27年度予算(案)額 50百万円(0百万円)
支出先:民間団体等

背景

- 浄化槽の単独転換対策や適正な維持管理の確立や災害対応力の強化に向けて、関係者間での効率的かつ正確な浄化槽情報の管理を可能とする浄化槽台帳システムの整備が必要。
- 浄化槽台帳システムの定義や導入手順の手引きとして、平成26年3月に「浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル」を作成したところ。

浄化槽台帳システムの普及にあたっては、
構築に係る費用及びノウハウの不足が導入促進の妨げの一つ

事業内容

「浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル」に基づく浄化槽台帳システムの導入に前向きな地方自治体に対し、浄化槽台帳システムの導入支援を行った上で、実例に基づく導入時及び導入後の課題を整理。

目標

- 他の自治体の浄化槽台帳システムに関する課題解決への波及効果
- 浄化槽の単独転換対策や適正な維持管理の確立、災害対応力の強化を図る



先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業（グリーンプラン・パートナーシップ事業）

5, 300百万円（5, 300百万円）

総合環境政策局環境計画課、環境経済課
大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室
地球環境局地球温暖化対策課
自然環境局自然環境計画課、国立公園課

1. 事業の必要性・概要

今後 2050 年までに 80%の温室効果ガス排出量削減目標を達成するためには、その大半を占めるエネルギー起源CO₂排出量を大幅に削減することが必要。特に、オリンピック東京大会が開催される 2020 年は、世界の温室効果ガスの削減目標年でもあり、2050 年に向け、国内における取組を加速的に進める意味でも、この機に都市圏の低炭素化を進め国内外に発信する意義は極めて大きい。

CO₂の大幅削減に当たっては、全国画一的な取組に留まらず、地域特性に応じた地域主導による低炭素化に向けた総合的かつ計画的な政策を推進することが不可欠である。

一方、第 4 次環境基本計画では目指すべき持続可能な社会の姿として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の統合的達成を挙げている。こうした社会を達成するためには、地球温暖化対策のみならず、資源循環や生物多様性の確保等についても、同様に地域の特性に応じて、地域主導で進めていくことが重要となる。

当事業では、地方公共団体による計画策定とそれに基づく低炭素地域づくり事業について、事業形成段階の支援から事業計画の策定・FS調査、再エネ・省エネ設備の導入までの包括的支援プログラムを提供し、地域経済等と一体となった自立的かつ持続的な取組を支援する。地域特性に応じて地域資源や資金が活用・循環される仕組の形成を図ることにより、「低炭素・循環・自然共生」の統合的達成を具現化する。

なお、当事業の支援対象となる設備導入事業例は以下のとおり。

- ・低炭素設備導入を地域に広げる枠組みがある事業
- ・事業による低炭素設備の導入によって地域の課題（生物多様性、環境教育、地域おこし等）の解決が図られる事業
- ・事業が地域的（面的な広がりを持つ）取組に基づくもの

2. 事業計画（業務内容）

事業形成段階の支援から事業計画の策定・FS調査、再エネ・省エネ設備の導入までの各段階に応じ、以下の支援プログラムを提供する。

（1）地域主導による事業化計画策定・FS調査支援

- ①地域のニーズや特性を活かした地域協働による低炭素地域づくりのための事業化計画の策定・FS調査（間接補助）
- ②里地里山等地域の自然シンボルを保全した自然共生型低炭素地域づくり事業（間接補助）
- ③エコタウンにおける資源循環社会と共生した低炭素地域づくりのための事業化計画の策定・FS調査（補助）

（2）地方公共団体実行計画等に基づく再エネ・省エネ設備等導入支援事業

- ①実行計画等に位置づけられたフラグシップ的な事業の支援（間接補助）
- ②自然公園における低炭素・自然共生型地域づくり事業の支援（間接補助）
- ③里地里山等地域の自然シンボルを保全した先導的な低炭素地域づくり事業の支援（間接補助）

（3）地域主導型事業形成支援事業

- ①再生可能エネルギーの基盤情報整備事業（委託）
- ②地域主導による再生可能エネルギー等事業化計画策定・FS調査事業（委託）
 - （ア）自然公園における再生可能エネルギー等の導入事業に関する計画の策定・FS調査（委託）
 - （イ）地域主導型再生可能エネルギー等事業化検討・事業化計画策定業務（継続事業分）（委託）
- ③地域の中小・零細企業、金融機関への専門家派遣・研修等事業（委託）

3. 施策の効果

地方公共団体実行計画（区域施策編）の充実、策定率の向上が図られるとともに、計画に基づく地域における自律的・持続的な低炭素化地域づくりが推進される。これにより、地域特性に応じて地域資源や資金が活用・循環される仕組が構築され、低炭素・循環・自然共生の統合的達成モデルが具現化する。



背景・目的

- 第4次環境基本計画では、目指すべき持続可能な社会の姿として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の統合的達成を挙げている。この実現のため、各種基盤情報の整備や地方公共団体による計画策定とそれに基づく低炭素地域づくり事業について、事業形成段階の支援から事業計画の策定・FS調査、再エネ・省エネ設備の導入までの包括的支援プログラムを提供し、低炭素・循環・自然共生地域の統合的達成を具現化する。

事業概要

(1) 地域主導による事業化計画策定・FS調査支援

- ① 地域のニーズや特性を活かした地域協働による低炭素地域づくりのための事業化計画の策定・FS調査(間接補助)
- ② 里地里山等地域の自然シンボルを保全した自然共生型低炭素地域づくり事業(間接補助)
- ③ エコタウンにおける資源循環社会と共生した低炭素地域づくりのための事業化計画の策定・FS調査(補助)

(2) 地方公共団体実行計画等に基づく再エネ・省エネ設備等導入支援事業

- ① 実行計画等に位置づけられたフラグシップ的な事業の支援(間接補助)
- ② 自然公園における低炭素・自然共生型地域づくり事業の支援(間接補助)
- ③ 里地里山等地域の自然シンボルを保全した先導的な低炭素地域づくり事業の支援(間接補助)

※(1),(2)とも農山漁村再エネ法の基本計画に位置づけられる事業も支援(農林水産省と連携)

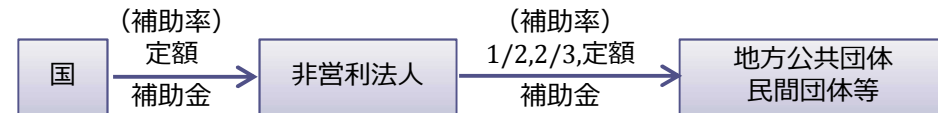
(3) 地域主導型事業形成支援事業

- ① 再生可能エネルギーの基盤情報整備事業(委託)
- ② 地域主導による再生可能エネルギー等事業化計画策定・FS調査事業(委託)
 - A) 自然公園における再生可能エネルギー等の導入事業に関する計画の策定・FS調査(委託)
 - I) 地域主導型再生可能エネルギー等事業化検討・事業化計画策定業務(継続事業分)(委託)
- ③ 地域の中小・零細企業、金融機関への専門家派遣・研修等事業(委託)

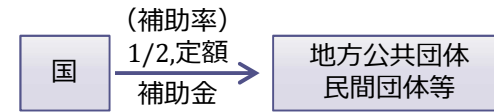
事業目的・概要等

事業スキーム

<間接補助事業> (1) ①,②, (2) ①,②,③



<補助事業> (1) ③



<委託事業> (3) ①,②,③



○低炭素設備導入を地域に広げる枠組みがある事業

【例】 公共施設等を低炭素化し、具体的な普及啓発等により地域に取組を広げる事業



○事業による低炭素設備の導入によって地域の課題(生物多様性、環境教育、地域おこし等)の解決が図られる事業

【例】 バイオマス資源を地域で活用し、里山の保全を図る事業



○事業が地域的(面的な広がりを持つ)取組に基づくもの

【例】 街区単位でのエネルギー利用や、交通の低炭素化事業



期待される効果

- 地域における自律的・持続的な低炭素化事業の推進
- 地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定率向上、内容充実
- 地域特性に応じた低炭素・循環・自然共生の統合的達成モデルの具現化

(新) 「低炭素・循環・自然共生」地域創生実現プラン策定事業

350百万円(0百万円)

総合環境政策局環境計画課

1. 事業の必要性・概要

地域においては新たなエネルギー需給システムの構築等による低炭素地域づくりを追求する動きと併せて、地域資源を活用した環境投資促進、他地域とのネットワーク形成による地域資源循環圏の実現、魅力ある生活・交流空間創造等を通じて雇用の創出や地域活性化を目指そうとする動きが活発化している。

地域において低炭素・循環・自然共生を統合的に達成し、まち・ひと・しごとの創生を図っていくため、地域における当該検討の際に目指すべき地域の将来像とその実現に向けたプラン策定のあり方を示すとともに国の支援策をとりまとめる。

2. 事業計画（業務内容）

(1) 「モデル地域創生プラン」策定事業(280百万円)

20地域程度の地域についてモデル地域創生プランの策定を支援し、低炭素・循環・自然共生地域の創生と地域・経済等活性化を実現する「モデル地域創生プラン」を策定する。

(2) 評価指標化検討事業(35百万円)

(1)のプランの進捗や目標達成度を分かりやすく示す指標を設定し、プラン実現による成果目標を明確にする。

(3) 全国プラン策定事業(35百万円)

(1)のプランを地域特性により類型毎に整理し、2050年CO₂80%削減を前提に、低炭素・循環・自然共生社会の実現に向けて、今後5カ年の支援策をとりまとめる。

3. 施策の効果

低炭素な地域エネルギーの導入支援策を構築するとともに、環境対策で地域経済循環を拡大し、地域活性化を実現する。



背景・目的

- 地域においては新たなエネルギー需給システムの構築等による低炭素地域づくりを追求する動きと併せて、地域資源を活用した環境投資促進、他地域とのネットワーク形成による地域資源循環圏の実現、魅力ある生活・交流空間創造等を通じて雇用の創出や地域活性化を目指そうとする動きが活発化している。
- 地域において低炭素・循環・自然共生を統合的に達成し、まち・ひと・しごとの創生を図っていくため、地域における当該検討の際に目指すべき地域の将来像とその実現に向けたプラン策定のあり方を示すとともに国の支援策をとりまとめる。

事業概要

(1) 「モデル地域創生プラン」策定事業(280百万円)

20地域程度の地域についてモデル地域創生プランの策定を支援し、低炭素・循環・自然共生地域の創生と地域・経済等活性化を実現する「モデル地域創生プラン」を策定する。

(2) 評価指標化検討事業(35百万円)

(1)のプランの進捗や目標達成度を分かりやすく示す指標を設定し、プラン実現による成果目標を明確にする。

(3) 全国プラン策定事業(35百万円)

(1)のプランを地域特性により類型毎に整理し、2050年CO₂80%削減を前提に、低炭素・循環・自然共生社会の実現に向けて、今後5カ年の支援策をとりまとめる。

事業スキーム

委託対象：民間団体
実施期間：2年間

事業目的・概要等

【「モデル地域創生プラン」イメージ】

イメージ

● 都市型事業パッケージ



● 地方型事業パッケージ



● 都市・地方連携型事業パッケージ



期待される効果

- 低炭素な地域エネルギーの導入支援策を構築。
- 環境対策で地域経済循環を拡大し、地域活性化を実現。

低炭素社会の実現に向けた中長期的温室効果ガス排出削減工程検討及びボトルネック解消等調査費

552百万円（450百万円）

（ エネルギー対策特別会計 517百万円（450百万円）
一般会計 35百万円（ 0百万円） ）

地球環境局総務課低炭素社会推進室

1. 事業の必要性・概要

中長期的な温室効果ガスの削減については、2020（平成32）年以降の削減目標、2050年80%削減目標（第四次環境基本計画（平成24年4月27日閣議決定））、更には気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書で示された2100年までにほぼゼロ又はマイナス排出といった中長期の時間軸に沿った検討が必要である。こうした目標を実現するためには、中長期的な社会像の変化、技術開発、機器・施設・インフラの転換速度等を踏まえてバックキャスト的に取り組むべき事項を洗い出し、中長期的な技術・対策・施策の組み合わせや、目標達成に向けた取組による経済・社会等への副次的な効果を明らかにする必要がある。また、ゼロ・マイナス排出を支える技術の導入可能性を検証するとともに、逆に中長期的に二酸化炭素排出増大につながるおそれのある機器・インフラ等を特定する必要がある。

2. 事業計画（業務内容）

- 2100年までを見据えた中長期的な低炭素社会像を提示するとともに、その経済・社会等への効果を併せて明らかにする。また、複数部門の温室効果ガス排出削減対策を横断的に把握することにより、費用対効果の高い対策分野を特定する。
- 中長期的な排出削減に当たってのボトルネックとなりえる再生可能エネルギーの大量導入の実施可能性について定量的に検証しつつ、それを実現するための方策を明らかにする。
- 中長期的にCO2排出増大につながる可能性がある長寿命の機器・施設・インフラ等への対策として、特に電力業界全体の自主的な枠組みの構築を促すとともに、交通・社会インフラ等のロックインによる二酸化炭素排出量の定量化や、低炭素化なインフラへ誘導するための方策を明らかにする。

3. 施策の効果

中長期的な排出削減に向けた技術・対策・施策の組み合わせを提示するとともに、部門別のボトルネックの特定・検証がなされる。また、経済・社会等への副次効果の最大化を図るための具体的な方策を明らかにするとともに、バイオマス等の再エネの大量導入に向けた方策やインフラ・社会資本のロックイン対策を示す。これらに沿った対策・施策を立案・実施することで、計画的・包括的に温室効果ガスの大幅な排出削減を実現することが可能となる。



低炭素社会の実現に向けた中長期的温室効果ガス排出削減工程検討及び ボトルネック解消等調査費

平成27年度予算(案)額
(一般分) 35百万円(0百万円)
(特会分) 517百万円(450百万円)

背景・目的

- 中長期的な温室効果ガスの削減については、エネルギー政策やエネルギーミックスの検討を踏まえつつ、来春を目的に提示する2020年以降の削減目標、2050年80%削減目標、更にはIPCCの第5次評価報告書で示された2100年までにほぼゼロ又はマイナス排出といった中長期の時間軸に沿った検討が必要。
- それらの目標を実現するためには、中長期的な社会像の変化、技術開発、機器・施設・インフラの転換速度等を踏まえてバックキャスト的に取り組むべき事項を洗い出し、中長期的な技術・対策・施策の組み合わせや、目標達成に向けた取組による経済・社会等への副次的な効果を明らかにする必要がある。
- また、ゼロ・マイナス排出を支える技術の導入可能性を検証するとともに、逆に中長期的に二酸化炭素排出増大につながるおそれのある機器・インフラ等を特定する必要がある。

事業スキーム

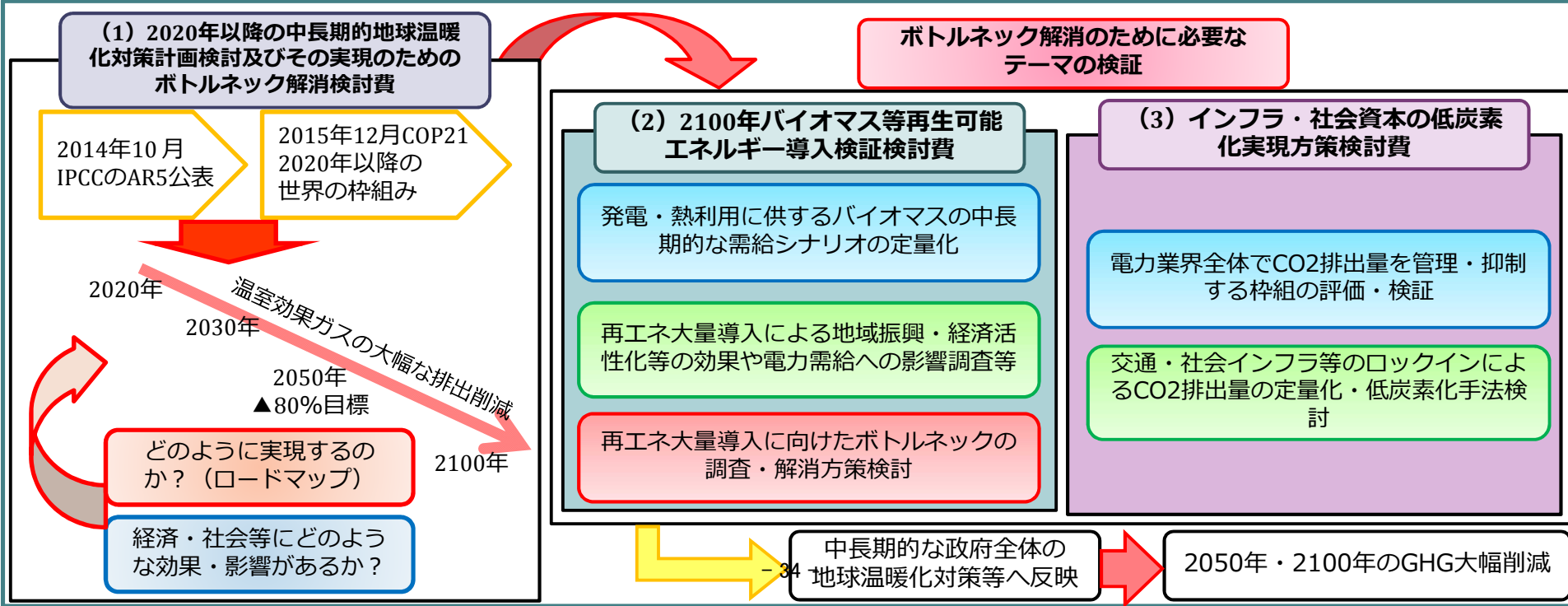
- (1) 委託対象：民間団体 実施期間：平成26～29年度
- (2)・(3) 委託対象：民間団体 実施期間：平成27～29年度

事業概要

- (1) 2020年以降の中長期的地球温暖化対策計画検討及びその実現のためのボトルネック解消検討費 (3.5億円)**
中長期的な排出削減に向けた技術・対策・施策の組み合わせ、ボトルネックの解消方法や経済・社会等への副次的な効果を提示。
- (2) 2100年バイオマス等再生可能エネルギー導入検証検討費 (1億円)**
マイナス排出を支えるバイオマスの供給量の精査や再生可能エネルギー等を中心としたエネルギー供給体制の姿等を検討し、中長期的な温室効果ガス削減の実現可能性を精査。
- (3) インフラ・社会資本の低炭素化方策検討費 (1億円)**
一度導入されると固定化する火力発電施設、交通・社会インフラ等を低炭素化する手法を検討。

期待される効果

- 2100年までを見据えた中長期的な低炭素社会像の提示



地域低炭素投資促進ファンド事業

4, 600百万円（4, 600百万円）

総合環境政策局環境経済課

1. 事業の必要性・概要

2050年までに80%削減という温室効果ガスの大幅削減を実現し、低炭素社会を創出していくには、巨額の追加投資が必要であり、民間資金の活用が不可欠である。地域資源を活用した低炭素投資の拡大は、地域経済循環を通じた地域活性化にも資する。

一方、地域において低炭素化プロジェクトを実施しようとする事業者は、資金調達面で苦慮しているのが現状である。「出資」により資金調達を円滑化することにより、優良なプロジェクトの実現を推進する必要がある。

国際的にも、低炭素投資促進のための「グリーン投資銀行」の設置が重要な政策テーマとして注目されている。

2. 事業計画（業務内容）

○ 地域低炭素化出資事業 4, 600百万円（4, 600百万円）

一定の採算性・収益性が見込まれる低炭素化プロジェクトに民間資金を呼び込むため、これらのプロジェクトを「出資」により支援。

地域金融機関等との連携をさらに強化して、サブファンドの組成拡大、地域貢献性の高い案件への手厚い支援等を図ることにより、民間資金の呼び水となる「地域低炭素投資促進ファンド」の出資を効果的に実施する。

特に、地域型・テーマ型等の多様なサブファンドの組成を拡大し、地域の人材の低炭素投資に係る「目利き力」の向上、成長資金の供給拡大、地域の資金循環の拡大を図る。

3. 施策の効果

民間資金による低炭素投融資を促進し、地域での資金循環を円滑化すること等により、低炭素化と地域活性化の同時実現に寄与する。



背景・目的

- 低炭素社会の創出に向けては、巨額の追加投資が必要であり、民間資金の活用が不可欠。地域資源を活用した低炭素投資の拡大は、地域経済循環を通じた地域活性化にも資する。
- 地域において低炭素化プロジェクトを実施しようとする事業者は、資金調達面で苦慮。「出資」により資金調達を円滑化することにより、優良なプロジェクトの実現を推進することが必要。
- 国際的にも、低炭素投資促進のための「グリーン投資銀行」の設置が重要な政策テーマとして注目されている。

事業スキーム

- 補助事業（基金事業）



事業概要

● 地域低炭素化出資事業（4,600百万円）

一定の採算性・収益性が見込まれる低炭素化プロジェクトに民間資金を呼び込むため、これらのプロジェクトを「出資」により支援。

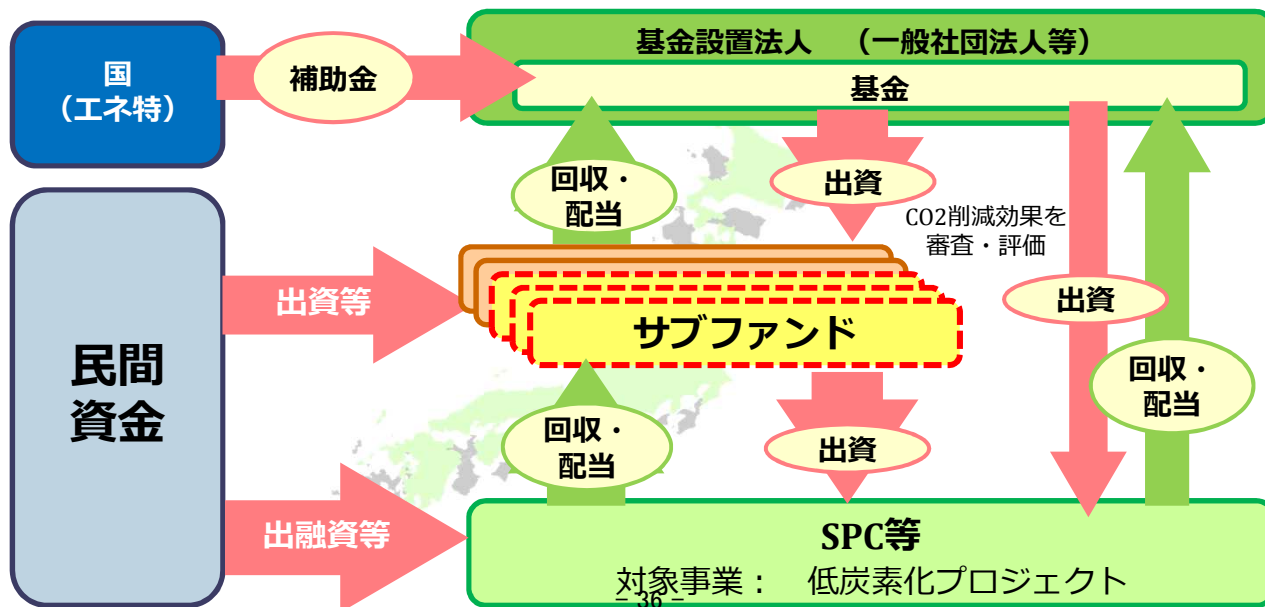
地域金融機関等との連携をさらに強化して、サブファンドの組成拡大、地域貢献性の高い案件への手厚い支援等を図ることにより、民間資金の呼び水となる「地域低炭素投資促進ファンド」の出資を効果的に実施する。

特に、地域型・テーマ型等の多様なサブファンドの組成を拡大し、地域の人材の低炭素投資に係る「目利き力」の向上、成長資金の供給拡大、地域の資金循環の拡大を図る。

期待される効果

- 民間資金による低炭素投融資を促進し、地域での資金循環を円滑化すること等により、低炭素化と地域活性化の同時実現に寄与する。

イメージ



クレジット制度を活用した地域経済の循環促進事業（一部農林水産省連携事業）
885百万円（1,208百万円）

（ エネルギー対策特別会計 850百万円（1,141百万円）
一般会計 35百万円 （67百万円）
地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

1. 事業の必要性・概要

- J-クレジット制度は、2013（平成25）年度から環境省・経済産業省・農林水産省の3省合同で開始され、省エネ機器の導入等のプロジェクトによる温室効果ガスの排出削減量等をクレジットとして国が認証するものである。認証されたクレジットが利用されることにより、全国各地で排出削減等に取り組む中小企業等に資金を還流させ、地域経済の発展にも資するものである。J-クレジット制度ではこれまで68件のプロジェクトを承認し、見込排出削減量は約179.8万トンとなっている。今後も制度の信頼性向上と普及を図る観点から、関連委員会の運営やクレジット創出事業者への支援等を行っていく必要がある。
- 認証されたクレジットの利用状況は、報道発表ベースで1,292件（平成26年8月現在）の取組事例があるが、クレジット量ベースでは認証量と比べて利用量は少ない水準にとどまっている。このため、消費者が環境に配慮した商品・サービスの購入を通じて間接的に地球温暖化対策等に参加できる取組が定着しつつあることに着目し、J-クレジットの創出促進との両輪として、J-クレジットを介して環境に配慮する商品の開発支援等によるクレジットの需要喚起を更に推進する。

2. 事業計画（業務内容）

- J-クレジット制度及びカーボン・オフセット制度の実施に係る関連委員会の運営や、クレジット創出に向けた支援を行い、両制度の円滑な運営を図るとともに、ウェブサイト等を通じた適切な情報提供により、制度の周知と信頼性の確保に努める。
- 消費者が間接的に地球温暖化対策の実施に貢献できるよう、商品・サービスを購入した分、温室効果ガスの排出削減プロジェクト等に資金を還流する商品（環境貢献型商品）の開発等に係る費用を支援する。また、各地域における商品開発の相談窓口やクレジットの創出者及び利用者のマッチング等を担う団体を支援し、地域に密着した取組を活性化する。
- 商品・サービス、会議・イベントに係る温室効果ガス排出量を算定し、クレジットで埋め合わせるカーボン・オフセット認証や、会社等の組織の排出量を

全量埋め合わせるカーボン・ニュートラル認証の取組を支援する。

3. 施策の効果

- J-クレジット創出の取組促進及び創出されたクレジットの利用を国民・事業者に広く普及させることで、我が国の 2013（平成 25）年以降の地球温暖化対策の中期目標の達成に寄与するとともに、都市から里地里山・里海地域への資金還流、地域内での中小企業等への資金循環、地域における雇用の確保、地域の知名度の向上につなげることによる地域の活性化、並びに水源地保全等の地域環境の保全に貢献する。



クレジット制度を活用した地域経済の循環促進事業（一部農林水産省連携事業）

平成27年度予算（案）額
（一般分）35百万円（67百万円）
（特会分）850百万円（1,141百万円）

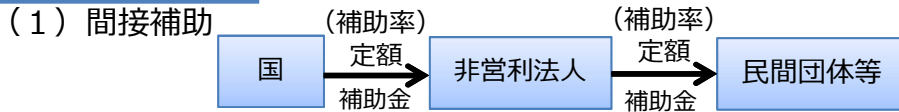
背景・目的

- ・消費者は自主的に環境にやさしい商品を選択（アンケート調査結果：約8割）
- ・消費者のニーズにマッチした商品を供給するため、排出削減プロジェクト等によるクレジットを活用
- ・クレジットを創出する地域社会への資金還流を促進（ポテンシャルとして年間約40億円が地域に還流）

事業概要

- (1) 環境貢献型の商品開発・販売促進支援事業（農林水産省連携事業）
 - ①クレジットを活用した個別商品の開発や販売促進を支援することにより、地域へのクレジット販売収益の還元を加速化
 - ②各地域における商品開発の相談窓口・マッチングを担う特定地域協議会の取組を支援し、更なる商品化を促進
- (2) J-クレジット及びカーボン・オフセット制度運用等業務
両制度に係る委員会の運営、認証取得の技術的支援、Web等を通じた情報提供により、制度の円滑な運用と信頼性を確保

事業スキーム



実施期間：5年間

(2) 委託対象：民間団体

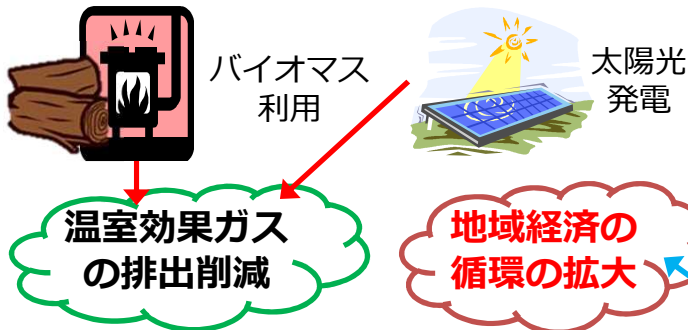
実施期間：平成21年度～

期待される効果

- 都市部から地域への資金還流や雇用の確保による地域経済の循環の拡大、及び地域の知名度向上等による地域の活性化
- 地域の環境保全と温室効果ガスの排出削減の達成

地域社会（クレジット創出者）

- ・J-クレジット制度の円滑な運用
- ・J-クレジットの創出支援



クレジット



民間資金の還流

メーカー、小売店等

- ・環境貢献型の商品開発・販売促進への補助
- ・商品化の技術的支援
- ・カーボン・オフセット制度の円滑な運用

＜クレジットを付与した農産物の例＞



積極的な購入

消費者

地域活性化と排出削減の同時達成

中堅・中小企業による環境経営の普及促進事業及び
グリーン経済における情報開示基盤の整備事業 58百万円（56百万円）

総合環境政策局環境経済課

1. 事業の必要性・概要

近年、調達先における環境破壊等の問題が企業に損失を与える事例が多く、バリューチェーンの重要な構成員である中小企業の環境対応がますます重要となってきている。

また、「統合報告」といった環境情報の開示に関する新たな概念が国際的に注目されるなか、環境情報を投資情報として活用する動きが我が国でも芽生えつつあり、これら国内外の新たな動きに対応し、より充実した環境情報の開示を推進することが重要となっている。

2. 事業計画（業務内容）

（1）中堅・中小企業による環境経営の普及促進事業 17百万円（16百万円）

ISO14001の改訂や中堅・中小企業を取り巻く経営環境の変化を踏まえ、エコアクション21ガイドラインの改訂に向けた調査・検討を行う。

また、大企業、地域金融機関、自治体等との協力の下で、バリューチェーン全体のグリーン化の有効な手段としての活用を進めつつ、その一層の普及促進を図る。

（2）グリーン経済における情報開示基盤の整備事業 41百万円（39百万円）

統合報告やGRIといった新たな環境開示の流れを踏まえ、環境報告ガイドライン（2012年版）の充実等により、環境情報開示の一層の推進を図る。

また、記載事項に関する手引きの作成等により、中堅・中小企業が開示する環境情報の更なる有効活用を図る。

自然資本の影響評価・管理手法に関する調査分析を行い、環境会計ガイドラインの見直しを進める。

3. 施策の効果

環境経営を促進するとともに環境報告の有効利用を進め、環境ビジネスや環境配慮型の企業活動が関係者に積極的に評価されるようにすることにより、グリーン経済の実現に寄与する。

中堅・中小企業による環境経営の普及促進事業 及びグリーン経済における情報開示基盤の整備事業

平成27年度予算(案)額
58百万円(56百万円)
支出予定先: 民間団体等

【課題】

1) バリューチェーンの環境リスク管理の視点を含め、中堅・中小企業による環境経営の一層の普及を図ることが必要。

2) 統合報告フレームワークの公表や投資情報への活用拡大等、新たな流れを踏まえつつ、我が国の環境情報の開示の一層の拡大・高度化が必要。

環境経営の普及推進

- バリューチェーンをより意識した、エコアクション21ガイドラインの充実
- バリューチェーン全体の環境経営を包括的に推進するための実証

環境情報開示基盤の整備

- 新たなニーズを意識した環境報告の開示支援ツールの改訂・作成等
- 自然資本概念を踏まえた、環境負荷・保全効果の評価手法の検討

環境経営の実践

バリューチェーンを視野に中堅・中小を含む企業が環境経営を実践

環境情報の開示

環境経営を行っている事業者を適正に評価できる情報基盤を整備

環境経営の適正な評価・環境金融

環境経営に優れた企業に資金流入と便益がもたらされ、好循環の輪を拡大



公共施設への再生可能エネルギー・先進的設備等導入推進事業

19,000百万円（22,000百万円）

総合環境政策局環境計画課
大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

1. 事業の必要性・概要

東日本大震災と原子力発電所の事故が発生し、東北地方を中心として甚大な被害をもたらすとともに、エネルギー需給の逼迫を生じたところである。

このような事態を踏まえ、再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーの導入や省エネ効果に優れた先進的設備の導入による災害に強い地域づくり、環境負荷の小さい地域づくりが国を挙げての課題となっており、これらの課題に対応するため、再生可能エネルギーや先進的設備等の導入支援が必要となっている。

2. 事業計画（業務内容）

- ①防災拠点、避難施設及び災害時に機能を保持すべき公共施設への、再生可能エネルギー、未利用エネルギー、蓄電池等の導入を支援

○事業スキーム

- ・国→非営利法人→地方公共団体
- ・補助率：定額（一部 2/3）

- ②廃棄物処理施設の地球温暖化対策の強化に向けた先進的設備の導入を支援

○事業スキーム

- ・国→地方公共団体
- ・補助率：最大 1/2

3. 施策の効果

再生可能エネルギーや未利用エネルギーを利用した自立・分散型のエネルギーシステムの導入が地域主導で加速的に推進され、災害時においても地域ごとに住民の安全や都市機能を最低限保持できる「災害に対応できる自立・分散型エネルギーシステム」を早期に構築する。また、地球温暖化対策の強化に向けた先進的設備の導入を支援することで、「低炭素な地域づくり」を推進する。



背景・目的

東日本大震災及び原子力発電施設の事故を契機とした電力需給の逼迫などを背景として、災害に強い地域づくり、環境負荷の小さい地域づくりが国を挙げての課題。



・災害に対応できる自立・分散型エネルギーシステムの構築
・低炭素な地域づくりの全国展開

- ①防災拠点等への再生可能エネルギーの導入等
- ②廃棄物処理施設への省エネ効果に優れた先進的設備の導入

事業概要等

①防災拠点、避難施設及び災害時に機能を保持すべき公共施設への再生可能エネルギー、未利用エネルギー、蓄電池等の導入事業を支援

②廃棄物処理施設の地球温暖化対策の強化に向けた先進的設備の導入事業を支援

間接補助事業

国 → 非営利法人 → 地方公共団体
(定額補助) (定額補助 (一部2/3))

交付金事業

国 → 地方公共団体
国の負担割合：最大1/2

環境省（又は非営利法人）

事業計画又は地域計画

補助金等

事業実績報告

交付対象は、
全ての地方公共団体

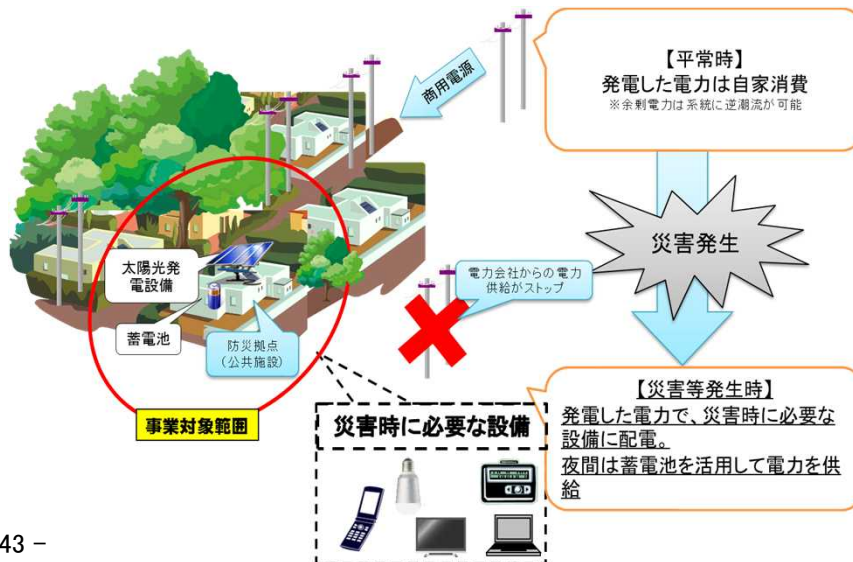


庁舎や学校への太陽光発電導入



廃棄物処理施設への先進的設備導入

(防災拠点への再エネ導入事業の例)



イメージ

中小トラック運送業者における低炭素化推進事業（国土交通省連携事業）
2,965百万円（2,965百万円）

水・大気環境局自動車環境対策課

1. 事業の必要性・概要

投資余力の少ない中小トラック運送業者を対象に、燃費性能の高い環境対応車両への買い換えを促進することにより、国内物流において大きな役割を果たしているトラック輸送におけるCO2排出削減を図る。

2. 事業計画（業務内容）

- ・ 中小トラック運送業者における営業用トラックのうち、平成16年度以前に新規登録された経年車から燃費性能の高い環境対応車両への代替を進めるため、補助金を交付する。
- ・ 交付に当たっては、エコドライブの実施を含む燃費改善のための計画策定及び燃費改善効果の実績を求め、エコドライブに対する事業者の意識の向上等を図る。

3. 施策の効果

長期間使用されている経年車から燃費性能の高い環境対応車両への代替及びエコドライブに対する事業者の意識の向上等によるCO2削減。



背景・目的

- 国内物流において大きな役割を果たす**トラック輸送におけるCO2排出量を削減するための取組が必要**とされている。
- しかしながら、特に**投資余力の少ない中小事業者においては、次世代車両は、価格が高価であること、インフラ上の制約があること等の理由から、一定の者はディーゼルトラックを使用し続けることとなる。**
- **これらの者が燃費性能の低い長期経年車を使用し続けているところ、中小事業者のCO2排出削減対策として、燃費性能の高い環境対応車両への代替を促進することでトラック輸送におけるCO2排出削減を図ることを目的とする。**

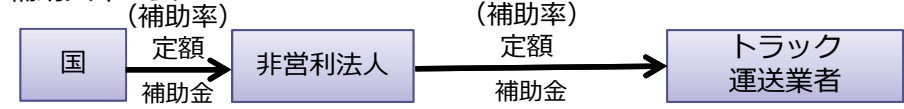
事業概要

- **中小トラック運送業者について、燃費性能の高い環境対応車両への代替を支援する。**

事業スキーム

実施期間：平成26年度から3年間

補助スキーム：



補助対象：トラック運送業者（中小事業者に限る。）

補助額：大型車・・・100万円 中型車・・・70万円 小型車・・・40万円

補助要件：平成16年度以前の新規登録車から環境対応車への買い替えに限る。
エコドライブの実施を含む燃費改善のための計画策定及び燃費改善効果の実績報告を求める。

期待される効果

- 長期間使用されている**経年車から燃費性能の高い環境対応車両への代替を促進し、トラック輸送における低炭素化を実現。**
- **エコドライブの実施を計画に盛り込むことにより、エコドライブに対する事業者の意識の向上等が期待され、更なる低炭素化が期待される。**

中小事業者のCO2排出削減対策 (中小トラック運送業者における低炭素化推進事業)

・使用年数の長い古いトラック



➔



➔

環境対応車
への代替

省エネ法において輸送事業者の目標とされている1%以上の燃費改善効果

事業目標

ディーゼルトラックを使用し続ける中小トラック運送業者について、長期間使用されている**経年車から燃費性能の高い環境対応車両への代替を促進**することで、営業用トラックのうち、**平成16年度以前に新規登録された車両の割合を平成28年度末までに平成24年度比で20%以上低減し、トラック輸送における低炭素化を推進。**（平成24年度末57%）

低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援事業

7, 300百万円 (9, 400百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の必要性・概要

公共事業の多面的な展開が想定される中、21世紀型の国際規範となりつつある「低炭素社会」としての付加価値を併せて創出することが必要である。

特に、オリンピック東京大会が開催される2020年は、世界の温室効果ガスの削減目標年でもあり、環境先進国として、世界が注目するこの機会を最大限活用し、都市圏の低炭素化を加速的に進め国内外に発信する意義は極めて大きい。

このため、本事業では、公共性が高い社会システムの整備に当たり、社会基盤の寿命は長いため、今を逃すと長期にわたるCO₂排出型システムのロックインが懸念されることから、エネルギー起源CO₂の排出が長期にわたり少なくなるような技術等を導入するための事業に対し支援を行う。

2. 事業計画（業務内容）

(1) の基本的要件に該当する(2)の分野の事業に対して補助を行う。

(1) 対象事業の基本的要件

- ① 低炭素化に効果的な規制等対策強化の検討に資する事業
- ② 公益性が高く、資金回収・利益を期待することが困難な事業
- ③ モデル・実証的な性格を有し、他事業への波及効果が大きい事業
- ④ 波及効果も含めたCO₂の削減効果の定量化が可能である事業
- ⑤ 日本型の先端技術の戦略的な活用・展開が期待できる事業

(2) 対象事業の分野

- ① 交通体系の整備に当たっての低炭素価値向上を目的としたモデル・実証事業
- ② 福祉・公共施設等の整備に当たっての低炭素価値向上を目的としたモデル・実証事業
- ③ 次世代型社会インフラの整備に当たっての低炭素価値向上を目的としたモデル・実証事業

3. 施策の効果

社会システムの構築に当たっての「低炭素社会」としての付加価値の創出



低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援事業

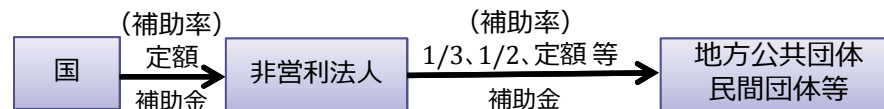
平成27年度予算(案)額
7,300百万円 (9,400百万円)

背景・目的

- 今後、公共事業の多面的な展開が想定される中、**21世紀型の国際規範**となりつつある「**低炭素社会**」としての付加価値を合わせて創出することが必要。
- **社会システム構築**は公共性が高く**投資回収の考え方に馴染まない**一方で、今を逃すと長期にわたり**CO2大排出型システムのロックイン**が懸念されることから、**低炭素価値向上のため**の国による財政支援が不可欠。
- **日本の優れた・尖った技術**を用いることで経済活性化を狙う。

事業スキーム

間接補助（平成25、26年度は基金により執行）



事業概要

公共性が高い社会システムの整備に当たり、エネルギー起源二酸化炭素の排出が長期にわたり少なくなるような技術等を導入するための事業に対し支援を行う。

期待される効果

- 社会システムの構築に当たっての「低炭素社会」としての付加価値の創出

【対象事業の基本的要件】

- ① 低炭素化に効果的な規制等対策強化の検討に資する事業（規制等対策強化につなげる成果目標を設定）
- ② 公益性が高く資金回収・利益を期待することが困難な事業
- ③ モデル・実証的性格を有し、他事業への波及効果が大きい事業
- ④ 波及効果も含めたCO2削減効果の定量化が可能である事業
- ⑤ 日本型の先端技術の戦略的な活用・展開が期待できる事業

イメージ



交通体系整備に当たっての低炭素価値向上	福祉・公共施設等の整備に当たっての低炭素価値向上	次世代型社会インフラ整備に当たっての低炭素価値向上
<具体的な事業> ● 物流の低炭素化事業(国交省連携) ● エコルールラインプロジェクト事業(国交省連携) ● 災害等非常時にも効果的な港湾地域の低炭素化推進事業(国交省連携)	<具体的な事業> ● 地域の再生可能エネルギー等を活用した自立分散型地域づくり事業 ● 地域における街路灯等へのLED照明導入促進事業 ● 省CO2型福祉施設等モデル支援事業(厚労省連携)	<具体的な事業> ● 省エネ型データセンター構築事業(総務省連携) ● 上水道システムにおける再エネ・省エネ等導入促進事業(厚労省連携) ● 地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業 ● 漁港の省エネ化実証事業(農水省連携) ● 低炭素型の融雪設備導入支援事業

環境省ガイドラインに基づき、補助事業の当初段階&終了段階でCO2削減効果を分析・定量化(規制等による対策強化につなげる)

低炭素化に向けた公共交通利用転換事業（国土交通省連携事業）

650百万円（650百万円）

水・大気環境局自動車環境対策課

1. 事業の必要性・概要

自家用自動車への依存度が高い地方都市部を中心に、公共交通ネットワークの再構築や利用者利便の向上に係る面的な取組を支援し、低炭素型の豊かなライフスタイルへの転換を行う。

2. 事業計画（業務内容）

- ・低炭素型の社会を目指し、マイカーへの依存度が高い地方都市部を中心に、公共交通ネットワークの再構築や利用者利便の向上に係る面的な取組を支援し、マイカーからCO₂排出量の少ない公共交通へのシフトを促進。
- ・地域の協議会における省CO₂を目標に掲げた公共交通に関する計画の策定及び当該計画に基づく取組の経費について支援。

【支援の対象となる取組】

① 基幹ネットワークの充実・利便性向上

（BRT（バス高速輸送）・LRT（次世代型路面電車システム）の導入等）

② ネットワークの再編・拡充

（支線の再編・拡充、乗り継ぎ円滑化等）

3. 施策の効果

自動車の使用抑制及び渋滞緩和によるCO₂削減。



背景・目的

低炭素型の社会を目指し、マイカーへの依存度が高い地方都市部を中心に、公共交通ネットワークの再構築や利用者利便の向上に係る面的な取組みを支援し、マイカーからCO2排出量の少ない公共交通へのシフトを促進

事業スキーム

【補助対象者】

温対法、地域公共交通活性化再生法、エコまち法に基づく協議会に属する民間企業、民間団体、地方公共団体等

【補助割合】 計画策定支援 1 / 3、計画に基づく取組みの支援 1 / 2

【実施期間】 平成26年度～平成29年度

【補助の対象となる取組】

1. 基幹ネットワークの充実・利便性向上（BRT・LRTの導入等）
2. ネットワークの再編・拡充（支線の再編・拡充、乗り継ぎ円滑化等）

事業概要

地域の協議会における省CO2を目標に掲げた公共交通に関する計画の策定及び当該計画に基づく取組みの経費について支援

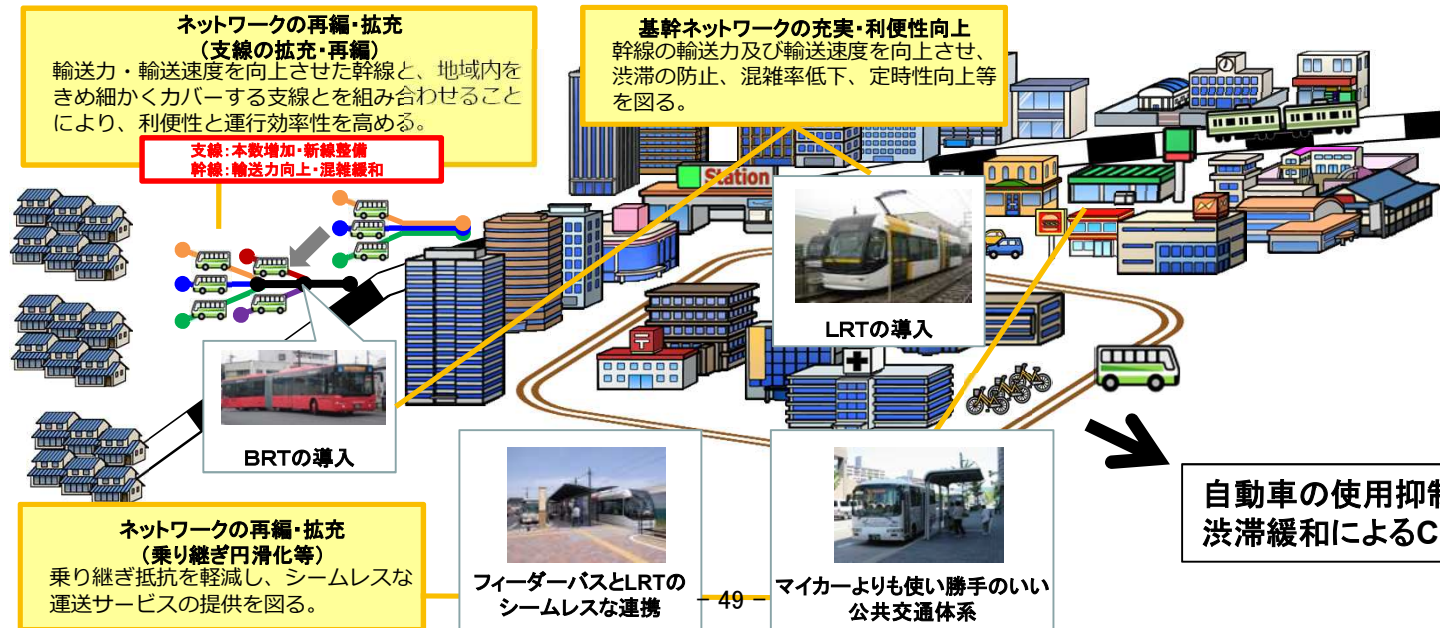
期待される効果

自動車の使用抑制及び渋滞緩和によるCO2削減



富山県高岡市
撮影：（公財）とやま環境財団

イメージ



自動車の使用抑制及び
渋滞緩和によるCO2削減

1. 事業の必要性・概要

東日本大震災以降のエネルギー戦略の見直しが求められる中で、分散型電源かつ安定供給可能である廃棄物発電が果たす役割は大きくなることが期待されている。一方、廃棄物発電のポテンシャルは十分発揮されていない。廃棄物発電施設が持つ地域のエネルギーセンターとしての機能を高めるには、電力システム改革に対応して廃棄物発電による電力供給を安定化・効率化する新たなスキームを構築するなど、廃棄物発電の導入・高度化を促進する必要がある。

2. 事業計画（業務内容）

（1）廃棄物発電の増強方策の検討・実証

廃棄物発電の高効率化や運転の工夫等の効果を実証事業により確認する。

（2）廃棄物発電のネットワーク化FS事業

廃棄物発電施設と電力供給先によるネットワークを構築して廃棄物発電による電力需給を安定化するスキームについて、事業としての実現可能性を調査する。

（3）地域特性に応じた廃棄物系バイオマスの利活用システム検討と導入マニュアル作成

地域特性等に応じた廃棄物バイオマスの利活用システムの導入を支援し、導入方策・効果等の検討に有用な情報を導入マニュアルとして取りまとめる。

（4）3つのガイドラインの導入支援

廃棄物発電の導入・高度化に向けて、3つのガイドライン（市町村等の廃棄物処理システムの合理性・効率性を確認するためのツール）の導入を支援する。

3. 施策の効果

廃棄物分野における資源循環、再生可能エネルギーの導入が促進されると同時に、温室効果ガス排出削減等の環境負荷低減が図られる。



事業目的・概要等

背景・目的

- 東日本大震災以降、エネルギー戦略の見直しが求められており、分散型電源かつ安定供給可能な廃棄物発電の果たす役割への期待は大きい
- 一方で、廃棄物焼却施設における発電効率が諸外国に比べて低いなど、ポテンシャルを十分に発揮できていない
- 地域のエネルギーセンターとして機能を高めるには、電力システム改革に対応し、廃棄物発電による電力供給を安定化・効率化する新たなスキームの構築が必要

➡ 廃棄物系バイオマスの利活用や再生可能エネルギー供給の促進を図るには、廃棄物発電の高度化が必要

事業概要

- (1) 廃棄物発電の増強方策の検討・実証 (12百万円)
- (2) 廃棄物発電のネットワーク化 F S 事業 (150百万円)
- (3) 地域特性に応じた廃棄物系バイオマスの利活用システム検討と導入マニュアル作成 (41百万円)
- (4) 3つのガイドライン*の導入支援 (14百万円)

*市町村の廃棄物処理システムの合理性・効率性を確認するためのツール

「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」

イメージ

方策・ツールの検討

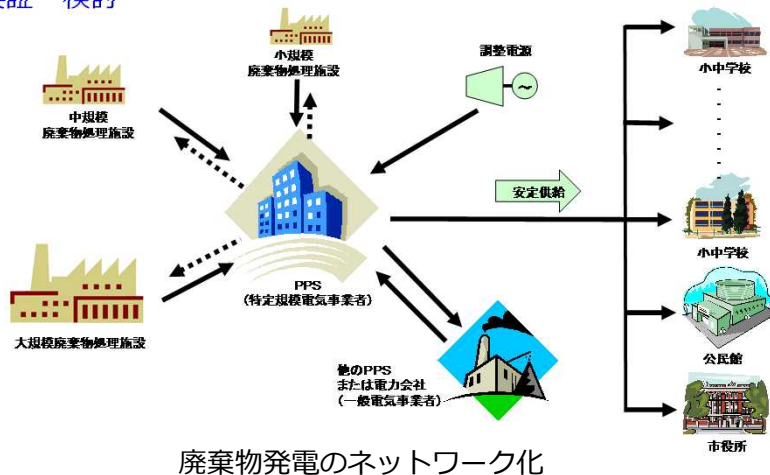
廃棄物発電の増強に有効な方策・ツールを実証・検討

市町村の支援

廃棄物発電の高度化方策をマニュアル等により市町村に示す

高度化の実施

マニュアル等を参考に、各市町村が廃棄物発電の導入・増強方策等を実施



事業スキーム

委託対象：民間事業者 実施期間：H25～H28

期待される効果

- 廃棄物分野における資源循環、再生可能エネルギー供給が促進される
- 温室効果ガス排出削減等の環境負荷低減が図られる

1. 事業の必要性・概要

ヒートアイランド対策は人工排熱の抑制等の「緩和策」を広く展開しつつも、近年、都市の急速な暑熱環境悪化に伴い、人の暑熱ストレスの低減に寄与する「適応策」の導入が求められている。政府では平成25年7月に「ヒートアイランド対策大綱」の見直しを行い、従来からの取組である「緩和策」に加え、「人の健康への影響等を軽減する適応策の推進」を新たに追加し、ヒートアイランド対策の一層の強化を図っているところである。

このため、街路空間において適応策を導入すべき場所や導入後の効果を判定するための指針策定等を行い、あわせてモデル的に事業を実施し、その検証・普及等を行う必要がある。さらに、これまで検討されていなかった街づくりの視点からの暑熱環境デザインの手法についても検討を行う。

また、都市における暑熱環境の悪化に伴い、今後とも増加が見込まれる熱中症対策も急務であるため、インターネット等を活用し、引き続き熱中症に関する予防情報の提供を行う。

2. 事業計画（業務内容）

①適応策のモデル導入及びその効果の検証

これまで単体の適応策についてその効果の検証を行ってきたが、街区レベル（数戸～十数戸）における複数の適応策導入の効果を検証するため、モデル街区（2箇所）において、地方公共団体・住民（町内会・商店街・NPO等）や暑熱環境の専門家等が協働し、ソフト・ハード面の取組計画を策定した上で、その効果を検証する。

②街づくりの視点からの暑熱環境デザインの手法等の調査・検討

地方公共団体や事業者における街路空間の適応策の普及を図るために、導入すべき地点や導入後の効果の測定・評価手法の検討・開発等を行う。

また、これまで検討されていなかった街づくりの視点からの暑熱環境デザインの手法について、他府省や地方公共団体等と連携して検討を行う。

③効果的な暑さ指数（WBGT）の情報発信の検討

暑さ指数（WBGT）の情報提供は、情報を活用した「適応策」として位置づけられており、特に熱中症が発生しやすい具体的な場所等での暑さ指数の調査・検討を行う。

④熱中症予防情報の継続的提供

現在、東京・新潟等の全国9地点の気象台敷地内において観測機器を設置し、予測値との比較・再計算を行うことで、当該地方の高い予測精度を維持している。引き続き、熱中症予防に有益な情報の提供を図る。

3. 施策の効果

「ヒートアイランド対策大綱」に基づき、都市における適応策の効果的な手法等を明確にし、地方公共団体や民間事業者に適応策の実施を促す。

インターネットを活用して熱中症に関する予防情報の提供を行うことにより、国民に熱中症に対する正しい知識や対策方法をわかりやすく普及啓発することができる。



背景・目的

- 人工排熱の排出抑制等の「緩和策」には長期的な取組が必要
- ヒートアイランド対策大綱の改定の中で新たな取組に「適応策」が追加
- 東日本大震災に対応した節電等に伴う人への暑熱ストレスの増大

事業目的・概要等

支出予定先 ・ 民間団体

事業概要及びスキーム

適応策を中心としたヒートアイランド対策の強化を行うため以下の事業を行う。

- ① 適応策のモデル導入及びその効果の検証
- ② 街づくりの視点からの暑熱環境デザインの手法等の調査・検討
- ③ 効果的な暑さ指数(WBGT)の情報発信の検討
- ④ 熱中症予防情報の継続的提供

「適応策」を中心に調査・検討を実施

- ① 複数の適応策導入の効果を検証するため、モデル的に事業を実施し、その検証・普及を図る。
- ② 街路空間の適応策の普及に必要な「導入すべき場所」「導入後の効果」を判定するための指針策定等を行い、さらに「街づくりの視点からの暑熱環境デザインの手法についても検討に着手する。
- ③ 暑さ指数(WBGT)の情報提供では、特に熱中症が発生しやすい具体的な場所等における暑さ指数(参考値)の調査・検討を行う。
- ④ 環境省熱中症予防情報サイトにおいて、現在提供している全国約850地点における暑さ指数(WBGT)の予測値・実況値の予測精度を維持するとともに、引き続き熱中症予防に有益な情報の提供を図る。

人への暑熱ストレスを低減させる「適応策」の普及を推進

(適応策: 街路樹やミスト、打ち水、日射高反射塗装等による暑熱環境の回避等)

「適応策」の事例
(左: 緑陰、右: ミスト)



風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業
(経済産業省連携事業)

1, 173百万円(1, 430百万円)

総合環境政策局環境影響評価課環境影響審査室

1. 事業の必要性・概要

東日本大震災を契機として、低炭素社会の創出に貢献し、かつ自立分散型で災害にも強い再生可能エネルギーの利用を飛躍的に拡大することが求められている。

一方、再生可能エネルギーとして期待されている風力発電や地熱発電(以下「風力発電等」という。)については、騒音・低周波音、動植物(バードストライク等)、景観及び温泉等への環境影響が懸念されている。

風力発電等について、適正な環境配慮を確保した健全な立地を円滑に進めていくため、環境アセスメントに活用できる環境基礎情報(貴重な動植物の生息・生育状況等の情報)のデータベース化及びその提供を通じて、質が高く効率的な環境アセスメントの実施を促進する。

2. 事業計画(業務内容)

風況・賦存量調査等により風力発電等の早期立地の適地と考えられる地域の中から、事業により著しい影響を受けるおそれがある自然環境が既存情報等で確認されていない地区を、地方自治体とも連携の上、情報整備モデル地区として選定し、当該地区において動植物の生息状況等の環境情報を調査・収集し、環境基礎情報データベースとして整備する。

平成27年度は、調査対象とするモデル地区の選定に当たり、事業者の意向調査等を通じて、より事業化のニーズの高い地区の選定を目指す。また、データベースについては、格納情報の追加、更新や保守等を実施する。

3. 施策の効果

本事業により、風力発電等により影響を受けやすい場所を予め明らかにすることができ、環境影響を回避・低減するとともに、事業者が環境アセスメントを実施する際に活用できる基礎的な情報を体系的に提供することにより、質の高い環境アセスメントを効率的に実施できる条件整備を行い、風力発電等の早期大規模導入に資する。



背景・目的

- 環境影響評価に活用できる環境基礎情報(貴重な動植物の生息・生育状況等の情報)のデータベース化及びその提供を通じて、質が高く効率的な環境影響評価の実施を促進する。

事業スキーム

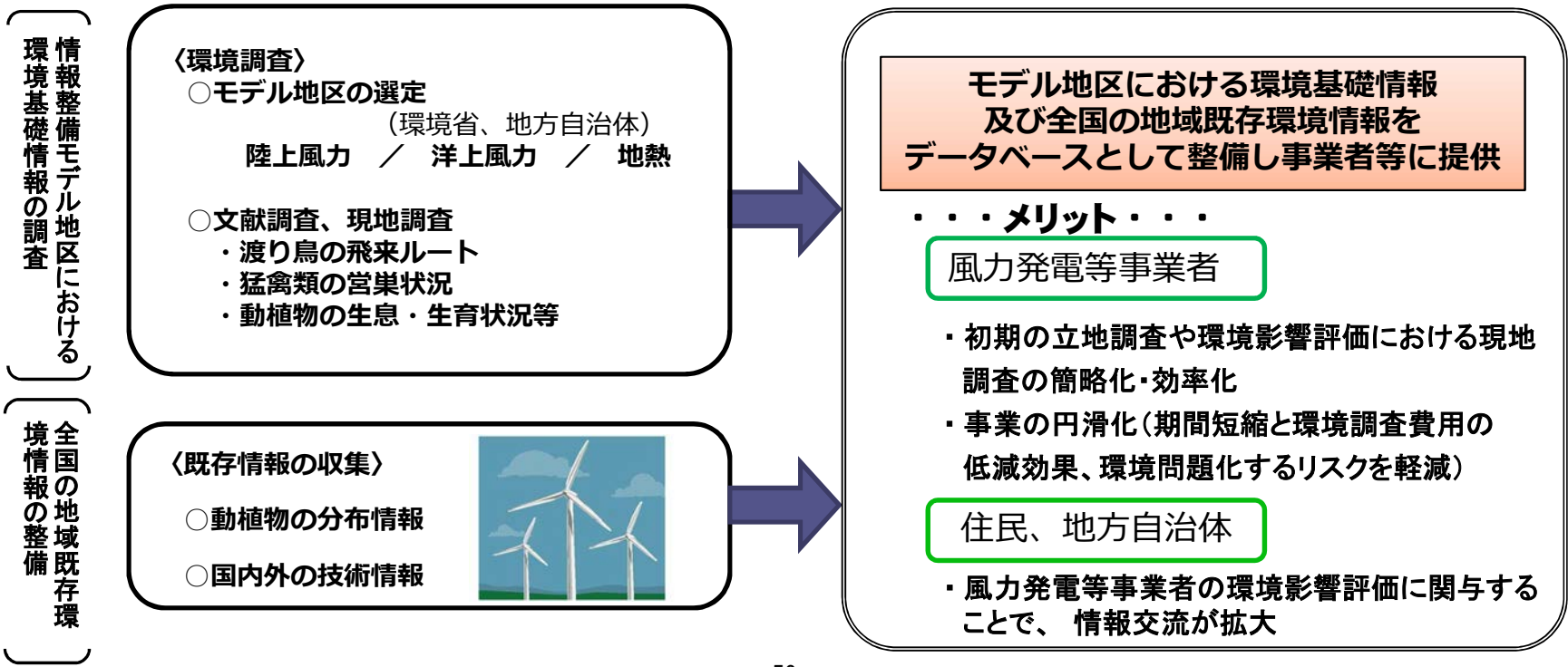
- (1) 委託対象: 民間団体 実施期間: 平成24~28年度
- (2) 委託対象: 民間団体 実施期間: 平成24~28年度

事業概要

- (1) 情報整備モデル地区における環境基礎情報の調査
- (2) 環境基礎情報データベースの提供等

期待される効果

- 風力発電等により影響を受けやすい場所を予め明らかにすることによる環境影響の回避・低減。
- 事業者が情報を活用することによる質の高い環境影響評価の効率的な(=環境調査期間の短縮化)実施が可能。
⇒ 風力発電等の早期大規模導入に資する。



(新) 風力発電等に係る地域主導型の戦略的適地抽出手法の構築事業

158百万円(0百万円)

総合環境政策局環境影響評価課

1. 事業の必要性・概要

東日本大震災を契機として、低炭素社会の創出に貢献し、かつ自立分散型で災害にも強い再生可能エネルギーの利用を飛躍的に拡大することが求められている。

一方、再生可能エネルギーとして期待されている風力発電等の立地に当たっては、従来、事業者が単独で計画を立案して進めてきたが、環境影響に関する懸念や先行利用者との調整等により事業計画の構想・立案が長期化したり、円滑に進まない事例が散見される状況である。

そこで、事業者単独ではなく、自治体が主導して、先行利用者との調整や各種規制手続の事前調整等を図りつつ、それらと一体的に環境影響評価手続を進めることで、その後の事業者の事業計画が円滑に進むような適地抽出の手法を構築する。

2. 事業計画（業務内容）

(1) 戦略的適地抽出の手法構築

風力発電所等の適地抽出における事業特性・地域特性ごとの制約、ステークホルダー・地域住民との調整手法、各種規制手続の事前調整・環境影響評価手続の進め方等について優良事例等を踏まえて整理し、手続の合理化・期間短縮に資する地域主導による適地抽出の手法に関するガイドを取りまとめる（取りまとめは平成28年度を予定）。

(2) モデル地域における実践

風力発電所等の誘致に積極的な自治体をモデル地域として公募。モデル地域（陸上、洋上、地域特性等を考慮して3地域程度）において、関係者・関係機関との調整、既存情報の収集（基礎情報整備モデル事業のデータを活用）、フィージビリティの検証等を行い、質が高く効率的な手法により適地を抽出する。得られた知見を（1）の検討に反映する（平成27年度～28年度）。

3. 施策の効果

本事業により、従来、構想段階から着工までかかっていた期間（5～7年程度）を最大3年程度短縮することを可能とする地域主導の適地選定手法を構築することで、風力発電等の早期導入の実現に資する。



事業目的・概要等

背景・目的

- 従来、事業者が単独で風力発電等の立地計画を進めてきたが、先行利用者との調整や各種規制手続により**構想・計画段階の期間が長期化**
- 地域主導で、先行利用者との調整や各種規制手続の事前調整と一体的に環境配慮の検討を進め、適地を設定しておくことで、**事業者単独で行う環境影響評価手続(方法書手続以降)や各種規制手続に係る負担を軽減**する手法が必要
- 平成24年度から実施している「基礎情報整備モデル事業」で収集するデータも活用
- 従来、**構想段階から着工までかかっていた期間(5~7年程度)を最大3年程度短縮を可能とする**適地選定の手法構築を図る

事業スキーム

- 委託対象: 地方公共団体又は民間団体
- 実施期間: 平成27~28年度

事業概要

(1) 戦略的適地抽出の手法構築

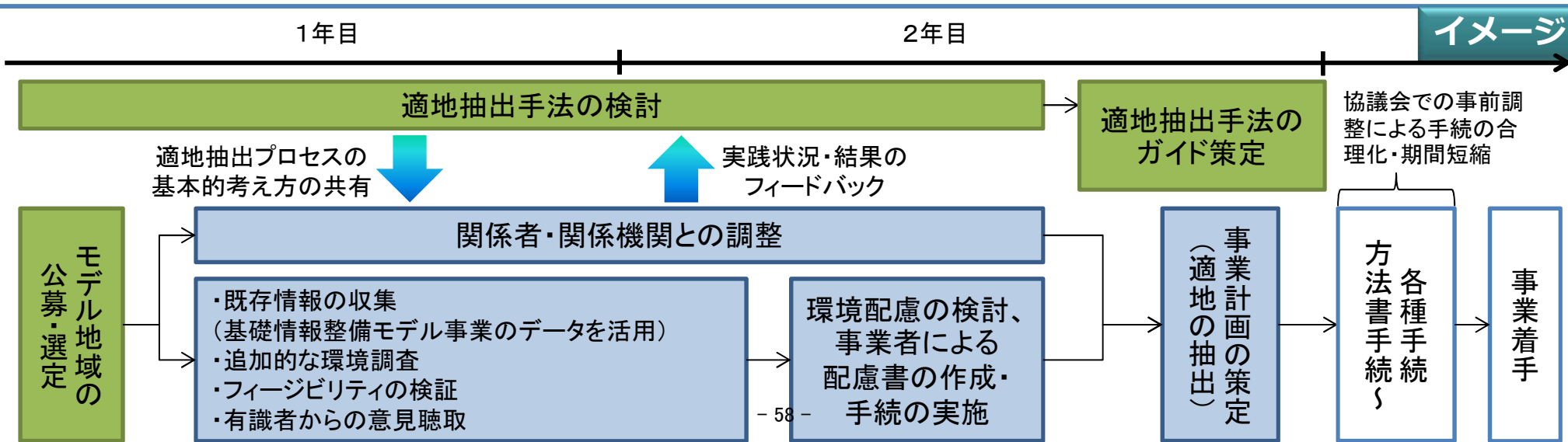
風力発電所等の適地抽出における事業特性・地域特性ごとの制約、ステークホルダー・地元住民との調整手法、各種規制手続の事前調整・環境影響評価手続の進め方等について優良事例等を踏まえて整理し、手続の合理化・期間短縮に資する**地域主導による適地抽出の手法に関するガイドを取りまとめる。**

(2) モデル地域における実践

風力発電所等の誘致に積極的な自治体をモデル地域として公募。モデル地域(陸上、洋上、地域特性等を考慮して3地域程度)において、関係者・関係機関との調整、既存情報の収集(基礎情報整備モデル事業のデータを活用)、フィージビリティの検証等を行い、質が高く効率的な手法により適地の抽出を行う。**得られた知見を(1)の検討に反映。**

期待される効果

- 事業リスクの軽減と早期環境配慮の両立
- 再生可能エネルギー供給拠点の創出促進
- 戦略的環境アセス(SEA)の具体的事例の形成



1. 事業の必要性・概要

冷凍空調機器の冷媒用途を中心に、高い温室効果を持つフロン類（HFC）の排出量が急増しているため、平成25年通常国会において、フロン類の製造から回収・再生・破壊に至るまでのライフサイクル全体を見据えた包括的な対策を行うこととして、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」の改正がなされ、平成27年度から施行される。このため、同法の円滑な施行が必要である。併せて、途上国におけるフロン等対策の支援、オゾン層の状況の監視等を引き続き行うことにより、オゾン層保護及び地球温暖化防止を図る。

2. 事業計画（業務内容）

（1）脱フロン社会構築推進費

フロン類破壊業者等への立入検査に係る経費のほか、改正法施行のためのフロン類の漏えい量の算定・報告・公表制度の構築に向けたシステム開発、フロン類の適正管理推進のための地方公共団体モデル事業、その他法施行に係る調査検討を行う。

（2）途上国におけるフロン等対策支援事業費

アジア等の途上国における冷媒フロン等処理対策の支援及びオゾン層破壊物質転換の支援を行う。

（3）オゾン層及びフロン類等状況評価検討費

フロン類等の大気中濃度の調査を行うとともに、オゾン層破壊状況等について評価・公表を行う。

（4）フロン類の生産抑制及び排出抑制に向けた経済的手法の検討

フロン税等の経済的手法について、様々な課題を総合的に勘案しつつ、具体化に向けた検討を行う。

3. 施策の効果

脱フロン社会・低炭素社会の構築を推進することにより、オゾン層の保護及び地球温暖化の防止を図る。

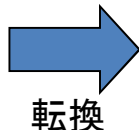
フロン等対策推進調査費

平成27年度予算(案)額 270百万円(236百万円)
支出予定先:民間団体等

フロン類等対策の流れ

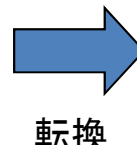
オゾン層破壊物質

CFC、HCFC
オゾン層破壊効果 **有り**
地球温暖化効果 **有り**



代替フロン

HFC
オゾン層破壊効果 **無し**
地球温暖化効果 **有り**



ノンフロン

炭化水素、アンモニア等
オゾン層破壊効果 **無し**
地球温暖化効果 **僅少**



脱フロン社会の推進

モントリオール議定書

オゾン層保護の観点から
生産規制等

京都議定書

地球温暖化防止の観点から
温室効果ガスとして削減等

平成27年度から施行されるフロン類法の確実かつ円滑な実施(排出抑制対策の徹底)

- ・第一種フロン類再生業者及びフロン類破壊業者への立入検査
- ・フロン類の漏えい量の算定・報告・公表制度の基盤整備
- ・フロン類対策の評価検証
- ・フロン類の適正管理推進モデル事業 等

監視・測定 (オゾン層保護法の施行)

- ・オゾン層破壊状況等の評価・公表
- ・フロン類等の濃度状況監視調査

新たな政策手法の検討

- ・新規対象物質(NF3)の排出抑制対策の検討
- ・フロン類の削減に向けた経済的手法の検討

国際的取組・途上国支援

- ・アジアの冷媒フロン等処理対策・転換の支援
- ・オゾン層破壊物質転換に係る情報発信

ノンフロン技術の普及加速化

(省エネ型のノンフロン技術については、エネルギー対策特別会計で措置)

先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器普及促進事業
(一部国土交通省、経済産業省連携事業)

6, 384百万円(5, 046百万円)

地球環境局地球温暖化対策課フロン等対策推進室

1. 事業の必要性・概要

地球温暖化対策のためには、エネルギー起源CO₂とともに、温室効果の高い代替フロン(HFC(ハイドロフルオロカーボン))の削減が必要である。

業務用冷凍空調機器については、従来HFCを冷媒とする機器が多く使用されてきたが、近年の技術開発により、温室効果が極めて小さい自然冷媒(水、空気、アンモニア、CO₂等)を使用し、かつエネルギー効率の高い機器(省エネ型自然冷媒機器)が開発されている。

このため、省エネ型自然冷媒機器の普及促進を行うことによって、省エネルギー化による二酸化炭素の排出を削減するとともに、温室効果の高いフロン類冷媒の排出の削減することにより、地球温暖化防止を図る。

2. 事業計画(業務内容)

(1) 省エネ型自然冷媒機器に係る普及啓発

省エネ型自然冷媒機器の導入を検討するにあたって必要となる、省エネ性能を始めとする自然冷媒機器に関する情報を事業者に普及するため、省エネ型自然冷媒機器についてより省エネに資する使用方法や顧客評価に関する調査をし、シンポジウムを開催する。

(2) 先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器の導入補助

冷凍冷蔵倉庫及び食品製造工場に使用される中央方式冷凍冷蔵機器並びに小売店舗のショーケース等に使用されるコンデンシングユニットを対象として、省エネ型自然冷媒機器を導入しようとする民間事業者に対して、当該機器導入に要する経費の2分の1又は3分の1を補助する。

(2) 途上国における省エネ型自然冷媒機器等の導入のための廃フロン等の回収・処理体制構築調査

主にアジア地域において、省エネ型自然冷媒機器の導入を促すとともに、それに伴い生じる廃機器及び充填されているフロン類の回収と適正処理体制の構築について、実現可能性を検討する。

3. 施策の効果

省エネ型自然冷媒機器の普及促進を行うことによって、省エネルギー化による二酸化炭素の排出を削減するとともに、温室効果の高いフロン類冷媒の排出を削減することにより、地球温暖化防止を図る。



先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器普及促進事業 (一部国土交通省、経済産業省連携事業)

平成27年度予算(案)額
6,384百万円(5,046百万円)

背景・目的

- ▶ 現在、冷凍空調機器の冷媒としては、主に温室効果の高いHFC(ハイドロフルオロカーボン)が使用されており、機器の使用時・廃棄時の排出が急増。
- ▶ このため、近年技術開発が進んでいる自然冷媒を使用し、かつエネルギー効率の高い機器を普及させることが重要。
- ▶ 平成27年4月に施行する改正フロン類法により、指定製品に使用されるフロン類の環境影響度の低減を促進する制度が導入されることを踏まえ、省エネ型自然冷媒機器の普及を急ぐ必要。
- ▶ モントリオール議定書に基づく特定フロンの生産全廃を控えている中、地球規模でも「一足飛び」でノンフロン・低GWP化を目指す。

事業スキーム

- (1) 委託対象：民間団体
実施期間：平成26年度～平成28年度
- (2) 【国からの補助】
補助事業者：非営利法人
補助率：定額
【法人から事業実施者への補助】
間接補助事業者：民間団体等
補助率：1/2以下又は1/3以下
実施期間：平成26年度～平成28年度
- (3) 委託対象：民間団体
実施期間：平成27年度～平成29年度

期待される効果

概ね10年程度で、新設・改装の大型冷凍倉庫と小売店舗等の全てで自然冷媒に転換するため、価格をフロン機と同程度に低減し、普及の起爆剤となる効果を見込んでいる。また、我が国の優れた低炭素技術による攻めの地球温暖化外交を推進するとともに、国内企業のグローバル競争力の強化に資する。

事業概要

- (1) **省エネ型自然冷媒機器に係る普及啓発**(経済産業省連携)(80百万円)
省エネ型自然冷媒機器導入に関する社会実験(省エネ性能や顧客の評価の調査)及びシンポジウムの開催(機器ユーザーや一般消費者向け)
- (2) **先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器の導入補助**(6,204百万円)
高い省エネ効果を有し、かつ、改正フロン類法で指定製品となり、HFCを使用しない自然冷媒(炭酸ガス、アンモニア、空気等)への転換が求められる以下の施設の自然冷媒機器に対して導入を補助する。

○冷凍冷蔵倉庫(国土交通省連携)

- ・1台あたりの規模が大きいため、省エネ・冷媒転換効果が大きい。

○食品製造工場(新規)

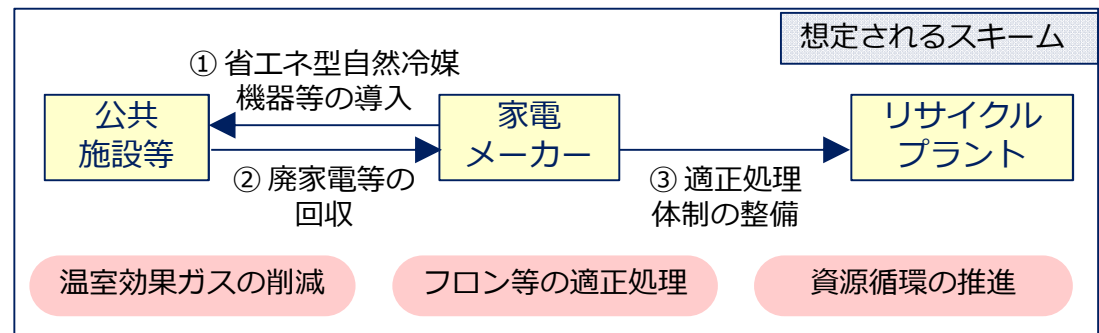
- ・食品・飲料・氷の製造・加工工場を対象に追加。

○食品小売店舗

- ・食品小売店舗で使用される冷凍冷蔵ショーケース等は、市場ストック台数が多く、また、冷媒漏えい率が高いため、省エネ・冷媒転換効果が大きい。

- (3) **途上国における省エネ型自然冷媒機器等の導入のための廃フロン等回収・処理体制構築調査**(100百万円)

我が国の優れた省エネ型自然冷媒技術を途上国において導入するためには、オゾン層の保護、資源の有効利用等の観点から、それに伴う廃機器・廃フロンも回収・適正処理することが求められるため、回収等の体制を構築するための調査を行う。



循環型社会形成推進交付金（公共）（浄化槽分を除く）

	48,097百万円（44,546百万円）
<うち復興特会>	12,631百万円（10,231百万円）
【26年度補正】	28,300百万円

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

1. 事業の必要性・概要

循環型社会形成推進交付金は、市町村等が廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援している。

平成当初以降にダイオキシン類対策のため整備した一般廃棄物処理施設の老朽化によるごみ処理能力不足や事故リスク増大といった事態を回避するため、リサイクルやエネルギー利用による循環型社会構築に寄与できる一般廃棄物処理施設の整備に取り組む必要がある

また、東日本大震災により被災した市町村においては、膨大な災害廃棄物等を短期間に集中的に処理することとなったため、一般廃棄物処理施設に大きな負荷がかかっていること等から、更新を含めた処理体制の再構築が急務となっている。

2. 事業計画（業務内容）

<一般会計>

市町村等が整備する一般廃棄物処理施設への財政支援を実施する。特に、更新需要の増大を踏まえ、更新時期の平準化に資する施設の改良による長寿命化の取組を重点的に支援する。

<復興特会>

特定被災地方公共団体に指定されている市町村等が整備する一般廃棄物処理施設への財政支援を実施する。

3. 施策の効果

老朽化した一般廃棄物処理施設の適切な更新等を行う一方、施設の改良による長寿命化を図ることで、地域における安全・安心を確保する。

循環型社会形成推進交付金

平成27年度予算(案)額48,097百万円(44,546百万円)
うち復興特会 12,631百万円(10,231百万円)
平成26年度補正予算額28,300百万円

- 市町村等が行う地域の生活基盤を支えるための社会インフラである廃棄物処理施設の整備を支援。
- 更新需要の増大を踏まえ、施設の更新時期の平準化に資する施設の改良による長寿命化の取組を重点的に支援。

ダイオキシン対策により集中的に整備した施設の多くが老朽化(全国1,188施設のうち築20年超:379施設、築30年超:169施設、築40年超:9施設)し、地域でのごみ処理能力の不足、事故リスク増大の恐れ。



- 老朽化した廃棄物処理施設の適切な更新を行う一方、施設の改良による長寿命化を図ることで、地域における安全・安心を確保。

【交付先】

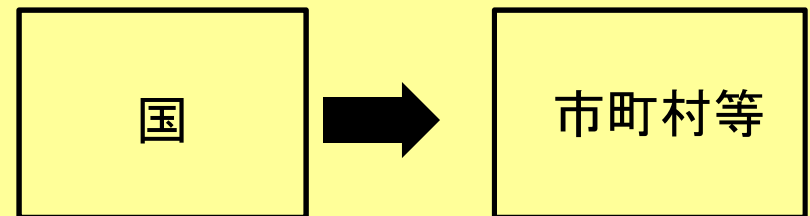
- ・特定被災地方公共団体以外の市町村(一般会計)
- ・特定被災地方公共団体の市町村(復興特会)

【交付対象施設】

ごみ焼却施設、最終処分場、既存施設の基幹的設備改良事業、等

【交付率】

交付対象経費の1/3。ただし、一部の先進的な施設については1/2。



廃棄物処理センター等に対する補助事業（公共）

600百万円（1,022百万円）

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課
廃棄物対策課

1. 事業の必要性・概要

産業廃棄物については、民間による産業廃棄物処理体制を中心として適正な処理を確保することが基本であるが、民間のみでは適正な処理を確保することが困難な場合には、都道府県等の公共関与による施設を整備することが必要である。また、地域の実情に応じて、ばいじん、燃え殻など特別管理一般廃棄物等についても、市町村のみならず、都道府県等の関与により適正な処理の確保を推進する必要がある。

このため、廃棄物処理法に基づき、都道府県が関与した公共関与の処理主体を廃棄物処理センターとして指定するとともに、都道府県等が廃棄物処理センター等を通じて、周辺住民の理解が得やすい産業廃棄物の処理施設を設置するための知見及び円滑な事業経営に必要なノウハウを蓄積するための事業に対し、財政的な支援を行う。

2. 事業計画（業務内容）

（1）産業廃棄物処理施設モデル的整備事業

産業廃棄物の処理施設の円滑な整備を推進するため、廃棄物処理センター等による産業廃棄物のモデル的な処理施設の整備を行う事業に対して、施設整備に必要な事業費の1/4を補助する。

（2）廃棄物処理センター等が行う一般廃棄物処理施設の整備事業

（1）の産業廃棄物処理施設と同時に一般廃棄物処理施設の整備を行う事業に対して、施設整備に必要な事業費の1/3を補助する。

（3）安全性等確保事業

廃棄物処理センターが整備する一般廃棄物の最終処分場の安全性及び信頼性を確保する事業に対して、事業費の1/2を交付する。

3. 施策の効果

廃棄物処理体制が整備されることにより、廃棄物の適正かつ広域的な処理が可能となる。

廃棄物処理センター等に対する補助事業

平成27年度予算(案)額 600百万円
(平成26年度予算額1,022百万円)

目的

都道府県又は政令市(以下「都道府県等」という。)が関与して産業廃棄物の処理を行うためのモデル的な施設を整備し、処理施設の安全性に十分配慮するなど周辺住民の理解が得やすい産業廃棄物の処理施設を設置するための知見及び円滑な事業経営に必要なノウハウを都道府県等が蓄積することにより、今後の産業廃棄物処理施設の整備を推進しやすい体制を構築する。

支出予定先

廃棄物処理センター、PFI法に基づく選定事業者等

補助対象施設

- ①焼却施設(処理能力100t/日以上)
- ②感染性廃棄物の焼却施設(処理能力100t/日以上)
- ③管理型最終処分場(埋立面積1ha以上) ④化学処理施設 ⑤産廃再生利用総合施設

補助スキーム

総事業費

補助対象事業費(A)

補助対象外事業

国庫補助
(A) × 1/4

都道府県等の
出資又は補助

民間からの借り入れ等

(新) 産業廃棄物処理業のグリーン成長・地域魅力創出促進支援事業

100百万円(0百万円)

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1. 事業の必要性・概要

産業廃棄物処理施設は地域の生活環境保全及び公衆衛生の向上を図るため、社会にとってなくてはならない施設であり、循環型社会の重要なインフラとして、今後も適正処理を推進していくためには、これまで以上に社会からの信頼を得て、かつ社会からの要請に応えることができる環境産業とも呼ぶべき産業廃棄物処理業へと変貌を遂げることが喫緊の課題である。

具体的には、産業廃棄物処理事業者が適正処理及び3Rの推進に加え、温室効果ガスの削減を図るとともに、地域の魅力創出や地域の雇用創出により一層貢献することで、社会的責任をしっかりと果たしつつ、グリーン成長、地域の魅力を創出する産業へと変貌を遂げることを支援する。

2. 事業計画（業務内容）

・産業廃棄物処理ビジネスの振興支援

産業廃棄物処理業のビジネス市場の現状把握・将来見通しの分析、産業廃棄物処理業の経営戦略作成支援、産業廃棄物処理業の付加価値の検討、海外展開の促進、産業廃棄物処理業を振興するための支援策の検討等を通じて、産業廃棄物処理業の振興を支援する。

・地域社会に貢献できる産業への転換支援

産業廃棄物処理業の担い手の確保及び技術労働者の育成支援、施設設置を円滑に進めるための方策の検討、地域の魅力創出への貢献策の検討等を通じて、産業廃棄物処理業が雇用創出など地域社会に貢献できる産業へと転換していくことを支援する。

・産業廃棄物処理業振興ビジョンの策定（平成28年度以降）

3. 施策の効果

産業廃棄物処理業者が廃棄物の適正処理などの社会的責任を果たしつつ、グリーン成長、地域の魅力を創出する産業への変革を支援することで、適正廃棄物の処理はもとより循環型社会・低炭素社会に重要な役割を果たす産業廃棄物処理産業の振興を図り、もって日本の循環型社会の形成を促進。

産業廃棄物処理業のグリーン成長・地域魅力創出促進支援事業

平成27年度予算(案)額 100百万円(新規)

支出予定先:民間団体等

現状

- 産業廃棄物処理施設の立地がより難しい状況(低濃度放射性廃棄物など)
- インフラの老朽化に伴う大量の産業廃棄物の発生
- 2020年東京オリンピックに伴う一時的な産業廃棄物の増加

適正処理の推進
循環型社会構築の重要なインフラとして、

産業廃棄物処理業界が
循環型・低炭素産業として成長するよう支援することが重要

産業廃棄物ビジネスの振興

- 業界のビジネス市場の現状把握、将来予測
- 産業廃棄物処理業者の経営戦略作成支援

海外展開の推進

- 東南アジアにおける中小産業廃棄物処理業者のビジネスマッチング
- 中小産業廃棄物処理業者の海外展開の課題・解決策の検討

地域社会への貢献

- 地域社会からの更なる信頼獲得の方策の検討
- 地域社会への付加価値の創出方策の検討

高付加価値型環境産業への転換促進

- 処理の高度化
- 低炭素型産業廃棄物処理の推進

担い手確保・技術労働者育成支援

- 技術労働者を対象とした研修の実施

産業廃棄物処理業
振興ビジョン
策定

廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業

592百万円（1,095百万円）

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
廃棄物対策課

1. 事業の必要性・概要

廃棄物処理分野における地球温暖化対策推進のため、燃やさざるを得ない廃棄物からのエネルギーを有効活用するため、廃棄物処理業者等が行う高効率な廃棄物エネルギー利用施設または廃棄物等燃料製造施設の整備事業（新設、増設又は改造）について補助を行う。

2. 事業計画（業務内容）

○補助対象

民間事業者（一定以上のエネルギー利用効率を有する以下の施設等）

①廃棄物高効率熱回収

②廃棄物等燃料製造

※… これらの建築施設の省エネルギーに資する照明・空調設備についても補助対象とする

○補助率等

施設の高効率化に伴い追加的に生じる施設整備費の1/3を限度

3. 施策の効果

高効率熱回収の促進等により廃棄物エネルギーの更なる利用が拡大され、廃棄物・リサイクル分野のCO₂排出量が削減される。

また、熱回収等と合わせて施設の省エネ化を促進することで、CO₂排出量削減を加速させる。

事業目的・概要等

背景・目的

廃棄物分野に関する地球温暖化対策として、廃棄物高効率熱回収やバイオマスエネルギー活用による未利用のエネルギーの有効活用を促進する。

事業概要

廃棄物処理業を主たる業とする事業者が行う、高効率な廃棄物エネルギー利用施設または廃棄物等燃料製造施設の整備事業（新設、増設又は改造）について補助。

事業スキーム

補助対象：民間事業者等
補助割合：1 / 3
実施期間：平成15～32年度

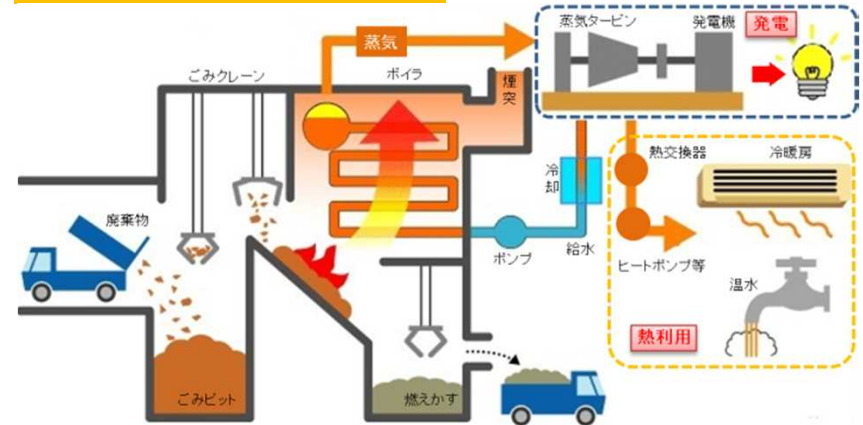
期待される効果

- 未利用エネルギーの有効活用とエネルギー起源CO₂削減を進める地球環境の保全に資する。
- 熱回収等と省エネ化を一体的に促進し、CO₂削減を加速させる。

イメージ

対象施設

① 廃棄物高効率熱回収



廃棄物熱回収のイメージ

② 廃棄物等燃料製造



廃棄物等燃料製造装置

1. 事業の必要性・概要

電子マニフェストは、平成9年の廃棄物処理法の改正により、紙マニフェストに加えて導入されたもので、紙マニフェストに比べ、排出事業者・処理業者によって情報管理の合理化につながることや、偽造が難しく行政の監視業務の合理化になる等のメリットがある一方で、排出事業者・収集運搬業者・処分業者の三者全てが社内管理体制を電子マニフェスト対応に切り替えなければならないことやマニフェストの使用件数の少ない事業者にとっては電子化の負担が大きいことなど、その普及が進みにくい要因もあり、平成25年度末の電子マニフェスト普及率は約35%にとどまっている。

環境省では、平成25年10月に平成28年度の普及率50%を目標とした「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」を策定したところであり、ロードマップに基づき、普及促進のための各種事業とシステムの機能強化を行うことにより、更なる電子マニフェストの普及を図ることを目的とするものである。

2. 事業計画（業務内容）

（1）電子マニフェストシステムの機能強化

電子マニフェストシステムの利便性向上のため、既に主流となっているスマートフォンやタブレット端末でシステムを操作し、検索、修正、参照等の機能に対応させるための調査検討及びシステム開発を行う。

（2）電子マニフェストの普及啓発

電子マニフェストのメリット、運用方法について関連事業者に十分周知するための電子マニフェスト研修会、及び電子マニフェストの既加入者や今後加入を検討している者を対象とした操作説明会を開催する。

3. 施策の効果

○電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップの達成目標である平成28年度の普及率50%に向け、電子化の推進を行うことができる。

○マニフェストの電子化の推進により、廃棄物処理システムの透明化、法令遵守の徹底等が可能となり、マニフェスト制度の目的である排出者責任の確保及び不法投棄の未然防止に寄与する。

ITを活用した循環型地域づくり基盤整備事業

平成27年度予算(案)額40百万円(44百万円)

目的

情報管理の合理化、廃棄物処理システムの透明化、不適正処理の原因究明の迅速化、法令遵守の徹底が可能となる等などメリットの大きい電子マニフェストについて、「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」に基づき、普及促進を図り、廃棄物の適正処理の確保を図る。

事業の概要

①電子マニフェストシステムをスマートフォン、タブレット端末に対応させるための機能開発



利便性の改善及び利用者サービスの向上により、システムの利用及び加入のインセンティブを高め、利用件数の拡大に繋がる。

②電子マニフェスト研修会、操作説明会の開催



電子マニフェストのメリットや運用方法の周知ができ、また、加入を検討している事業者に対して、操作を体験してもらう機会を提供できる。

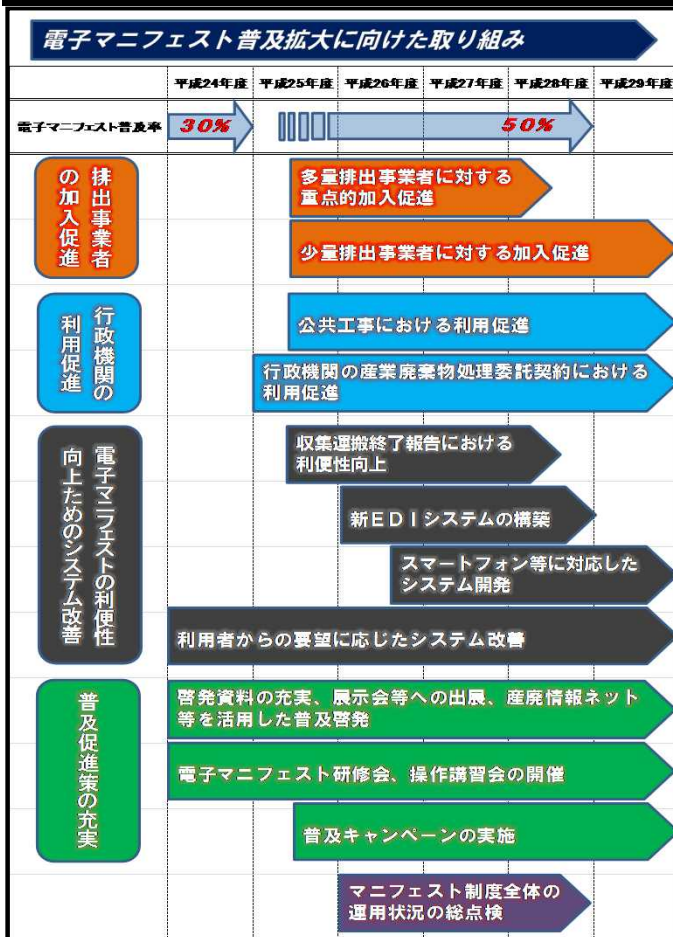


施策の効果

電子化の推進により、排出者責任の確保及び不法投棄の未然防止に寄与

電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ策定(平成25年10月)

平成28年度 普及目標 50%



1. 事業の必要性・概要

循環産業の確立を図るためには、これまで排出された廃棄物を処理していくことに重きを置いてきた廃棄物処理業について、廃棄物処理にとどまらず、廃棄物等を貴重な資源としてとらえ、それを積極的に循環利用する事業形態への転換の流れを一層加速していく必要がある。

このため、排出事業者と産廃処理業者の連携・協働を支援することで、より付加価値の高い循環利用を行う循環産業を育成する。

併せて、産業廃棄物処理について、優良事業者が社会的に評価され、不法投棄や不適正処理を行う事業者が淘汰される環境を充実させ、産業廃棄物の排出事業者が多数の産廃処理業者の中から優良な業者を容易に選別して処理を委託しやすい仕組みを整備する必要がある。

2. 事業計画（業務内容）

（1）排出事業者と産廃処理業者の連携・協働による循環ビジネス形成支援

産業廃棄物の排出事業者と優良な産廃処理業者により構成されるフォーラムを開催し、これらの事業者間の連携・協働に向けたビジネスマッチングを行う。

（2）優良産廃業者に関する情報発信

廃棄物処理法の優良産廃処理業者認定制度に基づき認定を受けた優良産廃処理業者を排出事業者が容易に選択できるよう、優良産廃処理業者に関する情報発信を行う。

3. 施策の効果

○産業廃棄物の排出事業者と優良処理業者のビジネスマッチングを進めることにより、排出事業者が優良産業廃棄物処理業者に処理委託するという流れを加速し、廃棄物処理業界の育成に寄与する。

○優良産廃処理業者認定制度に基づく優良認定業者数の増加に寄与する。

製造業者等と連携した循環産業形成支援事業

平成27年度予算(案)額 25百万円 (33百万円)

目的

産業廃棄物処理業界の健全な発展のため、産業廃棄物の排出事業者が多数の産廃業者の中から優良業者を容易に選択して処理を委託しやすい仕組みを整備する。併せて、製造業者等と優良な産廃処理業者の連携・協働を支援することにより循環産業の形成を支援する。

優良産廃処理業者に関する情報発信

優良産廃処理業者の情報発信支援システム
「優良さんぱいナビ」の構築・運用

平成24年3月27日 システム運用開始

<検索機能>

- 業者名、住所、許可自治体
- 廃棄物種類、特殊な廃棄物、処理方法、荷姿
- 排出者業種、特長・サービス等
- 地図から探す

コンソーシアムの形成

排出事業者と優良な産廃処理業者により構成されるシンポジウム/ワークショップを開催、事業者間の連携・協働に向けたビジネスマッチングを推進

<平成24年度>

- 第一回 平成25年3月13日 東京開催
基調講演、優良事例発表、パネルディスカッション

<平成25年度>

- 第一回 平成26年2月5日 東京開催
- 第二回 平成26年2月14日 大阪開催
基調講演、優良事例発表、ワークショップ

優良業者が優先的に選択される仕組みの整備

優良産廃処理業者

選択

発信

排出事業者

優良産廃処理業者認定制度の認定数増
産業廃棄物処理業界の育成

1. 事業の必要性・概要

3Rの取組全体を代表する指標として、第三次循環型社会形成推進基本計画で掲げた我が国経済社会における物質フロー指標（資源生産性、循環利用率、最終処分量）は、平成32年度までに達成するとした目標に向けて順調に推移。

しかしながら、今後、世界全体で資源制約が強まると予想される中、質の面での取組は不十分。このため、平成25年5月に閣議決定された第三次循環型社会形成推進基本計画においては、3Rのうちリサイクルに比べて優先度が高い一方、取組の遅れている2R（リデュース、リユース）の取組がより進む経済社会システムの構築や地域循環圏の高度化等を今後取り組むべき主な課題の一つとして位置づけているところ。

本事業では、上記に鑑みて、2Rの取組を広く経済・社会に定着させるための検討や2Rを切り口とした新たな持続可能なビジネスモデルとするためのモデル事業を含めた総合的な事業を実施、最適な規模で資源が循環利用され地域の活性化にも資する地域循環圏の形成、施策の進捗状況を踏まえた次期目標に向けた指標の検証、事業者、国民やNPO／NGO、地方自治体との連携及び情報発信の促進を図るもの。

2. 事業計画（業務内容）

- (1) 循環基本計画の目標達成状況調査
- (2) 2Rに係る取組の総合的な評価・分析の検討
- (3) 経済・社会に2Rが定着することを目指した、2Rモデル実証事業
- (4) 地域循環圏形成に向けた取組
- (5) 循環型社会に向けた普及啓発事業の実施
- (6) 循環型社会形成に向けた情報提供事業

3. 施策の効果

業界等における2Rの取組課題及び成功例、異分野との連携や新たな取組について調査・検討することで、民間の自主努力では解決しがたい課題が明らかとなり、さらにその要因等を分析・公表することにより、先行事例の他への普及が容易となる。

あわせて、現代の消費ニーズに合わせた地域創生や観光の観点を含めた新たな

2 Rビジネスを実証事業として行うことで、ビジネスとしての2 R事業が持続可能な形で定着させることを目指す。

また、地域循環圏を形成し、循環資源の最適な規模での利用、地域振興、地域経済の活性化等を図る。

循環の質に着目した指標・データの整備及びそれらに基づく評価を行い、循環型社会部会での審議を経ることにより、関係省庁等における実態に即した政策の企画立案・推進を促すとともに、3 Rに係る国民の意識の変化を具体的な行動の変化につなげ、循環型社会の構築に向けて国民のライフスタイルの変化を促す。

事業概要

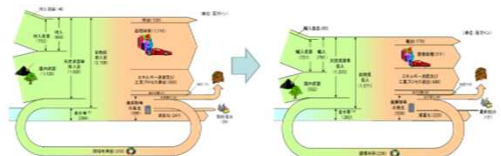
- 施策の進捗状況を踏まえた次期目標に向けた指標の検証
- 2Rの取組を広く経済・社会に定着させるための検討や2Rを切り口とした新たな持続可能なビジネスモデルとするためのモデル事業を含めた施策を実施。
- 最適な規模で資源が循環利用され地域の活性化にも資する地域循環圏の形成
- 事業者、国民一人ひとりやNPO/NGO、地方自治体との連携及び情報発信の促進

事業 1

循環の質に着目した

- ・指標・データの整備
- ・それらに基づく評価

を行い、関係省庁等における実態に即した政策の企画立案・推進する。



事業 2

業界等における2Rの取組の課題及び成功例、異分野との連携や新たな取組について調査・検討。



・民間の自主努力では解決しがたい課題を明らかとし、その要因等を分析・公表することにより、先行事例の他への普及が容易に。

事業 3

自治体や事業者等の関係者が地域内でのリユースを促進するための実証事業や、リユース促進のための調査、普及啓発などを実施。



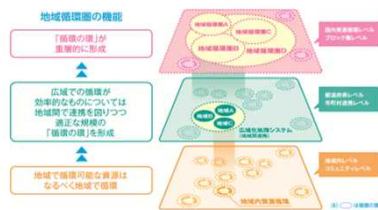
・地域の特性を活かしたリユースシステムの効果の検証をする。

・リユース実施による環境負荷の変動等の効果を実証し、他地域への普及を図る。

実態調査などを実施することでリユース促進策を明確化。

事業 4

- ・地域循環圏を形成し、
 - ・資源循環の最適な規模での利用
 - ・地域振興
 - ・地域経済の活性化等
- を図る。



事業 5

3Rに係る国民の意識の変化を具体的な行動の変化につなげ、循環型社会の構築に向けて国民のライフスタイルの変化を促す。



レアメタル等を含む小型電子機器等リサイクル推進事業費

300百万円（401百万円）

【26年度補正】 400百万円

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1. 事業の必要性・概要

資源小国の我が国において、有用金属（資源として利用価値のあるベースメタル、貴金属、レアメタル）が含まれる使用済製品は、循環資源としての有効利用が期待されているが、その多くが廃棄されている状況にあった。

このため、使用済小型電子機器等のリサイクルにより、資源確保・廃棄物減量化・有害物質管理を含む循環型社会形成の推進を目的として、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（平成24年法律第57号）が平成25年4月1日に施行された。また、本法に基づく基本方針において、使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量に関する目標を、平成27年度までに年間14万トンと定められている。

そこで、上記目標を目指し、使用済小型電子機器等のリサイクルを促進するため、市町村の参加促進のための措置や制度についての情報発信を行うとともに、回収量拡大・リサイクル効率化に向けた調査・検討等を行う。

2. 事業計画（業務内容）

（1）小型家電リサイクル制度の円滑な実施と効果の検証のための調査

小型家電の回収が未実施の市町村を対象に、回収に係る課題解決のための検討を実施しながら回収体制構築のための実証事業を実施する。

（2）市町村に対する回収状況診断と回収量拡大のための措置の検討

既に使用済小型電子機器等の回収を実施している市町村の回収状況を診断し、回収量拡大のための検討を行う。また、回収・リサイクルが進んでおりトップランナーとして他の市町村の牽引役として期待できる市町村について、当該地域をモデルケースとした各種取組支援と効果検証を行う。

（3）小型家電リサイクル制度に係る情報発信及び導入促進事業

消費者に対して小型家電リサイクル制度の意義と仕組みについて情報発信する。また、違法な不用品回収が横行し、不適正に使用済小型電子機器等が海外に流出していることに鑑み、不適正なルートに排出しないよう消費者に呼びかける。

市町村に対しては、制度参加と取組拡大を呼びかけるとともに、説明会等を通じて、優良な回収事例や不適正事例などについて情報提供を行う。

(4) 小型家電リサイクル制度の継続的・安定的運用のための検討

制度の継続的・安定的運用のため、以下調査を実施する。

- ・ 使用済小型電子機器等の適切な国際移動に関する調査
- ・ 密閉型蓄電池等の処理に関する検討調査
- ・ 事業者から排出される使用済小型電子機器等の取扱いに関する検討 等

3. 施策の効果

上記施策の実施により

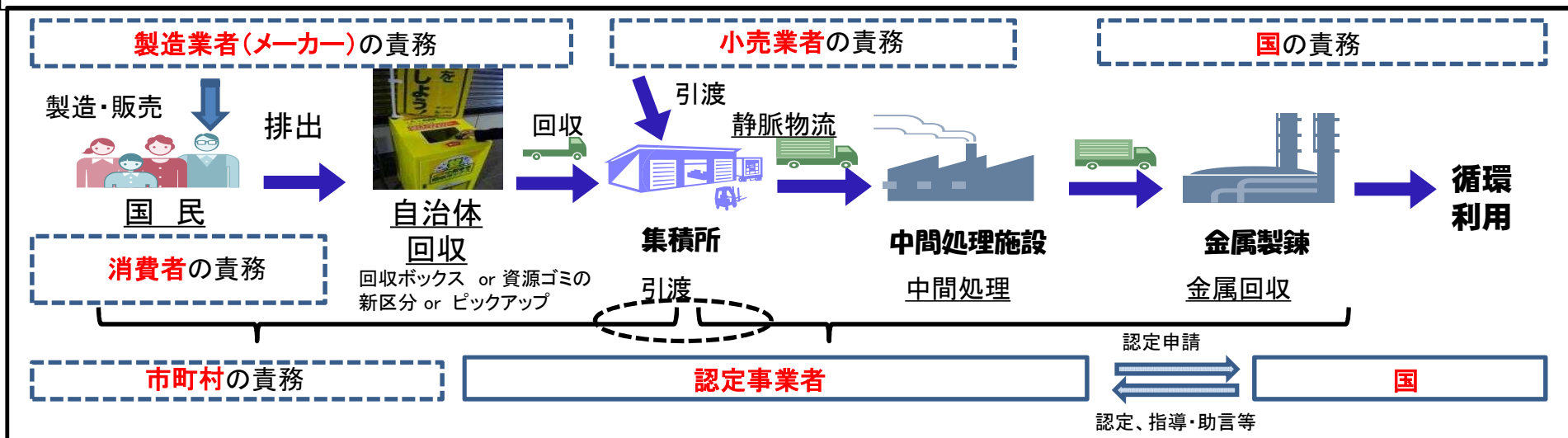
- ・ 制度参加市町村の増加及び回収量の拡大
- ・ 消費者のリサイクル意識の高揚と不適正ルートへの排出抑制
- ・ リサイクルの高度化

が期待できる。また、再資源化量の目標達成に近づくとともに、使用済小型電子機器等の再資源化の促進と、安定した制度の運用が図れる。

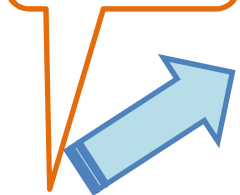
レアメタル等を含む小型電子機器等リサイクル推進事業費

平成27年度予算(案)額 300百万円(401百万円)
平成26年度補正予算額 400百万円

・多くの市町村と事業者の参加の下で、小型家電リサイクル制度を推進し、廃棄物の減量化・有用金属等の再資源化を行うことで、循環型社会形成の推進と資源の安定供給を確保する。



平成25年4月
小型家電
リサイクル法施行



平成26年度

平成25年度

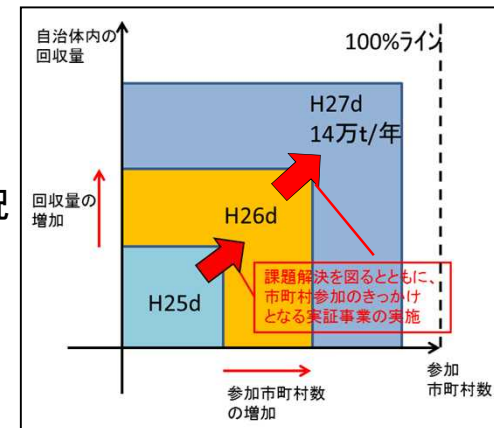
平成26年度補正
で一部前倒し

平成27年度実施内容

目標:平成27年度までに年間14万tの再資源化

- 課題解決のための実証事業の実施(小型家電回収未実施の市町村対象)
 - ・都道府県主導による自治体連携検討
 - ・ピックアップ回収の導入促進等
- 市町村の回収状況診断とトップランナー支援
 - ・リサイクル状況「見える化」検討
 - ・啓発・教育活動支援
 - ・協議会立ち上げ支援等

- 国民・市町村等への周知・普及啓発
- 処理状況実態調査
 - ・再資源化状況
 - ・密閉型蓄電池等処理状況
 - ・排出後フロー等
- 再資源化事業評価検討
- 事業系小型家電の回収促進検討
- 次期回収目標検討



適正なりサイクルの推進と不法越境移動の監視強化

48百万円（34百万円）

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室
産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室

1. 事業の必要性・概要

使用済み家電・小型家電等をリサイクルする場合は、循環資源の有効利用及び有害物質の適正処理の観点から、家電・小電法等に基づき適切にリサイクルされるべき物であるが、その相当量が違法に回収・解体・処理され、場合によっては、中古品と偽ったり、スクラップに混入させて海外に輸出されている。また、有害性のあるものが、現地で不適正に処理されることにより、環境汚染・健康被害を引き起している実態が指摘されている。

国内で適切なリサイクルを推進するため、平成25年4月に施行された小型家電リサイクル法をはじめとした各関連法を着実に施行するとともに、有害性のあるものが海外に不正に流出しないよう、不法輸出対策を徹底・強化する必要がある。

2. 事業計画（業務内容）

使用済み家電・小型家電について、輸出の規制対象物の明確化を図るとともに、水際対策の現場の体制整備、効率化等を進めることにより、不法越境移動の監視を強化し、適正なりサイクルを推進する。このため、地方事務所における体制を強化するとともに、小型家電リサイクル法をはじめとした各種リサイクル法・バーゼル法に基づく立入検査・報告徴収に係る事務や、廃棄物処理法に基づく自治体・警察等と連携した指導・取締りへの対応を充実させる。具体業務は以下のとおり。

- ・使用済み家電・小型家電が混入した雑品スクラップ対策の検討
- ・使用済み家電・小型家電の輸出時の中古品判断基準の見直し
- ・立入検査・報告徴収等の徹底実施ための人員の増強
- ・立入検査・報告徴収等の効果的実施のための指導・取締り事例の整理・分析
- ・不法輸出対策に係る各事務所の現場対応マニュアルの策定・フォローアップ

3. 施策の効果

- ・小型家電リサイクル法の的確な運用
- ・廃棄物処理法・各種リサイクル法に基づく適正なりサイクルの促進・不法越境移動の監視強化

各種リサイクルの取り巻く状況

支出予定先: 民間団体等

◆小型家電リサイクル法の施行(H25. 4)

- ・使用済小型電子機器等のリサイクルを行おうとする者が事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けることで、廃棄物処理業の許可を不要とし、再資源化を促進する新制度が施行

◆各種リサイクル法に係る不適正事例の発生

- ・家電リサイクル法に基づく小売業者から家電メーカーへの引渡し
が適切に行われているかが疑われる事例が発生
- ・自動車リサイクル法に基づく許可を受けずに自動車の解体が
行われているケースが横行

◆違法な不用品回収業者の増加

- ・「無料回収」と謳い、車や空き地で無許可で使用済家電製品を
回収する業者が増加
- ・廃棄物処理基準に適合しない方法によって分解・破壊等が
行われ、スクラップとして不適正に海外に輸出
- ・ヤードや船上で度々火災を起こすほか、空き地での有害物質の
流出や輸出先における健康被害発生の恐れ
- ・これらを受け、使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について
の通知を発出(H24. 3. 19)

◆輸出入規制の適正な運用への対応

- ・使用済み電子機器等の海外での不適正処理に関する指摘
- ・輸出先国からの通報によるシップバック案件の増加
- ・パーゼル法運用見直しのための検討会を開催
- ・平成26年4月から中古品判断基準の
適用開始
- ・不法輸出入の疑義案件の現地調査対応の
マニュアル化に着手



使用済み家電・小型家電の輸出に係る規制対象の明確化

使用済み家電・小型家電が混入した雑品スクラップ対策の検討

使用済み家電・小型家電の輸出時の中古品判断基準の見直し

使用済み家電・小型家電の違法な処理、不法輸出等に対応する現場体制の強化

立入検査・報告徴収等の徹底実施のための人員増強



現場対応事例の蓄積・共有等による効果的な現場対応の推進

立入検査・報告徴収等の効果的実施のための指導・取締り事例の整理・分析

不法輸出対策に係る各事務所の現場対応マニュアルの策定・フォローアップ

1. 事業の必要性・概要

平成26年7月に施行された「水循環基本法」において、国、地方公共団体は、水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水質の悪化等水循環に対する影響を及ぼす水の利用等に対する規制その他の措置を適切に講ずる（第15条）こととされているほか、水循環に関する施策を適正に策定し、実施するため、水循環に関する調査を実施する（第19条）こととされている。また、国民共有の貴重な財産である水資源を将来に渡って全国民が享受できるよう、国はその保全に努めるとともに、国民等へ対して健全な水循環の重要性への理解や関心を高めることが求められている（第10条）。このため、健全な水循環の確保及び水環境保全活動の促進を図るために、調査、事業を行う必要がある。

2. 事業計画（業務内容）

①気候変動による水循環への影響評価・適応策検討事業

公共用水域の中で水の滞留時間の長い湖沼において、気候変動に伴う水温、水質、全循環機構等を再現可能なモデルを構築した上で、将来の気候変動の影響を評価するとともに、脆弱と考えられる湖沼を抽出し、具体的な適応策を検討する。

②水環境の危機管理・リスク管理推進事業

水の安全・安心確保のため、従来の有害物質だけでなく、浄水場の消毒過程で有害物質を生成するなど潜在的に環境リスクを抱える物質について、工場等の排出実態及び環境中の存在状況を把握し、平常時のリスク管理や水質事故時の原因究明などの危機管理に必要な方策を検討する。

③健全な水循環に係る普及啓発事業

健全な水循環の重要性等の理解と関心を深めることで水資源の保全活動の基盤形成を図り、保全活動推進の事業を実施し、さらに広く国民へ継続的に情報を発信する。

3. 施策の効果

それぞれの事業を通じて、健全な水循環を確保し、水環境保全活動の促進を図る。

健全な水循環に係る総合対策推進費

平成27年度予算(案)額
113百万円 (104百万円)
支出先: 民間事業者等

「水循環基本法」(平成26年7月施行)

- ・水質の悪化等水循環に対する影響を及ぼす水の利用等に対する規制その他の措置を適切に講ずる(第15条)。
- ・水循環に関する施策を適正に策定し及び実施するため、水循環に関する調査を実施する(第19条)。
- ・国民等へ対して健全な水循環の重要性への理解や関心を高めることが求められている(第10条)。



健全な水循環の確保に向け、各施策を推進



気候変動による水循環への影響評価・適応策検討事業

・気候変動により引き起こされる湖沼等の水温・水質等の定量的な影響予測評価と定性的な影響評価の検討を行い、具体的な湖沼での適応策を検討し、湖沼のみならず流域全体における健全な水循環の確保に努める。

水環境の危機管理・リスク管理推進事業

・従来の有害物質だけでなく、浄水場の消毒過程で有害物質を生成する潜在的に環境リスクを抱える物質について、工場等の排水実態及び環境中の存在状況を把握し、平常時のリスク管理や水質事故の原因究明などの危機管理に必要な方策を検討し、健全な水循環の確保に努める。

健全な水循環に係る普及啓発事業

・国民が健全な水循環に関する正しい認識を持ち、水資源を共有できるよう啓発活動を行うとともに、水循環保全活動の促進を図る。
・「水循環基本法」で定められた「水の日」等、水循環に係る行事等において、自然体験活動や水環境学習等の機会の創出を図るほか、世界へのPR等の波及効果を図る。



健全な水循環の確保及び水環境保全活動の促進を図る。

豊かさを実感できる海の再生事業

70百万円（20百万円）

水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室

1. 事業の必要性・概要

瀬戸内海をはじめとする閉鎖性海域では、水質汚濁防止法や瀬戸内海環境保全特別措置法による汚濁負荷量の削減等の取組が進められた結果、その水質は全体として改善傾向にある。

一方で、赤潮や貧酸素水塊の発生といった問題も依然として確認されている。また、里海に代表される「豊かな海」の観点から、干潟・藻場の保全・再生等を通じた生物多様性・生物生産性の確保、栄養塩類の適切な管理等の重要性が指摘されるなど、新たな課題への対応が求められている。

以上のことから、瀬戸内海をはじめとする閉鎖性海域をめぐる新たな課題に対応するため、「豊かな海」の観点から重要な各種調査・検討、活動支援等を行うものである。

2. 事業計画（業務内容）

- (1) 瀬戸内海をモデル海域として、豊かな海づくりの観点から重要な「藻場・干潟」の分布状況調査及び解析等を行い、藻場・干潟分布状況図を作成する。また、里海づくり活動に関する普及啓発等を通じて各海域における里海づくりの活動促進を図る。
- (2) 瀬戸内海における底質の蓄積状況や底生生物を把握するための調査を行うとともに、底質からの栄養塩類の溶出メカニズムの把握等を行う。また、これらの結果等を踏まえ、海域ごとの実情に応じた海域管理手法の検討に必要な基礎資料の整理を行う。

3. 施策の効果

代表的な閉鎖性海域である瀬戸内海を対象として、「豊かな海」の観点から各種調査・検討等を行い、科学的な知見に基づく適切な海域管理手法を確立するとともに、それらの成果の普及啓発等を通じて、各海域における里海づくりなど「豊かな海」を目指した各種取組の促進が期待される。

背景

- 瀬戸内海をはじめとする閉鎖性海域では、水質汚濁防止法や瀬戸内海環境保全特別措置法による汚濁負荷量の削減等の取組が進められた結果、その水質は全体として改善傾向。
- しかし、赤潮や貧酸素水塊といった問題も依然として発生。
- また、里海に代表される「豊かな海」の観点から、干潟・藻場の保全・再生等を通じた生物多様性・生物生産性の確保、栄養塩類の適切な管理等の重要性が指摘されるなど、新たな課題への対応が求められている。



閉鎖性海域をめぐる新たな課題に対応した調査・検討が必要！

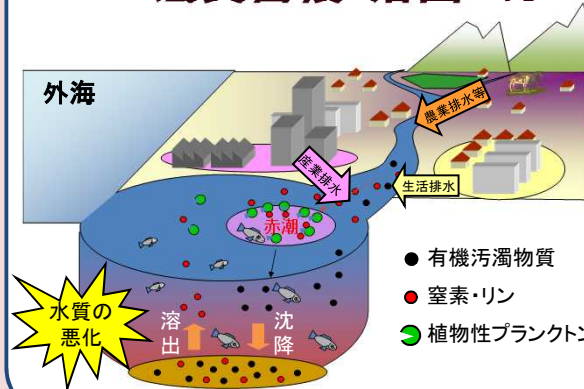
事業内容

里海づくり活動促進



- モデル海域(瀬戸内海)における藻場・干潟の分布調査。
- 地域の里海づくり活動状況も含めてとりまとめ、基礎資料として活用。

底質蓄積・溶出メカニズム調査



- 底質環境を総合的に調査して現況を把握し、過去の調査結果と比較・分析。
- 底質からの、**栄養塩類等の海中への溶出メカニズム**を調査・分析。

「豊かな海」の観点から、海域ごとの実情に応じた海域管理の実現

1. 事業の必要性・概要

平成26年7月に施行された水循環基本法では、地下水を含む水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであると位置づけ、水の適正かつ有効な利用促進や地域連携の推進、水循環施策の策定に必要な調査の実施などを基本的施策に掲げている。

この基本的施策に適切に対応し、地下水が直面する危機の解消と健全な水循環の維持・回復に欠かせない地下水・地盤環境の保全行政を円滑に推進していくため、地下水質、地盤沈下の状況を的確に把握し、地下水の汚染防止及び地盤沈下の防止を図るとともに、地下水流域の関係者が協働して地下水を適正かつ有効に利活用することを推進し、流域地域の活性化に繋げていく必要がある。

2. 事業計画（業務内容）

①全国地下水質測定結果解析・全国地盤沈下状況等調査分析

全国の地下水質測定結果および地盤沈下等観測結果を収集整理するとともに、汚染原因や地盤沈下原因等を分析し結果を公表する。

②健全な水循環確保に向けた地下水採取規制のあり方検討

水の公共性が高いものであることに鑑み、また、地下水の適正かつ有効な利用による健全な水循環確保に向けて、地下水採取規制のあり方について検討する。

③地盤沈下観測等における衛星データの活用手法の検討

地盤沈下観測における最新の衛星データ活用手法の実用性を検証し、地盤沈下監視体制等の水循環施策への導入手法を検討する。

3. 施策の効果

- ・健全な水循環を維持するため、地下水質、地盤沈下等の変化を把握するとともに地下水採取規制見直しの必要性を検討し、地下水の適正かつ有効な利用の推進に資する。
- ・衛星画像を用いた新たな地盤沈下監視手法について、その実用性を評価し、「地盤沈下監視ガイドライン」の改訂を目指す。またこれにより、地方公共団体における地盤沈下監視のコストの大幅な低減を図る。

地盤沈下等水管理推進費

平成27年度予算(案)額16百万円(16百万円)

支出先:民間事業者

現状

地下水過剰揚水

地盤沈下

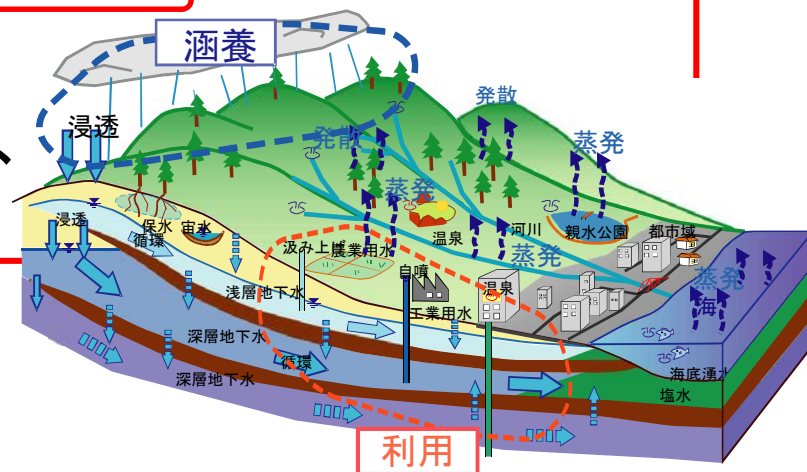
地下水採取規制

(特定地域の揚水能力を規制)

特定地域の地盤沈下沈静化と新たな地下水障害
流域の総合的な水収支管理はできていない

「水循環基本法」公布

- ①水循環の重要性、②水の公共性、
- ③流域の総合的管理、④適正かつ有効な利用、
- ⑤水循環施策に必要な調査の実施など



今後

流域の総合的な水循環確保と観測体制整備

流域地域の活性化・持続可能な地下水環境

硝酸性窒素に関する地域総合対策制度推進費

7百万円（7百万円）

水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境室

1. 事業の必要性・概要

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（以下硝酸性窒素等）については、地下水環境基準の超過率が最も高く、地域によっては広域的な地下水汚染が継続しており、その対策は急務である。また、平成26年4月に公布された水循環基本法の下、健全な水循環の維持・回復等のため、流域の総合的かつ一体的な管理を推進する必要がある。

硝酸性窒素等による地下水汚染の原因は、過剰な施肥、家畜排せつ物や生活排水の不適切な処理等にあり、窒素源が面的かつ多岐にわたること、また、地域によって汚染メカニズムが異なることから、総合的な対策を行う必要がある。このため、国、地方公共団体及び流域の関係者が一体となって取り組む枠組みを構築し、地域に応じて最適な施策を組み合わせ、硝酸性窒素等に関する地域総合対策を推進する。

2. 事業計画（業務内容）

対策が急務となっている地域（経済的・文化的に価値の高い地下水資源が存在し、硝酸性窒素等による地下水汚染が顕在化している地域等）に対し、関係者の参画する協議体を設置し、実態調査やシミュレーションの結果を踏まえ、地域に応じた総合的な対策計画を策定する。また、地域における成功事例を盛り込んだ「総合対策ガイドライン」を策定し、地域総合対策の全国展開を促進する。

3. 施策の効果

- ・ 硝酸性窒素等に関する地域総合対策制度を構築し、対策が急務となっている地域において実施することで地下水流域における窒素の収支バランスを適正化する。
- ・ 産業活動や生活の基盤である地下水の価値向上により、地域を活性化する。



硝酸性窒素に関する地域総合対策制度推進費

平成27年度予算（案）額
7百万円（7百万円）

事業目的・概要等

背景・目的

- 平成26年4月に公布された水循環基本法のもと、健全な水循環の維持・回復のための施策の総合的・一体的な推進が必要。
- 特に硝酸性窒素は、地下水環境基準の超過率が最も高く、地域によっては広域的な汚染が継続しており、健全な水循環の維持・回復の上での喫緊の課題。
- その主な発生源は施肥、家畜排せつ物、生活排水など、面的かつ多岐にわたり、従来の点源排出規制では効果が現れにくいことから、国・自治体等関係者が密接に連携し、地域に最適な施策を組み合わせ、総合的な対策を行うことが必要。

事業概要

- 対策地域において、関係者による協議会を設置し、実態調査等を踏まえ、地域に応じた総合的な対策計画を策定し、硝酸性窒素に関する地域総合対策を推進する。
- 成功事例を取り込んだ総合対策ガイドラインを策定し、地域総合対策制度（仮称）の普及を図る。

事業スキーム

請負対象：民間事業者、実施期間：4年間

期待される効果

- 地下水における窒素収支バランスの適正化、汚染の解消
- 産業・生活基盤である地下水の価値向上による地域活性化

産業・生活の基盤である地下水



(熊本市) 水道水源井戸

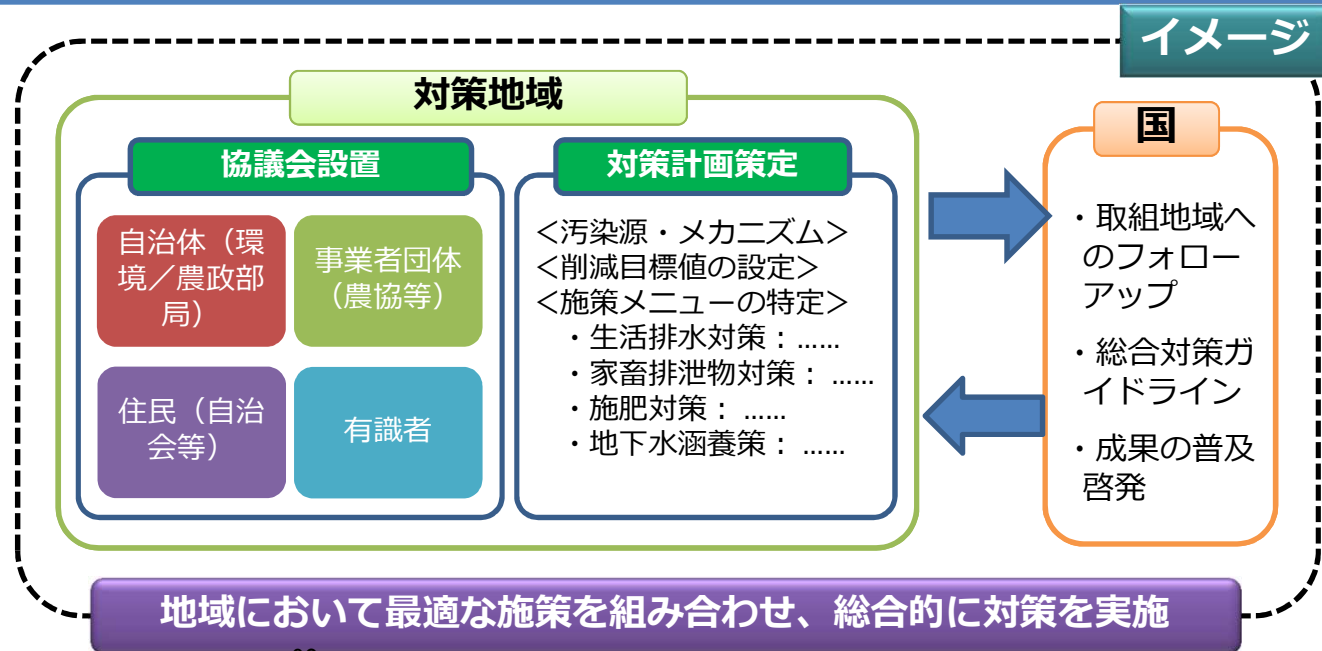
(安曇野市) 湧水とわさび田

硝酸性窒素による汚染が
地域的・広域的に継続

面的かつ多様な発生源

→点源規制・全国一律対策では不十分

イメージ



1. 事業の必要性・概要

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書によると、1880年から2012（平成24）年までの間に世界の平均地上気温は0.85度上昇し、気候変動は、全ての大陸と海洋において、既に自然及び人間システムに影響を与えているとされている。気候変動の影響は、我が国においても既に顕れつつあり、これに対して、気候変動影響のモニタリング、情報収集・分析・評価の実施、これらを踏まえた適応策の検討・実施を国内で総合的に実施する必要がある。

また、2020（平成32）年以降の気候変動に係る新たな法的枠組みの合意が予定されている2015（平成27）年12月の第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）へ向けて、途上国は適応策及びその支援の重要性を主張しているため、合意に至るには、先進国が途上国の適応策実施を支援していく姿勢を明確に打ち出すことが交渉戦略上不可欠である。このため、我が国がアジア太平洋地域の適応の取組を促進するとともに、我が国で得られた気候変動影響や適応に関する科学的、技術的知見をIPCC等を通じて積極的に提供する等地域の適応に関する取組をリードすることが重要である。

本事業は、蓄積された知見、組織、ネットワークを活用し、国内では影響評価に基づき政府の適応計画の策定を進め、地方自治体における影響評価、ならびに自治体の策の実施を支援し、海外では、アジア太平洋地域等において地域の各国・自治体が適応策の策定及び実施を行うための包括的支援（脆弱性評価、適応策策定支援の他具体的な適応技術の導入）を行い、蓄積された科学的知見と共にこれらの経験を知見共有ネットワークを活用して国内外に共有するものである。

2. 事業計画（業務内容）

（1）国内適応計画策定・実施推進支援

- 政府全体の適応計画策定
- 環境省が取り組むべき適応策の検討
- 適応計画に関するPDCAサイクルの構築・実践
- 地方における適応計画策定支援
- 気候変動に関する知見の収集・整理
- 気候変動影響監視評価センターの運営

(2) アジア太平洋地域等における気候変動影響評価・適応推進支援

- アジア太平洋地域等の途上国の脆弱性評価
- 国家適応計画策定に関するガイダンス作成
- 我が国の適応技術を途上国に移転するための実証事業等

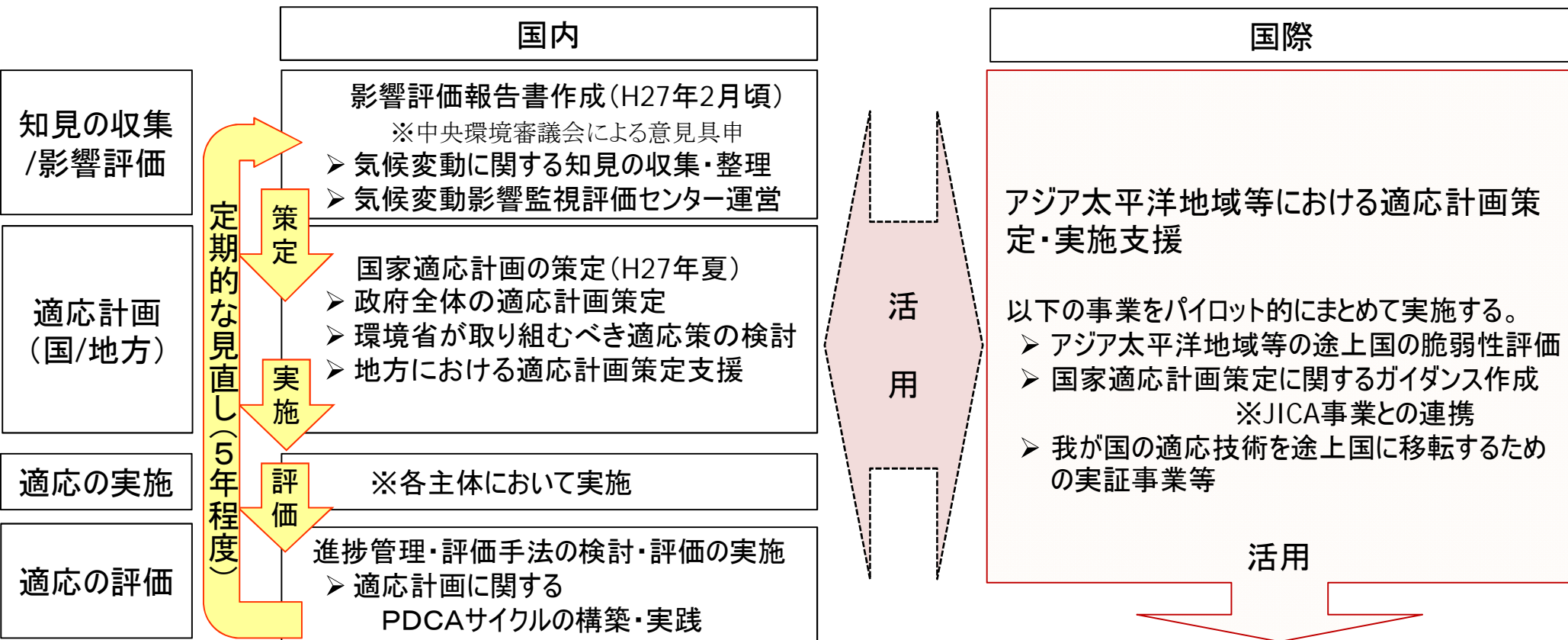
(3) IPCC 関連支援

- 関係各府省・機関及び専門家による国内検討会の開催
- IPCC 総会や次期報告書作成に向けた執筆者会合等への専門家の派遣

3. 施策の効果

- 気候変動による影響に関する科学的知見の普及による地方自治体・国民等の認識と理解の向上
- 国や地方における適応策の着実な推進による気候変動への適応能力向上
- アジア太平洋地域等の途上国における適応計画策定から適応策実施までの包括的支援
- IPCC 報告書作成への貢献等を通じた気候変動影響評価に関する科学的知見の強化

適応に係る取組みの全体像



- アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)によるアジア太平洋地域における研究活動支援【別予算】
- 世界適応ネットワーク(GAN)・アジア太平洋適応ネットワーク(APAN)の支援【別予算】
- IPCC関連支援
 - 関係各府省・機関及び専門家による国内検討会の開催
 - IPCC総会や次期報告書作成に向けた執筆者会合等への専門家の派遣

健全な水循環に係る総合対策推進費のうち、
気候変動による水循環への影響評価・適応策検討費

18百万円（18百万円）

水・大気環境局水環境課

1. 事業の必要性・概要

現在、都市部を中心に水温の上昇による水環境の悪化が確認されており、公共用水域に関する検討で、水の滞留時間の長い湖沼において特に水温上昇やその影響による鉛直方向の水循環不全*、それらに起因する底層溶存酸素の低下等が懸念されることが明らかになった。そこで、気候変動の適応策を策定している政府全体の動きに併せて、湖沼に特化した水質や生態系への将来影響整理や水質シミュレーション等による将来影響予測、必要な適応策やモニタリング等に関する検討を行い、想定される悪影響に対する適応策を講じることが必要である。

2. 事業計画（業務内容）

気候変動に伴う湖沼等の水温、水質の変動を予測するため、既に気候変動による影響とみられる全循環停止もしくは循環期間の減少傾向が見られている池田湖・琵琶湖等における水温、水質、全循環機構等を再現可能なモデルを構築した上で、将来の気候変動による影響を評価する。また、同じモデルを用いて気候変動影響の決定要因やその閾値を明らかにした上で、国内の湖沼のうち、将来の気候変動に脆弱と考えられる湖沼を抽出する。さらに脆弱と判断された湖沼に関し、各湖沼流域の社会状況等を踏まえ、具体的な適応策（①水温上昇や水質悪化に対する対策 ②水温上昇や水質悪化により生じうる影響に対する対策等）を検討し、平成27年夏頃に策定予定の政府全体の適応計画に反映させる。以降は、気候変動の影響として、近年顕在化しつつある湖沼の全循環不全の問題等について、政府の定期的な見直しに合わせた継続的な検討を進めていく。

3. 施策の効果

全国の湖沼で気候変動による湖沼への影響評価と適応策を検討する上での参考となるように、検討結果を取りまとめた後に公表し、自治体での策定を技術的に支援する。

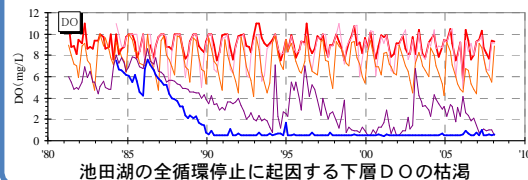
*）湖沼の水は、冬期に表層水が冷却されて沈降することにより、鉛直方向に水が循環しているが、これが不全または停止すること。

「適応」の必要性

- **エネルギー・環境戦略の基本方針**
「最も厳しい削減対策を実施しても**今後数十年間の温暖化による影響を回避できない**という科学的知見に基づき、政府全体での適応対策の計画的取組に着手する…」
- **環境基本計画の重点的取組**
「短期的影響を応急的に防止・軽減するための適応策の推進と中長期的に生じ得る影響の防止・軽減に資する適応能力の向上を図るための検討」

これまで得られた知見

- 気候変動による水質等への影響解明調査（H21～24）により、以下が判明
 - ・ 気候変動（気温上昇）による公共用水域の水温上昇は不可避
 - ・ **特に、全循環頻度の低下による湖沼の水質や生態系への影響が深刻**



- 湖沼の水質影響メカニズムは極めて複雑であり、気候変動影響を正確に把握し、適応策を検討するためには、更に詳細な検討が必要
- 今後の検討において気候変動影響評価を全国湖沼に一般化することを念頭に、モデル湖沼での気候変動による水環境への影響が普遍性・汎用性を持つことを考慮して、モデル湖沼として3湖沼程度を選定した。

湖沼	No.	湖沼	気候変動影響				水質	生態系	二次悪影響
			水温	水質	水質	水質			
モデル湖沼	1	琵琶湖	○	○	○	○	○	○	○
	2	琵琶湖	○	○	○	○	○	○	○
	3	琵琶湖	○	○	○	○	○	○	○
	4	琵琶湖	○	○	○	○	○	○	○
モデル湖沼	5	琵琶湖	○	○	○	○	○	○	○
	6	琵琶湖	○	○	○	○	○	○	○
	7	琵琶湖	○	○	○	○	○	○	○
	8	琵琶湖	○	○	○	○	○	○	○
モデル湖沼	9	琵琶湖	○	○	○	○	○	○	○
	10	琵琶湖	○	○	○	○	○	○	○
	11	琵琶湖	○	○	○	○	○	○	○
	12	琵琶湖	○	○	○	○	○	○	○
モデル湖沼	13	琵琶湖	○	○	○	○	○	○	○
	14	琵琶湖	○	○	○	○	○	○	○
	15	琵琶湖	○	○	○	○	○	○	○
	16	琵琶湖	○	○	○	○	○	○	○
モデル湖沼	17	琵琶湖	○	○	○	○	○	○	○
	18	琵琶湖	○	○	○	○	○	○	○
	19	琵琶湖	○	○	○	○	○	○	○
	20	琵琶湖	○	○	○	○	○	○	○
モデル湖沼	21	琵琶湖	○	○	○	○	○	○	○
	22	琵琶湖	○	○	○	○	○	○	○
	23	琵琶湖	○	○	○	○	○	○	○
	24	琵琶湖	○	○	○	○	○	○	○

「適応」に関する政府全体の動き

①我が国における温暖化の影響に関する最新の科学的知見の取りまとめ（H24～25）

- 日本版 IPCC 評価報告書の作成



②政府全体の適応計画策定のための予測・評価方法の策定（H25～26）

- IPCC 第5次評価報告書の最新の知見を活用



③政府全体の適応計画の策定（H26～27）

- ②に基づき各分野・課題別の適応策を関係府省において立案し、政府全体の総合的、計画的な取組として取りまとめ

事業内容

①気候モデルおよび全国湖沼の水質等に関する最新データの収集・整理

- IPCC-AR5, CMIP5等の知見を活用し、気候モデルデータの再整備を行う。



②モデル湖沼での影響評価を踏まえた全国湖沼の気候変動影響評価

- モデル湖沼におけるモデル解析結果、および影響評価結果を踏まえて、全国湖沼における気候変動影響評価を行う。
- 全国の湖沼を気候特徴や水深、循環型等に基づき類型化し、モデル湖沼との類似性から、各類型で生じると考えられ得る気候変動による水質・生態系影響を評価する。



③適応策の検討

- 適応策オプションの効果予測
- 全国湖沼での適応策実現可能性の検討

自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室

1. 事業の必要性・概要

平成26年10月、生物多様性条約第12回締約国会議（COP12、於韓国）においてCOP10で採択した「愛知目標」の達成状況の中間評価が行われた。我が国が国際的に貢献し引き続きリーダーシップを発揮していくためには、愛知目標の中間評価の結果を国家戦略に反映し、対応が遅れている分野の取組を加速する必要がある。

このため、我が国の生物多様性の状況を継続的かつ適切に把握、評価していくとともに、中間評価の結果も踏まえ、愛知目標の採択を受けて策定した「生物多様性国家戦略2012-2020」や関連指標の見直しを検討し、必要に応じて最新の知見を踏まえた内容に修正する。

また、平成26年3月に公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次報告書においては、脆弱な生態系や生態系サービスが気候変動により損失することが確度の高いリスクであるとされている。同報告書では効果的な適応策と緩和策の両方を併せて促進することの重要性が指摘されており、平成27年度には我が国の適応計画が閣議決定される予定である。

このため最新の知見に基づき、生物多様性分野における適応策とその着実な実施方針、並びに各分野で進められる適応策がもたらす生物多様性への影響についての対応方針を検討し、生物多様性国家戦略に反映する。

2. 事業計画（業務内容）

	27年度	28年度	29年度
(1)生物多様性国家戦略の進捗状況に関する評価等			→
(2)「生物多様性国家戦略2012-2020」の見直しの検討		→	
(3)生物多様性の保全のための適応策の検討		→	

3. 施策の効果

生物多様性関連施策の着実な実施及び一層の充実・強化を促進し、我が国における愛知目標の達成に貢献する。また、生物多様性分野における適応の考え方や具体的な行動計画等を検討することにより、生物多様性分野における気候変動への適応に資する施策である。

生物多様性国家戦略推進費

平成27年度予算(案)額:28百万円(28百万円)
支出予定先:民間団体等

H22年度 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)

日本が議長国

・2020年までの国際目標として「愛知目標」採択

【目標15】気候変動の緩和と適応に貢献

H24年度 「生物多様性国家戦略2012-2020」閣議決定

国家戦略の
進捗状況を評価

・「愛知目標」の達成に向けた、我が国の国別目標を設定

H26年10月 生物多様性条約第12回締約国会議(COP12)

・各国が国別報告書提出
(日本はH26.3)
⇒「愛知目標」の中間評価

・気候変動対策は緩和と適応の統合実施による効果的な実施を要する(IPCC第5次評価報告書[H26.3])
・生態系は気候変動に対して特に脆弱

H27年夏頃 適応計画の策定

生物多様性国家戦略2012-2020の見直し検討

国別目標の達成に向け取組を加速

H32年(2020年)頃 生物多様性条約締約国会議

・「愛知目標」の最終評価 ⇒ ポスト愛知目標 - 97 -

C O 2 排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業

6,500百万円（4,800百万円）

地球環境局地球温暖化対策課
水・大気環境局自動車環境対策課
大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

1. 事業の必要性・概要

2050年までの温室効果ガス80%削減の達成に向け、あらゆる分野において更なるCO2排出削減が可能な技術を開発し、早期に社会に実装していくことが必要不可欠である。また、こうした技術を社会に生み出すことで、規制や制度構築を含む温暖化対策施策を推進することが可能となる。一方、民間に委ねるだけでは、対策強化に必要な技術の開発が十分に進まない状況にあり、対策が不十分な分野及び更なる対策の深掘りが可能な分野の技術を中心に政策的に開発・実証を進めていくことが重要である。

本事業では、中長期的に大幅なCO2排出削減に資する技術を社会に導入していくために、将来的な地球温暖化対策強化につながり、各分野におけるCO2削減効果が相対的に大きいものの、民間の自主的な取組だけでは十分に進まない技術の開発・実証を国主導で強力に推進し、CO2排出量の大幅な削減を目指す。

2. 事業計画（業務内容）

各分野におけるCO2削減効果が相対的に大きいものの、現行の削減対策が不十分であり将来の地球温暖化対策強化が政策的に必要となる分野の技術のうち、導入普及に向け開発・実証を新たに行う必要がある技術を選定。更に、3年程度の事業期間で実用化が可能な技術の内容及び性能等の要件を示し、それを満たす技術の開発・実証を行う。

実施にあたっては公募を行い、技術開発の必要性、実施体制・計画、開発目標、CO2排出削減効果等を外部専門家により審査・評価し、事業実施主体を決定する。

また、事業の開始から終了まで、毎年度技術の成熟レベルを判定し、外部専門家から、問題点に対する改善策の助言や開発計画の見直し指示等を行い、効果的・効率的に事業を実施する。これにより、開発目標の達成及び実用化の確度を高める。

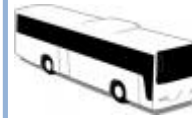
3. 施策の効果

本事業の成果を受け、将来的な地球温暖化対策強化につながる効果的な技術を生みだし、これらの技術が社会に導入されることにより、CO2排出量が大幅に削減され、低炭素社会の実現に資する。

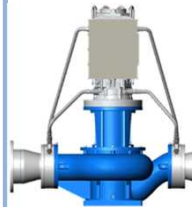


イメージ

地球温暖化対策強化につながる技術開発・実証の例

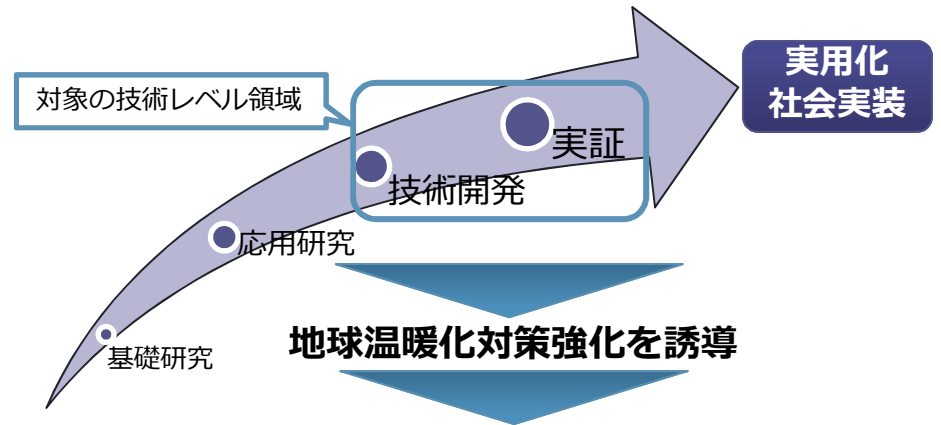


- 目的：重量車の単体対策（車のCO2削減）の強化
 内容：大型路線用燃料電池バスの技術開発
- ✓ 信頼性・耐久性を確保した燃料電池システムの開発
 - ✓ 燃料電池搭載のためのボディ構造の開発



- 目的：上水道分野の省CO2強化
 （浄水場等の未利用エネルギーの活用）
 内容：管路用高効率小水力発電システムの開発
- ✓ 管路用水車の高効率化・低コスト化
 - ✓ 発電コントローラのパッケージ化

- 現行の対策が不十分、または更なる対策の深掘りが可能な分野のうち、早期に社会実装が可能な段階にある技術を対象
- 技術成熟レベルを判定し事業期間中の到達目標を設定
- 事業の進捗管理を適切に行い、実用化に向け効率的に執行



CO2排出大幅削減を通じた低炭素社会の実現

背景・目的

事業目的・概要等

- 2050年までの温室効果ガス80%削減の達成に向け、あらゆる分野において更なるCO2排出削減が可能な技術を開発し、早期に社会実装することが必要不可欠。一方、民間に委ねるだけでは、必要なCO2排出削減技術の開発が十分に進まない状況。
- このため、将来の地球温暖化対策強化につながり、各分野におけるCO2削減効果が相対的に大きい技術の開発・実証を政策的に進め、早期の実用化を図ることでCO2排出量の大幅な削減を目指す。

事業概要

- 将来的な対策強化が政策的に必要となる分野のうち、現行の対策が十分でない、または更なる対策の深掘りが可能な技術やシステムの内容及び性能等の要件を示した上で、早期の社会実装を目指した技術開発・実証を行う。
- 技術開発の必要性、実施体制・計画、開発目標、CO2削減効果等を外部専門家により審査し、事業実施主体を選定。進捗管理を強化し技術目標到達の確度を高めるため、開発の各段階で技術成熟レベルを判定し、改善点等があれば指導助言、計画の変更等を行うことにより、効果的・効率的な執行を図る。

事業スキーム

- 委託・補助対象：民間団体、公的研究機関、大学等
- 実施期間：平成25年度～
- 補助率：最大1/2

期待される効果

- 将来的な対策強化につながる効果的な技術の確立。
- 当該技術が社会に導入されることによるCO2排出量の大幅削減及び低炭素社会の実現。

(新) 再エネ等を活用した水素社会推進事業 (一部経済産業省連携事業)

2,650百万円 (0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課
水・大気環境局自動車環境対策課

1. 事業の必要性・概要

水素は、再生可能エネルギーをはじめ多様なエネルギー源から製造が可能であり、様々な形態で貯蔵・輸送できることに加え、利用段階で二酸化炭素の排出がないことから、地球温暖化対策やエネルギー安全保障に資するエネルギーとして期待されている。

その一方、水素の製造、貯蔵、輸送の各段階においてエネルギー投入が必要であるため、必ずしも従来のエネルギーと比較して二酸化炭素が削減されるとは限らず、地球温暖化対策の観点からは、水素の供給から利用までのシステム(サプライチェーン)全体でのCO₂削減効果を評価・検証する必要がある。また、現在は水素設備単体の導入が先行し、本格的な水素市場の拡大に不可欠な、水素利活用の統合的システム及びそれを低炭素化する技術が確立していない。

このため、地域の特性を活かした水素利活用システムを構築した上で、先進的かつ低炭素な水素技術の実証を行うこと、また、当該技術のCO₂削減効果及び削減ポテンシャルを算定・検証し、波及効果・事業性の高い水素利活用モデルを確立することが必要である。

さらに、低炭素な水素社会を実現し、燃料電池自動車の普及・促進を図るため、再エネ由来の水素ステーションの導入の加速化が必要である。

2. 事業計画(業務内容)

(1) 水素利活用CO₂排出削減効果評価・検証事業

水素の製造から利用までの各段階の技術のCO₂削減効果を検証し、システム全体での評価を行うためのガイドラインを策定する。

(2) 地域連携・低炭素水素技術実証事業

地方自治体と連携の上、地域の特性を活かした低炭素な水素利活用の統合的システムを構築し、先進的かつ低炭素な水素技術を実証する。実証を通じ、統合的システムのモデルを確立させる。

(3) 地域再エネ水素ステーション導入事業(経済産業省連携事業)

カーボンフリー社会の実現と、燃料電池自動車の普及・促進のため、再エネ由来の水素ステーションを導入する。

3. 施策の効果

- ・ 今後導入拡大が予想される水素のCO₂削減効果の評価手法確立及び低炭素化促進によるCO₂排出削減対策の強化
- ・ 地域における低炭素な水素利活用の統合的システムの水平展開



再エネ等を活用した水素社会推進事業（一部経済産業省連携事業）

平成27年度予算(案)額
2,650百万円（新規）

背景・目的

- 水素は、効率的なエネルギー利用や再エネ貯蔵等に活用でき、CO2排出削減に貢献することを期待されている。一方、水素の製造、貯蔵、輸送の過程でエネルギーが消費されるため、「水素利活用システム（サプライチェーン）全体の低炭素化」とその検証が必要。
- また、現在は水素設備単体の導入が先行し、本格的な水素市場の拡大に不可欠な、水素利活用の統合的システム及びそれを低炭素化する技術が確立していない。
- このため、地域の特性を活かした水素利活用の統合的システムの構築及び先進的かつ低炭素な水素技術の実証が必要。また、当該技術のCO2削減効果及び削減ポテンシャルを算定・検証し、波及効果・事業性の高い水素利活用の統合的システムを確立することが重要である。
- さらに、低炭素な水素社会を実現し、燃料電池自動車の普及・促進を図るため、再エネ由来の水素ステーションの導入の加速化が必要。

事業概要

- (1) 水素利活用CO2排出削減効果評価・検証事業（80百万円）
水素の製造から利用までの各段階の技術のCO2削減効果を検証し、システム全体での評価を行うためのガイドラインを策定する。
- (2) 地域連携・低炭素水素技術実証事業（2,000百万円）
地方自治体と連携の上、地域の特性を活かした低炭素な水素利活用の統合的システムを構築し、先進的かつ低炭素な水素技術を実証する。実証を通じ、統合的システムのモデルを確立させる。
- (3) 地域再エネ水素ステーション導入事業（570百万円）【経済産業省連携】
低炭素な水素社会の実現と、燃料電池自動車の普及・促進のため、再エネ由来の水素ステーションを導入する。

事業目的・概要等

期待される効果

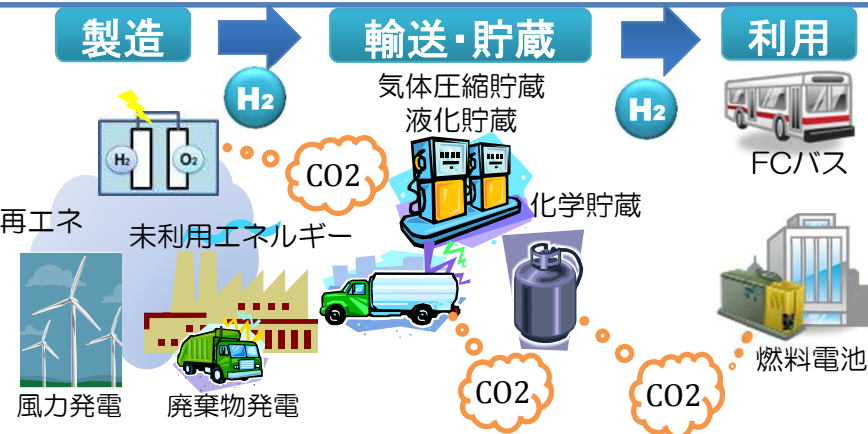
- 今後導入拡大が予想される水素のCO2削減効果の評価手法確立及び低炭素化促進によるCO2排出削減対策の強化
- 地域における低炭素な水素利活用の統合的システムの水平展開

事業スキーム

実施期間：平成27年度～（最大5年間）

- (1) 委託対象：民間団体等
 - (2) 委託対象：民間団体等
 - (3) 補助対象：民間団体等
- 補助割合：3/4

イメージ



製造・輸送・貯蔵の各段階でCO2排出が生じるため、システム全体でのCO2排出削減量の評価が不可欠



低炭素な水素利活用の統合的システムを地域に実装し、CO2削減効果の検証、先進的技術の確立と普及拡大に必要なコスト・技術条件等の洗い出しを行う

CCSによるカーボンマイナス社会推進事業（一部経済産業省連携事業）

2, 500百万円（1, 243百万円）

地球環境局総務課低炭素社会推進室

1. 事業の必要性・概要

我が国では、東日本大震災以降、火力発電の発電量が増加し、2012(平成24)年度には約9割を占めるに至っており、二酸化炭素排出量が大幅に増加している。

他方で、第4次環境基本計画（平成24年4月閣議決定）に位置づけられた2050（平成62）年温室効果ガス80%排出削減を実現するためには、エネルギー消費量を抜本的に削減する大胆な省エネを進め、再生可能エネルギーを最大限導入することに加えて、電力のゼロカーボン化等が不可欠である。とりわけ、二酸化炭素を大量に排出し、長期間にわたって稼働が見込まれる石炭火力発電所等の大規模排出源には二酸化炭素回収・貯留（CCS）の導入が求められる。

CCSは、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書第3作業部会報告書において、2度目標達成に必要な主要技術として位置づけられた。我が国は、東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ（平成25年4月経済産業省・環境省）等に基づき、2020年(平成32)年頃の実用化を目指した技術開発や、導入の前提となる貯留適地調査等に早期に結果が得られるよう取り組むこととしている。

我が国では、大規模排出源が全国各地に分散しており、また、沿岸海域が高度に利用されている。CCSの導入を促進するためには、環境の保全に配慮しつつ、こうした我が国の特性を踏まえて調査・検討を進める必要がある。

2. 事業計画（業務内容）

（1）二酸化炭素貯留適地調査事業（経済産業省連携事業）（1,300百万円）

水深200メートル以深の沖合域を含む我が国周辺水域で、広域的な概査、範囲を絞った詳細調査を実施し、貯留性能、遮蔽性能、地質構造の安定性、海洋環境保全等の観点から、二酸化炭素の海底下貯留に適した地点の抽出を進める。また、環境省の実証試験における貯留地点についても、候補の調査・抽出を行う。

（2）環境配慮型CCS導入検討事業（700百万円）

二酸化炭素を分離回収する吸収液の環境負荷の評価、沖合域における貯留や複数の排出源からの輸送を効率的に実現可能な技術として期待される、シャトルシップを活用した輸送・貯留の技術・システムの検討、円滑な導入手法の検討等を進め、28年度以降の回収・輸送・貯留一貫実証試験の詳細計画案を策定する。

（3）二酸化炭素回収機能付き廃棄物発電検討事業（500百万円）

我が国の高効率な廃棄物焼却技術に二酸化炭素回収機能を組み合わせた高付加価値な廃棄物発電の導入に向けて、廃棄物発電施設に二酸化炭素分離回収設備を追設し、廃棄物焼却排ガスからの最適な回収プロセスを検討する。

3. 施策の効果

環境に配慮したCCSの適切かつ円滑な導入、二酸化炭素排出量の大幅な削減



背景・目的

事業目的・概要等

- 本年承認されたIPCC第5次評価報告書第3作業部会報告書において、2度目標達成に必要な主要技術として位置づけられている二酸化炭素回収・貯留（CCS）について、環境に配慮しつつ導入を推進するとともに、我が国の技術を海外に展開し、世界全体の二酸化炭素排出削減に貢献する。

事業概要

（1）二酸化炭素貯留適地調査事業(1,300百万円)【経産省連携】

我が国周辺水域で、広域的な概査（2次元弾性波探査）、範囲を絞った詳細調査（3次元弾性波探査）等を実施し、貯留性能、遮蔽性能、地質構造の安定性、海洋環境保全等の観点から、二酸化炭素の海底下貯留に適した地点の抽出を進める。また、環境省の実証試験における貯留地点についても、候補の調査・抽出を行う。

（2）環境配慮型CCS導入検討事業（700百万円）

二酸化炭素を分離回収するアミン系吸収液の環境負荷の評価、シャトルシップを活用した輸送・貯留の技術・システムの検討、円滑な導入手法の検討等を進め、28年度以降の回収・輸送・貯留一貫実証試験の詳細計画案を策定する。

（3）二酸化炭素回収機能付き廃棄物発電検討事業(500百万円)

二酸化炭素回収機能を組み合わせた高付加価値な廃棄物発電の導入に向けて、廃棄物発電施設に二酸化炭素分離回収設備を追設し、廃棄物焼却排ガスからの最適な回収プロセスを検討する。

事業スキーム

- （1）委託対象：民間団体等
実施期間：7年間（26fy～32fy）
- （2）委託対象：民間団体等
実施期間：9年間（26fy～34fy）
- （3）補助対象：地方公共団体、民間団体等
補助率1/2
実施期間：3年間（27fy～29fy）

＜年次計画＞

- （1）26～29fy：弾性波探査
（26～28fy：概査、27～29fy：詳細調査）
29～32fy：ボーリング調査、総合評価
- （2）26～27fy：技術検討
28～31fy：技術実証
32～34fy：二酸化炭素圧入
32fy～：モニタリング
- （3）27fy：既設廃棄物発電施設への追設
28～29fy：廃棄物発電と組み合わせた導入・展開

期待される効果

- ・環境に配慮したCCSの適切かつ円滑な導入
- ・二酸化炭素排出量の大幅な削減

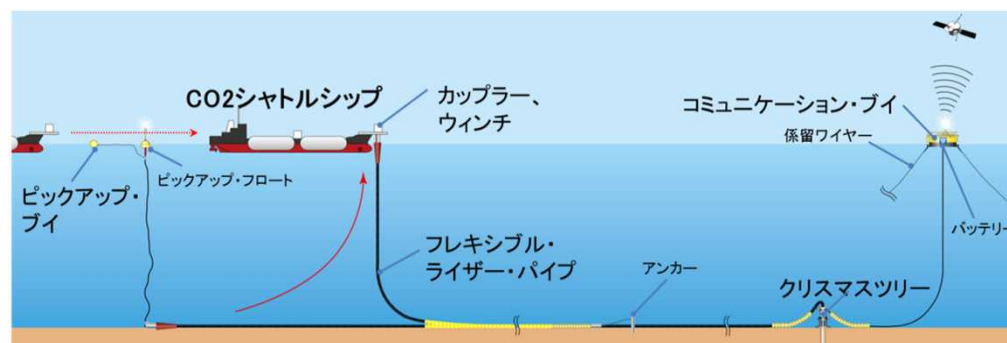
イメージ



石炭火力発電所に設置された二酸化炭素分離回収設備



二酸化炭素の貯留に適した地層の調査



シャトルシップ輸送・貯留システム(船から海底下へ直接圧入)

エネルギー起源CO2排出削減技術評価・検証事業

4, 000百万円（4, 000百万円）

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室
総合環境政策局総務課、環境研究技術室、環境計画課
地球環境局地球温暖化対策課、フロン等対策推進室
国民生活対策室、国際連携課
水・大気環境局大気環境課大気生活環境室、土壌環境課地下水・地盤環境室

1. 事業の概要・必要性

エネルギー対策特別会計の効果的な実施に当たり、事業の効果測定、重複排除、優先順位付け等を行うことが必要である。

また、低炭素価値を併せて創出する社会システム構築を効果的・効率的に推進するためには、実証事業を通じて各種のCO2削減対策の手法、削減ポテンシャル、事業性等を検証し、その成果を明示することが不可欠である。

このため、エネルギー対策特別会計における事業の効果測定及びCO2削減対策の有効性を検証する実証事業等を行う。

2. 事業計画（業務内容）

（1）事業の効果測定等

①事業の効果検証

エネルギー対策特別会計における事業の効果算定手法の検討、技術動向調査、事業効果の検証・把握を行う。

②CO2削減技術の評価（CO2テクノロジーアセスメント）

CO2削減効果が大きく、将来的な導入普及が見込まれる技術について、その効果や環境への影響等の評価を行う。

（2）対策・技術の有効性の検証（実証事業）

交通体系整備、ライフライン施設等の整備、次世代インフラ等整備、地域技術シーズの活用、統合的アプローチによる環境政策の推進といった分野におけるCO2排出削減対策・技術について、実証事業を通じて個別手法の削減効果の検証、削減ポテンシャルの検証及び事業性の検証を行う。

3. 施策の効果

エネルギー対策特別会計における効果的な事業の推進及びそれを通じたエネルギー起源CO2削減対策の一層の普及



背景・目的

- エネルギー対策特別会計の事業の効果的な実施に当たり、予算要求段階から事業の実施中、終了段階における効果測定、重複排除、追跡調査、優先順位付け等を実施するための基盤整備が必要。
- また、低炭素価値を併せて創出する社会システム構築を効果的・効率的に推進するため、交通体系整備、ライフライン施設等の整備、次世代社会インフラ等整備等の分野において、実証事業を通じてCO2削減対策の手法、削減ポテンシャル、事業性等を検証し、その成果を明示することが不可欠。

事業スキーム

委託対象：民間団体等 実施期間：平成25年度～

事業概要

- (1) 事業の効果検証 (1,760百万円)
エネルギー対策特別会計における事業の効果検証、導入普及が見込まれる技術のCO2削減効果・環境への影響等の評価を実施。
- (2) 対策・技術の有効性の検証(実証事業) (2,240百万円)
実証事業を通じて、社会システムの整備に当たってのCO2削減対策・技術の効果の検証等を実施。

期待される効果

- エネルギー対策特別会計における効果的な事業の推進及びそれを通じたエネルギー起源CO2削減対策の一層の普及

事業の効果測定等

(1) 事業の効果検証

- ①事業効果算定手法の検討 (事業効果算定ガイドラインによる事業効果の算定手法等)
- ②技術動向調査 (国内外のエネルギー起源CO2排出削減技術等の調査)
- ③事業効果の検証・把握 (事業実施後の効果の検証・把握、低炭素化による地域経済循環・分析活用基盤の整備)

(2) CO2削減技術の評価 (CO2テクノロジーアセスメント)

イメージ

対策・技術の有効性の検証 (実証事業)

【内容】

- ①CO2削減対策の手法の検証 (個別手法のCO2削減効果の検証)
- ②対策・技術の削減ポテンシャルの検証 (対策・技術のCO2削減ポテンシャルの詳細把握)
- ③対策・技術の事業性の検証 (対策・技術に要するコスト等の検証)

【対象分野】

交通体系整備： 物流システム低炭素化(国交省連携)、鉄道輸送システム低炭素化(ICレールライン)(国交省連携)

ライフライン施設等整備： 都市等の廃熱を利用した低炭素化

次世代社会インフラ整備： データセンター省エネ技術(総務省連携)、地中熱利用ヒートポンプ技術、3R技術・システムの低炭素化技術、農業機械の省エネ化技術(農水省連携)、自然冷媒機器の省エネ技術

地域技術シーズ活用： 地域企業の先端技術シーズを活かした再エネ・省エネ

統合的アプローチによる環境政策の推進： 2020年東京オリンピックに向けた統合的アプローチによる都市圏の低炭素化

未来のあるべき社会・ライフスタイルを創造する技術イノベーション事業
(高効率デバイスの開発等)

1, 500百万円(600百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の必要性・概要

従来は、現状の技術を元に将来の姿を描くフォアキャスティングにより社会やライフスタイル等を作りだしてきたが、今後は、将来の社会・環境制約等を見据え、バックキャストによって未来のあるべき社会やライフスタイルを示した上で、それを実現するために必要不可欠な技術を開発・実証し、将来に向けて着実に社会に定着させることが必要である。特に、東日本大震災を経験した我が国では、将来及び現下のエネルギー制約を踏まえ、エネルギーの消費が少なくても豊かな社会・ライフスタイルを実現することが不可欠である。

本事業では社会・ライフスタイルに関係の深い電気機器に使用されているデバイス(電気の制御や光変換等を行う半導体)に係る技術イノベーションを早急に進め、社会全体でのエネルギー消費及びCO₂の削減を実現する。

2. 事業計画(業務内容)

民生・業務部門を中心に多種多様な電気機器(照明、空調、燃料電池、パソコン、サーバ、動力モーター等)に組み込まれている各種デバイスを極めて品質の高いGa₂N(窒化ガリウム)基板を用いて高効率化し、徹底したエネルギー消費量の削減を実現する技術開発及び実証を行う(ノーベル物理学賞(LED)を受賞したGa₂N関連技術を最大限活用)。

具体的には、実用化に近い半導体基板で最も高性能なGa₂N基板のうち、最高レベルの品質の基板を開発するとともに、その大型化を行う。この基板を用いて、最も高性能な光デバイス(LED)、パワーデバイス(ダイオードやトランジスタから構成される半導体)を開発する。これを社会で広く使用されている電気機器に搭載し、実証を経て実用化することにより、社会全体の大幅なエネルギー消費量の削減を実現する。

2015(平成27)年度は、2014(平成26)年度に作成する高品質Ga₂N基板結晶の大型化、超高効率・高耐圧Ga₂Nダイオード及びトランジスタの開発、Ga₂N-LEDデバイスの開発及び一部電気機器等への搭載・検証を行い、2016(平成28)年度に行う本格的な実証に向けた開発を着実に進める。

3. 施策の効果

本事業により生み出された技術が社会に普及することにより従来の単なるエネルギー使用の合理化を超えた社会全体のエネルギー消費量及びCO₂排出量の大幅削減をもたらすと同時に、エネルギー消費が少なくても豊かな社会やライフスタイルを創造する。



事業目的・概要等

背景・目的

- 将来の資源・環境制約等からバックキャストし、未来のあるべき社会やライフスタイルを実現するための技術を開発・実証し、将来に向け着実に社会に定着させることが必要。
- 特に、将来にわたるエネルギー制約から、エネルギー消費が少なくても豊かな社会・ライフスタイルを早期に実現することが重要。本事業により、社会全体の大幅なエネルギー消費量削減のキーとなる、デバイス（半導体）を高効率化する技術イノベーションを実現する。

事業概要

- 民生・業務部門を中心にライフスタイルに関連の深い多種多様な電気機器（照明、空調、サーバー、動力モーター等）に組み込まれている各種デバイスを、高品質GaN（窒化ガリウム）基板を用いることで高効率化し、徹底したエネルギー消費量の削減を実現する技術開発及び実証を行う。
（ノーベル物理学賞（LED）を受賞したGaN関連技術を最大限活用）
- 平成27年度は、26年度に作成する高品質GaN基板結晶の大型化、超高効率・高耐圧GaNダイオード及びトランジスタの作成、GaN-LEDデバイスの作成及び一部機器への搭載・実証を行い、28年度に行う実機への搭載・実証に向けた開発を着実に進める。

事業スキーム

- 委託対象：民間団体・大学等 ※ 継続事業のみ実施
- 実施期間：平成26年度～28年度

期待される効果

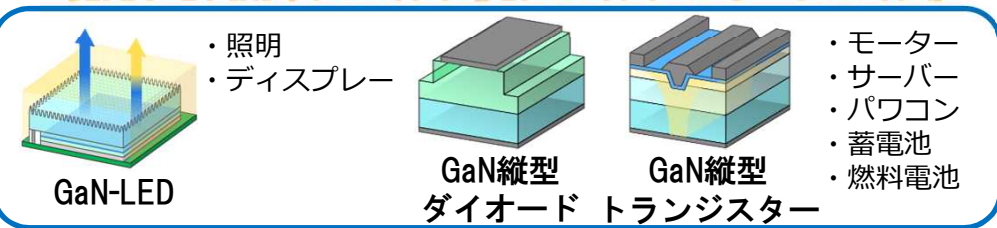
- 単なるエネルギー使用の合理化を超えた社会全体での大幅なエネルギー消費の削減を実現。
- 本事業により生み出された技術により、エネルギー消費が少なくても豊かな社会やライフスタイルを提示し、その実現につなげる。

イメージ

技術開発の対象



開発する高効率デバイス（光デバイス・パワーデバイス）



本事業の技術成熟度目標



本事業により技術成熟度を着実かつ大幅に引き上げ
その後の早期の実用化・市場投入を実現

社会全体のエネルギー消費の大幅削減とともに、少ないエネルギー消費でも豊かな暮らし・ライフスタイルを実現

自立・分散型低炭素エネルギー社会構築推進事業

1,000百万円（700百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の必要性・概要

東日本大震災により浮き彫りとなった、現在の大規模集中型の電力システムが抱える、災害に対する脆弱性や出力変動を有する再生可能エネルギーの導入が困難であることなどの課題を克服し、かつ、再生可能エネルギーの最大限の導入により、低炭素なエネルギーへの転換を実現し、低炭素社会の創出につなげることが重要な政策課題となっている。

地域においても、地域資源である再生可能エネルギーを最大限導入しつつ、低炭素で強靱かつ柔軟なエネルギー供給を実現し、あるべきエネルギー社会を実現することが求められている。

このためには、既存の電力システムを活用しつつも、再生可能エネルギー等の供給や地域コミュニティでの効率的な電力・熱融通を実現することで、災害時に電力供給が停止した場合においても、地域で自立的にエネルギーを確保できるシステムを確立することが必要である。

このような状況の下、環境省と米国エネルギー省及び附属研究機関とも協力しつつ、自立・分散型低炭素エネルギー社会の構築に向け、本格的な技術実証及び知見の集積を行う。更に、国内や海外へのシステムの展開を目指す。

2. 事業計画（業務内容）

大規模な住宅コミュニティや複数の公共施設等において、実事業を想定した実証規模・エリアでの長期間の運用、既存電力システムへの悪影響の低減、蓄電池の集中/分散化などの最適配置・容量適正化の検証、複数建物・街区間の直流電力融通や熱融通、交流・直流のハイブリッド制御等の自立・分散型低炭素エネルギーシステムの技術実証を行う。

	26年度	27年度	28年度	
自立・分散型エネルギーシステムの技術実証	←		→	
事業成果・全国的展開に必要な制度改正等のとりまとめ			←	→

3. 施策の効果

世界最先端の自立・分散型低炭素エネルギーシステムの技術的な確立、全国的な導入普及に向けた基盤整備及び今後の制度改革に向けた知見の集積を通じた国内外への展開により、CO₂削減や地域の防災性の強化を実現する。



自立・分散型低炭素エネルギー社会構築推進事業

平成27年度予算(案)額
1,000百万円 (700百万円)

背景・目的

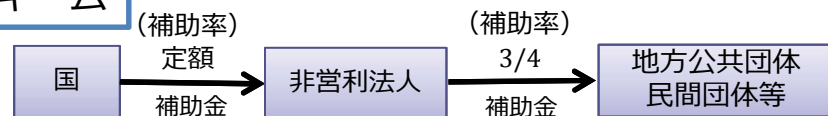
- 震災により浮き彫りとなった現在の大規模集中型電力システムが抱える災害時の脆弱性や再生可能エネルギーの導入に係る系統制約などの課題を克服し、低炭素社会を創出することが極めて重要。
- 地域においても、東北の被災地をはじめとして、災害に強いエネルギーシステムの構築へのニーズが高まっている。米国エネルギー省とも協力し、本事業を通じて、災害に強く低炭素な自立・分散型エネルギー社会の構築に貢献することを目的とする。

事業概要

- 基幹系統からの電力供給が止まった場合でもエネルギーを供給できる防災性の高い地域づくりと再生可能エネルギーの最大限の導入拡大によるエネルギーの低炭素化を実現するため、地域やコミュニティレベルでエネルギーを「創り、蓄え、融通し合う」システムの本格実証を行う。これにより、世界最先端の自立・分散型低炭素エネルギーシステムの確立を目指す。

事業目的・概要等

事業スキーム



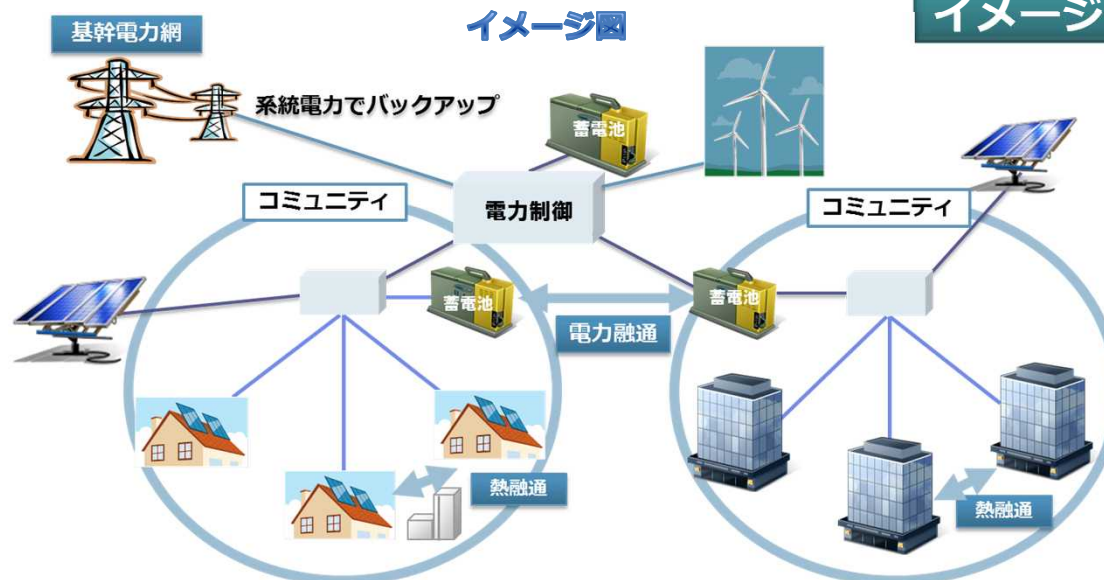
実施期間：平成26年度～29年度 (最大3年間)

期待される効果

- 地域資源である分散型の再生可能エネルギーをベースとする自立・分散型低炭素エネルギーシステムの導入を全国的に展開し、防災性を向上させつつ、地域活性化と低炭素化を同時に実現。

目指すべき自立・分散型低炭素エネルギー社会の本格実証

- DOEとの協力により、自立・分散型エネルギーシステムに関する知見を共有。
- 再生可能エネルギー等を最大限活用し、災害時等に電力系統からの電力供給が停止した場合においても、自立的に電力を供給・消費できる低炭素なエネルギーシステム及びその制御技術（需要の制御を含む）等を確立する。
- 都市部の商業地域や大規模住居コミュニティ等において実規模の実証を行う。
- 本事業により、再エネ・熱の効率的利用、電力損失の削減等を通じた大幅なCO2削減が可能なシステムを確立。
- さらに、電気等の融通により、災害時等のエネルギー供給を確保。



災害に強く低炭素な自立・分散型エネルギーシステムの技術実証により、低炭素社会の創出と地域活性化を同時実現

(新) 水道施設への小水力発電の導入ポテンシャル調査事業

(厚生労働省連携事業)

280百万円(0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の必要性・概要

水道施設（主に導・送・配水施設）において、標高の高い場所から浄水場や配水池等へ水を流す場合には、その圧力差がエネルギーとして有効活用されずに失われているケースがある。これらのエネルギーを有効利用する小水力発電を導入することにより、二酸化炭素排出量が削減されるとともに水道事業におけるコストの低減につながるが、水力発電を導入している水道施設は全体の2.5%と低い状況である（平成23年度水道統計）。

本事業では、水道施設における小水力発電の導入を効率的に行うべく、導入ポテンシャル調査を実施する。本調査により抽出された導入候補箇所に対し集中的な導入支援を行うことにより、水道事業における省エネルギー対策を推進させ、二酸化炭素排出量の一層の削減及びコストの低減を図る。

2. 事業計画（業務内容）

日本全国を7ブロックに分け、ブロックごとに小水力発電の導入ポテンシャル調査を行い、二酸化炭素削減可能量等を把握する。また、小水力発電の導入候補地の選定整理を行う。候補地の選定に当たっては、上位（即時導入可能）・中位（設備導入に改善が必要）・下位（導入困難）等の有望度と理由を合わせて段階別に整理する。

3. 施策の効果

水道施設で有効利用されずに失われている未利用エネルギー（小水力）について調査を行い、小水力発電の導入候補地の有望箇所を抽出・整理することにより、今後の省エネルギー対策の効率的な導入支援につなげ、一層の二酸化炭素排出削減を実現する。



事業目的・概要等

事業スキーム

- 委託対象：民間団体等
- 実施期間：平成27年度

事業概要

- 小水力発電の導入ポテンシャルの調査と把握
- 小水力発電導入によるCO2削減量等の推計
- 小水力発電導入候補地の選定 等

期待される効果

- 水道分野における環境対策支援の充実
- 未利用エネルギーの有効活用によるCO2排出の効果的な削減

背景・目的

- 水道施設（主に導・送・配水施設）において、標高の高い場所から浄水場や配水池等へ水を流す場合には、その圧力差がエネルギーとして有効活用されずに失われているケースがある。
- これらのエネルギーを有効利用する小水力発電を導入することにより、CO2排出量が削減されるとともに水道事業におけるコストの低減にもつながるが、水力発電を導入している水道施設は全体の2.5%と低い状況である（H23年度水道統計）。
- 本事業では、水道施設における小水力発電の導入を効率的に行うべく、導入ポテンシャル調査を実施する。本調査により抽出された導入候補箇所に対し集中的な導入支援を行うことにより、水道事業における省エネルギー対策を推進させ、CO2排出量の一層の削減及びコストの低減を図る。

イメージ



■調査方法

- 日本全国を7ブロックに分け、ブロックごとに調査を実施。
- ブロック間の調査内容にレベル差が出ないように、調査方法は一律的なものとする。
- 設備導入候補地の抽出に当たっては、未利用エネルギーが存在する箇所を上位（即時導入可能）・中位（設備導入に改善が必要）・下位（導入困難）等の有望度を理由と合わせて段階別に整理する。

■水道事業における小水力発電の導入メリット

- 濁質等を含まない水流を利用できる水道施設は、小水力発電設備の設置対象として非常に有望な設置箇所である。
- 水道事業者側にとっても、小水力発電設備導入により得られた利益を、他の水道施設の維持管理等の費用に充てることができ、経営面の対策としての普及促進の展開も考えられる。
- 小水力発電は、日照時間に左右される太陽光発電と比べて稼働率が高く、費用対効果も高いため普及が期待される。

(新) 先導的低炭素技術 (L2-Tech) 推進基盤整備事業

650百万円 (0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

1. 事業の必要性・概要

「地球一個分」という環境制約の下、大量生産・大量消費型の社会から脱却し、国民一人ひとりが真に豊かな低炭素社会を実現するためには、エネルギー消費量を抜本的に削減する大胆な省エネを進める必要がある。

2014(平成 26)年3月、環境大臣は「L2-Tech JAPAN イニシアティブ」を発表した。これにより、先導的 (Leading) な低炭素技術 (Low-carbon Technology) =L2-Tech(エルテック)を、あらゆる部門において分野別にリスト化し、開発・導入・普及を強力に推進することとしている。

このため、「L2-Tech JAPAN イニシアティブ」推進の基盤となる基礎情報として策定する「L2-Tech リスト」を効率的に更新・拡充し、国内外へ効果的に情報発信するとともに、削減ポテンシャルの分析に基づき、対策導入に必要な技術開発及び実証を特定することや、次世代素材活用の実現可能性調査を進めることが必要である。

2. 事業計画 (業務内容)

(1) L2-Techリストの更新・拡充・情報発信 (150百万円)

「L2-Tech リスト」の更新及び拡充を行うとともに、メーカーから最新の技術情報が自動的に集まる仕組みを創設するなどの、効率的な更新手法を検討し、実践する。

また、国内及び海外への効果的な情報発信手法を検討し、実践する。特に海外については、対象国における政策実施状況やニーズを把握し、我が国の低炭素社会構築の経験とともに発信する。

(2) 技術開発・実証が特に必要なL2-Techの特定 (200百万円)

工場・事業場等における、エネルギー消費設備・機器の利用の実状から、L2-Tech への更新により省 CO2 やコスト削減につなげるニーズがどの程度あるのか技術分野ごとに動向分析を行い、開発・普及が急がれる有望な技術を特定する。

(3) セルロースナノファイバー等の次世代素材活用の調査 (300百万円)

様々な製品等の基盤となる素材にまで立ち返り、自動車部材の軽量化・燃費改善による地球温暖化対策への多大なる貢献が期待できるセルロースナノファイバー等の次世代素材について、メーカー等と連携し、製品等活用時の二酸化炭素排出削減効果検証、製造プロセスの高効率化検証、リサイクル時の課題・解決策検討、早期社会実装に向けた開発計画の検討・策定等を実施する。

3. 施策の効果

「L2-Tech JAPANイニシアティブ」による大胆な省エネの推進



背景・目的

- エネルギー消費量を抜本的に削減する大胆な省エネを進めるため、平成26年3月「L2-Tech JAPANイニシアティブ」を発表。先導的（Leading）な低炭素技術（Low-carbon Technology）= L2-Techをリスト化し、開発・普及を強力に推進。
- イニシアティブ推進の基盤整備のため、「L2-Techリスト」の更新・拡充・情報発信、対策導入に必要な技術開発・実証の特定、次世代素材活用の実現可能性調査を実施。

事業目的・概要等

事業概要

（1）L2-Techリストの更新・拡充・情報発信

メーカから最新の技術情報が自動的に集まる仕組みなど、「L2-Techリスト」の効率的な更新・拡充手法の検討・実践。
国内・海外への効果的な情報発信手法を検討・実践。特に海外は、対象国の政策実施状況やニーズを把握し、我が国の経験とともに発信。

（2）技術開発・実証が特に必要なL2-Techの特定

工場・事業場等における、エネルギー消費設備・機器の利用の実状から、L2-Techへの更新により二酸化炭素やコストの削減につなげるニーズがどの程度あるのか、技術分野ごとに動向分析を行い、開発・普及が急がれる有望な技術を特定。

（3）セルロースナノファイバー等の次世代素材活用のFS

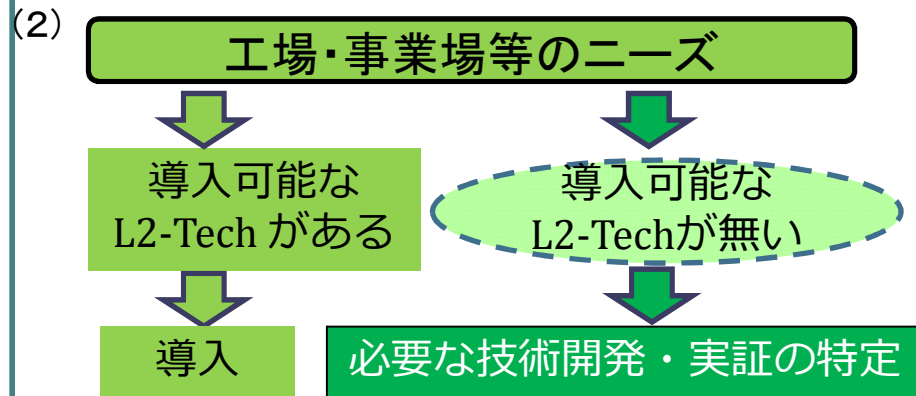
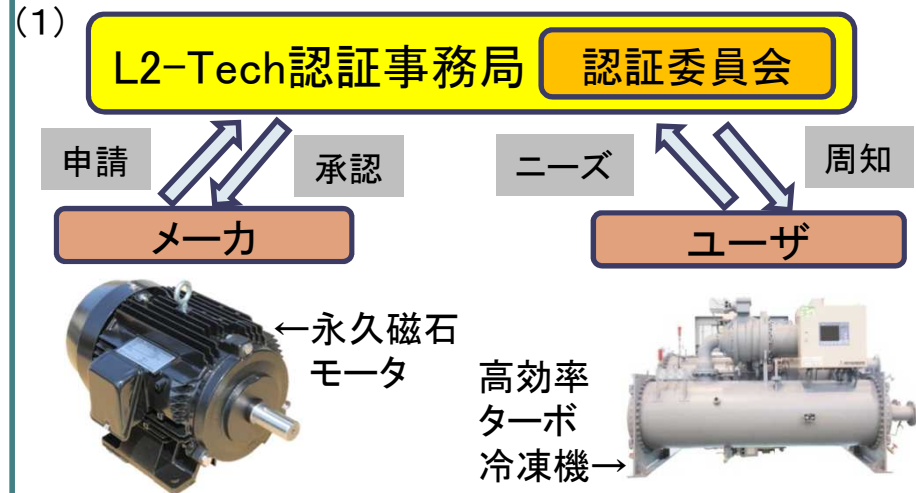
様々な製品等の基盤となる素材にまで立ち返り、自動車部材の軽量化・燃費改善による地球温暖化対策への多大なる貢献が期待できるセルロースナノファイバー等の次世代素材について、メーカ等と連携し、製品等活用時の削減効果検証、製造プロセスの高効率化検証、リサイクル時の課題・解決策検討、早期社会実装のための戦略の策定等を実施。

事業スキーム 委託対象：民間団体等 実施期間：平成27～31年度

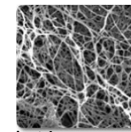
期待される効果

「L2-Tech JAPANイニシアティブ」による大胆な省エネの推進 - 114 -

イメージ



★セルロースナノファイバー



- 効果検証
- 計画検討等

社会実装

(出典：ナノセルロースフォーラム)

1. 事業の必要性・概要

我が国の家庭部門における二酸化炭素排出量は、2013(平成25)年度には1990(平成2)年度比で約6割も増加しており、国や地方公共団体等は、排出構造を詳細に把握した上で、効果的な削減対策を行うことが喫緊の課題となっている。

多くの諸外国では、家庭部門における各種データを公的統計として整備しているが、我が国では家庭におけるエネルギー消費実態、エネルギー機器の使用状況など、家庭部門における二酸化炭素排出削減対策の立案や実施状況の評価のために重要な情報が不足しており、今後の地球温暖化対策の推進にあたっては、早急にこれらの情報を系統立てて整備する必要がある。

このため、家庭からの二酸化炭素排出構造の詳細を把握する統計調査の本格実施に向け、2012～2013(平成24～25)年度に北海道と関東の世帯を対象とした試験調査を行った。また、この結果を踏まえ、2014(平成26)年度から「家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査 全国試験調査」(政府統計)として、全国10地方の世帯を対象とした試験調査を実施している。

2. 事業計画(業務内容)

2014(平成26)年10月から、全国15,000世帯以上を対象として実施している全国試験調査等を引き続き実施し、その結果を踏まえ、2016(平成28)年度以降の本格実施に向けた課題の抽出や必要な標本数の検証、統計調査の設計等の最終的な検証を行う。また、家庭部門における二酸化炭素排出構造の詳細を把握するため、関連した調査を実施する。

3. 施策の効果

各家庭における保有機器や消費電力量等の二酸化炭素排出構造を詳細に把握する政府統計を実施することにより、家庭部門の効果的な削減対策の検討に必要な基礎情報を整備することができる。

背景・目的

- 家庭部門からのCO2排出量は**右肩上がり**（1990年度比**約6割増**）。早急に効果的な対策を打つ必要性。
- 一方で、家庭部門では、生活スタイルや家電製品等の使い方が多様化し、**詳細な実態が把握できていない**。対策の進捗状況の把握や削減ポテンシャルの評価等も不十分。
- **家庭部門における効果的な対策**の検討・実施・効果検証のため、CO2排出実態を継続的に把握する**統計の整備が急務**。

事業概要

家庭部門における二酸化炭素排出構造詳細把握業務（2億円）

事業スキーム

委託対象：民間団体

実施期間：H24～H27年度 試験調査、H28年度以降 本格実施

期待される効果

- 家庭からのCO2排出構造に基づいた**効果的な対策**の実施

H22～23年度

事前
検討

- 基礎調査
⇒ ・統計のあり方の検討
・調査サンプル数の検討
・設問項目の検討

- 既存の関連統計の調査
- 既存統計を活用した情報整備の可能性検討

H24～25年度

試験
調査

- 試験調査（政府統計）
（北海道約2,200世帯、関東甲信約3,200世帯 対象）
⇒ ・必要サンプル数の検証
・調査項目の優先度の評価
- 実測調査（北海道20世帯、首都圏35世帯）
⇒ CO2排出・エネルギー用途分析のための基礎情報整備

- 家計調査の元データの活用による、実態把握の実現可能性の検証
⇒家計調査では実現不可能であることを確認
- 既存統計への相乗り調査実現可能性の検討

H26～27年度

- 全国試験調査の実施（政府統計・全国15,000世帯以上 対象）
⇒平成28年度以降の本格実施に向けた課題の抽出、必要な標本数の検証、設計等の最終的な検証
- 自家発電・蓄電池・電気自動車等の統計への反映検討

- 調査の合理化・効率化の検討
- 家電製品・照明の実態把握調査
⇒消費電力の大きい家電製品を対象に、スペック、保有数、電力消費量、使用方法等を調査し、CO2排出実態を把握

H28年度～

本格
実施

- 新たに、家庭部門に関する統計（政府統計）を整備
⇒定期的かつ継続的に、世帯類型等の属性別の詳細なCO2排出・エネルギー消費実態を把握
⇒実効的な対策の立案・実施・進捗の把握、効果検証

基礎情報

進捗把握
効果検証

家庭部門
温暖化対策

1. 事業の必要性・概要

電力価格の上昇や火力発電量の増加に伴い、省エネ・省CO2対策がより一層重要となっており、「低炭素投資」（機器の運用改善や高効率設備の導入等）の大幅な促進が必要である。本事業は、CO2削減ポテンシャル診断の実施からその結果の分析及び設備導入支援を通じて、工場・事業場における低炭素投資によるCO2削減ポテンシャルを洗い出し、その成果を踏まえた診断手法の在り方を検討しつつ、経済合理的な省CO2対策を事業者に促していくものである。

2. 事業計画（業務内容）

（1）CO2削減ポテンシャル診断

事業所（年間CO2排出量3,000t-CO2以上）における設備の導入・運用状況等を計測・診断し、その結果に基づき効果的なCO2削減対策を提案する。

（2）大規模削減ポテンシャル調査・対策評価

工業団地等の大規模な削減効果が見込まれる分野においてCO2削減ポテンシャルを調査し、効果的かつ経済的CO2削減方策を導出し支援施策につなげる。

（3）CO2削減対策分析

CO2削減ポテンシャル診断により得られたデータの分析及び情報発信を行い、対策導入を促進する。また、過年度事業のフォローアップ調査を行う。

（4）中小事業所CO2削減対策実施支援

年間CO2排出量3,000t-CO2未満の事業所を対象にCO2削減に資する設備更新等の事業への補助を行う。希望者にCO2削減ポテンシャル診断を実施する。

（5）CO2削減ポテンシャル診断手法の在り方検討

CO2削減ポテンシャル診断事業の成果を踏まえ、より費用効果的でCO2削減効果の高い取組を評価し、促進していくために、CO2削減ポテンシャルの統一的な診断方法の策定や、診断から対策実施までの在り方の検討を行う。

3. 施策の効果

○ L2-Techを含む効果的な省エネ省CO2対策への投資促進

○ 事業者単体及び連携による具体的かつ効果的なCO2削減対策を導出し、社会全体で経済性に優れた対策を広く促進



経済性を重視したCO2削減対策支援事業

平成27年度予算(案)額
1,650百万円(750百万円)

背景・目的

- 大幅な省エネ・省CO2対策の可能性や費用対効果の情報不足は事業者の経営のみならず経済も地球環境も圧迫。**経済性に優れた対策を提案し、実施を支援することにより、先導的技術の普及やグリーン経済成長の実現を下支えする。**

事業概要

(1) CO2削減ポテンシャル診断 (351百万円) (継続)

- 大規模事業所(工場・オフィス等)を対象に設備の運用改善や先導的で低炭素な技術(L2-Tech)の導入等による削減ポテンシャルを診断。(定額補助)

(2) 大規模削減ポテンシャル調査 (197百万円) (継続)

- 大規模な削減効果が見込める地域(工業団地、コワーキング等)を対象に単独事業者では実現できない面的削減対策を調査し、効果的な支援策を検討する。

(3) CO2削減対策分析 (200百万円) (継続)

- 上記データを活用し、対策別の削減余地や費用対効果を分析する。
- 過年度に受診した事業所を対象に対策実施状況のフォローアップ調査等を行い、費用面も含め対策導入促進効果の高い支援方策を検討する。

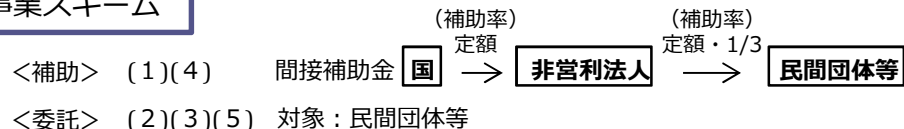
(4) 中小事業所CO2削減対策実施支援 (850百万円) (新規)

- 特に投資リスクが高い中小事業所を対象に、CO2削減ポテンシャル診断・対策提案¹を行い、その結果に基づいた設備更新や運用改善等の対策実施²を支援する。(1:定額補助、2:補助率:1/3)

(5) CO2削減ポテンシャル診断手法の在り方検討 (52百万円) (新規)

- CO2削減ポテンシャル診断事業の成果を踏まえ、より費用効果的でCO2削減効果の高い取組を評価し、促進していくために、CO2削減ポテンシャルの統一的な診断方法の策定や、診断から対策実施までの在り方の検討を行う。

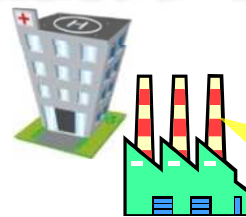
事業スキーム



期待される効果

- L2-Techを含む効果的な省エネ省CO2対策への投資促進
- 事業者単体及び連携による具体的かつ効果的なCO2削減対策を導出し、社会全体で経済性に優れた対策を広く促進

CO2削減ポテンシャル診断、対策実施支援によるグリーン経済成長の実現



どのような省CO2対策があるのか分からない...

CO2削減効果が分からず投資判断ができない...

CO2削減ポテンシャル診断の活用により、

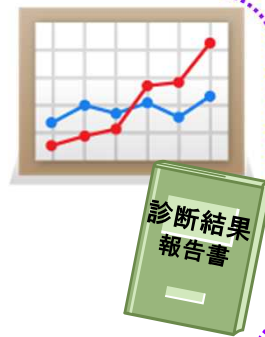
- 経済性に優れた対策を提案
- 対策の費用対効果等に関する情報提供

中小事業所向けのCO2削減対策実施を支援、

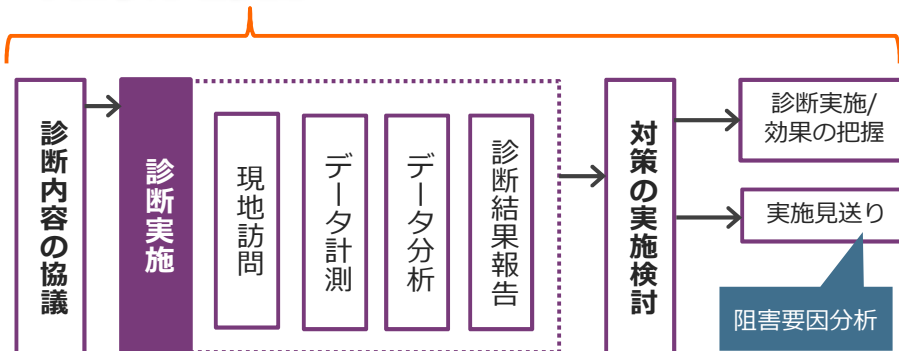
- 設備更新費用のみならず事前調査費用も補助
- L2-Techを含む対策実施を促進

大規模削減ポテンシャル調査を実施、

- 事業者の連携によるCO2削減対策の導出



CO2削減ポテンシャル診断方法や対策実施までの在り方を検討



先進対策の効率的実施によるCO2排出量大幅削減事業

2, 800百万円 (2, 815百万円)

地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

1. 事業の必要性・概要

- 温室効果ガスの中長期的の大幅削減のためには、産業・業務部門（工場や業務ビルなど）における既存ストックの低炭素化が急務である。産業界の低炭素社会実行計画にも、「設備の新設・更新時に利用可能な最先端技術（BAT: Best Available Technology）を最大限導入する」ことが定められている。
- こうした最先端技術については、技術に関する情報不足や高い初期投資コストにより、導入が捗々しくなく、爆発的な普及拡大のためには、
 - 事業者が導入すべき L2-Tech(エルテック)（先導的（Leading）な低炭素技術（Low-carbon Technology））や BAT が特定されること
 - 投資リスクが低減されること
 - 実際の排出削減効果が正確に算定され評価されること等が確保される必要がある。
- こうした最先端技術の普及拡大のため、本事業では、事業者が、環境省指定先進的高効率機器を導入し、削減目標を設定したうえで、削減量1トン当たりにより要する補助金額に応じて案件を採択し、機器導入後に、事業参加者全体で排出枠の調整を行うものである。

2. 事業計画（業務内容）

- 事業者は、設備導入と運用改善による CO2 削減目標を掲げ、高効率な設備等の導入に係る補助金（補助率 1/3）を申請する。
※テナントや従業員等を含めたエネルギー運用改善による削減取組を含む。
- 削減量1トン当たりの補助金額 [円/t-CO2] の小さい事業から順番に採択することにより、費用効率性の高い対策を促進する。
- 事業者は、採択後設備導入及び基準年度排出量の確定を行い、二年度目は、設備稼働及び運用改善により排出削減に取り組む。三年度目は、二年度目の実排出量について第三者の検証を受検し、目標達成状況を確認する。
- 事業者が超過達成した場合には排出枠の売却を、未達成の場合には他の参加者から排出枠を調達し目標を遵守することとし、削減総量を担保する。

3. 施策の効果

- L2-Tech や BAT の普及による温室効果ガス排出量の大幅削減
- 得られたデータを削減ポテンシャル把握やベストプラクティス共有に活用



先進対策の効率的実施によるCO2排出量大幅削減事業

平成27年度予算（案）額
2,800百万円（2,815百万円）

背景・目的

低炭素社会実行計画では、設備の新設・更新時に“**利用可能な最高水準の技術**”（BAT）を最大限導入することを前提に、2020年のCO2削減目標を設定することが掲げられている。

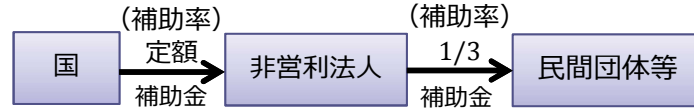
→ ただし、BATは通常、費用が高いため、**導入支援及び費用効率性向上を促す仕組み**が必要。
また、BAT導入に取り組む**事業者の裾野を広げていく**ことも必要。

事業概要

- ①ASSETシステムの運用、削減量の検証業務等
1.0億円（1.2億円）
- ②対象BAT設備の導入補助業務
27.0億円（27.0億円）

事業スキーム

間接補助



実施期間：平成24年度～（26年度より間接補助化）

期待される効果

- 先進対策と運用改善による大幅排出量削減
- ベストプラクティスの共有

電気代が高くなったけど設備更新ができない……



高効率設備の情報は少なく、高コスト

環境省



店舗や工場で目標を立てて削減する取組を支援します。

事業者



グループ参加も可

イメージ

大幅削減の目標達成
(クレジット活用等を含む)

環境省指定先進機器一覧

- ・コージェネレーション
 - ・吸収式冷温水器
 - ・ターボ冷凍機
 - ・ヒートポンプチリングユニット
- など全22種（H26改定）



創意工夫

費用を抑えて大幅削減するぞ！

対象設備の導入補助
(採択基準：削減の費用対効果)
“リバースオークション”

先進対策

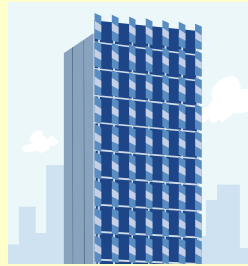
BAT (Best Available Technology : 利用可能な最良の技術)
= 大幅なCO2削減効果が期待できる！

- ✓ 温水・蒸気ボイラー
- ✓ 潜熱回収型給湯機
- ✓ エネルギーレシーブ
- ✓ ターボ冷凍機
- ✓ ヒートポンプ・リングエット
- ✓ LED照明器具

Etc....



既存事業場/
工場



大幅排出削減を実現！
1トンの削減に必要な補助金の小さい額から採用することで、費用効率的な削減対策を選出

CO2排出量

先進対策
運用改善

Before After

運用改善

例1



見える化機器などを活用

例3



省エネ対策

例2



削減ポテンシャルの見直し、
排出権削減に対する従業員や
テナントの意識向上

例4



削減約束量を上回る削減を達成した場合、他の制度参加者へ売却できる排出枠を付与

上記二つのアプローチ()をとる事で、既存事業場における削減ポテンシャルを十分に活用し、CO2排出量大幅削減を実現する。

(新) リースを活用した業務部門省CO2改修加速化モデル事業

250百万円(0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の必要性・概要

大幅な省エネを進め、エネルギー消費を抜本的に削減することは、低炭素社会の創出に不可欠である。更に、近年、特にエネルギーコストの負担が増大傾向にあることから、省CO2の推進により企業の競争力を強化することが重要である。

一方、例えば、業務部門におけるエネルギー消費の大幅な削減は、長期的には経済的メリットがあるものの、初期投資コストが高いことから導入が進んでいない。

これらのボトルネックを解消するため、本事業では、新しい省エネ導入手法をモデル的に実施する。これにより、単なるエネルギー使用の合理化を超えた社会全体の大幅なエネルギー消費削減・省CO2を進める。

2. 事業計画(業務内容)

省CO2改修は初期投資コストがネックとなり、特に中小自治体や事業者における導入が進んでいない。このため、リースを活用した手法により、初期投資の課題を解決しつつ中小案件の改修を進め、省CO2効果・経済的メリットがある事を検証する実証事業を行う。これにより、費用対効果の高い省CO2改修のモデルを確立し、業務部門における改修を加速化させる。

3. 施策の効果

初期投資の課題を解決しつつ省CO2効果・経済的メリットがある改修のモデルを確立し、中小自治体・事業者における改修を加速化させ、社会全体の大幅なエネルギー消費削減・省CO2を進める。



事業目的・概要等

背景・目的

- 大幅な二酸化炭素削減を進め、エネルギー消費を抜本的に削減することは、低炭素社会の創出に不可欠。特にエネルギーコストが増大傾向にあることから、省CO2の推進により企業の競争力を強化することが重要。
- 一方、例えば、業務部門におけるエネルギー消費の大幅な削減は、長期的には経済的メリットがあるものの、最先端の技術になるほど初期投資コストが高いこと等の課題があり、導入が進んでいない。
- これらのボトルネックを解消するため、新しい省CO2設備の導入手法についてモデル的に実施する。

事業概要

リースを活用した手法により、中小自治体や事業者が初期投資の課題を解決しつつ省CO2効果・経済的メリットがあることを検証する実証事業を行い、省CO2改修の導入を加速化させる。

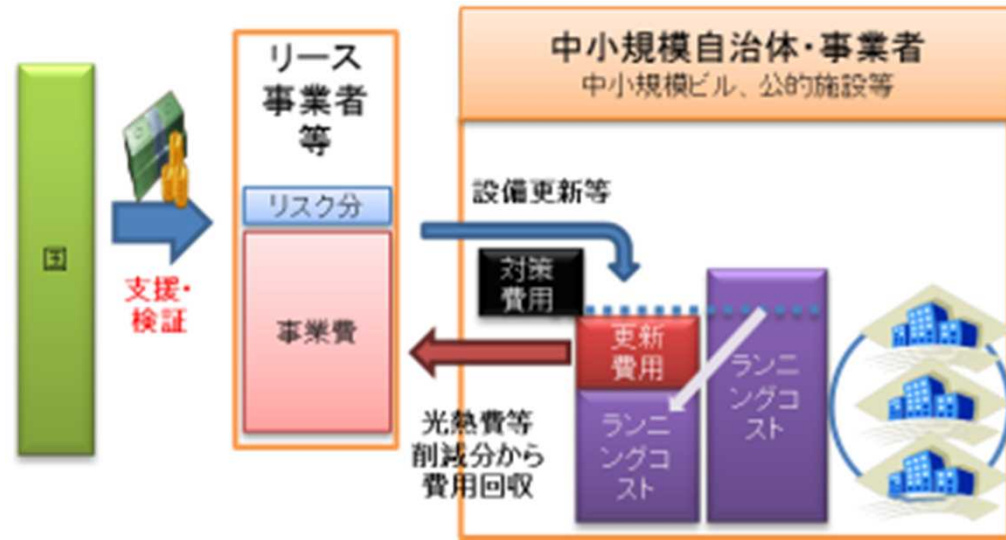
事業スキーム

委託対象: 民間団体等
実施期間: 3年間

期待される効果

- 社会全体の大幅なエネルギー消費削減を進め、低炭素社会構築のための基盤を整備することにより、省CO2の加速化を進める。

イメージ図



省CO2改修は**初期投資コストがネック**となり、特に**中小自治体や事業者における導入が進んでいない**。このため、初期投資の課題を解決しつつ中小案件の改修を進め、省CO2効果・経済的メリットがある事を検証する実証事業を行うことにより、モデルを確立し、**省CO2改修を加速化**させる。

1. 事業の必要性・概要

天然資源に乏しく、エネルギー・資源を輸入に頼る我が国では、低炭素・資源循環の統合的アプローチにより、エネルギー・資源を持続可能に生産・消費する社会システムを構築することが極めて重要である。

製品に含まれるレアメタル等の都市鉱山や、プラスチック等の化石燃料由来製品、食品廃棄物等のバイオマス資源等を有効活用することが期待されるが、再生資源回収量を増加させた場合に資源選別や輸送等に伴うCO2排出量の増加が懸念されており、リサイクルの低炭素化と資源効率性の向上を同時に達成する必要がある。

このため、使用済製品等のリサイクルプロセス全体の省CO2化と資源効率性の向上を図る省CO2型リサイクル高度化設備の普及を進めることにより、リサイクルの低炭素化と資源循環を同時に推進し、持続可能な資源循環システムの構築を図る。

2. 事業計画(業務内容)

【補助事業】

自動車、電気・電子機器、容器包装等の使用済製品等のリサイクルプロセス全体を省CO2化すると同時に、再生資源の回収量の増加・質の向上等により資源効率性を高める省CO2型リサイクル高度化設備の導入を推進する。

補助対象：民間団体等

補助割合：省CO2型のリサイクル高度化設備の導入費用(導入に必要な施設改修費用を含む)について、1/2を上限に補助

3. 施策の効果

リサイクルプロセス全体の省CO2化と資源効率性の向上を同時に達成する省CO2型リサイクル高度化設備の導入を推進することにより、エネルギー起源二酸化炭素排出抑制が図られる。また、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会経済の実現、資源循環により地域の主体性を最大限に生かした社会経済活動の展開・地域活性化が推進される。オリンピック・パラリンピックの会場等を通じて我が国の優れた環境技術・システムが世界に発信され、我が国循環産業の競争力強化につながる。



省CO2型リサイクル高度化設備導入促進事業

平成27年度予算(案)額 900百万円(新規)

事業目的・概要等

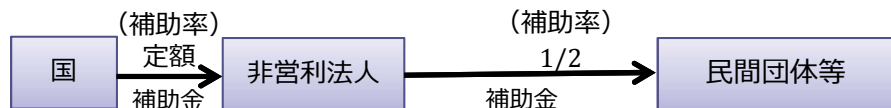
背景・目的

- 環境・生命文明社会の創造に向けて、低炭素・資源循環の統合的アプローチにより、持続可能なエネルギー資源の生産・消費が求められている。
- 天然資源に乏しい我が国では、使用済製品等の都市鉱山等の活用が期待されるが、再生資源回収量の増加等に伴うCO2排出量の増加が懸念されるため、リサイクルの低炭素化と資源効率性向上を同時に進める必要がある。
- このため、本事業において、省CO2型のリサイクル高度化設備導入を進めることにより、使用済製品等のリサイクルプロセス全体の省CO2化と資源循環を同時に推進し、持続可能な資源循環システムの構築を図る。

事業概要

省CO2型のリサイクル高度化設備の導入費用(導入に必要な施設改修費用を含む)について、1/2を上限に補助。

事業スキーム



実施期間：3年間 (平成27年度～平成29年度)

期待される効果

- 環境への負荷の少ない循環を基調とする社会経済の実現
- 資源循環により地域の主体性を最大限に生かした社会経済活動の展開・地域活性化
- オリンピック・パラリンピック会場等を通じた我が国の優れた環境技術・システムの国際発信及び循環産業の競争力強化

イメージ

使用済製品等

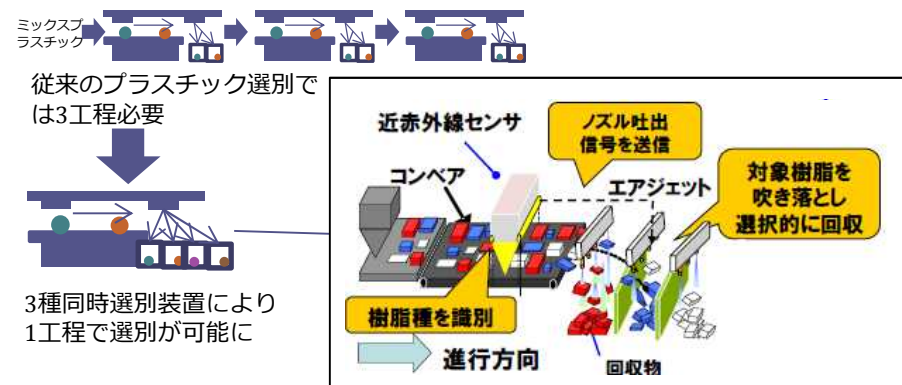


省CO2型リサイクル高度化設備でのリサイクル廃棄製品の分別収集・輸送・破碎・選別・再資源化プロセスの**省CO2化と資源効率性の向上**により**低炭素化と資源循環を同時に推進**

得られた資源は、原材料代替やエネルギー利用され、**製品製造時のCO2削減、コスト削減、資源リスク低減に寄与**

<省CO2型リサイクル高度化設備の例>

プラスチック(樹脂)の3種同時選別装置



家電等を破碎して得られるミックスプラスチックについては、従来は1種選別されていたため、3種同時選別することによりリサイクルの効率性が向上し、**選別プロセスにかかるCO2が約10~50%削減**

低炭素社会の構築に向けた国民運動事業

1, 500百万円（1, 500百万円）

地球環境局地球温暖化対策課国民生活対策室
総務課研究調査室

1. 事業の必要性・概要

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書により、気候変動（地球温暖化）への懸念等、地球規模での危機に直面していることが明らかとなった。そうした機会を捉え、国民の気候変動に対する危機意識を再度醸成しつつ、低炭素社会構築に向けたあるべきライフスタイルデザインを発信・共有し、実践につなげるため、気候変動キャンペーン「Fun to Share」を開始した。2050年までに80%の温室効果ガスの排出量の削減という長期的な目標の達成と低炭素社会実現のためには、様々な主体と連携をした多様な広報・イベント等により事業者や国民の理解を深め、自主的な行動による低炭素社会の構築に向けた国民運動を盛り上げ、ライフスタイルの変革を訴えていく必要がある。

また、IPCC等における今後の気候変動をめぐる議論において、国際交渉を我が国がリードするためにも、地球温暖化対策に対する積極的な国内世論の形成が重要である、そのためには、国民が今以上にリアリティをもって気候変動（地球温暖化）の影響を感じることができるよう、地球温暖化対策への理解促進を図るための情報提供が求められている。

これらを踏まえ、(1)最新の科学的知見を用いた分析を行い、(2)国民にわかりやすく語りかけるための基盤を整備し、(3)メディア等による情報の伝達に加えて、人と人との対話を通じて直接説得力をもって伝えることが重要である。

2. 事業計画（業務内容）

①低炭素社会づくり推進事業

企業、団体等に対して、低炭素社会構築に向けた具体的な行動の促進、省エネ技術・機器の導入の必要性等を気候変動キャンペーン「Fun to Share」のもと、様々なイベントやメディア等を活用しながら伝えていく。

②CO2削減アクション推進事業

個人に対する地球温暖化対策に関する情報の確実な伝達、具体的な行動の促進、他者や地域のつながりの促進、個人で行うことのできる削減対策の提案等を気候変動キャンペーン「Fun to Share」のもと、イベント、メディア等を効果的に活用し伝えることで、積極的な世論形成を促進する。

③地球温暖化伝えるプログラム事業

普段から教える機会の多い者（伝道者）を募集し、環境省が用意する国民理解の醸成のための各種資料を活用しながら、地域セミナー等の国民に身近な場面で

温暖化に関する情報を発信し、理解拡大を図る。

④温暖化影響及び国民への情報発信事業

関係省庁と連携しつつ、IPCC 第 5 次評価報告書等の最新の科学的知見に基づき、日本付近の詳細な気候変動による影響評価を行うことで、その影響に関する情報をわかりやすい形に加工して説明することを可能にする基盤的情報を整備する。

3. 施策の効果

インターネット、メディア等による情報の伝達や人から人、地域から地域といったつながりにより効率的に浸透、定着させることにより、国民の温暖化問題に関する理解を深め、低炭素社会にふさわしいライフスタイルへの変革の定着と基盤の構築を図り、民生部門による CO2 排出量を削減する。

背景・目的

(1)、(2)

低炭素・循環・自然共生を統合的に実現する新たな文明社会の創造に向け、豊かさ、地域への愛着等を実感できるライフスタイルデザインを、地域や企業等と連携し、国民運動として提示

(3)、(4)

気候変動の影響等について、IPCC第5次評価報告書の科学的知見に基づき、人から人への直接説得力を持った語りかけの機会を設け、低炭素社会にふさわしいライフスタイルへの変革と基盤の構築を図ることで、特にCO2排出量増加が著しい民生部門の排出量削減を図る。

事業スキーム

事業期間：平成25年度～
委託対象：民間団体等

事業概要

- (1) 低炭素社会づくり推進事業（776百万円）
- (2) CO2削減アクション推進事業（225百万円）
- (3) 地球温暖化伝えるプログラム事業（200百万円）
- (4) 温暖化影響及び国民への情報発信事業（299百万円）

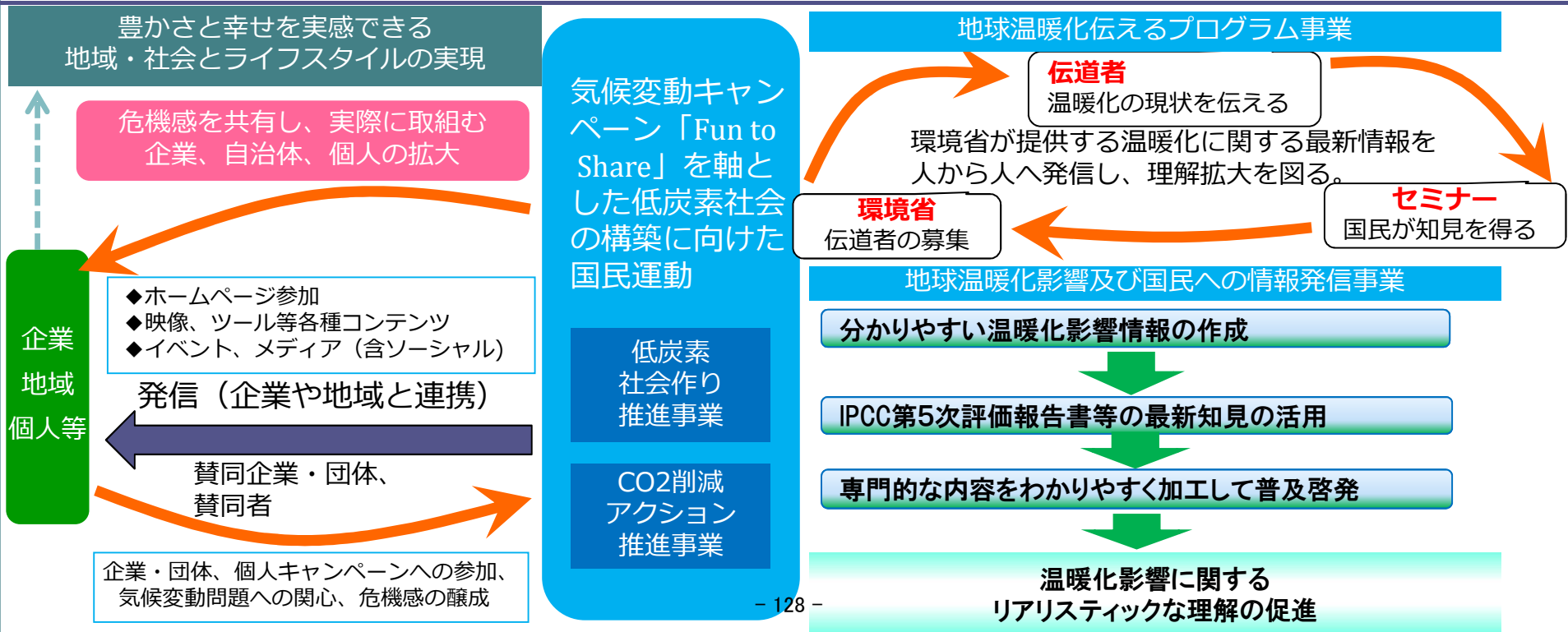
期待される効果

(1)、(2)

低炭素の視点からのライフスタイルデザインの実践により、一人ひとりが豊かさ、幸せ、地域への愛着等を実感できる地域・社会を実現

(3)、(4)

低炭素社会づくりを実現する人材育成や取組の実施を通じて活力ある地域づくりに貢献





低炭素社会の構築に向けた国民運動事業(参考)

低炭素社会作り推進事業



①企業向け施策

- ・地球温暖化国民運動HP等で取組の呼び掛け
- ・気候変動の脅威への科学的知見の発信
- ・企業が先進的な取組を行うことへの後押しとなるPR展開(先進的な環境技術取組の紹介等)

②地域向け施策

- ・地域メディアとNPO等の連携支援
- NPO・NGO等の民間団体とメディアが連携し、温暖化防止活動を広く訴求



(福井県にて廃食油を回収しBDFを生成)



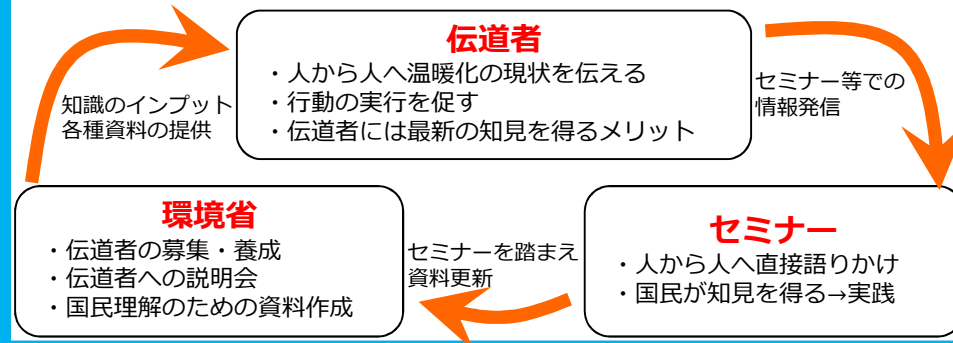
- ・あかり未来計画、スマートムーブ等、キーワードを絞るかつ産業界とも連携した呼びかけの展開

地球温暖化伝えるプログラム事業

伝道者とは・・・普段から多数に接触し教える機会の多い者

※大学教授等教員、企業CSR担当、塾講師、気象予報士等を想定

- ・地球温暖化による影響のリアリティを伝えるため、伝道者を募集
- ・新たな科学的知見が公表される度に資料を更新し、常に最新の情報を発信
- ・メディアやセミナーなど国民に身近な場面で情報を発信



CO2削減アクション推進事業



個人向け施策

- ・気候変動の脅威への科学的知見の発信、危機感の醸成
- ・あるべきライフスタイルデザインの提示(住まい方、買い方、働き方等の具体的な提案)
- ・クールアースデー等

◆クールビズ、クールシェア

- ・冷房時の室温28℃でも快適に過ごせるライフスタイルの提案



◆ウォームビズ、ウォームシェア

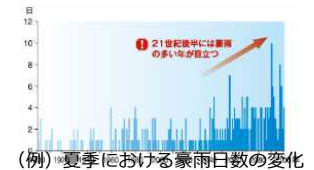
- ・暖房時の室温20℃でも快適に過ごせるライフスタイルの提案



地球温暖化影響及び国民への情報発信事業

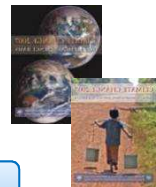
分かりやすい温暖化影響情報の作成

- ✓ 日本付近にクローズアップした、詳細な温暖化予測を実施
- ✓ 社会・経済・生態系等の様々な分野の温暖化影響を予測



IPCC第5次評価報告書等の最新知見の活用

- ✓ 最新の科学的知見を気候変動影響予測及び対策に導入
- ✓ 評価報告書の内容をわかりやすく伝達



専門的な内容をわかりやすく加工して普及啓発

- パンフレットの発行
- 国際会議や公開シンポジウム等の開催
- ウェブによる情報発信

環境金融の拡大に向けた利子補給事業

2, 224百万円（1, 812百万円）

総合環境政策局環境経済課

1. 事業の必要性・概要

「金融」は、経済活動の血流であり、経済活動全体に大きな影響力を有する。「金融」に環境配慮を織り込むことができれば、その影響力を通じ、事業活動など様々な経済活動における環境配慮や環境ビジネスを大きく誘導・促進することができる。

そこで、金融機関の融資判断に、コーポレートベース、プロジェクトベースでの環境配慮の取組を組み込む環境金融を推進するとともに、地球温暖化対策のための投資における資金調達を利子補給により円滑化することによって、環境金融の質を向上、裾野を拡大させ、地球温暖化対策の推進を図る必要がある。

2. 事業計画（業務内容）

○ 環境配慮型融資促進利子補給事業 830百万円（1, 143百万円）

金融機関が行う環境配慮型融資のうち、地球温暖化対策のための設備投資への融資について、融資を受けた年から3カ年以内にCO2排出を3%（又は5カ年以内に5%）以上削減することを条件として、年利1%を限度として利子補給を行う。なお、平成27年度は、地域金融機関における環境配慮型融資の裾野拡大のため、環境配慮型融資の一定の実績を有する金融機関と地域金融機関との連携によるシンジケートローンを対象とする。

※環境配慮型融資…金融機関が企業の環境配慮の取組全体をスクリーニング手法等により評価し、その評価結果に応じて、低利融資を行う融資制度。

○ 環境リスク調査融資促進利子補給事業 1, 394百万円（669百万円）

金融機関が行う環境リスク調査融資のうち、一定の基準に合致する低炭素化プロジェクトへの融資について、当該プロジェクトにおけるCO2排出量の削減・抑制状況を、利子補給期間中に定期的に金融機関がモニタリングすることを条件として、年利1.5%を限度として利子補給を行う。

※環境リスク調査融資…金融機関が、融資先事業者に対し、事業に伴う環境影響等の調査結果及び環境配慮の取組計画の提出を求め、その内容及び実施の確認を行う融資制度。

3. 施策の効果

地球温暖化対策のための投資に対し、環境配慮を組み込んだ融資が実施されることにより、環境金融の拡大と地球温暖化対策の促進につながる。

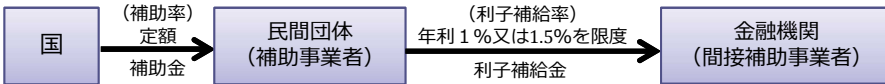
環境金融の拡大に向けた利子補給事業

平成27年度予算（案）額
2,224百万円（1,812百万円）
支出予定先：民間団体

背景・目的

コーポレートベース、プロジェクトベースでの環境配慮の取組を組み込んだ環境金融を推進するとともに、地球温暖化対策のための投資における資金調達を利子補給により円滑化することによって、環境金融の質・裾野の拡大と地球温暖化対策の促進を図る。

事業スキーム



期待される効果

環境金融の拡大と地球温暖化対策の促進

事業概要

○ 環境配慮型融資促進利子補給事業（830百万円）

金融機関が行う環境配慮型融資のうち、地球温暖化対策のための設備投資への融資について、融資を受けた年から3か年以内にCO2排出量を3%（又は5か年以内に5%）以上削減することを条件として、年利1%を限度として利子補給を行う。

※平成24年度をもって新規採択を終了した「環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業」の既採択案件に係る利子補給分（約450百万円）を含む。

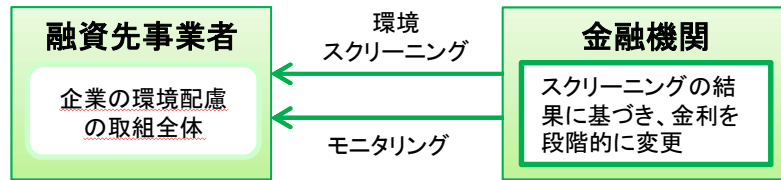
○ 環境リスク調査融資促進利子補給事業（1,394百万円）

金融機関が行う環境リスク調査融資のうち、一定の基準に合致する低炭素化プロジェクトへの融資について、CO2排出量の削減・抑制状況の金融機関によるモニタリングを条件として、年利1.5%を限度として利子補給を行う。

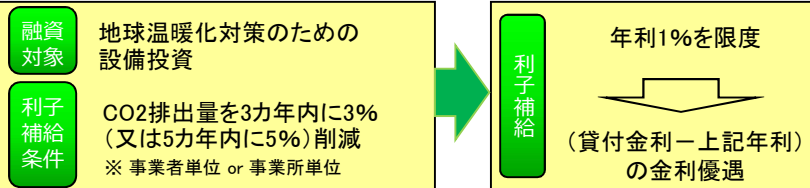
コーポレートベース

環境配慮型融資の概要

金融機関が企業の環境配慮の取組全体をスクリーニング手法等により評価し、その評価結果に応じて、低利融資を行う融資制度。



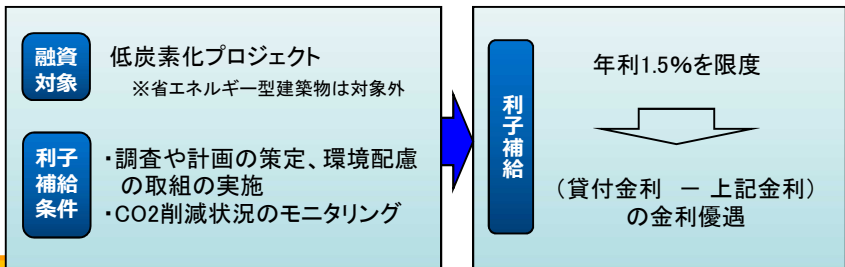
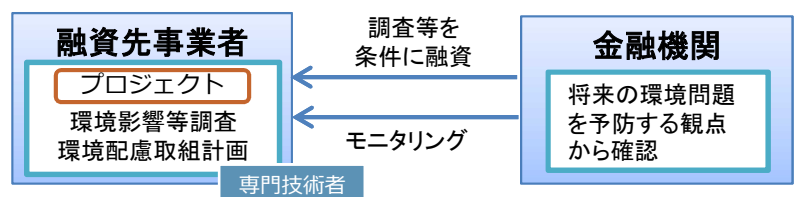
地域金融機関における環境配慮型融資の裾野拡大のため、環境配慮型融資の一定の実績を有する金融機関と地域金融機関との連携によるシンジケート・ローンを対象とする。



プロジェクトベース

環境リスク調査融資の概要

融資先事業者に対し、事業に伴う環境影響等の調査結果及び環境配慮の取組計画の提出を求め、その内容及び実施の確認を行う融資制度。



環境金融の拡大と地球温暖化対策の促進

1. 事業の必要性・概要

2050年までに80%削減という温室効果ガスの大幅削減を実現していくため、低炭素機器の加速的な普及拡大が急務である。さらに、東日本大震災の影響を受け、電力需給対策、節電対策及び再生可能エネルギーの導入推進が求められている。

このため、低炭素機器導入に向けて追加的な投資が必要であるが、特に中小企業等においては、その導入に伴う多額の初期投資費用（頭金）負担がネックとなる。

こうした多額の初期投資負担を軽減し、低炭素機器を普及させるためには、「リース」という金融手法を活用することが有効であり、低炭素機器の導入におけるリース手法の活用のための政策的後押しが必要である。

温室効果ガスの削減を加速化する上で、低炭素機器のリースによる普及を推進するために、引き続き本事業を実施することが必要である。

2. 事業計画（業務内容）

中小・中堅企業等がリースにより低炭素機器を導入した場合に、リース料総額の3%（節電効果の高い機器は5%）をリース事業者に対して補助する（ただし、東日本大震災の被災地域の復興に資するため、岩手県、宮城県又は福島県における低炭素機器に係るリース契約に限定して補助率を10%とする。）。

なお、他の補助制度がある場合には、本制度といずれかを選択することとする。

3. 施策の効果

○本事業による温室効果ガスの削減効果は約3万t-CO₂/年を見込んでいる。

○経済効果として、300億円以上の低炭素機器の設備導入を創出。



背景・目的

低炭素機器の普及を進めるにあたり、多額の初期投資(頭金)が必要となる点を解決する必要がある。頭金を要しないリースという金融手法を活用し、低炭素機器の導入を加速し、生産増に伴う製品価格の低下、内需の拡大を通じて経済成長を促進する。

事業スキーム



事業概要

エコリース促進事業（1,800百万円）

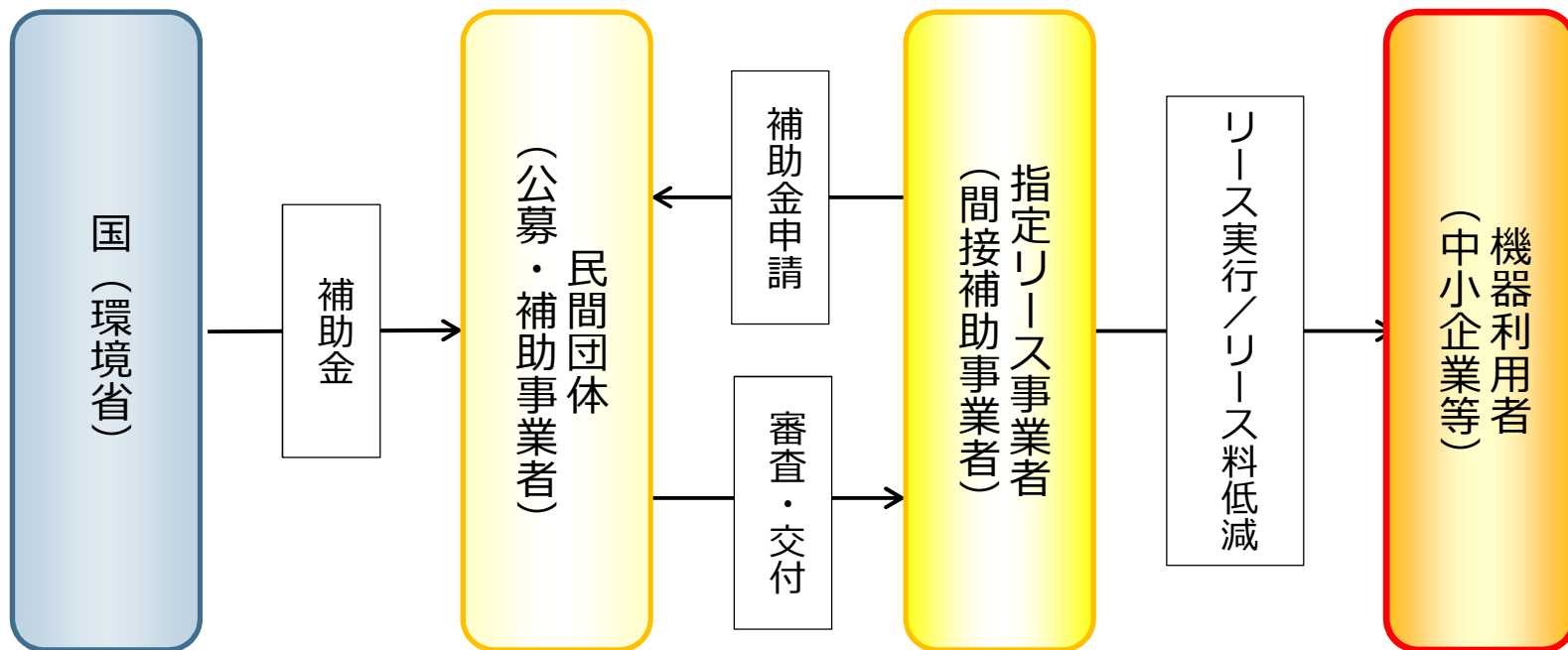
中小・中堅企業や個人事業主等が、低炭素機器をリースで導入した場合に、リース総額の3%又は5%を指定リース事業者に助成（ただし東北3県に係るリース契約は1.0%）し、リース料の低減を行う（他に補助制度がある場合にはどちらかを選択。）。

※低炭素機器の例：太陽光パネル、高効率ボイラー、高効率ヒートポンプ給湯、高効率冷凍冷蔵庫、ハイブリッド建機 等

期待される効果

(i)約3万トンのCO2削減、(ii)300億円以上の環境投資促進

イメージ



1. 事業の必要性・概要

グリーン経済への転換に向け、環境分野への資産配分の加速化が不可欠であり、経済の血流である「金融」への期待は大きい。「企業行動に環境への配慮を組み込もうとする経済主体を評価・支援することで、そのような取組を促す投融資」、「環境負荷を低減させる事業に資金が直接使われる投融資」の2つの役割を有する環境金融の普及を進めることが重要である。

しかし、我が国における環境分野への投融資の規模は、低炭素社会の構築等、中長期的に必要とされる規模に照らし十分とは言えない。例えば、環境・社会・ガバナンスの要素を投融資判断に組み込む ESG 投融資や責任投資、ファンド等を通じた環境プロジェクトへの投資は、一部に留まっており、その背景として、金融機関や機関投資家等の理解や認識の不足、環境投資市場の未成熟さ等が考えられる。

よって、我が国における環境金融の普及促進を図るため、環境金融の質の向上と裾野の拡大を進める必要がある。

2. 事業計画（業務内容）

(1) 融資先の環境配慮の取組と返済リスクの分析に関する検討、ESG 投資・責任投資の実態調査・課題整理等を行い、金融機関等による ESG 投融資の普及促進を図るための方策を検討する。 16百万円（6百万円）

(2) 個人や機関投資家を含めた幅広い投資家が参加できる環境投資市場を創出するため、環境プロジェクト等に投資する金融商品に係る情報開示や第三者評価のあり方、人材育成方法等の検討を行う。 15百万円（10百万円）

(3) 「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」のさらなる普及を図り、活発な情報交換や情報提供等を促進するとともに、関係者の環境金融に係るリテラシーの向上を図る。 12百万円（11百万円）

3. 施策の効果

環境金融の質の向上・裾野拡大を通じ、環境ビジネスや企業の環境経営、環境プロジェクトへの投資商品等が適切に評価され、資金提供が促進されることにより、環境分野への資源配分の充実が図られる。

- グリーン経済への転換を進めるためには、環境分野への資産配分の加速化が不可欠であり、経済の血流である「金融」への期待は大きい。
- 環境に配慮した金融（環境金融）の普及促進を図ることが重要である。

環境金融の2つの 具体的役割	◆ 企業行動に環境への配慮を組み込もうとする経済主体を評価・支援することで、そのような取組を促す投融資
	◆ 環境負荷を低減させる事業に資金が直接使われる投融資

金融 = 経済活動の血流

環境配慮の取組を
評価・支援する投融資

環境負荷の低減に
直接的に資する投融資

(1) 環境等の要素
を投融資判断に組
み込む **ESG投融資**
の普及促進

環境分野への投融資が加速

(2) 投資対象の適
切な評価等を通じ
た **幅広い投資家**
による **環境投資促進**

グリーン経済への転換

(3) 「**持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則**」の普及促進
環境金融に係るリテラシーの向上

洋上風力発電実証事業

1, 771百万円（1, 369百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の必要性・概要

東日本大震災の影響を受け、温室効果ガス排出量の削減、エネルギーセキュリティの確保のみならず、分散型、自立型、災害に強い等の特徴も有する再生可能エネルギーの推進が強く求められている。我が国は排他的経済水域世界第6位の海洋国であり、大きな導入ポテンシャルを有していることや、洋上は風速が高くかつその変動が少ないため、安定かつ効率的な発電が見込まれることなどから、洋上風力発電の実用化・導入拡大が強く期待されている。

洋上風力発電のうち、水深が浅い海域に適した着床式については、国内5箇所でも運転が開始されているが、深い海域に対応可能で、我が国において導入ポテンシャルの大部分を占める浮体式については、国内での導入事例はない。

こうした背景を踏まえ、本事業では我が国初となる2MWの浮体式洋上風力発電実証機を外洋域に設置・運転する実証事業を実施する。

2. 事業計画（業務内容）

長崎県五島市杵島沖において、2MWの浮体式洋上風力発電実証機を設置・運転する実証事業を実施し、2015(平成27)年度以降早期の実用化（民間ベースでの浮体式洋上風力発電の事業化）に向け、環境影響・漁業影響の検証、安全性・信頼性、台風等気象・海象条件への対策、漁業協調、環境アセスメント手法の確立等を行う。

2015(平成27)年度事業においては、2014(平成26)年度に引き続き、2MWの実証機を用いた本格的な運転データ、環境影響や信頼性、安全性等に関する情報収集等を行うとともに、事業性の検証を行い、実用化に向けた知見を得る。また、余剰電力を水素として貯蔵し、離島のカーボンフリーのエネルギーとして活用する技術・システム実証を行う。

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
海象等環境調査	←				→
詳細設計と建造	←	←	←		
実海域設置、 実証試験		←	←	←	←
余剰電力利活用の実証				←	→
事業性等の評価・実証後の 利活用検討					←

3. 施策の効果

本事業の成果を受けて、非常に大きな導入ポテンシャルを有する浮体式洋上風力発電が実用化されることにより、洋上風力発電の飛躍的な導入拡大が達成される。



事業目的・概要等

背景・目的

- 洋上風力発電は陸上に比べて大きな導入ポテンシャル（再エネ電源の中で最大）を有し、風速が高く安定かつ効率的な発電が見込まれるため、その実用化が温暖化対策上必要不可欠である。
- 洋上の膨大な風力ポテンシャルを生かすため、2010年度から国内初の浮体式洋上風力発電の実証事業を実施。2012年にパイロットスケール、2013年には商用スケールの実証機を設置・運転し、2015年度までに関連技術・システムの確立等を行う。これらの実証を通じて、2020年に洋上風力を100万kW以上に拡大することを目指している。

事業概要

- 平成25年度に設置した2000kWの商用スケール機の本格的な運転・発電、環境影響、気象・海象条件への適応、安全性等に関する情報収集等を行うとともに、事業性の検証を行い、実用化に向けた知見を得る。また、離島の自立・分散型エネルギー社会の構築に向け、運転時に発生する余剰電力を水素に変換し・貯蔵し、離島のエネルギーとして利活用する技術を実証する。

事業スキーム

- 委託対象：民間団体等
- 実施期間：平成22年度～27年度

期待される効果

- 浮体式洋上風力発電における台風への耐性、漁業関係者との調整、環境アセスメント等の確立
- 2015年度以降早期の浮体式洋上風力発電の実用化

イメージ

- ✓ 我が国は、排他的経済水域世界第6位の海洋国であり、洋上は陸上に比べて大きな導入ポテンシャルを有する
- ✓ 洋上は風速が高く、安定かつ効率的な発電が見込まれる
- ✓ 水深が浅い海域が少ない我が国では、深い海域（50m以深）に適用可能な「浮体式」に大きな期待

我が国初となる、商用スケールの「浮体式」洋上風力発電機の建造・設置・運転・評価を行う



商用スケール実証機
[H25年10月に運転開始]

- 長崎県五島市稚島沖にて本格実証
- 世界初のハイブリッド・スパー型
[我が国の技術を生かし大幅なコスト低減を実現]



- 台風等への耐性を有する浮体の設計・建造
- 漁業関係者との調整・漁業協調型システム
- 環境アセスメント手法
の確立等を実証

	H24	H25	H26	H27
環境調査	→			
小規模試験機（100kW）の実海域設置・運転		→ H24年6月に設置 8月に運転を開始		
実証機（2MW）の実海域設置・運転		→ H25年10月に設置・運転を開始 成果を反映（設置・制御等）		
事業性等の評価・実証後の利活用検討				→

早期の浮体式洋上風力発電の実用化
2020年には洋上風力を100万kW以上に拡大

地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業

1, 600百万円 (1, 600百万円)

水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境室
地球環境局地球温暖化対策課
自然環境局自然環境整備担当参事官室

1. 事業の必要性・概要

我が国は世界第3位の地熱資源国であるとともに全国に約28,000の温泉があり、地熱エネルギーの有効利用は極めて重要である。また、外気温との温度差を利用した地中熱利用の普及促進を一層図っていく必要がある。しかしながら、地熱・地中熱等を利用した取組は、二酸化炭素の排出削減の観点から非常に有効であるものの、ポテンシャルを十分に有効活用している状況ではない。

このため、地域特性を活かすとともに環境に配慮した地熱や地中熱等の利用を促進し、地域のニーズや特性に適した環境保全型低炭素社会を構築していく。

2. 事業計画（業務内容）

（1）地熱・地中熱等利用事業の事業化計画策定

- ① 地熱・地中熱等を利用し、環境に配慮しつつ低炭素社会の構築に資する事業の基本設計調査、熱需要調査、事業性等具体的な事業化計画の策定を支援

（補助先・補助率） 地方公共団体 定額（1,000万円上限）
民間事業者等 2/3

- ② 既存の温泉熱を利用した多段階利用の実施が見込まれる場合において、国と都道府県が連携し、既存温泉の湧出状況、熱量、成分等を継続的にモニタリング調査し、その結果を取りまとめ公表する。

（補助先・補助率） 都道府県 定額（2,000万円上限）

※都道府県が直接補助又は所管内地方公共団体又は事業者への間接補助

（2）地熱・地中熱等利用事業

地熱・地中熱等を利用し低炭素社会の構築に資する発電、熱利用・供給設備等、計測・モニタリング装置等付帯設備の導入を支援

（補助先・補助率） 地方公共団体 1/2、2/3

民間事業者等 1/3、1/2、定額（400万円上限）

3. 施策の効果

- 地域特性の一つである熱資源の段階利用による地域の低炭素化
- 環境に配慮したエネルギーの地産地消による自立分散型社会の構築
- 地盤環境の保全と熱利用効率の維持を両立する事業の普及



背景・目的

- 我が国は世界第3位の地熱資源国であるとともに全国に約28,000の温泉があり、地熱エネルギーの有効利用は極めて重要。また、地中熱利用の省エネポテンシャルは大きく、環境に配慮しつつ普及を促進することが必要。
- 地熱・地中熱等を利用した取組は、二酸化炭素の排出削減の観点から非常に有効であるものの、ポテンシャルを十分に有効活用している状況ではない。
- 地域特性を活かすとともに環境に配慮した地熱や地中熱等の利用を促進し、地域のニーズや特性に適した環境保全型低炭素社会を構築していく。

期待される効果

- 地域特性の一つである熱資源の段階利用による地域の低炭素化
- 環境に配慮したエネルギー地産地消による自立分散型社会構築
- 地盤環境の保全と熱利用効率維持を両立する事業を普及

事業概要

環境配慮型の地熱利用を推進するため、地盤環境保全モニタリングと組み合わせた地中熱利用や開発済みの熱源を優先的に活用する温泉熱利用等を支援。

(1) 地熱・地中熱等利用事業の事業化計画策定

①事業化計画支援

地方公共団体や民間事業者等による、地熱・地中熱等を利用し、環境に配慮しつつ低炭素社会の構築に資する事業の基本設計調査、熱需要調査、事業性、資金調達等、具体的な事業化計画の策定を支援。

- ・補助先・補助率：①民間事業者等 2/3
②地方公共団体 定額(上限1,000万円)

②温泉熱多段階利用推進調査

既存の温泉熱を利用した多段階利用の実施が見込まれる場合において、国と都道府県が連携し、既存温泉の湧出状況、熱量、成分等を継続的にモニタリング調査し、その結果を取りまとめ公表する。

- ・補助率：定額(上限2,000万円)
- ・補助先：都道府県に補助金を交付。
当該補助金を受けた都道府県が直接執行又は所管内地方公共団体又は事業者への間接補助

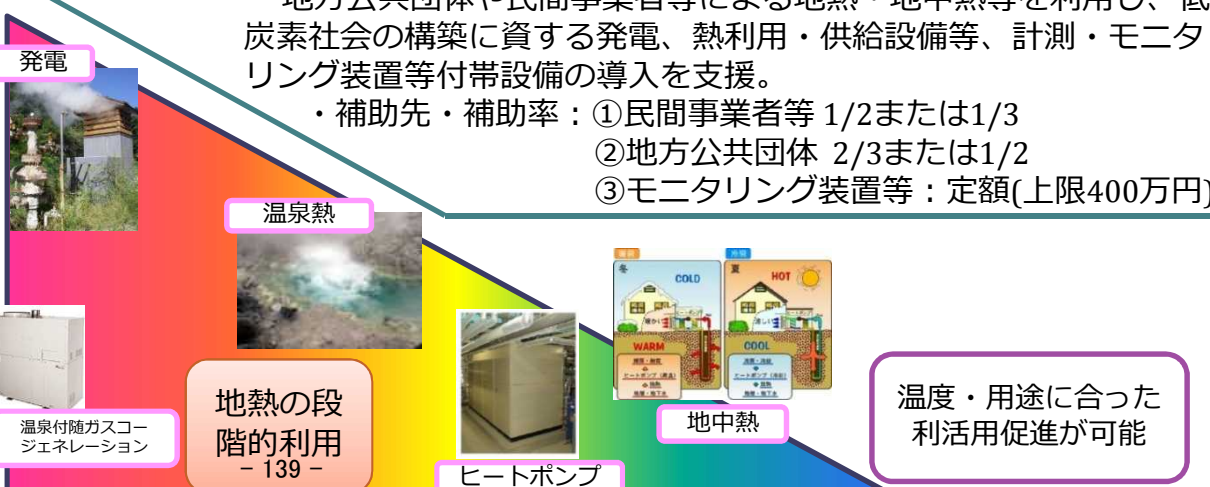
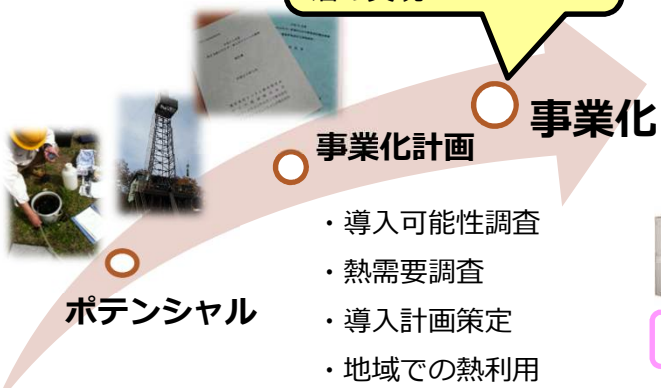
(2) 地熱・地中熱等利用事業

地方公共団体や民間事業者等による地熱・地中熱等を利用し、低炭素社会の構築に資する発電、熱利用・供給設備等、計測・モニタリング装置等付帯設備の導入を支援。

- ・補助先・補助率：①民間事業者等 1/2または1/3
②地方公共団体 2/3または1/2
③モニタリング装置等：定額(上限400万円)

イメージ

・地域経済の活性化
・温泉という健康な生活の実現へ



温泉付随ガスコージェネレーション

地熱の段階的利用
- 139 -



地中熱

木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業 (農林水産省連携事業)	1, 800百万円 (1, 800百万円)
---	------------------------------

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の必要性・概要

2011(平成 23)年 3 月 11 日に発生した東日本大震災によりエネルギー供給設備が大きな影響を受け、原子力発電所の稼働停止により、温室効果ガスの排出量削減にも影響を及ぼしている。こうした状況の中、再生可能エネルギーによる自立・分散型のエネルギー供給システムは、温室効果ガスの排出削減やエネルギーの地産地消に加え、エネルギーセキュリティ確保の観点からも注目されている。

他方、我が国には、伐採されながら利用されずに森林内に放置されている未利用間伐材等が毎年約 2,000 万 m^3 発生しており、これらを持続的かつ安定的にエネルギーとして利用することが課題となっている。

このため、森林資源をエネルギーとして有効活用し、低炭素社会の実現、森林整備の推進、雇用の確保等を図るため、木質バイオマスを利用した「木質モデル地域」づくりの推進を図る。

2. 事業計画 (業務内容)

原木の加工、燃料の運搬、木質バイオマスのエネルギー利用等を行うための施設をリース方式により一体的に導入し、先導的な技術やシステムを実証する事業を行うと共に、施設の導入・運用を通じ、課題の整理やその克服方法の検討等を行う。

更に、これらの取組を通じて得られた成果を取りまとめて公表する。

	26 年度	27 年度	28 年度
施設の一体的導入・運用	6 か所 (25 年度採択)	→	
	3 か所 (26 年度採択)	→	
課題の整理、克服方法の検討	→		
事業の総括・公表	←→		

3. 施策の効果

本事業において木質バイオマスエネルギー利用の技術実証を行い、木質モデル地域づくりの優良事例の形成を行うことで、他地域での波及効果が期待され、木質バイオマスエネルギーの飛躍的な導入拡大が達成される。



木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業 (農林水産省連携事業)

平成27年度予算(案)額
1,800百万円(1,800百万円)

事業目的・概要等

背景・目的

- 我が国では、伐採されながら利用されずに森林内に放置されている未利用間伐材等を持続的かつ安定的にエネルギーとして利用することが課題となっている。これらの森林資源をエネルギーとして有効活用し、低炭素社会の実現、森林整備の推進、雇用の確保等を図るため、木質バイオマスを利用した「木質モデル地域」づくりを推進する。

事業スキーム

- 委託対象：民間団体、地方公共団体等
- 実施期間：平成25年度～28年度

事業概要

- 原木の加工、燃料の運搬、木質バイオマスのエネルギー利用等を行うための施設をリース方式により一体的に導入し、モデル地域づくりの実証事業を実施。

期待される効果

- 施設の導入・運用を通じて得られたメリットや課題、その克服方法等の成果をとりまとめて公表することにより、全国において木質バイオマスを活用したまちづくりの推進が図られる。

イメージ



「木質モデル地域」において、山元から発電まで
木質バイオマスエネルギーの利活用に関する技術を実証

地域資源の循環
(森林資源の有効活用と再生)

低炭素社会の実現
(カーボンニュートラルの木質資源利用)

1. 事業の必要性・概要

これまでも農山漁村地域では、地域産業から発生する食品廃棄物や家畜排泄物を活用して得られるメタン等のバイオガスを有効活用する取組が進められてきたが、多くは自家消費に留まっていた。

しかし、東日本大震災や原子力発電所事故を契機に、地域資源を活用した防災性の高い自立・分散型エネルギーによる地域づくりへの取組が重要となっている。

このため、農山漁村において豊富なポテンシャルを有する食品廃棄物や家畜排泄物由来のバイオガスを、自立分散型エネルギー供給の一翼を担う資源として、広く地域で循環利用するシステムを構築していく必要がある。また、地域を巻き込んだバイオマス資源の幅広い活用を図るとともに、地下水汚染の原因となるバイオガス生成の際の副産物（消化液等）の適正利用を一層促進し、農山漁村における低炭素化・資源循環・地下水の水質改善等の同時達成を図る。

2. 事業計画（業務内容）

地域のバイオマス資源を活用して得られるバイオガスを、地域でエネルギーとして利用する事業を支援し、事業性や採算性、二酸化炭素削減効果等を評価する。平成27年度は、平成25年度・平成26年度に採択した、地域の特性に応じた多様なバイオガスシステムモデル（①食品廃棄物を利用したバイオガス事業、家畜廃棄物を利用したバイオガス事業、②家畜ふん尿等と食品廃棄物を組み合わせたバイオガス事業、③地下水汚染地域において、自治体を中心となって、家畜ふん尿等を利用するバイオガス事業であって、消化液等の適正利用を推進するもの）について、事業を継続する。

3. 施策の効果

地域のバイオマス資源である食品廃棄物や家畜排泄物等の活用による自立・分散型エネルギー供給システムの構築・普及によって、地域の低炭素化、資源循環、地下水の水質改善等を同時に実現するとともに、地域資源を活用したグリーン産業を創出し、農山漁村地域における地域活性化、雇用創出等を推進する。

背景・目的

- これまで先進的な農山漁村では、食品廃棄物や家畜排泄物を活用して得られるバイオガスを有効活用する取り組みが進められてきたが、多くは自家消費に留まっていた。しかし、東日本大震災や原子力発電所事故を契機に、地域資源を循環活用した自立分散型のエネルギーを確保する地域づくりの取り組みが重要となった。
- このため、農山漁村において豊富なポテンシャルを有する食品廃棄物や家畜排泄物由来のバイオガスを、自家消費だけでなく広く地域で利用し、自立分散型エネルギー供給の一翼を担う循環利用システムの構築を目的とした実証事業を平成25年度から実施した。平成26年度は新たなバイオマス資源の活用を図り、地下水汚染の原因となる消化液等の適正利用を一層促進し、農山漁村における低炭素化・資源循環・地下水の水質改善の同時達成を目指す事業の実証を行っている。

事業スキーム

- (1) 委託対象：民間事業者
(①は2地域、②・③は併せて3地域を想定)
- (2) 実証期間 最大3年間
- (3) 本事業実施期間：4年間
(平成27年度は、前年度からの継続事業のみを実施)

期待される効果

- 地域の未利用資源である食品廃棄物及び家畜排泄物のウェット系バイオマス等地域資源の循環による自立・分散型エネルギー供給システムの普及
- 家畜ふん尿や食品廃棄物、消化液等の利用による地域の資源循環推進・地下水の水質改善
- 地域活性化、雇用創出、農山漁村における所得の向上、温室効果ガス削減、地域エネルギー源の強化による環境負荷の少ないまちづくり・むらづくりの推進

事業概要

●平成27年度は、下記の既採択事業の実証を進め、成果の取りまとめに向けて事業を展開する。

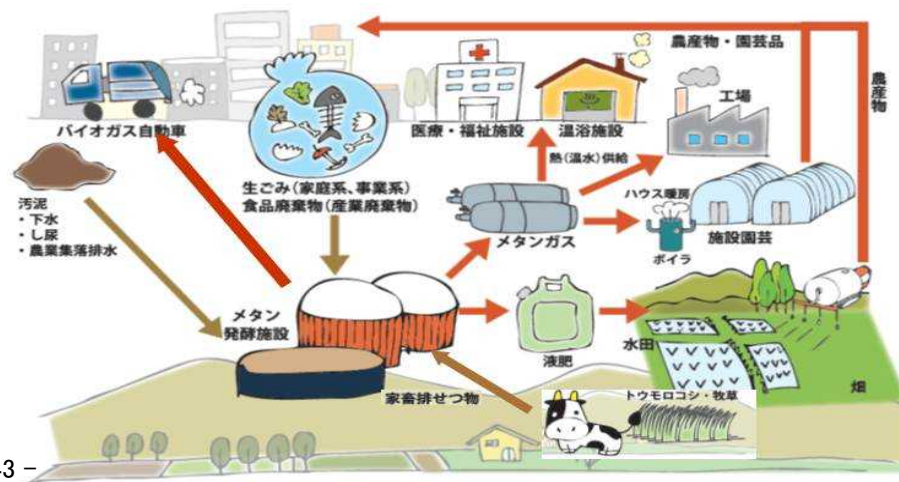
- ①食品廃棄物を利用したバイオガス事業、家畜排泄物を利用したバイオガス事業
 - ②水産系廃棄物を利用したバイオガス事業、家畜ふん尿と食品廃棄物、水産系廃棄物と食品廃棄物等を組み合わせたバイオガス事業
 - ③地下水汚染地域において、自治体が中心となって家畜ふん尿等を利用するバイオガス事業で、消化液等の適正利用を推進するもの。
- ※但し、再生可能エネルギー固定価格買取制度の対象施設は不可としている。

イメージ

農山漁村における食品廃棄物や家畜排泄物、水産系廃棄物を活用して得られるバイオガスを、自家消費に留まらず広く地域で利用する事業をモデル的に実施し、全国に取り組みを波及させる。



**地域活性化と地産地消型の低炭素社会
／資源循環型社会の構築**



潮流発電技術実用化推進事業（経済産業省連携事業）

1,000百万円（550百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の必要性・概要

東日本大震災による一部原子力発電所の稼働停止により、温室効果ガスの排出量削減にも影響を及ぼしている。こうした状況の中、分散型、自立型、災害に強い等の特徴も有する再生可能エネルギーの推進は、温室効果ガス排出量の削減、エネルギーセキュリティの確保を同時に実現可能な施策として期待されている。

こうした再生可能エネルギーの中でも海洋再生可能エネルギーは、我が国が排他的経済水域世界第6位の海洋国であることから大きなポテンシャルを有している。特に潮流発電は太陽光等と異なり、一定した潮汐力によって年間を通じて安定した発電や系統に与える影響が小さいなどの利点がある。

潮流発電は、欧州では商用規模の実証段階に入っている。一方、我が国では海峡・瀬戸を中心として沿岸域に適地が存在するが、技術的に未確立であることから実用化の事例がない。このため、潮流発電システムの早期実用化を見据え、技術の完成度を高め、実証を通じて国内外の知見を集積することで、海洋再生可能エネルギーの導入拡大を図る。

一方、潮流発電の実用化に当たっては、漁業者等の理解を得ることが不可欠であり、海洋環境負荷を低減させた漁業協調型システム開発が導入の必須条件となっている。

こうした背景を踏まえ、本事業では漁業や海洋環境への影響を抑えた、日本の海域での導入が期待できる潮流発電システムの開発・実証や事業性評価を実施し、2018(平成30)年度以降早期の実用化を目指す。

2. 事業計画（業務内容）

漁業や海洋環境への影響を抑えた、日本の海域での導入が期待できる潮流発電システムの開発を行う。更に、商用スケールの漁業協調型の潮流発電の実証を行い、国内の導入に向けた潮流発電技術及び発電システムを確立する。

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	実現可能性調査		実海域実証研究		
潮流発電システムの開発	基礎設計・検証		製作・運転試験		
施行計画の検証	シュミレーション・基本計画		施工試験・系統接続検証		
環境影響評価	流量調査・濁度調査・海底地形調査・漁場環境調査等				
経済性評価	発電性能調査・市場性調査・設備・保守コスト評価				

3. 施策の効果

大きなポテンシャルを有する潮流発電システムの早期実用化により、我が国の潮流発電の導入量が拡大し、CO2排出量の大幅削減を実現する。



潮流発電技術実用化推進事業（経済産業省連携事業）

平成27年度予算(案)額
1,000百万円（550百万円）

背景・目的

- 我が国は、海洋再生可能エネルギーの大きなポテンシャルを有するが、技術的にも未確立で国内の実用化の例はない。
- 一年中安定した発電が見込まれる潮流発電は、欧州では商用規模の実証実験の段階。日本での早期実用化を実現し、潮流発電の導入を推進していく必要がある。

事業概要

- 漁業や海洋環境への影響を抑えた、日本の海域での導入が期待できる潮流発電システムの開発を行う。更に、商用スケールの漁業協調型の潮流発電システムの実証を行い、国内の導入に向け、施工方法等を含めた潮流発電技術及び発電システムを確立する。

事業目的・概要等

事業スキーム

- 委託対象：民間団体
- 実施期間：平成26年度～30年度

期待される効果

- 開発から実証まで一貫した事業による潮流発電の国内での早期実用化
- 潮流発電の導入による再エネ導入拡大及び導入地域における自立・分散型低炭素エネルギー社会の構築

潮流発電は世界で大きな期待を集める海洋再生可能エネルギー

- ❖ 潮流発電は、太陽光等と異なり、一定した潮汐力により年間を通じて安定した発電が可能で、系統への影響も小さい。
- ❖ 日本では海峡・瀬戸を中心として沿岸域に適地が存在。
- ❖ 欧州等海外で開発・実証が先行。国内での早期の商用化を図る。
 - ✓ 我が国の海象に適した潮流発電技術・メンテナンス手法
 - ✓ 漁業協調型の発電システム、建設方法等
 - ✓ 環境負荷の低減及び環境アセスメント手法の確立を目指す。

潮流発電イメージ



安定した発電



漁業協調

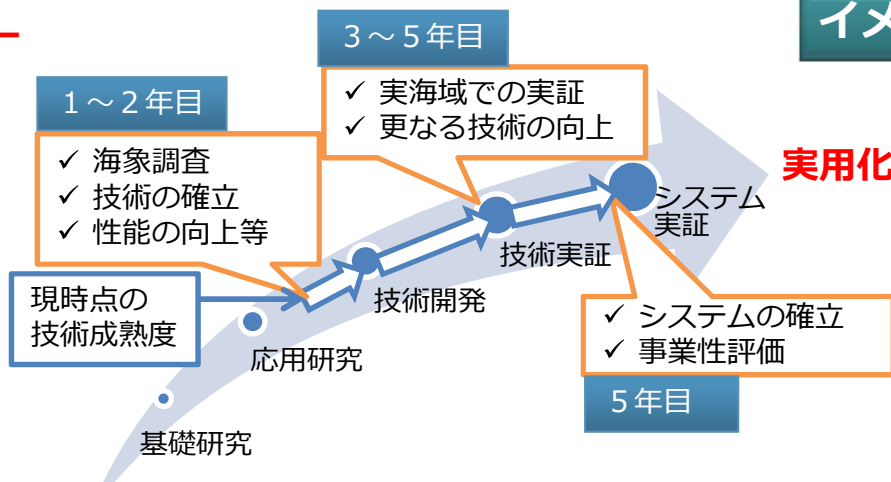


環境負荷低減



導入加速化

イメージ



事業計画	2014	2015	2016	2017	2018
技術開発等	→				
環境影響等調査		→			
技術実証			→		
事業性評価				→	

離島の低炭素地域づくり推進事業

1, 352百万円 (2, 800百万円)

地球環境局地球温暖化対策課
自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室

1. 事業の必要性・概要

本土と系統連系がない（オフグリッド）離島は、CO₂ 排出量が大きく、高コストのディーゼル発電に依存している。更に、系統が脆弱のため、再生可能エネルギー（再エネ）の大幅な導入拡大が極めて困難な状況にある。

このため、離島において、再エネ、需要側のエネルギー消費削減等をパッケージで進め、地域の活性化や防災性の向上にも寄与する低炭素地域づくりを加速する。これにより、離島における自立・分散型低炭素エネルギー社会のモデルを確立し、他地域や海外の島嶼国への展開を図る。

2. 事業計画（業務内容）

（1）離島の低炭素地域づくりに関する事業化計画策定

再エネの導入や省エネの強化等を含む離島の低炭素地域づくりに関する事業化計画策定を補助する。

〔 補助先・補助率：
地方公共団体・民間事業者等 定額（上限1,000万円） 〕

（2）低炭素地域づくりのための設備の導入等

離島の地域特性を踏まえた先導的な再エネの導入や省エネの強化等低炭素地域づくりのために不可欠な設備の導入等を補助する。

（補助先・補助率：地方公共団体・民間事業者等 2／3）

（再エネ発電設備は固定価格買取制度との併用不可）

3. 施策の効果

- ・再エネ導入拡大・省エネの強化により、CO₂ 排出削減のみならず、地域活性化や防災性の強化等を実現。
- ・自立・分散型エネルギー社会のモデルを確立し、他地域へ展開。



事業目的・概要等

背景・目的

- 本土と系統連系されていない離島（オフグリッド）はCO2排出量が大きく高コストのディーゼル発電に依存。更に、系統が脆弱のため、再エネの大幅な導入拡大が極めて困難。
- 再エネに加え、需要側のエネルギー消費削減等もパッケージで導入し、離島の活性化、防災性の向上にも寄与する低炭素地域づくりを加速。離島における自立・分散型低炭素エネルギー社会のモデルを確立し、他地域や海外の島嶼地域への展開を図る。

事業概要

(1) 再エネの導入や省エネの強化等離島の低炭素地域づくりに向けた事業化計画策定や実現可能性調査を補助する。

(2) 離島の特性を踏まえた先導的な再エネの導入や省エネの強化等、低炭素地域づくりのために不可欠な設備の導入を補助する。

(再エネ発電設備はFITとの併用不可)

事業スキーム



補助割合：(1) 定額（上限1,000万円） (2) 2 / 3

期待される効果

- 再エネ導入拡大・省エネの強化により、CO2排出削減のみならず、地域活性化や防災性の強化等を実現。
- 自立・分散型エネルギー社会のモデルを確立し、他地域へ展開。

離島まるごと自立・分散型低炭素エネルギー社会構築

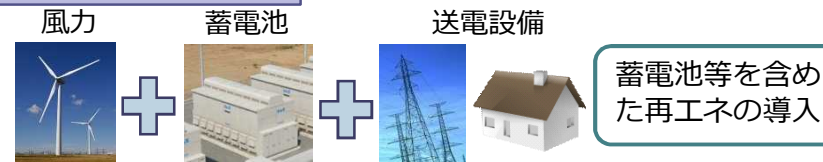
離島の地域資源を活用した再エネ導入



- 低炭素地域づくり事業化計画策定支援
- 再エネ・省エネ等設備導入支援

蓄電池の活用等を含めた地域資源の再エネ導入、主要施設への省エネ設備の導入等により、地産地消の自立・分散型低炭素エネルギー社会を構築

再エネ設備導入の例



省エネ設備導入の例



(新) 指定管理鳥獣捕獲等事業費	500百万円(0百万円)
【26年度補正】	1,301百万円

自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

1. 事業の必要性・概要

近年、ニホンジカやイノシシなどの鳥獣については、急速に生息数が増加し、生息域が拡大しており、その結果、自然生態系への影響、農林水産業や生活環境への被害が深刻化している。

これらの鳥獣による被害に対しては、防除対象を限定して柵を設置したり、加害個体を捕獲することによる対策では限界があり、積極的な捕獲による個体群管理が不可欠となっている。

また、平成25年12月には、環境省と農林水産省が共同で「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を取りまとめ、この中で、当面の捕獲目標として、ニホンジカ、イノシシの個体数を10年後(平成35年度)までに半減させることを目指すこととしている。

これらの状況を踏まえ、平成26年に鳥獣保護法を改正し、法の題名・目的に「鳥獣の管理」を明確に位置づける(改正後は「鳥獣保護管理法」)とともに、管理を実現するための措置として、新たに都道府県が主体となつて行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」を創設したところである。この事業においては、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣を、国が「指定管理鳥獣」として指定(ニホンジカ・イノシシを指定予定)し、その種について、都道府県が主体となつて捕獲を行うことができることとした。

新たな「鳥獣保護管理法」に基づく積極的な鳥獣の管理を推進し、平成35年度までにニホンジカ、イノシシを半減するという目標を実現するためには、都道府県が主体となつて行う指定管理鳥獣捕獲等事業に対する国の強力な支援が必須のため、都道府県に対する交付金を新たに措置するものである。

2. 事業計画(業務内容)

- ・対象鳥獣 : 指定管理鳥獣(ニホンジカ及びイノシシを予定)
- ・対象都道府県 : 指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県
下記①は実施予定都道府県を含む
下記②は実施計画を策定した都道府県に限る
- ・要求額及び交付対象事業 :
 - ① 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画策定等事業
(※H26補正予算はモデル事業として実施)
 - ・実施計画の策定のための調査、計画検討経費

- ・ 事業効果の評価のための調査、評価経費
- ② 指定管理鳥獣捕獲等事業（※H26 補正予算はモデル事業として実施）
 - ・ ニホンジカ捕獲等経費
 - ・ イノシシ捕獲等経費
- ・ 交付割合 : 事業費の 1 / 2 以内（H26 補正予算は事業費の 9/10 以内）
（※平成 27 年度当初予算では特別交付税措置を要望中）
- ・ 交付の仕組み : 国（交付金交付）
 - 都道府県（調査・計画策定、事業実施）

3. 施策の効果

「シカ・イノシシの生息頭数を 10 年後（平成 35 年度）までに半減する」という抜本的な鳥獣捕獲強化対策における当面の捕獲目標達成に向け、都道府県が主体となった捕獲を強力に推進することにより、自然生態系や農林水産業、生活環境への被害を防止し、もって、適切な鳥獣管理と地域の活力の回復が図られる。

指定管理鳥獣捕獲等事業費

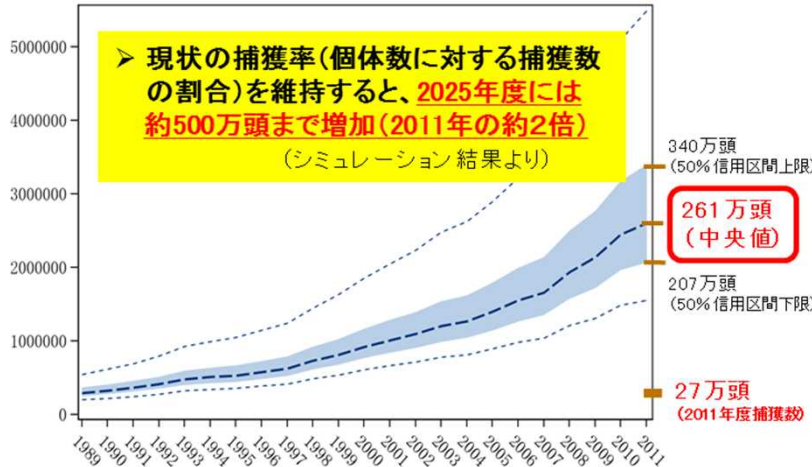
平成27年度予算(案)額: 500百万円(0百万円)

平成26年度補正予算額: 1,301百万円

【背景】

- ニホンジカ及びイノシシによる自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化
- ニホンジカの推定個体数が、現状の捕獲率を維持すると、2025年には2011年の約2倍に増加
- 環境省と農林水産省は、2013年12月にシカ・イノシシの個体数を10年後までに半減させる「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を発表

ニホンジカの推定個体数(北海道を除く)



(参考)2011年度の北海道の推定個体数は約64万頭、捕獲数は約14万頭(北海道資料)

→ 捕獲数の大幅拡大が必須

【指定管理鳥獣捕獲等事業】

- 鳥獣保護法の改正により創設
- 集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして、環境大臣が定めた鳥獣(指定管理鳥獣)について、都道府県又は国が捕獲等をする事業(指定管理鳥獣捕獲等事業)を実施することができることとするもの
- 指定管理鳥獣は、ニホンジカ及びイノシシを指定予定

【交付金の内容】

- 対象鳥獣 : 指定管理鳥獣 (ニホンジカ及びイノシシを予定)
- 対象都道府県 : 指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県
- 交付対象事業 :
 - ①実施計画策定等事業(※H26補正予算はモデル事業として実施)
 - ・ 実施計画の策定のための調査、計画検討経費
 - ・ 事業効果の評価のための調査、評価経費
 - ②指定管理鳥獣捕獲等事業(※H26補正予算はモデル事業として実施)
 - ・ ニホンジカ捕獲等事業
 - ・ イノシシ捕獲等事業
- 交付割合 : 事業費の1/2以内(H26補正予算は事業費の9/10以内)
(※平成27年度当初予算では特別交付税措置を要望中)
- 交付の仕組み :



鳥獣保護管理強化総合対策事業費

(希少鳥獣（ゼニガタアザラシ）による農林水産業等への被害対策事業を含む)

768百万円（709百万円）

自然環境局国立公園課、野生生物課鳥獣保護業務室

1. 事業の必要性・概要

近年、我が国において、鳥インフルエンザ等の感染症が野鳥で発生し、また、生息地を拡大した鳥獣による生態系被害や農林水産業被害、更には人身被害が大量に発生しており、深刻な問題となっている。

鳥インフルエンザ等の感染症については、ひとたび家畜等への感染が起これば地域の社会・経済に著しい支障を来すのみならず、希少種の絶滅など我が国の生物多様性保全上大きな影響を及ぼすおそれがある。

一方、シカ、イノシシ等の鳥獣が急激に生息数を増やし、生息地を拡大している。その食害による希少植物の減少や森林の劣化などの生態系被害の拡大や農林水産業の被害額の増加に加え、最近では住宅地や観光地への出没による人身被害や電車や車との衝突など生活環境の被害も増加しており、各地で深刻な問題となっている。さらに、生物多様性保全上重要な地域である国立公園等におけるシカによる生態系影響も深刻であり、総合的な対策を講じることが喫緊の課題となっている。

これらの状況を踏まえ、平成26年には鳥獣保護法を改正し（改正法施行後は鳥獣保護管理法）、鳥獣の管理を明確に位置づけたところである。

人と鳥獣の適切な関係構築に向けて、鳥獣の保護及び管理に関する課題に適切に対応するとともに、新たな「鳥獣保護管理法」に基づく積極的な管理のための措置を着実に実施するため、以下の事業を強力かつ総合的に実施する。また、近年、希少鳥獣であるゼニガタアザラシによる漁業被害が深刻化しているため、ゼニガタアザラシの絶滅を回避しつつ、地域社会と共存するための漁業被害対策事業を実施する。

2. 事業計画（業務内容）

(1) 鳥獣感染症発生時対策事業

① 発生時における死亡鳥獣等のウイルス保有状況検査

全国的な野生鳥獣の感染状況を把握するため、発生時における急激な検体増加に着実に対応して渡り鳥等の鳥獣から採取した検体の分析等を実施する。

② 発生地周辺調査

発生地周辺において野生鳥獣の生息状況調査や糞便調査等のウイルス保有状況調査等を迅速かつ緊急的に行う。

③ 発生地周辺への渡り鳥の飛来経路調査

発生地周辺に飛来する渡り鳥の飛来経路を衛星追跡により解明する。

④ 対策強化に向けた情報収集・分析・検討

専門家ヒアリングや検討会の開催等を実施し、危機管理対応に反映する。

(2) 鳥獣保護管理強化事業

①鳥獣保護管理に係る人材育成

改正鳥獣法により導入された認定鳥獣捕獲等事業者制度の普及を図るため、全国での説明会開催や、鳥獣の捕獲に従事する事業者及び従事者の技術・知見向上のための事業を実施する。また、新たな担い手確保のための狩猟免許取得に向けたセミナーや、捕獲の専門家及び動物の生態の有識者によるサポート体制の整備を図る。

②鳥獣保護管理実態調査・検討

深刻な被害を及ぼしているシカ、イノシシ等の管理を強化するため、最新の知見等の収集・整理を行い、都道府県に対して助言等を行う。また、改正鳥獣法に基づき、絶滅リスクが高まっているナベヅル・マナヅルについて、希少鳥獣保護計画の検討を行うとともに、希少鳥獣であるものの農林水産業被害を起こしているゼニガタアザラシについては、絶滅を回避しつつ、適切に共存していくために特定希少鳥獣管理計画の検討を行う。

③指定管理鳥獣捕獲等事業推進事業

改正鳥獣法に基づき、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるものとして国が定める指定管理鳥獣（シカ、イノシシを想定）について、都道府県による捕獲事業等に係るとりまとめ・評価や、効率的な捕獲技術及び迅速な捕獲情報収集システムの開発、捕獲個体の有効活用等の方策の検討等を行う。

(3) 国立公園等シカ管理対策事業

①シカ管理計画策定事業

国立公園等において、シカの本格的な駆除に向けた調査、体制構築、生態系維持回復事業計画等のシカ管理計画の策定、試験的なシカの駆除等を行うことで効率的なシカ対策を講じるための基盤構築を図る。

②先進的なシカ管理対策モデル事業

①により基盤構築がなされた国立公園等において、大型仕切り柵を併用した巻狩りや自動落下式ゲートを備えた囲いワナによる捕獲など先進的な捕獲手法を駆使した本格的なシカの駆除を行い、生態系被害の軽減を図る。

3. 施策の効果

鳥インフルエンザ等の感染症に係る危機管理対応の飛躍的な充実が図られるとともに、シカやイノシシ等の食害対策や捕獲の担い手確保、都道府県が主体となった捕獲の推進、国立公園内外のシカ対策の促進等の総合的实施を通じて、人と野生動物の関係が大きく改善され、適切な鳥獣保護管理と地域の活力の回復が図られる。

また、希少鳥獣であるナベヅル・マナヅルやゼニガタアザラシの保護管理が図られる。

- ニホンジカやイノシシ等による生態系、農林水産業、生活環境に係る被害が拡大・深刻化
 - ニホンジカの推定個体数は、約20年間でニホンジカが約9倍に増加
 - 現状の捕獲率では、2025年には約500万頭まで増加(2011年の約2倍)
- 狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少
 - 40年間で4割以下に減少し、6割以上が60歳以上に

○国立公園等における生態系への影響の深刻化

○鳥インフルエンザ等の感染症発生時の対応

捕獲等の担い手育成 と 鳥獣の捕獲等の一層の促進 が必要

改正鳥獣法(平成26年5月公布)に基づく積極的な管理、総合的な取組の抜本的強化

鳥獣保護管理強化事業 ※赤字・下線は法改正に伴い必要となる新たな施策

- 担い手育成**
- 狩猟免許取得促進
 - 専門家等の活用促進
 - 都道府県等職員の知見・技術向上
 - 認定事業者制度の普及、事業者の知見・技術向上

- 実態調査・検討**
- 特定鳥獣の実態調査
 - 広域的保護管理の体制づくり
 - 基本指針の改定に向けた点検・調査
 - 希少鳥獣の保護・管理の推進

- 捕獲事業の推進**
- 指定管理鳥獣の調査・指定検討
 - 捕獲技術の開発・普及
 - 捕獲情報収集システムの開発
 - 捕獲個体の有効活用等の推進

国立公園等シカ管理対策事業

- 国立公園等におけるシカ管理体制の構築
シカ管理対策モデル事業の実施

鳥獣感染症発生時対策事業

- 野生鳥獣に鳥インフルエンザ等の感染症が発生した際の調査・対策の適切な実施

(新) 地域における対策・活用推進のための要注意鳥獣等（クマ等）

監視業務

30百万円（0百万円）

自然環境局生物多様性センター

1. 事業の必要性・概要

里地地域で甚大化する野生鳥獣被害を抑制して、生活環境や安全を確保するとともに、生態系や自然資源、農林水産資源を保全することは、「骨太の方針」に示されている地域の活力維持及び個性を活かした地域活性化を実現するために必要不可欠である。

鳥獣保護法改正を受け、別途捕獲等事業を実施する指定管理鳥獣等（シカ、イノシシを予定）に準じて、農産物や生活環境、人身や財産、そして生態系への著しい被害を生じさせる可能性が高いために新たに監視が必要な、いわば「要注意鳥獣」（クマ等）については、分布・生息動向の監視が重要である。

また、全国と各地域それぞれの鳥獣対策を速やかに展開するため、鳥獣対策に最も基礎的な情報である野生鳥獣の分布・生息情報を幅広く収集する必要があることから、その組織体制を地域において構築するとともに、全国的な観点からもネットワークを構築する。

2. 事業計画（業務内容）

（1）要注意鳥獣等の生息分布状況等監視業務

地域の生存基盤等に被害をもたらす要注意な、特に鳥獣管理が必要な鳥獣について生息状況調査と生息ポテンシャル解析を行い、今後の分布を予測し、鳥獣対策の予防的視点も含めた抜本的強化と地域における有効活用のための情報提供を行う。

（2）ボランティアによる鳥獣監視ネットワークを活用した野生鳥獣生息概況把握業務

地域における鳥獣の状況を把握し、各種の被害につながる新たな異常を早期に観測するべく、住民、各種団体や専門家による監視組織を全国各地域において構築し、全国ネットワークにより野生鳥獣の分布の概況を全国的に把握する。

3. 施策の効果

本事業により、改正鳥獣法に基づく鳥獣保護管理の抜本的強化と地域の鳥獣被害対策及び資源管理に貢献し、里地・奥山地域の生活の安全安心、ひいては「骨太の方針」に掲げられた地域の活力維持、個性を活かした地域戦略の推進につながる。

地域における対策・活用推進のための要注意鳥獣等(クマ等)監視業務

平成27年度予算(案)額 30百万円(0百万円)

支出予定先:民間団体等

過疎化、高齢化が進む
里地地域

野生鳥獣による
農林水産被害・
生態系被害の甚
大化



鳥獣法改正

指定管理鳥獣捕獲等事業等
(シカ、イノシシ)
※別途実施

要注意鳥獣等(クマ等)監視業務

ボランティアによる鳥獣監視ネットワークを活用した野生鳥獣生息概況把握
10,071(0)

要注意鳥獣の監視の前段として、それぞれの地域において住民、各種団体や専門家による監視ネットワークを全国各地で構築するとともに、野生鳥獣の分布、個体数変動の概況を全国的に把握

要注意鳥獣の生息分布状況監視
19,929(0)

著しい被害に近い将来懸念される等、新たに監視が必要ないわば「**要注意**」な鳥獣等について、早急に生息状況調査を実施し、生息ポテンシャルを解析し、情報提供

『骨太の方針』

地域活力の維持

個性を活かした地域活性化

里地地域の安全安心な生活

自然公園等事業費（公共）（（新）自然環境整備交付金（国立公園における公園利用施設の国際化・老朽化対策）を含む）

8,788百万円（8,458百万円）

自然環境局総務課、国立公園課、自然環境整備担当参事官室

1. 事業の必要性・概要

自然と共生する地域づくりを推進するため、直轄事業により、国立公園の重要な公園事業、国指定鳥獣保護区の保全事業、及び国民公園等の整備について着実に実施する。また、自然環境整備交付金により、地方公共団体が行う国立公園及び国定公園等の整備を支援する。

2. 事業計画（業務内容）

（1）国立公園等の直轄事業

①地域自然資源活用重点整備運営事業（国立公園バリューアップ事業）

国立公園の保護及び利用上重要な一定のまとまりある地域を対象として、重点的な施設の整備、及び整備と連携した運営管理を実施。

②自然再生事業

湿原・干潟・藻場・自然性の高い森林などの失われた自然環境の再生・修復を重点的に実施（国指定鳥獣保護区の保全事業を含む）。

③集団施設地区等景観再生事業

国立公園の集団施設地区等において、国有地内の廃墟の撤去、老朽化施設の再整備により、景観の再生を図るための施設の整備を実施。

④人と自然が共生する国立公園重点整備事業

観光道路やロープウェイ等を利用し、多くの利用者が訪れる地区において適正かつ質の高い利用を推進するための施設の整備を重点的に実施。

⑤生態系維持回復事業

シカの食害や外来種による駆逐等によって生態系への深刻な影響が生じるおそれのある国立公園において生態系の維持・回復のための整備を実施。

（2）国民公園等の直轄整備

皇居外苑、北の丸公園、新宿御苑、京都御苑及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑に係る施設の整備を実施。

（3）国立公園の交付金事業【新規】

（交付率：総事業費の2分の1、事業主体：都道府県及び市町村）

国立公園において地方自治体が行う公園利用施設の国際化対応及び老朽化対策のための施設整備（案内標識・情報提供施設等の多言語表記化、公衆トイレの洋式化、歩道の再整備等）について支援を実施。

(4) 国定公園等の交付金事業

(交付率：総事業費の100分の45、事業主体：都道府県及び市町村)

地方公共団体が行う国定公園等における公園利用施設等の整備について支援を実施。

3. 施策の効果

国立・国定公園等における自然環境の保全・再生及び国民の安全・安心な自然とのふれあいの場の整備を推進する。また、訪日外国人の受入環境を整備するとともに、公園利用者に安全で快適な利用環境を提供し、観光の促進と地方の活性化を図る。

< 国立公園等の直轄事業 >

支出予定先:民間団体等

自然再生事業



自然生態系が消失・変容した箇所
の自然環境の再生・修復を実施

地域自然資源活用重点整備運営事業 (国立公園バリューアップ事業)



活動施設の活用

環境促進・地域の活性化に資する施設整備及び整備と連携した管理運営を実施



利用施設の整備

生態系維持回復事業



シカの食害や外来種による生態系への影響に対し、生態系の維持・回復のための施設整備を実施

人と自然が共生する国立公園重点整備事業



適正かつ質の高い利用を促進



山岳地等における生態系保全

多くの利用者が訪れる地区及びフィールドにおいて、利用者による自然生態系への影響を軽減し、質の高い利用施設の整備を実施

集団施設地区等景観再生事業



国有地内の廃屋



国有地の廃屋撤去

観光客が集まる地域にふさわしくするため、老朽化施設の再整備や国有地内における廃墟の撤去など景観再生を実施

(新) 自然環境整備交付金(国立公園における公園利用施設の国際化・老朽化対策)

平成27年度予算(案)額 8,788百万円のうち 600百万円(0百万円)

国立公園には、その優れた自然景観に触れ、やすらぎ、感動や楽しみを得るために、年間約3億人以上の利用者が訪問している。また、「山の日」が制定されたことで自然環境への関心がますます高くなっており、国立公園等自然景観地の適正な利用を図っていくことが強く求められている。

政府方針として、『骨太の方針2014(平成26年6月24日閣議決定)』に『2020年に向け、訪日外国人旅行者2,000万人の高みを目指す』と掲げられ、『観光立国の実現に向けたアクション・プログラム2014』に世界に通用する魅力ある観光地域づくりの一環として、『国立公園等において利用施設の高質化等を実施』と掲げられている。

- 大勢の訪日外国人をはじめとする自然・景勝地を楽しみたいという観光者のニーズに対応
- 日本を代表する自然景観地である国立公園の自然資源を活用

自然環境整備交付金(国立公園における公園利用施設の国際化・老朽化対策)
(支出予定先: 都道府県)

国立公園において、地方自治体が整備した公園利用施設の国際化対応(標識・情報提供施設の多言語化、公衆トイレの洋式化等)・老朽化対策(荒廃・破損した歩道の再整備等)のための整備について、その事業費の1/2を上限として支援

国立公園の利用施設について、国際化対応・老朽化対策のための整備を集中的に推進し、自然・景勝地観光を求める訪日外国人をはじめとする大勢の観光者の利用環境(利便性・安全性)を向上させ、地方への誘客に寄与し、観光の促進と地方の活性化を図る

(新) 自然環境整備交付金

(国立公園における公園利用施設の国際化・老朽化対策)

国立公園内の地方自治体が所有する国際化対応・老朽化対策が必要な利用施設
(ビジターセンター、標識、公衆トイレ等)



2020年を目指して、国立公園における訪日外国人をはじめとする多くの観光者の安全・快適な利用環境を整備するため、**国が率先的に取り組みつつ、地方自治体からの高い整備要望に対応する必要がある。**

【集中的な施設整備】

国立公園内の地方自治体が所有する公園利用施設について、国際化対応や老朽化対策のための整備に対して支援し、国が実施する直轄整備と平行し、集中的に推進

- 標識・情報提供施設の多言語表記化、公衆トイレの洋式化
- 老朽化した落下防止柵、荒廃している利用の多い歩道等の再整備など

【対象となる事業事例】

事業実施イメージ

【公衆トイレの洋式化】



(休憩所の多言語表記化)



(誘導標の多言語表記)



(老朽化した落下防止柵の再整備)



(利用が多い荒廃歩道の再整備)

自然環境整備交付金

平成27年度予算(案)額 8,788百万円のうち 785百万円(785百万円)

○趣旨

地方公共団体が行う国定公園の整備、長距離自然歩道の整備などを支援し、地域の特性を生かした自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生を行う。

○制度概要

- ◆ 交付先: 都道府県
- ◆ 交付対象事業: 国定公園整備、国指定鳥獣保護区における自然再生事業(既着手事業のみ)及び長距離自然歩道整備に係る施設を対象
(歩道、園地、休憩所、野営場、駐車場、公衆便所、博物展示施設、植生復元施設、自然再生施設 等)
- ◆ 事業主体: 都道府県及び市町村
- ◆ 交付限度額: 総事業費の100分の45



栗駒国定公園

(須川温泉駒ノ湯千道路(歩道))



長距離自然歩道(東海自然歩道)

<交付金の流れ>



自然環境局自然環境整備担当参事官室、国立公園課

1. 事業の必要性・概要

国立公園の山岳地の利用においては、火山噴火や暴風雨・落雷・積雪等の気象現象等を起因とする自然災害に遭遇するおそれがあるため、既存施設に係る改修・整備等を行い国立公園利用者の安全確保を推進する。

2. 事業計画（業務内容）

国立公園の山岳地における自然災害に対し、公園利用者の安全性を向上させるため、環境省直轄の既存施設において、老朽化した施設の改修や補強及び情報提供施設等の整備を緊急的に実施する。

3. 施策の効果

既存施設の改修や補強及び情報提供施設等の整備を行うことにより、自然災害時の公園利用者の安全性を向上させる。

山岳安全対策等緊急整備事業

平成26年度補正予算額
200百万円

国立公園の自然風景は、火山によって形成されている地域が多い。
火山そのものが、自然風景地のひとつであり、利用者の興味対象ともなっている。

日本は多くの火山を
有している

全国の火山数 110 火山
国立公園内の火山数 62 火山

火山防災協議会の設置数

全国の設置数 34協議会
国立公園内の設置数 30協議会

火山ガスによる
利用規制

阿蘇山、立山室堂 等

山岳地域における
火山以外の災害

暴風雨、落雷、積雪等の
気象現象を起因とする災害

被害をもたらす噴火が起こった国立公園内の主な火山
有珠山、雲仙普賢岳、三宅島雄山、阿蘇山、桜島 等

**国立公園の山岳地域は火山噴火等の
自然災害に遭遇する可能性が高い**

自然災害の発生のおそれが高い地域の環境省所管地において、
公園利用者の安全確保にかかる施設を緊急に整備する必要がある

既存施設の改修や補強、情報提供等の整備を実施する

事業スキーム

国による直轄整備 ※整備工事については民間団体等に請負

日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費

617百万円（661百万円）

自然環境局総務課自然ふれあい推進室、自然環境計画課、国立公園課

1. 事業の必要性・概要

日本には、亜熱帯から亜寒帯、原始的な自然から里地里山や里海まで、多種多様な自然環境が存在する。その優れた自然の風景や生物多様性、自然に根ざした地域の文化は、観光資源として極めて高い価値を有しており、国内はもとより訪日外国人の関心も高い。

こうした自然環境のうち特に重要な地域は、国内では国立公園や世界遺産として保全管理されているが、こうした地域についても観光資源としてのポテンシャルを、更に引き出し、これを地域づくりに活用できる余地が大きいと考えられる。

そこで、オリンピック・パラリンピック開催を契機に、日本の自然の魅力を質の高い保護管理によって維持しこれを効果的に国内外に向けて発信するとともに、より深く自然を体験するために必要なプログラム等を実施することにより、外国人を含む多くの利用者を誘致し、地域の活性化を図るものである。

2. 事業計画（業務内容）

（1）国立公園における戦略的な情報発信推進事業

外国人旅行者の受け皿となるよう、国立公園のブランド化を推進する戦略的事業の実施や情報発信モデル事業を行い、利用者ニーズに応えた情報発信機能の強化を図る。

（2）日本の国立公園・世界自然遺産保護管理強化事業

国立公園・世界自然遺産地域の科学的な保全管理体制を構築するとともに、新たな世界自然遺産（奄美・琉球）の登録を目指す。

（3）国立公園等地域活性化促進連携事業

エコツーリズムやジオパーク等を活用し、地域の活性化を図るとともに地域の協働や連携による管理体制の強化等を支援する。

3. 施策の効果

国立公園、世界遺産の自然資源を保全し、これを活かした地域づくりに寄与し、地方経済の活性化や地方の雇用機会を創出。

多言語化を含む戦略的な情報発信により、国立公園や世界遺産のブランドを活かした国内外の観光客の増加。

日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費

平成27年度予算(案)額:617百万円(661百万円)
支出予定先:民間団体等

日本には世界の人々を魅了する豊かな自然が多数存在

国立公園等の**自然**や**自然に根ざした地域の文化**は、観光資源として極めて高い価値を有し、訪日外国人の関心も高い。



ポテンシャルの高い日本の自然を活かし、国内外から多くの観光客を呼び込み、地域を活性化。

目標

日本の自然の魅力の効果的な発信やより深く自然を体験するため必要なプログラム等を実施



我が国は、ポテンシャルの高い豊かな素晴らしい自然を多数有する



魅力をさらに引きだすプログラム等を実施

① 戦略的な情報発信

オリンピック・パラリンピック開催決定を機に、外国人旅行者の受け皿となるよう、国立公園の魅力を戦略的に発信。



② 質の高い保護管理

貴重な自然環境は、国の資産。国立公園、さらには世界遺産として、質の高い保護管理を実施。



③ 地域との連携とプログラムの強化

エコツーリズム、ジオパーク、ボランティア体制や協働型管理運営体制の導入により地域とともに利用推進。



利用者増↓地域の活性化！！

1. 事業の必要性・概要

平成25年の第183回国会では、改正種の保存法が可決され、その衆参両議院の附帯決議の中では、国内希少野生動植物種について、2020年までに新たに300種の指定を目指すことが位置づけられた。また、種の保存に関して、保全戦略を始め、総合的な施策を策定・実施することも求められており、新たに指定した種に関しても、それぞれの種の生態や生息状況等に応じて、保存のための様々な取り組みを実施することが必要である。

このため、平成26年4月に我が国に生息する絶滅危惧種の保全を全国的に推進することを目的とし、基本的な考え方と早急に取り組むべき施策の展開を示した「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」を策定したところ。

新たな指定種の保存の取組について、今後、新規指定種が大幅に増加するため、地元関係者や企業等の多様な主体と連携し、より効果的に保全を図る必要がある。

2. 事業計画（業務内容）

(1) 地域連携保全活動

国内希少野生動植物種に関して、地域関係者と連携、協働で保全活動を推進するための体制構築を目指し、人材育成のための研修、地域関係者との打ち合わせ等の開催、監視やモニタリング、生息環境改善等を実施する。

(2) 企業連携保全活動

絶滅危惧種の保存に企業等から継続的な支援を得るための体制を構築する。経済団体や絶滅危惧種の保存に取り組む関係団体等との意見交換、支援受け入れのためのメニュー作り等を実施する。

(3) 生息地等違法捕獲・採取監視

特に違法捕獲・採取等の危険性が高い種等について、違法捕獲・採取等の監視を実施する。

3. 施策の効果

多様な主体と連携し、効果的に国内希少野生動植物種の保全を推進することで、国内希少野生動植物種の絶滅が回避され、個体数の回復や生息環境の改善が図られる。

平成25年の第183回国会
種の保存法の改正法が可決

■衆参両議院の附帯決議で、当面2020年までに新たに300種の国内希少種の指定が求められた。

※今後、新規指定種は大幅に増加

地元関係者や企業等、多様な主体と連携し、より効果的に保存を図る必要

■平成26年4月
「絶滅のおそれのある種の保全戦略」

※「生物多様性国家戦略2012-2020」(平成24年9月閣議決定)に基づき策定

■事業内容:

①地域関係者との連携体制の構築

- ✓ 人材育成のための研修
- ✓ 地域での打ち合わせ
- ✓ 監視やモニタリング・生息環境改善等

※3地域で先行的に実施

②企業等との連携体制の構築

- ✓ ヒアリング・意見交換
- ✓ 支援受け入れのためのメニュー作り

③違法捕獲・採取等の監視

- ✓ 特に危険性が高い種について実施



絶滅のおそれのある野生動植物の種の保全の一層の推進

1. 事業の必要性・概要

【小笠原諸島外来生物対策】

小笠原諸島は、世界的にも類を見ない貴重な生態系が評価されて、平成23年6月に世界自然遺産に登録された。

平成25年春に、兄島の一部で特定外来生物のグリーンアノールが初めて確認されて以降、生息確認エリアにおいて根絶に向けた集中捕獲を実施してきたが、平成26年度に、新たなエリアに生息が確認された。そこで、集中的捕獲を新たな生息エリア及びその周辺まで拡大し、グリーンアノールの根絶に向けた取り組みを強化するなど、外来生物対策を推進するものである。

【対馬ツマアカスズメバチ対策】

平成24年10月、長崎県対馬市において、我が国で初めてツマアカスズメバチの侵入が確認された。本種はこれまで世界各地に侵入し、生態系、養蜂業への影響、人体への被害を発生させている。それらを防止するため、年度内に特定外来生物の指定を進めている。

そこで、巣の探索・撤去等の緊急対策を強化し、繁殖抑制のために女王バチを捕獲し、分布拡大を抑制するものである。併せて生態系影響の把握及び本種の監視体制を構築し、効果的・効率的な防除を推進する。

2. 事業計画（業務内容）

【小笠原諸島外来生物対策】

小笠原諸島兄島本来の生態系を維持保全するために、特定外来生物グリーンアノールの緊急防除（捕獲）を行う。併せて、父島において、外来生物対策等のための拠点整備を行う。

【対馬ツマアカスズメバチ対策】

ツマアカスズメバチの分布拡大を抑制するために、巣の撤去や新女王バチの捕獲などの緊急対策、生態系影響調査等を行う。

3. 施策の効果

【小笠原諸島外来生物対策】

遺産登録前後で観光客の来島者数は1.7倍に増加するなど、世界自然遺産を保全することによる島内に与える経済効果は大きい。

【対馬ツマアカスズメバチ対策】

侵入初期に本種の分布拡大を抑制し、対馬における生態系等への影響を低減するとともに、九州本土等への侵入・拡散を効果的・効率的に防ぐことができる。

自然地域における外来生物緊急対策等事業

平成26年度補正予算額
1,309百万円

小笠原諸島外来生物対策

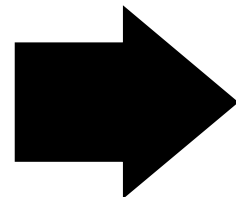


グリーンアノール
(オガサワラゼミを捕食中)

捕食



左:オガサワラアオイトトンボ(父島で絶滅)
右:オガサワラハンミョウ(兄島にのみ生息)



固有トンボ類などの昆虫類を捕食し、地域絶滅等の甚大な被害や、花粉媒介昆虫の減少による植物にも影響をもたらし、**世界自然遺産としての顕著で普遍的な価値を著しく損なうおそれがあるため、早急に対策をとる必要がある。**

緊急対策事業

- ◆ 生息実態・分布実態の把握
- ◆ 粘着トラップによる数の低減
- ◆ 個体群の拡散防止
- ◆ 再侵入の防止
- ◆ 拠点整備



捕獲トラップの設置

⇒ 兄島
での根絶
を目指す

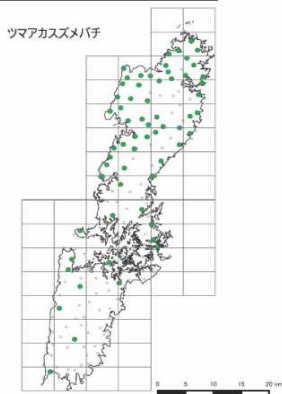
対馬ツマアカスズメバチ対策

- 2003年に韓国釜山で侵入確認
- 2012年に我が国で初めて対馬で確認

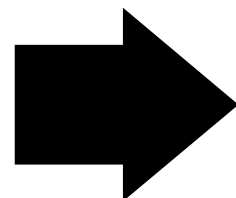
ツマアカスズメバチ



H26.10の分布状況
(緑のポイントで確認)



これまで世界各地に侵入し、生態系、養蜂業への影響、人体への被害を発生させており、本土への上陸が懸念されている。**本土に上陸し分布を広げた場合、対策に膨大な費用と時間を要するため、侵入初期である対馬での駆除が必要。**



緊急対策事業

- ◆ 実態把握:生態系影響調査
- ◆ 被害防止:巣の探索・撤去
- ◆ 繁殖抑制:新女王バチの捕獲



新女王バチの捕獲

巣の撤去

⇒ 本土への侵入を阻止

【事業スキーム】

国

請負

民間団体等

自然環境局野生生物課外来生物対策室

1. 事業の必要性・概要

平成22年10月の生物多様性条約第10回締約国会議では、2020年までに侵略的外来種とその定着経路を特定すること等を掲げた愛知目標が採択された。さらに平成24年9月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012-2020」では、愛知目標を達成するための主要行動目標として対策の強化による侵略的外来種の根絶等が掲げられた。

一方、平成26年6月に施行された改正外来生物法において、交雑種が特定外来生物の指定対象として新たに位置づけられ、また、改正法案の国会審議において交雑種を含む特定外来生物の積極的防除を政府に求める付帯決議が衆参両院でなされた。

これらの動向を踏まえて、優先度の高い侵略的外来種の防除を効果的・効率的に推進する。

2. 事業計画（業務内容）

（1）特定外来生物防除直轄事業

生物多様性の保全上重点な地域において防除事業を実施する。

- ① 世界自然遺産の候補地である奄美大島及び沖縄島やんばる地域において、希少野生動物等を捕食するマングースの完全排除を目指し、集中的なワナの配置、低生息密度下でのより効率的な防除手法の導入等を行い、効果的な防除を実施する。
- ② ラムサール条約湿地など環境省が管理する重要湿地において、オオクチバス等の防除を実施する。

（2）侵入初期外来生物・交雑種緊急防除事業

オオバナミズキンバイ、ツマアカスズメバチ、アカゲザルとニホンザルの交雑種等、侵入初期の外来生物について、分布を拡大する前に緊急的に防除を行い、根絶や封じ込めを行う。

（3）広域分布外来生物対策強化促進事業

広域に定着し分布を急速に拡大しているアライグマ、ヌートリア等について、分布情報の収集・共有などにより地方公共団体との連携を強化し、効果的、効率的な防除を促進する。

3. 施策の効果

外来生物による日本の生態系等に係る被害を防止・低減し、我が国の生物多様性の保全を図る。特にマングースの防除を重点的に実施しているやんばる地域・奄美大島では世界自然遺産の候補地となっており、防除を強力に進める必要がある。

対策が遅れると外来生物の増加により被害が拡大し、対策に係る経費が増大するため、早期に防除を行う必要がある。

特定外来生物防除等推進事業

平成27年度予算(案)額: 451百万円(432百万円)
支出予定先: 民間団体等

わが国の生物多様性に重大な影響を及ぼす外来生物の防除を効果的に推進

1. 特定外来生物防除直轄事業

- 世界自然遺産候補地等、わが国の生物多様性保全上重要な地域における防除
 - ・マングース防除(奄美大島・沖縄本島やんばる地域)
 - ・オオクチバス防除(ラムサール条約湿地)



2. 侵入初期外来生物・交雑種緊急防除事業

- 急速に分布が拡大している外来生物の防除を強力に推進
- 最も費用対効果の高い侵入初期における緊急防除
 - ・オオバナミズキンバイ、ツマアカスズメバチ、ヒアリ 等
 - ・アカゲザルとニホンザルの交雑種 等



3. 広域分布外来生物対策強化促進事業

- 広域に拡大しつつある外来生物の対する情報収集及び共有など、地方公共団体との連携強化
 - ・アライグマ、ヌートリア防除



自然環境局野生生物課外来生物対策室

1. 事業の必要性・概要

平成 26 年 6 月に改正外来生物法が施行され、新たに、交雑種の規制、輸入品等の検査及び消毒の命令等が行えることとなった。改正外来生物法の適正な執行を確保するとともに、生物多様性条約第 10 回締約国会議で決議された愛知目標（※）の達成に向け、以下の事業を実施する。

（※）愛知目標 個別目標 9：2020 年までに侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される。また、侵略的外来種の導入又は定着を防止するために定着経路を管理するための対策が講じられる。

2. 事業計画（業務内容）

（1）特定外来生物等の選定及び調査

①平成 26 年度中に作成する外来種被害防止行動計画（仮称）及び侵略的外来種リスト（仮称）を踏まえ、交雑種も含め、対策の優先度の高い外来生物を特定外来生物に追加指定するため、情報収集を行い、専門家会合等を開催。

②特に警戒すべき特定外来生物の分布状況についてモニタリング調査を実施。

（2）愛知目標達成のための外来種対策強化に係る調査・検討

①改正外来生物法に基づく輸入品等の検査・消毒命令の効果的な実施に向け、非意図的導入のおそれが高い貨物の品目、それらの輸入経路や輸出国における管理状況等を把握し、より効果的な検査の体制・方法や消毒基準についての検討を行う。

②ミシシippアカミミガメ等大量に飼育されている外来生物について、大量放逐等の弊害が起こらない規制のあり方について検討を行う。

（3）改正海洋汚染防止法の施行に係る調査・検討

平成 26 年 6 月に船舶バラスト水規制管理条約を担保するため海洋汚染防止法が改正された。同法の施行に向け、バラスト水排出規制の適用除外の前提となる締約国間のリスクアセスメントを適切に行うための調査・検討を行う。

3. 施策の効果

改正外来生物法による新たな制度を効果的に運用し、特定外来生物の適切な飼養等の規制や防除の推進に資するとともに、国内への特定外来生物等の導入の効果的・効率的な防止に資する。さらに、これらにより愛知目標が掲げる「優先度の高い種の制御、根絶」「侵略的外来種の特定」「防除の優先順位付け」「定着経路の管理」についての取組が強化されることで、目標の達成に資する。

外来生物対策管理事業費

平成27年度予算(案)額: 42百万円(30百万円) 支出先予定: 民間団体等

外来生物対策をめぐる動向

- 外来種被害防止行動計画(H26年中に策定)
 - ・国、地方自治体など各主体の役割
 - ・対策の優先度の考え方 等
- 侵略的外来種リスト(H26年度中に策定)
 - ・侵略的外来種の特定

- 外来生物法の改正(H25.6公布、H26.6施行)
 - ・交雑種の規制
 - ・輸入品等の検査、特定外来生物が付着している輸入品等の消毒命令 等
- 海洋汚染防止法の改正(H26.6公布、条約発効時施行)
 - ・バラスト水排出の規制、適切なリスクアセスメント

優先度を踏まえた
特定外来生物の指定と
計画的な対策の実施

- 対策の優先度の高い外来生物の追加指定
- アカミミガメ等大量飼育されている外来生物の総合的対策の検討
- 法改正に伴う交雑種の指定



水際対策の強化などによる
改正外来生物法の
効果的な運用等

- 非意図的に導入される特定外来生物の導入経路の特定・管理の強化
- 効果的な検査体制・方法の検討
- 消毒基準の検証
- 港湾地域等のモニタリング



我が国の生物多様性保全
愛知目標の達成

バラスト水規制に関するリスク
アセスメントの適切な実施

1. 事業の必要性・概要

環境省生物多様性センターでは植生図整備事業を平成11年に開始し、平成25年度末現在国土の68%の整備が完了している。植生図は地域の生物多様性の把握のため、最も基本的で、必要不可欠な基礎図面である。

全国の生物多様性を整理するための必要性、各種の自然環境調査や環境アセスメントの基礎的な図面として活用される基幹的な地理空間情報であることから、早期の植生図の全国整備が求められている。（なお、作成された植生図は地理空間情報（GISデータ）として、WEB公開している。）

2. 事業計画（業務内容）

現状では植生図の全国整備が完了するまでに十数年かかるため、集中的に事業を実施し、早期完了を図る。

3. 施策の効果

早期に全国の植生図整備を完了させることにより全国の生物多様性を表した基盤的地図が完成することになるが、植生はもちろんのこと動物の生息環境や人為の関与の有無が明らかになることから、環境基本計画策定、生物多様性地域戦略策定、国立公園の計画・管理、生態系保全上重要な里地里山の保全、鳥獣被害対策等に寄与する。

また、地理空間情報（GISデータ）として、WEB公開することにより、地方自治体や各種の事業者等が行う各種の自然環境調査や環境アセスメント等の迅速化に寄与する。再生可能エネルギーの導入のための立地検討にも活用されることから、「自立・分散型」低炭素エネルギー社会の構築にも寄与する。

植生図とは:

支出予定先: 民間団体等

地域の生物多様性の把握のため、最も基本的で、必要不可欠な基礎図面

平成11年度
整備開始



平成25年度末
68%整備完了



早期の
全国整備

早期整備の効果:

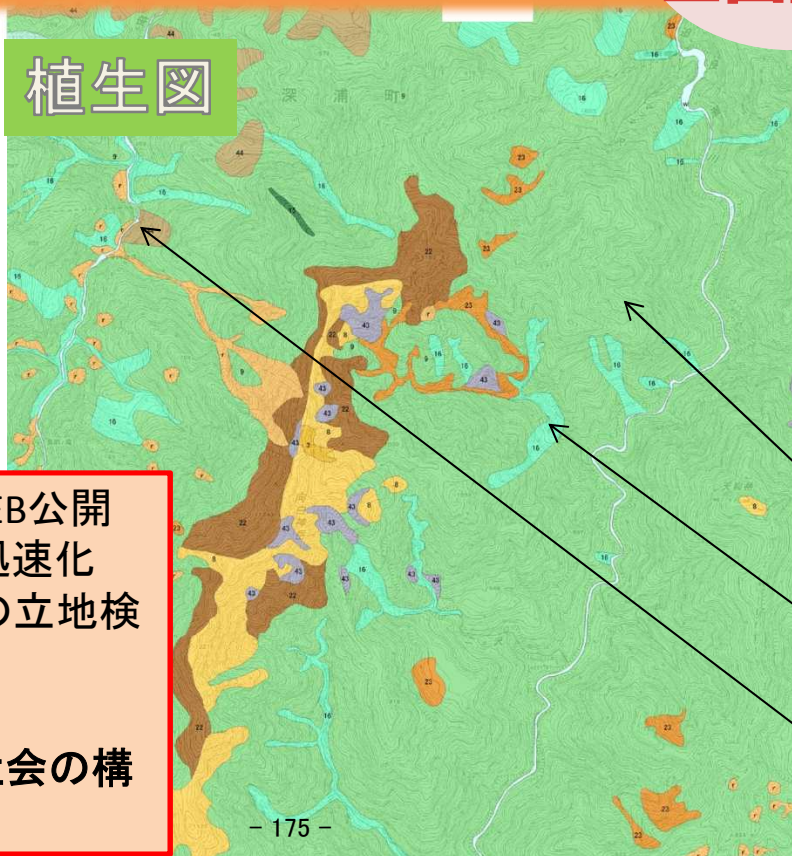
- ・環境基本計画策定
- ・生物多様性地域戦略策定
- ・国立公園の計画・管理
- ・生態系保全上重要な里地里山の保全
- ・鳥獣被害対策等に寄与

- ・地理空間情報(GISデータ)としてWEB公開
- 自然環境調査、環境アセスメント迅速化
- 再生可能エネルギー導入のための立地検討に活用



「自立・分散型」低炭素エネルギー社会の構築に寄与

植生図



植生図:
地表を被覆する植物群落を地図上に表したもの

ブナ林

サウグルミ林

植林

漂流・漂着・海底ごみに係る削減方策総合検討事業費

438百万円（84百万円）

【26年度補正】

2,500百万円

水・大気環境局水環境課海洋環境室

1. 事業の必要性・概要

近年、外国由来のものを含む漂着ごみによる、海岸機能の低下、環境・景観の悪化、船舶航行の妨げや漁業の被害などが懸念されていることから、平成21年7月に、海岸漂着物対策を強化するため、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」が成立し、国、地方公共団体等各主体により海岸漂着物対策の取組が進められている。

本法律を適切に施行するため、また、漂流・海底ごみについても国会の附帯決議を踏まえ、漂流・漂着・海底ごみの状況把握、普及啓発、回収・処理事業への都道府県等に対する財政的支援を実施し、総合的に施策を推進する。

2. 事業計画（業務内容）

(1) 漂着ごみ対策総合検討事業

漂着ごみ対策の総合的、効果的な推進を図るため、全国の漂着ごみ状況把握調査、原因究明・発生抑制対策、生態系への影響把握調査を行う。

(2) 漂流・海底ごみ対策総合検討事業

大学、地方公共団体、漁業関係機関や港湾部局等と連携し、我が国周辺の沖合海域、沿岸海域における漂流・海底ごみの状況把握調査を行うとともに、日中韓三カ国の連携・協力を推進する。

(3) 海岸漂着物等地域対策推進事業

地方公共団体を実施する海岸漂着物等及び漂流・海底ごみの回収・処理事業等に対し、補助金を交付する。対象事業は、以下のとおり

- ・地域計画策定・改定に係る事業（補助率1/2）
- ・海岸漂着物等及び漂流・海底ごみの回収・処理に係る事業（※）
- ・発生抑制対策に係る事業（※）。

（※）の補助率は9.5/10～8/10（地域の状況に応じて）

ただし、平成28年度予算以降の回収・処理事業、発生抑制対策事業の補助率については、9/10～7/10（地域の状況に応じて）

3. 施策の効果

漂流・漂着・海底ごみの発生状況・原因に関する調査、効率的な処理に係る調査研究の推進、国際的連携の推進、地方公共団体に対する財政的支援を通して、漂流・漂着・海底ごみの削減を図り、もって海洋環境の保全に資する。

漂流・漂着・海底ごみに係る削減方策総合検討事業費

平成27年度予算(案)額 438百万円(84百万円)

平成26年度補正予算額 2,500百万円

○海岸漂着物処理推進法

第二十二條 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の発生の抑制を図るため必要な施策を効果的に推進するため、定期的に、海岸漂着物等の発生の状況及び原因に関する調査を行うよう努めなければならない

○海岸漂着物処理推進法附帯決議

海に囲まれた我が国にとって良好な海洋環境の保全が豊かで潤いのある国民生活に不可欠であることから、(政府は)海岸漂着物等に加えて、漂流ごみ及び海底堆積ごみの回収及びその適正な処理についても積極的に取り組むこと。

○TEM16共同コミュニケ

(日中韓)三大臣は、各国周辺海域の海洋ゴミの状況や性状を理解するための会合開催や活動を促進し、NOWPAPの枠組みの下でデータベースの構築に協力することに合意した。

○海岸漂着物処理推進法

第二十九條 政府は、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない。

(1) 漂着ごみ対策総合検討事業

① 漂着ごみ状況把握事業

- ・漂着ごみのモニタリング
- ・全国的・経年的な漂着状況の把握
- ・自治体によるモニタリング事業の整理

② 漂着ごみ原因究明・発生抑制対策事業

- ・主要ごみの発生実態調査
(国内及び海外)
- ・効果的な発生源対策の検討
(広域連携による対策の検討)

③ 漂着ごみ等生態系影響把握事業

- ・日本沿岸における状況調査

(2) 漂流・海底ごみ対策総合検討事業

① 沿岸・沖合域におけるごみの全国的・経年的な状況把握

② 日中韓三国間における情報共有

(3) 海岸漂着物等地域対策推進事業

地方公共団体が実施する海岸漂着物対策に補助金を交付し、支援。

地域計画策定事業(都道府県のみ)・・・補助率 1/2

回収・処理事業、発生抑制対策事業・・・補助率 9.5/10～8/10(地域の状況に応じて)

※平成28年度予算以降の回収・処理事業、発生抑制対策事業の補助率については、9/10～7/10(地域の状況に応じて)

効果的な漂着ごみ対策に関する施策の立案

実効的な発生抑制対策の実施

生態系影響の実態を踏まえた適切な対策の検討

海域のごみの実態を踏まえた適切な対策の検討

海洋ごみに係る三国間での関係・協力の推進

1. 事業の必要性・概要

里地里山は、原始的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、農地、溜池、草原などで構成される地域である。農薬は農地で行われる農業生産活動において使用される資材であるが、生物に活性を有するので、里地里山における自然循環機能や豊かな生物多様性の保全に支障が生じないように使用していくことが重要である。

また、生態系は様々な生物により構成されているが、生物種は地域の気象条件、地形により異なることから、生態系は地域ごとに異なったものとなっている。

このため、生物群集への農薬の影響を評価する手法の開発や、地域固有の生物多様性保全を考慮した農薬の種類を選択や使用方法の選択が出来るようナリスク管理を推進する必要がある。

2. 事業計画（業務内容）

- ・ 諸外国における段階的なリスク評価の仕組みを踏まえ、我が国における農薬の水域生態系への影響評価手法の高度化に向け、統計学的手法等を活用した毒性評価手法や環境中濃度の算定方法を開発する。
- ・ 地域固有の生物多様性保全に資する新たなリスク管理（使用農薬や方法の選択）手法を開発する。

等。

3. 施策の効果

農薬の環境リスク評価・管理の高度化に資するとともに、地域において生物多様性保全を考慮した農薬選択等が可能になることを通じて、地域固有の生物多様性や豊かな生物資源の保全、ひいては、里地里山における動植物を利用した地域作り、地域活性化に資するものである。

農薬環境影響対策費

平成27年度予算(案)額 50百万円(50百万円) 支出予定先 民間団体等

農薬は農地で行われる農業生産活動において使用される資材であるが、生物に活性を有するので、里地里山における自然循環機能や豊かな生物多様性の保全に支障が生じないように使用していくことが重要

農薬の水域生態系への影響評価手法の高度化に向けて

- ・統計学的手法を活用した毒性評価
- ・環境中濃度の算定手法を開発

農薬を使用する場面において

- ・地域固有の生物多様性保全に資する新たなリスク管理(農薬の種類や使用方法の選択が可能な)手法の開発

里地里山の自然循環機能や豊かな生物多様性の保全



地域固有の生物多様性や豊かな生物資源の活用による地域活性化

1. 事業の必要性・概要

家庭部門・業務部門における温室効果ガス排出量は、2012(平成24)年度には1990(平成2)年度比で6割も増加しており、抜本的な生活スタイル・価値観の転換が必要である。また、これまではモノ・エネルギーの大量消費こそが豊かな生活と考え、目指すべき社会像としていたが、昨今のコミュニティ崩壊・震災・技術革新等を契機として、豊かで持続可能なライフスタイル（新たな価値観）を求める動きがある。今後は、高効率機器等の先進技術導入のみならず、地域の生活様式・気候の特性や、高齢化等の社会構造変化に応じたライフスタイルが求められている。

本事業では、我が国が目指す新たな社会像として、地域に根付いた先人の知恵や伝統技術、絆等も活かし、エネルギーが無くても豊かに暮らせる新しい低炭素ライフスタイルを描き出す。従来の指標のようなエネルギー消費量の原単位のみでは、生活の豊かさを測る指標として不十分であるため、新しく低炭素ライフスタイルの尺度を示すNEB(Non-energy benefits) 指標の確立を目指すものである。

2. 事業計画（業務内容）

先人の知恵も生かした日本型の低炭素ライフスタイルとして、エネルギーを削減しつつも豊かな暮らしを提案するため、未来型ライフスタイルを一定期間試行・改善することにより、生活の豊かさと二酸化炭素削減効果を定量的に評価・実証する。

上記の結果も踏まえ、快適性、健康性、知的生産性等、環境以外の価値として生活の豊かさを定量的な評価（NEB 指標）を検証し、生活の質向上に関する定量的メリットをとりまとめ、受容性の高い低炭素な暮らし方を家庭向けに提案するための評価手法を構築する。また、これらの低炭素ライフスタイルの実現のための仕組みを検討するとともに、消費動向の調査等により課題点の克服を図る。

3. 施策の効果

- 生活の質を向上させ、真の豊かさを創出する低炭素ライフスタイルをデザインし提案する。
- 成果を普及するとともに、低炭素建築物の認定基準の見直し等に活用させ、制度づくりに貢献する。



背景・目的

- 温暖化対策を一層推進するためには、生活そのものを低炭素なライフスタイルへと転換していくことが重要である。
- 高効率機器等の先進技術の導入だけでなく、地域の生活様式・気候特性や高齢化等の社会構造の変化に応じた転換を検討することが必要。
- このため、地域に根付いた先人の知恵や伝統技術、絆等も活かした豊かな低炭素ライフスタイルを確立することが重要。
- この成果から、新たなライフスタイルを展開する効果尺度を検討し、地域に応じた真の豊かな生活に着目した指標（NEB:Non-energy benefits 以下「NEB指標」）の確立を目指す。

事業スキーム

委託対象：民間事業者、研究機関等
実施期間：平成26年度～平成28年度



多機能パッシブソーラーの建築物

期待される効果

- 生活の質を向上させ、真の豊かさを創出する低炭素ライフスタイルをデザイン・提案
- 成果を普及するとともに、低炭素建築物の認定基準の見直し等に活用させ、制度づくりに貢献

事業概要 低炭素ライフスタイル：二酸化炭素排出やエネルギー消費が少なく、豊かで健康的な暮らしを確立する

- 低炭素型ライフスタイルの実践による生活の豊かさと二酸化炭素削減効果を定量的に評価する。
- 住宅や建物における快適性、健康性、知的生産性等、生活の豊かさを検証し、設備や暮らし方の新しい評価手法（NEB指標等）を構築する。

例1：自然や地域性を利用したパッシブ手法等による効果

- ・ バイオマス活用等地域資源の利用
- ・ 緑化による放射環境の改善と自然共生
- ・ 地域特性に応じた空調のチューニング等

例2：住まい方の工夫等による効果

- ・ 個々のライフスタイルに合わせた設備の運用最適化
- ・ 生活空間のシェアによる生活の豊かさとCO2削減効果

例3：集合世帯における対策効果

- ・ 福祉施設における温暖化対策と生活の質（健康性）等の評価
- ・ 賃貸住宅の環境性能向上・入居者のCO2排出量評価

様々な場面のNEB指標の確立



戸建て	パブリックスペース	集合住宅
-----	-----------	------

住まい方・過ごし方の工夫による効果

例) 設備の運用最適化、パッシブ手法活用
の効果、ライフスタイルの転換による
効果

NEB指標の活用

◆ビジネス市場創出

- ・ 建築物評価
- ・ 住宅リフォーム
- ・ 街区開発・再開発

◆制度・施策に活用

- ・ 公共空間、公園緑地等の活用促進
- ・ 健康増進
- ・ 地域振興

- 我が国が目指すべき社会像（新・低炭素ライフスタイル）の確立、その進捗を測る指標を制度へ反映
- 家庭・住む人の思いを反映した低炭素ライフスタイルを提案
- 生活の豊さを示す指標の確立により、低炭素ライフスタイルの広がり・ビジネス市場創出

1. 事業の必要性・概要

家庭部門における温室効果ガス排出量は、2012(平成24)年度には1990(平成2)年度比で約6割も増加しており、環境・生命文明社会の実現のためには低炭素ライフスタイルを推進することが必要不可欠である。一方、各家庭での意識向上からCO₂削減行動へつなげるためには、ライフスタイルに応じた具体的・効果的なアドバイスが効果的であり、1家庭あたり約2割のCO₂排出削減効果が試行により示されている。

本事業では、さらなる低炭素ライフスタイルへの転換を促進するため、民間企業や地域主体のネットワークを活用し、家庭における着実な省エネを実行するための診断事業を行い、家庭部門からのCO₂削減を実現する。

2. 事業計画（業務内容）

（1）家庭向けエコ診断への補助事業

家庭で低炭素ライフスタイルを構築するため、各家庭に診断士を派遣し、家庭に応じた温室効果ガス排出削減行動を促すアドバイスを行う診断実施事業に対して補助を行う。

（2）診断事業体制整備

診断を実施する上での事業運営として、環境省の示す運営体制・診断方法等に関するガイドラインに従い、診断実施機関の管理・支援や診断ソフト、システムの管理・改善、診断実施事業の普及啓発促進、事業効果の分析、運用課題改善の検討を行う。

3. 施策の効果

- ・家庭における温室効果ガス削減の着実な促進とそれを支援する人材の育成により低炭素ライフスタイルのイノベーションを実現し、環境・生命文明社会の創出に資する。
- ・低炭素機器の市場拡大・家庭向けの省エネコンサルティングビジネスの普及を通じて持続可能な地域経済社会を実現する。



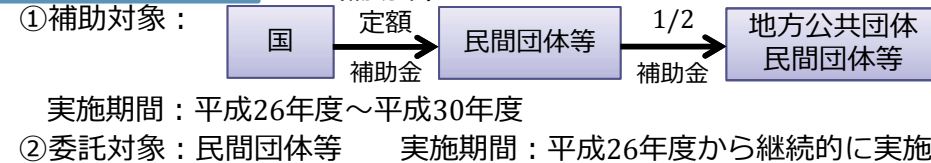
背景・目的

- 家庭からの温室効果ガス排出量は2012年度に1990年度比で約6割も増加している。
- 各家庭での意識向上をCO₂削減行動へつなげ、低炭素ライフスタイルへの転換を図るためには、ライフスタイルに応じた具体的・効果的なアドバイスが必要。
- 本事業では、家庭における着実な省エネを実行するための診断事業を行い、低炭素ライフスタイルへの転換を促進する。民間企業や地域主体のネットワークを活用し、各家庭において現状から20%以上のCO₂削減実現を目指す。

事業概要

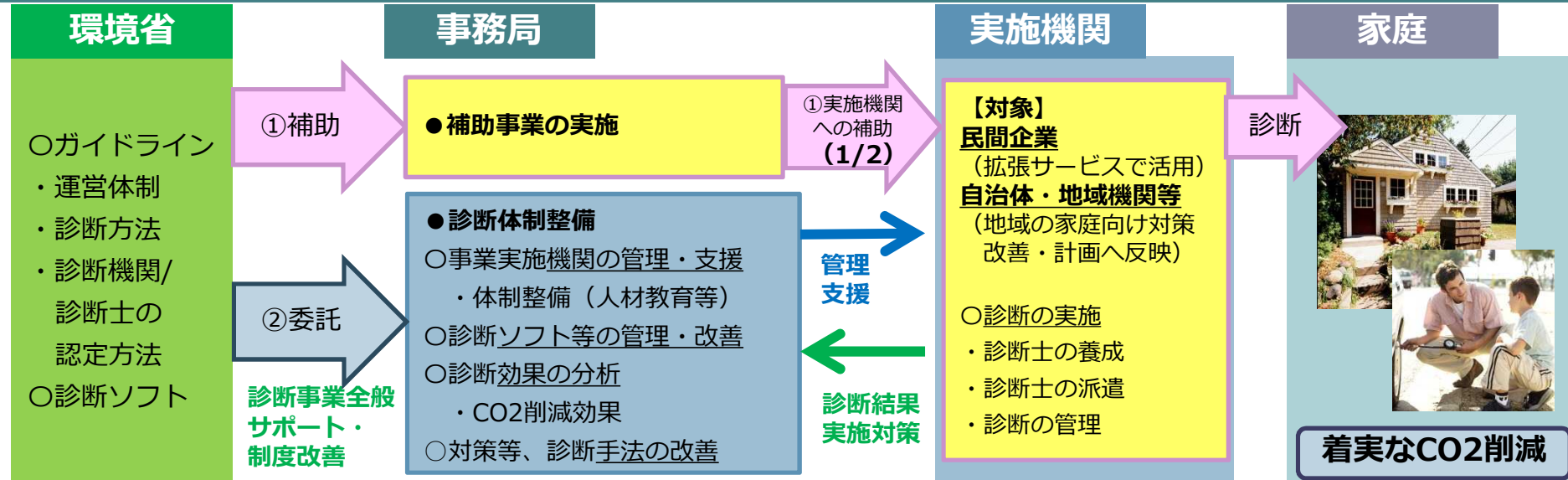
- ①各家庭に診断士を派遣し、家庭に応じた温室効果ガス排出削減行動を促すアドバイスをを行う診断実施事業に対して補助を行う。
- ②診断を実施する上での体制整備として、環境省の示すガイドラインに従い、診断実施機関の管理・支援や診断ソフトの管理・改善等を行う。

事業スキーム



期待される効果

- ・家庭における低炭素ライフスタイルのイノベーションを実現し、環境・生命文明社会の創出に資する。
- ・低炭素機器の市場拡大・家庭向けの省エネコンサルティングビジネスの普及を通じて持続可能な地域経済社会を実現する。



※診断ソフト・診断方法等のガイドラインは、平成25年度までに基盤整備
 ※個別の診断士については、別途資格試験において認定

「国連ESDの10年」後の環境教育推進費等

70百万円（37百万円）

総合環境政策局 環境教育推進室

1. 事業の必要性・概要

平成14年の国連総会において、平成17年から平成26年まで10年間で「国連持続可能な開発のための教育の10年」とすることが決議された。（以下、持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development）を「ESD」という。）

日本が提案して平成17年から開始された「国連ESDの10年」は、平成26年に最終年を迎え、我が国をはじめ世界各国における国連ESDの活動を振り返るとともに、平成27年以降のESDの推進方策について議論し、ESDの更なる発展を目指すものである。

平成26年日本開催の「ESDに関するユネスコ世界会議」を契機として、環境教育を始め関連する国内のESDの取組の推進方策を検討するため、外部有識者の参画も得て、北川前環境副大臣を座長に懇談会を設置、平成27年以降のESDの取組方針として、人材の育成、教材の作成、ネットワークの構築を柱とした報告書がまとめられ、ESDの国内定着に向けた取組を推進させる必要がある。

2. 事業計画（業務内容）

(1) 「国連ESDの10年」後の環境教育推進費 37百万円（37百万円）

ア. 環境教育人材育成事業（教職員・環境活動リーダー養成研修事業）

6百万円（6百万円）

文部科学省と連携し、優良事例や環境教育のノウハウ等に関する実践的かつ効果的な研修を行う。

イ. 環境人材育成コンソーシアム活動支援事業 22百万円（22百万円）

大学・大学院と、企業、NPO、国際機関等の連携促進を支援する「環境人材育成コンソーシアム」と連携し、環境教育プログラムガイドラインの実証、セミナーの開催等を行い、環境人材の育成と社会での活用を促進する。

また、企業が行う社員向け環境教育の研修内容の審査、認定、表彰等を検討して実施し、各企業における環境教育の活発化及び充実に努める。

ウ. 環境カウンセラー事業 9百万円（9百万円）

環境カウンセラー登録申請者の募集、審査・選考を行うとともに、環境カ

ウンセラーの活動の支援や活動報告等のとりまとめ等を行う。

- (2) 環境教育強化総合対策事業のうち「環境教育・学習資料等の収集・提供及び教材の作成事業」 11百万円（ 0百万円）

ESDの推進に向け、現場のニーズに即した教材・プログラムを開発・整備し、多様な主体により作成・提供されている教材・プログラムの中から、自らの習熟度やニーズに適ったものを容易に入手可能となる仕組み等を構築する。

- (3) 地球環境パートナーシッププラザ運営費のうち「全国的ネットワーク（連携・支援）事務局活動推進費」 22百万円（ 0百万円）

環境保全活動等の拠点として、環境教育等相談窓口の運営を始め、環境人材育成に係る講師の派遣調整や環境教育・学習資料等の収集・提供及び教材の企画作成を担うとともに、ESDに取り組むネットワーク間・地域間をつなぐ役割を担う。また、ESDがより身近なものとして実感できるよう、更なる普及啓発に取り組む。

3. 施策の効果

平成27年以降のESDの取組方針として、人材の育成、教材の作成、ネットワークの構築を柱とした施策を展開することで、ESDの国内定着に向けた取組が図られる。

「国連ESDの10年」後の環境教育推進費等

平成27年度予算(案)額 70百万円 (37百万円) 支出予定先：民間団体等

「国連ESDの10年」後の環境教育推進方策懇談会

平成26年に最終年を迎える「国連持続可能な開発のための教育(ESD)の10年」以降も、ESDを更に推進するため、北川前環境副大臣を座長とし、外部有識者を委員とする懇談会を設け、半年間議論。そこでESDの推進に向けた4つの課題を整理。

4つの課題

①ESD人材

・ESD教員不足、及び彼らを支援する研修やコーディネーター等が不十分。

②教材・プログラム

・教材等が体系化されておらず、利用者を望む教材を素早く見つけることが困難。

③連携・ネットワーク

・ESDを行う組織間の連携・ネットワークが不十分

④全体の推進体制

・定量的な目標設定や、定期的なフォローアップ等が不十分。また、そもそもESDの認知度が低い。

グローバル・アクション・プログラム(GAP)

- DESDの後継プログラムとして決議(2013年11月)
- ESDユネスコ世界会議で開始(2014年11月)

5つの優先行動分野

- 政策的支援
- 包括的取組
- 教育者の育成
- 若者の参加の支援
- 地域コミュニティの参加の促進

2015年以降もESDを推進

Rio+20

- 2014年、「ESDに関するユネスコ世界会議」を日本で開催し、引き続きESDの推進に貢献
- 2014年以降もESDを促進
- ESDに関する世界の地域拠点のネットワーク化等により、国際協力を推進
- 2014年の「ESDに関するユネスコ世界会議」において、我が国が模範的な取組を提示し、リーダーシップを発揮できるように、国内における環境教育の取組を強化

「国連ESDの10年」後の環境教育推進費

37百万円(37百万円)

- ESD推進の人材育成として
- 環境教育人材育成事業
 - 環境人材育成コンソーシアム活動支援事業
 - 環境カウンセラー事業等において行う。

「全国的ネットワーク(連携・支援)事務局活動推進費」

地球環境パートナーシッププラザ運営費のうち

22百万円(0百万円)

- 環境保全活動等の拠点として、
- 環境教育等相談窓口の運営
 - 環境人材育成に係る講師の派遣調整
 - 環境教育・学習資料等の収集・提供
 - ESDに取り組むネットワーク間・地域間のハブ機能
 - ESDの普及啓発 等を行う。

「環境教育・学習資料等の収集・提供及び教材の作成事業」

環境教育強化総合対策事業のうち

11百万円(0百万円)

- 現場のニーズに即した教材・プログラムの開発・整備。
- 多様な教材・プログラムの中から、ニーズに適ったもの入手出来る仕組み等を構築。

人材の育成、教材の作成、ネットワークの構築を柱として、ESDの国内定着を図る。

1. 事業の必要性・概要

平成23年6月に議員立法により「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（以下「環境教育等促進法」という。）が成立し、国は学校や地域等における環境教育の充実や環境教育を推進する仕組みの強化等を図ることが求められているほか、平成24年4月に閣議決定された「第四次環境基本計画」、同6月に閣議決定された「第二次環境教育等基本方針」、同6月に開催された「リオ+20」等を踏まえ、環境教育の強化を総合的に進める必要がある。

また、平成14年に我が国提案の「国連持続可能な開発のための教育（以下、持続可能な開発のための教育を「ESD」という。）の10年」が国連で採択され、平成17～26年の10年間に世界各国で集中的にESDの取組を推進していくこととされている。「国連ESDの10年」の最終年となる平成26年には、我が国において「ESDに関するユネスコ世界会議」が開催され、ESDについて、これまでの取組の検証と今後の方策を検討することとなっており、国際的なイニシアティブをとってきた我が国が、環境教育について国内外に範を示す必要から、国内実施計画の確実な実現が求められている。

※「持続可能な開発のための教育（ESD:Education for Sustainable Development）」とは、持続可能な社会の実現に向け、一人ひとりが社会の課題と身近な暮らしを結びつけ、よりよい社会づくりに自ら参画するための教育のことを指す。

2. 事業計画（業務内容）

（1）子ども環境教育強化事業 26百万円（26百万円）

教職員や子ども達など幅広い層を対象に、環境教育の教材やコンテンツ等を提供する「環境教育・環境学習データベース」を運用し、環境教育等促進法により新たに盛り込まれた事項に対応するコンテンツの更新や追加を行う。

（2）家庭環境教育強化事業 5百万円（5百万円）

町内会や自治会等を中心に地方公共団体、学校、NPO等と協力し、家庭における環境教育のあり方を議論し、実践まで誘導する事業を全国5カ所で先導的に実施する。

- (3) 地域環境教育強化事業 26 百万円 (15 百万円)
「+ESD プロジェクト」の運用、「体験の機会のある場」の優良事例の選定・紹介、現場のニーズに即した教材・プログラムの開発と容易に入手可能となる仕組みづくり等、地域における以下の ESD の取組を促進する。
- ア. 地域における ESD の取組強化推進事業
 - イ. 「体験の機会のある場」認定促進事業
 - ウ. 環境教育・学習資料等の収集・提供及び教材の作成事業
- (4) ESD 環境教育プログラム実証事業 180 百万円 (183 百万円)
全国において、以下の取組を実施し、持続可能な社会を担う人材づくりの先進地域を形成する。
- ア. ESD の視点を取り入れた小中学生向け環境教育プログラム作成
 - イ. 教職員、NPO、事業者、行政等によるワークショップの開催を通じた環境教育プログラムの検証及び出前授業等を活用した教育現場での実証
- (5) 環境教育等促進法施行状況等調査 16 百万円 (16 百万円)
環境教育等促進法に基づく取組が着実に実施されるように、以下の会議の開催、調査の実施及び関係団体等への情報提供・助言等を行う。
- ア. 環境教育等地方自治体担当者会議等の開催業務
 - イ. 環境教育等の取組に係る調査等
 - ウ. 人材認定等事業の登録、環境教育等支援団体の指定等に係る業務

3. 施策の効果

環境教育等促進法令に基づく取組の着実な実施が図られる。また、ESD の視点を取り入れた環境教育の普及・浸透・定着が進み、環境人材の育成・確保が図られる。加えて、「国連 ESD の 10 年」の提唱国として、また平成 26 年の世界会議主催国として、世界会議後も、「国連 ESD の 10 年」の後継プログラムである「グローバル・アクション・プログラム」につなげていくことによって、ESD の推進が図られる。

環境教育強化総合対策事業

平成27年度予算(案)額 253百万円 (245百万円) 支出予定先 民間団体等

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」により、国は学校や地域等における環境教育の充実や環境教育を推進する仕組みの強化等を図ることが求められているほか、「第四次環境基本計画」、「第二次環境教育等基本方針」、「リオ+20」等を踏まえ、環境教育の強化を総合的に進める必要がある。また、「国連ESDの10年」の最終年を迎えるが、引き続きESDの推進が重要である。

環境教育強化事業

- 子ども環境教育強化事業
「環境教育・環境学習データベース」の運用
- 家庭環境教育強化事業
- 地域環境教育強化事業
「+ESDプロジェクト」の実施、「体験の機会の場」の認定促進事業、環境教育・学習資料等の収集・提供及び教材の作成事業 等

環境教育等促進法施行状況等調査

- 環境教育等地方自治体担当者会議等の開催
- 環境教育等の取組に係る調査等
- 人材認定等事業の登録等

ESD環境教育プログラム実証事業

- ESDの視点を取り入れた小中学生向け環境教育プログラム作成事業
全国において、各地域個別の課題や自然、歴史、文化等に応じたESDの視点を取り入れたモデル的な環境教育プログラムを作成。
- ワークショップ事業及び教育現場等における実証事業
全国47カ所において、学校教職員、NPO、事業者、行政等が集うワークショップを開催し、上記で作成した環境教育プログラムの検証を行うとともに、関係者のESDに対する理解の深化等を促す。

- ・ 環境教育等促進法令に基づく取組の着実な実施が図られる。
- ・ ESDの視点を取り入れた環境教育の普及・浸透・定着が進み、環境人材の育成・確保が図られる。
- ・ 世界会議後も、「国連ESDの10年」の後継プログラムである「グローバル・アクション・プログラム」につなげていくことによって、ESDの推進が図られる。

(新) 持続的な地域創生を推進する人材育成拠点形成モデル事業

200百万円(0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の必要性・概要

地域の特性や資源等を活用した「低炭素・資源循環・自然共生」社会の創出に向けた取組は、地球温暖化対策の推進だけでなく、地域経済の循環拡大や雇用創出等地域の価値を向上させ、少子・高齢化社会においても活力と真の豊かさを持続する社会を構築できるものである。

このためには、省エネを促進する先進技術やシステム、再生可能エネルギーによる自立分散型エネルギーシステムの導入並びに生活様式の変革等様々な視点から総合的な取組が必要である。

一方、取組の主体者である地域においては、総合的な取組を計画・管理・推進していく核となる人材が不足しており、一時的な専門家の派遣支援等で対応しているが、今後持続的な取組を進めて行くには、地域を熟知し、生活している人の中から、総合的な実施主体者を育成する必要がある。

本事業は、地域において、「低炭素・資源循環・自然共生」社会を推進するために必要な幅広い知識・知見(地球温暖化対策・エネルギー・金融・経済・先進技術・関係法制度・経営等)を修得し、総合的な取組を進める担い手を持続的に育成するとともに、より高度な知識・ノウハウ等を有する専門家の活用を支援することを目的とする。

2. 事業計画(業務内容)

(1) 持続的な地域創生を推進する人材育成拠点形成事業

全国3ヶ所程度で、地方公共団体、教育機関、民間団体等が連携し、地域内の定住者等を対象に「低炭素・循環・自然共生」社会の実現の核となる人材を育成する事業を実施。

(2) 高度な知見・ノウハウ提供支援事業

地域の「低炭素・資源循環・自然共生」社会の創出に向けた計画や取組に対して、高度な知見やノウハウ並びに情報を提供するため、専門家の派遣や紹介さらには知見等を有する企業等の紹介等、取組の実現に向けた支援を実施。

3. 施策の効果

- ① 地域の特色を活かした人材育成のモデルを確立し、全国に展開。
- ② 地域資源を活かした持続的かつ主体的な「低炭素・循環・自然共生」の地域づくりの具体的な推進。
- ③ 地域内の経済循環の拡大、雇用創出さらには地域のコミュニティの活性化等、幅広い視点から活性化の促進。



背景・目的

地域において「低炭素・資源循環・自然共生」社会を推進するために必要な幅広い知識・知見を修得し、総合的な取組を進める担い手を持続的に育成するとともに、より高度な知識・ノウハウなどを有する専門家の活用を支援する。

事業スキーム

委託対象：教育機関、地方公共団体、民間団体

実施期間：2年間
(平成27年度～平成28年度)

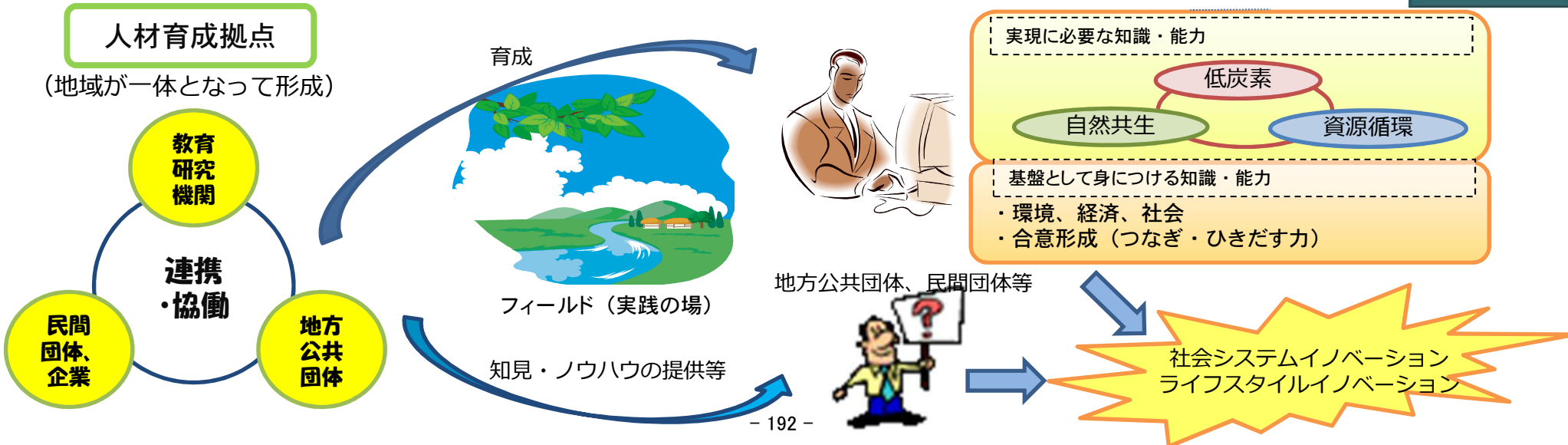
事業概要

- (1) 持続的な地域創生を推進する人材育成拠点形成事業（150百万円）
全国3ヶ所程度で、地方公共団体、教育機関、民間団体等が連携し、地域内の定住者等を対象に「低炭素・循環・自然共生」社会の実現の核となる人材を育成する事業を実施。
- (2) 高度な知見・ノウハウ提供支援事業（50百万円）
地域の「低炭素・資源循環・自然共生」社会の創出に向けた計画や取組に対して、高度な知見やノウハウ並びに情報を提供するため、専門家の派遣や紹介さらには知見等を有する企業等の紹介等、取組の実現に向けた事業を実施。

期待される効果

- ・地域の特色を活かした人材育成のモデルを確立し、全国に展開。
- ・地域資源を活かした持続的かつ主体的な「低炭素・循環・自然共生」の地域づくりの具体的な推進。
- ・地域内の経済循環の拡大、雇用創出さらには地域のコミュニティの活性化等、幅広い視点から活性化の促進。

イメージ



1. 事業の必要性・概要

平成25年に施行された改正動物愛護管理法（以下「改正法」という。）の趣旨に沿った動物愛護管理行政を推進し、広く普及啓発を図るとともに、改正法の附則における検討事項（幼齢の犬猫を親等から引き離す理想的な時期に関する調査、販売される犬猫へのマイクロチップ義務化に向けた調査等）について、必要な調査及び検討を行う。

なお、基本指針では、平成35年度までに犬猫の引取り数を平成16年度比75%減となる概ね10万頭を目指すとともに、殺処分率の更なる減少、所有明示率の倍増等の目標が定められており、その達成に向けて各施策を推進する必要がある。特に、本年6月に公表した「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」を踏まえ、各自治体における引取り数、殺処分数の大幅な削減に向けた取り組みを推進していく。

2. 事業計画（業務内容）

- (1) 改正法や、基本指針等を踏まえ、それらが適正に運用され、その施策が推進されるよう、自治体職員や動物愛護推進員等を対象とした研修会等を開催する。また、シンポジウム等の開催やパンフレットの作成・配布等の総合的な普及啓発等を行う。
- (2) 改正法等を踏まえ、特定動物指導マニュアル等に関する調査及び検討を行い、各種基準、ガイドライン等の作成を行う。
- (3) 改正法の附則に基づき、幼齢の犬猫を親等から引き離す理想的な時期に関する調査、販売される犬猫へのマイクロチップ義務化に向けた調査等を行う。
- (4) 基本指針等を踏まえ、引取り数や殺処分率の大幅な削減、返還譲渡数の大幅な増加を図るためのガイドライン等の作成に向け、モデル事業を実施し、課題や取り組みの評価を行う。

3. 施策の効果

- (1) 動物愛護管理行政の各種課題の調査・検討を行い、必要な施策の実施等を行うことにより、動物の適正な飼養管理がより一層推進される。
- (2) 改正法や基本指針等の適正な運用、その施策の推進のための人材育成、普及啓発等により、飼い主による終生飼養等の推進、動物取扱業の適正化、自治体における犬猫の引取り数及び殺処分率の減少等に寄与する。

背景

◆動物愛護管理法

・平成25年9月に改正法が施行され、改正法の附則において必要な措置を講じることとされており、検討が必要

・合わせて改正された動物愛護管理法の基本指針に基づき、犬猫の引取り数の削減、殺処分率の更なる減少等を目指す



事業計画

動物愛護管理法附則等に基づく
調査・検討等 【84百万円】

- 幼齢の犬猫を親等から引き離す理想的な時期に関する調査
- 販売される犬猫へのマイクロチップ義務化に向けた調査
- 適正譲渡講習会等の開催及び人材育成
- 各種基準、ガイドライン等の作成
- 基本指針のフォローアップ調査
- シンポジウムの開催、パンフレットの作成・配布等による総合的な普及啓発



人と動物の共生する社会の実現推進事業
【13百万円】

「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」を踏まえた、犬猫の引取り数の大幅な削減、引き取った犬猫の所有者への返還と適正譲渡等の推進

- ガイドラインの作成に向けた、優良事例の収集、モデル事業の実施・評価
- 犬猫の適正飼養に関する普及啓発・教育活動

1. 事業の必要性・概要

近年、子どもたちが自然とふれあい、人と自然や社会とのつながりを実感する機会が乏しくなっており、これらに対応するために、関係省庁と連携し、子どもの自然体験活動の推進体制の強化を図る必要がある。

そして、年間8億人程度の自然公園利用者を中心に、広く国民に対しても自然とのふれあいの機会を提供し、自然環境の保全、適正な利用への理解を促していくことが必要である。

また、平成26年5月に「国民の祝日に関する法律」が改正され、平成28年から「山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する」日として「山の日（8月11日）」が祝日となる。これを好機として、国民が山に安全に親しむ機会を一層提供していくことが必要である。

これらを受け、自然公園等を利用し自然とのふれあいの一層の推進を行うものである。

2. 事業計画（業務内容）

（1）子ども向け自然体験教育プログラムの開発

国立公園において、学校教育と連携して自然観察会等の自然体験活動を提供できるようプログラムを開発する。

（2）「自然に親しむ運動」や「山の日」等の自然とのふれあいに関する普及啓発の推進

自然とのふれあいの推進及び事故防止、新たに誕生する「山の日」の普及啓発、全国の地方環境事務所において自然観察会等の自然ふれあいプログラムを実施する。

（3）国立公園等におけるボランティアとの連携強化

自然公園指導員やパークボランティア等、国立公園で活動するボランティア間、環境省職員との連携を深め、自然とのふれあいの推進等を図る。

3. 施策の効果

人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

自然公園等利用ふれあい推進事業経費

平成27年度(案)額:10百万円(2百万円)
支出予定先:民間団体等

◎環境基本法 第14条第3号(施策の策定等に係る指針)

人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

◎生物多様性国家戦略2012-2020 第3部第2章第1節及び第5節

- ・自然ふれあい施設や体験活動のイベント等の情報提供など自然とのふれあい活動の推進
- ・国立公園や長距離自然歩道等での自然とのふれあいの場の提供
- ・農山漁村や国立公園等学校外で五感で感じる体験活動の推進等

◎環境基本計画 第2章第1節6(9)

- ・ビジターセンター等やボランティアを通じた自然とのふれあいの場やその利用方法などの情報提供
- ・自然とのふれあい活動プログラムの充実と自然解説業務の指導者等の育成、自然公園指導員及びパークボランティア活動の充実化
- ・エコツーリズムの理念や推進手法の普及、エコツアーの情報提供、地域におけるプログラム開発やルールづくり

子ども滞在型農山漁村体験教育の推進体制の強化(4省連携)

文部科学省

- ・学校教育における体験活動の推進

農林水産省

- ・農山漁村での受入地域の整備に向けた総合的な支援

総務省

- ・送出側、受入側双方の地方単独事業を支援

環境省

- ・自然体験プログラムの開発等



国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律の制定 (平成26年5月23日成立)

- ・平成28年から8月11日が「山の日」として休日に
- ・国民が山に安全に親しむ機会を提供

- ・自然とのふれあいの推進及び事故防止、新たに誕生する「山の日」の全国的な普及啓発のための広報
- ・全国の地方環境事務所における山や里、川、海などをフィールドとした、自然ふれあいプログラムの実施
- ・子どもたちが自然豊かな農山漁村に滞在することを通じ、自然への畏敬の念を持つとともに、生きる力を育むために、国立公園において自然観察会、外来生物駆除などの自然体験教育プログラムの開発
- ・自然公園指導員連絡調整会議及びパークボランティアの連絡会議の開催

水俣病総合対策関係経費（「環境首都水俣」創造事業含む）

11,982百万円（11,553百万円）

環境保健部企画課

企画課特殊疾病対策室

水俣病発生地域環境福祉推進室

1. 事業の必要性・概要

平成21年7月に成立し、公布・施行された「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づく救済措置等の円滑な実施に向け必要な措置を講ずる。

また、すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていけるようにするため、医療と地域福祉を連携させた取組を進めるほか、環境保全と地域のもやい直しの観点からの施策を推進する。

さらに、水俣病の経験と教訓を引き続き国内外に発信する。

2. 事業計画（業務内容）

（1）水俣病被害者の救済のための措置

「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づく救済措置の方針に従い、円滑に救済策を実施するために必要な措置及び医療費・療養手当の支給、健康不安者への検診等の事業を行う。

- ① 水俣病被害者等医療費等支給事業
- ② 水俣病被害者等手当支給等事業
- ③ 健康管理事業

（2）医療・福祉及び地域振興に関する施策

水俣病発生地域における医療・福祉対策及び「もやい直し」・地域の振興を目指す多彩な活動を推進する。

- ① 胎児性水俣病患者や高齢化した水俣病被害者等の地域生活を支援する事業
- ② 離島等における医療・福祉レベルの向上のための事業
- ③ 慰霊行事や地域のもやい直しを推進する事業
- ④ 水俣病問題の環境学習を推進する事業
- ⑤ 環境と経済が一体となった新しい地域づくり推進事業等（「環境首都水俣」創造事業）

（3）その他

以下の事業を引き続き実施する。

- ・公害医療研究事業
- ・水俣病検診機器整備事業
- ・水俣病国際貢献推進事業

3. 施策の効果

すべての水俣病被害者が安心して暮らしていける環境づくり、もやい直しの推進、水俣病のような問題を二度と起こさないための教訓の伝達・継承に資する。

水俣病総合対策関係経費(「環境首都水俣」創造事業含む)

特別措置法の概要

1. 救済及び解決の原則

- ①認定患者に対する確実な補償
- ②救済を受けるべき人々のあとう限りの救済
- ③関係事業者の費用負担についての責任及び地域経済への貢献の確保

2. 救済措置の方針

- 政府は、救済措置の方針を策定・公表〔一時金(原因企業負担)、療養費・療養手当(国・県負担)〕
- 政府は、水俣病被害者手帳に関する事項を定める〔療養費(国・県負担)〕

3. 解決に向けた取組

- ①救済措置の実施、②認定等の申請処分の促進、
③紛争の解決、④新規認定等の終了

⇒ **救済を受けるべき方々を
あとう限りすべて救済**

4. 将来にわたり補償を確保するための関係事業者の経営形態の見直し

5. その他の取組

- 地域振興 ●地域住民の健康増進・健康不安解消・地域社会の絆の修復
- メチル水銀による環境汚染の監視等 ●調査研究

取り組みの概要

平成27年度予算(案)額
11,982百万円(11,553百万円)
支出予定先:地方公共団体等

1. 水俣病被害者の救済のための措置

(補助率 8/10・1/2)

- ①医療事業対象者に対して医療費等を支給
- ②救済措置対象者に対して療養手当等を支給
- ③メチル水銀の曝露を受けた可能性にある者を対象に健康診査を実施 など

2. 医療・福祉及び地域振興・絆の修復に関する施策

(補助率 8/10)

- ①胎児性水俣病患者や高齢化した水俣病被害者等の地域生活を支援
- ②水俣病被害者等と地域住民の交流を推進
- ③水俣病問題の環境学習を推進するとともに水俣病の経験と教訓を継承 など

3. その他

- ①メチル水銀による健康影響及び健康障害の治療に関する研究等を実施 (補助率 1/2)
- ②水俣病の経験及び教訓を国内外に発信し普及啓発する事業 など (民間請負)

水俣病問題の最終解決及び水俣病被害者をはじめ地域住民の方々が安心して暮らせる社会を実現する。

「環境首都水俣」創造事業

支出予定先: 地方公共団体

平成27年度予算(案)額 269百万円 (253百万円) 【補助率 8/10】

水俣病発生地域では、1956年の水俣病公式確認以来半世紀以上にわたり、地域社会にもたらされた不幸な亀裂等により疲弊し、経済情勢も悪化した。水俣病問題の解決のためには、地域の再生・融和、振興・雇用確保に関する取組の加速化が不可欠。

ごみの高度分別など長年の環境と「もやい直し」(絆の修復)の取組の蓄積を生かし、「環境負荷を少なくしつつ、経済発展する新しい形の地域づくり」(水俣病特措法救済措置の方針:平成22年4月閣議決定)を実施し、地域再生を牽引する強い地域経済構造の実現に向けた先行事例を目指す。

環境価値の向上による経済基盤の強化

地域の環境資源を活用し、環境価値を向上させることによる振興策

- 環境大学院構想、市民協働の再エネ事業、環境ブランドの向上 など

心豊かな公共空間の構築

低炭素型都市構造に資する、水俣病被害者を含む地域住民の交流を推進する拠点・空間を環境負荷の低減しつつ整備

- 駅前広場、温泉街 など

環境を軸に地域の経済循環の改善を目指す

低炭素型観光の推進

観光地を結ぶ公共交通の利用促進、沿線の観光施設整備等によって、交流人口の増加を図りつつ低炭素型の観光を推進する。

- 観光列車・バスの導入、低炭素観光商品の開発等

水銀に関する水俣条約外交会議における「MOYAIイニシアティブ」を踏まえ、水俣発の環境再生・地域活性化モデルを発信



1. 事業の必要性・概要

近年、神経内科、機能外科分野（末梢神経などの神経組織に対して手術操作を行い、症状を緩和する治療）での新たな治療法が急速に進展したことから、それらを用いてこれまで有効な治療法がなく積極的な治療や病態評価のなされなかった水俣病（とりわけ胎児性・小児性水俣病）の症状である不随意運動や慢性難治性疼痛に対する治療効果の検証を行う。

さらに、既に血管疾患等の治療薬として実用化されている酵素阻害剤を適応拡大した水俣病症状の改善を図る治療法の実用化に向けた基礎研究を進め、施策全体の成果として水俣病患者のQOL（クオリティ・オブ・ライフ）の向上、及び未だ水銀曝露が進行する途上国での健康被害の抑制に資することを目的とする。

2. 事業計画（業務内容）

水俣病発生地域の医師会、医療機関、福祉施設等の有識者による治療ネットワークの構築、及び高度先進医療に関する知見を有する専門医から構成される有識者検討班（水俣病の治療向上に関する検討班）の設置により、最新の医療や水俣病患者の病態について情報共有を行うことで、水俣病患者の病像を記録したデータベースを作成する。

有識者検討班において水俣病症状に対する神経内科および機能外科領域などの高度先進医療の有用性を検討し、水俣病治療のプロトコル及び治療効果に関する確かなインフォームドコンセント資料を作成しつつ、医療機関、治療対象者等に対する周知を行ったうえで治療の実施および治療効果の評価を行い、最終的には水俣病治療ガイドラインを作成し治療の普及を図る。

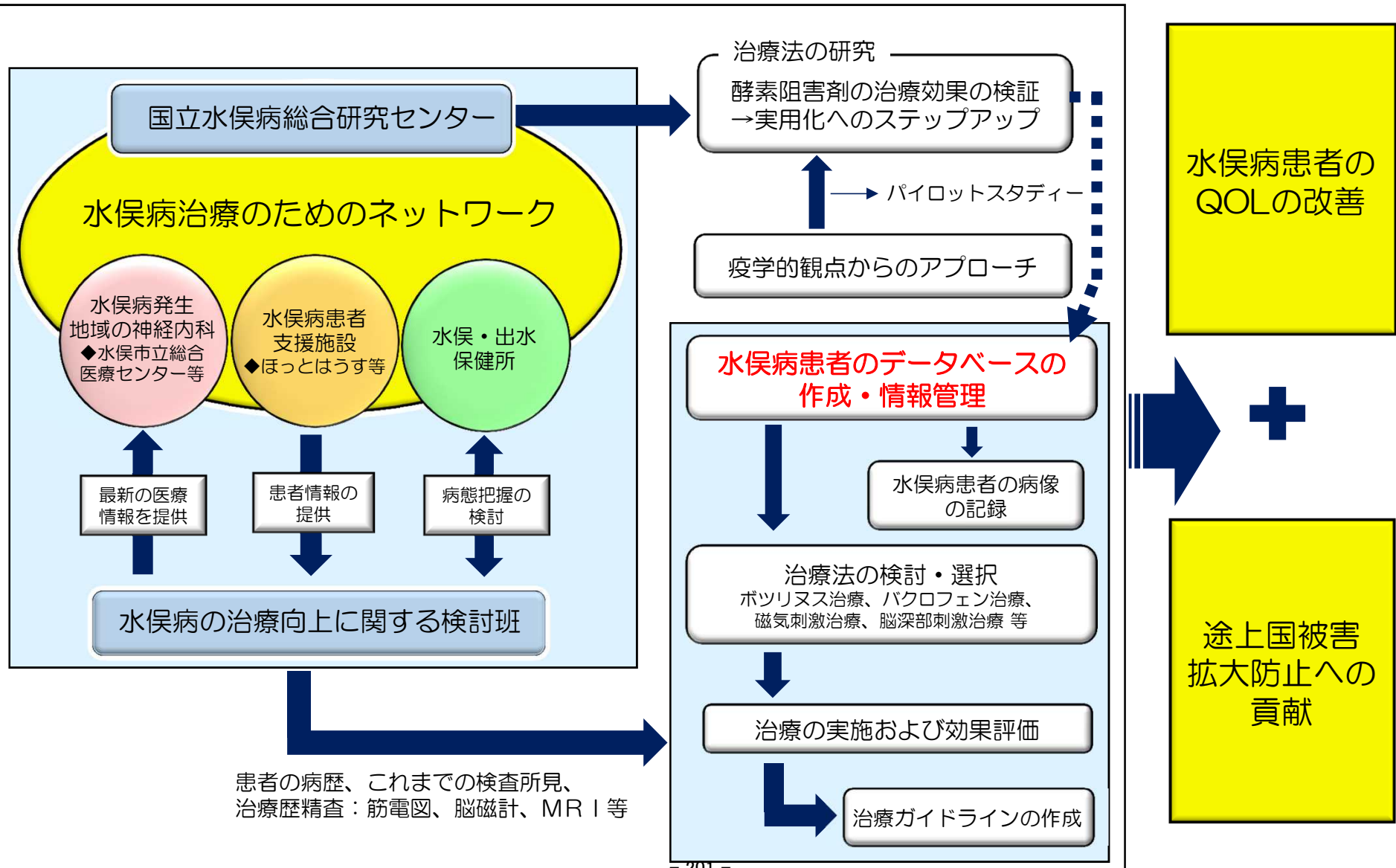
また、併行して酵素阻害剤を用いた水俣病治療の実用化に向けた動物実験等の基礎研究を促進し、将来的な実用化に繋げるための検証も行う。

3. 施策の効果

高度先端医療等を用いた神経内科や機能外科による治療、及び既成薬を転用した治療に向けた基礎研究を進め、水俣病治療ガイドラインを作成、周知することで水俣病患者のQOLを改善し、特措法救済措置方針で示される「患者のQOLの向上に寄与する治療法の向上・普及」に資する他、小規模金採掘等による途上国被害拡大防止に役立つものである。

水俣病の治療向上に関する研究調査

平成27年度予算(案)額 18百万円(0百万円)
支出先：民間団体等



(新) 水俣条約締結地における情報発信拠点整備事業

15百万円(0百万円)

国立水俣病総合研究センター

1. 事業の必要性・概要

平成25年10月に熊本市、水俣市において開催された外交会議において「水銀に関する水俣条約」が採択され、平成26年12月までに128カ国が署名した。今後、条約の早期発効に向けて我が国がホスト国として関係各国を牽引していく中で、水俣病情報センターは水銀に特化した発信施設として国際的な認知度、注目度が高くなるとともに、水銀条約会議にて石原環境大臣が表明した「MOYAIイニシアチブ」で謳われている「水俣発の発信・交流」における中核施設として機能することが求められている。

このため、今後増加が見込まれる関係各国との共同研究や技術支援における国際的な情報発信施設として利用するとともに、最新の知見・技術を共有するための国際的なシンポジウム等の各種イベントの実施会場として水俣病情報センターを活用していくためには、最新の水銀研究事業等を逐次展示更新でき、来館者の関心も呼ぶことができる展示改修（AR等を活用したIT化）や、ファシリテーターの導入による対人サービスなどを取り入れることで、水銀研究の情報発信拠点としての存在価値を高める必要がある。

以上により、国内外に対して水銀に関する正しい情報を伝えることを通じ、水俣条約早期発効に貢献するとともに、途上国への水銀研究事業に関する技術移転の促進を図る。

2. 事業計画（業務内容）

展示のIT化推進することで、国立水俣病総合研究センターにおいて日々推進している最先端の水銀研究事業の情報や世界の水銀に関する最新情報を逐次更新できるようするとともに、AR等を通じた実感型・体験型のコンテンツを制作することで来館者の関心を呼び、展示内容の印象付けを図る。

また、新たにファシリテーターを導入することで、展示内容の解説や所蔵資料への照会対応等の対人サービスを展開し、より存在価値の高い情報発信拠点となるよう体制を整備する。

3. 施策の効果

情報センターの展示更新、ファシリテーターの導入を通して国内外に対して水銀に関する正しい情報を伝えることで、水俣条約早期発効に貢献するとともに、途上国への水銀研究事業に関する技術移転の促進を図ることができる。

水俣条約締結地における情報発信拠点整備事業

平成27年度予算(案)額 15百万円(0百万円)
支出先：民間団体等

2013年10月
水銀に関する水俣条約
(101ヶ国署名)

MOYAIイニシアチブ
(環境大臣表明)

水銀健康被害や
その対策のための
情報発信

水俣病情報センター



- ①最新の水銀研究事業の展示
- ②ファシリティ機能の導入
- ③歴史的資料のアーカイブ
- ④展示・情報公開のIT化

国内外に対して水銀に関する
正しい情報を伝える！

- ・水俣条約早期発効に貢献
- ・途上国への水銀研究事業に関する技術移転の促進

石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査 193百万円（172百万円）

環境保健部企画課石綿健康被害対策室

1. 事業の必要性・概要

石綿の健康リスク調査（平成18年度～）により、石綿取扱い施設の周辺住民に対して、問診、胸部X線検査、胸部CT検査等を実施し、石綿ばく露者の中・長期的な健康管理の在り方を検討するための知見の収集に努めてきた。これまでに得られた知見に基づき、今後の取組等について「石綿の健康影響に関する検討会」において検討を行った結果、平成26年3月にその報告書が取りまとめられ、「平成27年度以降は、従来のように、データ収集を主な目的とする調査ではなく、石綿検診（仮称）の実施に伴う課題等を検討するためのフィージビリティ調査として位置づけることが考えられる」とされた。

これらを踏まえ、かつて石綿取扱い施設が稼働していた地域等において、石綿ばく露者を対象に、胸部CT検査等による健康管理を試行する。試行と併せて、ヒアリング等を実施し、対象者の選定、検査頻度の適正化、既存の検診制度との連携等に関する実務的な課題を抽出するほか、受診者の放射線被ばく量の低減も含め、効果的・効率的に健康管理を実施するための対応方策等について調査・検討を行う。また、中央環境審議会の二次答申を踏まえ、過去に調査対象地域に居住していた者が、転居先の最寄りの医療機関（アスベスト疾患センター設置病院）で検査を受けられる体制を整備する。加えて、平成26年度までの健康リスク調査で得られたデータを基に、調査対象地域における石綿関連所見や石綿関連疾患の発生状況を、年齢、性別、石綿ばく露歴等を考慮した上で取りまとめるなど、収集された知見を分析・総括する。

2. 事業計画（業務内容）

区分	27	28	29	30	31
(1) 石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査	—————→				
(2) 一般環境経路による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査	→				

3. 施策の効果

効果的・効率的な健康管理を実施することにより、(1)石綿ばく露地域の住民の不安の解消、(2)石綿関連疾患の早期発見・早期治療、(3)石綿健康被害救済制度等による早期の救済・支援に資する。

石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査

平成27年度予算(案)額 193百万円(172百万円)
支出予定先 地方公共団体、民間団体等


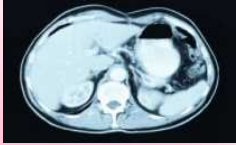

- ✓ 石綿による健康被害の救済に関する法律案に対する附帯決議(平成18年1月)
「石綿に暴露した可能性のある周辺住民に対する健康相談及び問診の実施や、さらに医学的に必要と認められる住民に対する定期的な経過観察等、健康管理対策を図るよう努めること。」
- ✓ 石綿健康被害救済制度の在り方について(二次答申)(平成23年6月)
「健康管理によるメリットが、放射線被曝によるデメリットを上回るような、より効果的・効率的な健康管理の在り方を引き続いて検討・実施するべきである。」
- ✓ 石綿の健康影響に関する検討会報告書(平成26年3月)
「平成27年度以降は、従来のように、データ収集を主な目的とする調査ではなく、石綿検診(仮称)の実施に伴う課題等を検討するためのフィージビリティ調査として位置づけることが考えられる。」

➤ 石綿ばく露者の健康管理の試行

(対象者)
かつて石綿取扱い施設が稼働していた地域等の住民

(実施項目※)
ばく露状況の聴取、胸部CT検査、保健指導 等

※肺がん検診等で実施する胸部X線検査の画像を活用する等、可能な限り、既存の検診事業と一体的に実施
※対象者の選定、検査頻度の適正化等により、放射線被ばくの影響を可能な限り低減

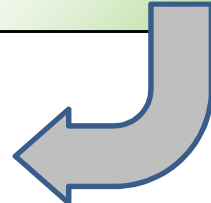
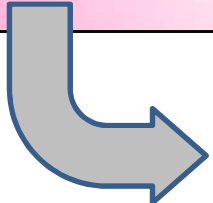



➤ 効果的・効率的に健康管理を実施するための調査・検討

アンケート・ヒアリング等を通じて、試行による実務的な課題を抽出し、対応方策等に関する調査検討を実施。

(検討課題の例)

- ・実施主体、実施体制
- ・既存の検診事業との連携
- ・対象者の選定
- ・検査内容、検査頻度
- ・人員、施設等の確保等



効果的・効率的な健康管理による

- ・石綿ばく露地域の住民の不安の解消
- ・石綿関連疾患の早期発見・早期治療
- ・石綿健康被害救済制度等による早期の救済・支援

環境保健サーベイランス調査費（健康影響等調査）

176百万円（175百万円）

環境保健部企画課保健業務室

1. 事業の必要性・概要

環境保健サーベイランス調査は、過去の公害経験を踏まえ、昭和63年に公健法の第一種地域指定を解除した際の国会付帯決議に基づき、調査手法に関する検討を経て、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を定期的、継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を講ずることを目的として、平成8年度から毎年継続して調査を行っているものである。

過去の大気汚染が工場等の固定発生源の寄与が大きかったのに対し、近年は自動車等の移動発生源の寄与が大きくなっていることが指摘されている。

平成23年5月には、主要幹線道路等の局地的大気汚染の健康影響を調査した、そらプロジェクトの結果が公表され、そらプロジェクトで得られた知見を環境保健サーベイランスに最大限に活用することが課題とされた。また、平成21年9月に環境基準が告示されたPM2.5について、常時監視測定局の整備が進みつつあり、環境保健サーベイランス調査に取り入れることが課題となっている。

このような状況を踏まえ、近年の大気汚染の状況や最新の知見等を考慮した本調査の改善を検討し、大気汚染と健康状態の観察のさらなる充実を図る。

2. 事業計画（業務内容）

平成26年度に引き続き、環境保健サーベイランス調査において、局地的大気汚染を考慮するための技術的課題を検討するため、そらプロジェクトと重複していない地域の大気汚染濃度推計モデルを構築するとともに、現在観察している大気汚染物質にPM2.5を追加し解析・評価するため、PM2.5常時監視測定データを用いて背景濃度を推計しその適用の可能性を検討する。

3. 施策の効果

環境保健サーベイランス調査において、局地的大気汚染を考慮した方法及びPM2.5を追加した方法に関する検討が加えられることにより、より精緻な観察が可能となる。

環境保健サーベイランス調査費(健康影響等調査)

平成27年度予算(案)額 176百万円(175百万円)

○事業の概要

環境保健サーベイランス調査は、昭和63年の公害健康被害補償法改正(第一種地域指定解除)に伴い、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を定期的・継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を講ずるために、平成8年度から毎年度実施しているが、近年の大気汚染の状況や最新の知見等を考慮した本調査の改善を検討し、大気汚染と健康状態の観察のさらなる充実を図る。

<現 行>

環境保健サーベイランス調査(3歳児、6歳児)

〔 支出予定先
約40自治体、
民間企業 〕

局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査(そらプロジェクト)の結果公表

<平成26年度から追加>
※平成27年度も継続

○調査方法の充実と改善
・局地的大気汚染を考慮した濃度推計モデルの検討
・PM2.5の評価も追加するため背景濃度の算出およびその適用の検討

〔 支出予定先
民間企業 〕

PM2.5の環境基準設定、越境汚染による健康影響の懸念

1. 事業の必要性・概要

有害性の高い化学物質の環境汚染状況の把握等を行うことにより、環境リスク評価・管理を促進し、環境リスクを削減させるとともに、化学物質による環境汚染の未然防止に資する。

2. 事業計画（業務内容）

化学物質環境実態調査

調査対象物質について妥当な分析法開発を行い、調査対象物質の特性に応じた媒体（水質・底質・大気・生物）について、全国規模での調査を実施し、一般環境中における化学物質の残留状況を把握及び環境リスクの評価管理に資するデータを収得する。

3. 施策の効果

化学物質の環境リスク評価上の要望に対して、より多くのばく露情報を速やかに提供することにより、化審法の規制対象物質の追加、化管法の指定化学物質の指定の検討、さらには、化審法に基づく少量新規化学物質確認制度の見直しの検討など、新規・拡充事業に係る要望も含めて、化学物質対策関連施策の円滑な推進に寄与する。

化学物質環境実態調査費

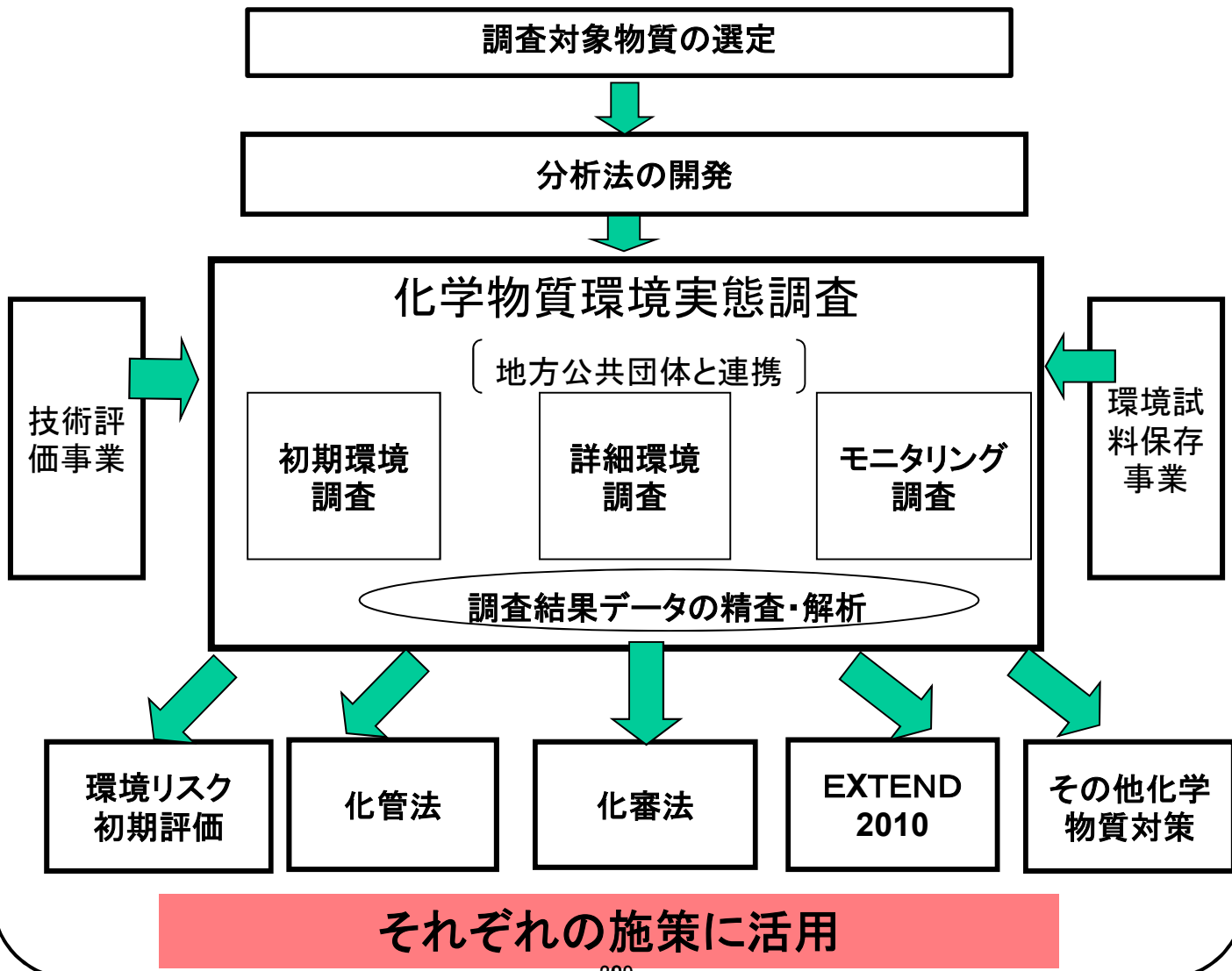
平成27年度予算(案)額 319百万円(321百万円)

支出予定先 地方公共団体・民間団体等

概要

- 化学物質審査規制法(化審法)における規制対象物質の選定、化学物質排出把握管理促進法(化管法)における届出対象物質の選定、環境リスク初期評価などの、化学物質対策を推進するために必要となる、基礎データ(化学物質の残留状況)を得るための調査
- 水質、底質、大気、生物等を対象に一般環境中での残留実態を把握

化学物質環境実態調査の体系



化学物質の内分泌かく乱作用に関する評価等推進事業

216百万円（190百万円）

環境保健部環境安全課

1. 事業の必要性・概要

化学物質の内分泌かく乱作用については、環境省では平成10年に策定したSPEED'98以来、重点的に検討を進めており、現在は平成22年7月に策定したEXTEND2010を策定に基づき、化学物質の内分泌かく乱作用を体系的に評価するための枠組みの構築、試験法の確立、物質の評価を行っている。これまでの成果としては、3つの作用についての試験法を確立し、79物質について信頼性評価、35物質について試験管内試験、6物質について生物試験を実施している。

日本では徐々にリスク評価が進みつつある一方で、諸外国では欧米を中心にWSSD2020年目標達成に向けて、具体的なリスク管理に向けた動きが現れている。我が国でもこういった動向や最新の科学的知見を踏まえ、対応を強化する必要がある。平成27年にEXTEND2015（仮称）を策定し、平成32年度（2020年度）を目標年次に位置付け、内分泌かく乱作用に伴う環境リスクを適切に評価し、必要に応じて管理していくことを目標として、既存の評価手法に基づく評価を一層加速して進めるとともに、より精密かつ効果的な評価の実現を目指して、革新的な評価手法の開発等に注力する。

2. 事業計画（業務内容）

平成27年度は、EXTEND2010の策定から5年が経過することから、新たな枠組みとしてEXTEND2015（仮称）を策定し、リスク管理の開始に向けた試験法の開発及び評価作業を迅速に行う。

また、これまで行ってきた国際協力事業を発展させ、諸外国と協力しながら、化学物質の内分泌かく乱作用をより効率的に評価を行うための新たな手法について検討を開始する。

3. 施策の効果

化学物質の内分泌かく乱作用について適切な評価を行うことで、生態に対する毒性が明らかになった化学物質の適切な管理に結びつけることが可能となる。

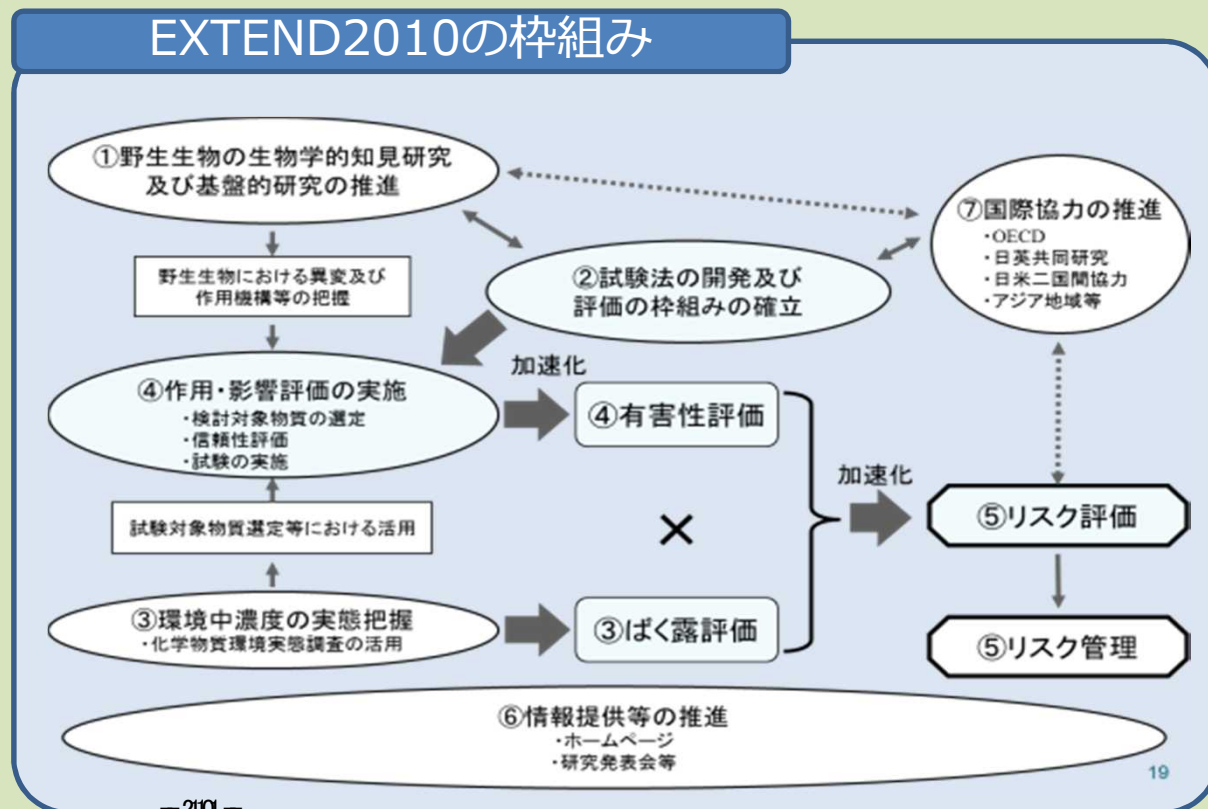
化学物質の内分泌かく乱作用に関する評価等推進事業①

平成27年度予算(案)額 216百万円 (190百万円)
支出予定先 民間団体等

これまでの取組

- 平成8年に海外の著書「奪われし未来」をきっかけに、化学物質が内分泌系をかく乱する作用が人の健康や野生生物に及ぼす影響に社会的関心が高まった。
- しかし、未解明な点が多かったため、平成10年に「環境ホルモン戦略計画SPEED'98」、平成17年にEXTEND2005を策定し、各種の取組を実施。
- これらの取組の結果、ノニルフェノール等の4物質の内分泌かく乱作用がメダカで推察されるとともに、開発したメダカ、ミジンコ等の試験法がOECDで国際標準法として採択される等の成果を上げている。

- 平成22年から、EXTEND2010に基づき、取組を推進し、5年間で100物質程度を目途として検討対象物資の選定を行い、作用・影響評価等を加速化。
- その結果、この物質選定については既に目標に達しており、エストロンと4-tert-ペンチルフェノールについては、生物試験でエストロゲン様作用を持つことを確認する等、一定の成果をあげている。



化学物質の内分泌かく乱作用に関する評価等推進事業②

現状及び今後の課題

- 米国や欧州では、内分泌かく乱化学物質が既に規制の対象となっている。

	規制法	リスク評価、スクリーニングプログラム
アメリカ	食品品質保護法 飲料水安全法	内分泌かく乱化学物質スクリーニングプログラム(EDSP)
ヨーロッパ	REACH規制 農薬関連規制	個別の物質ごとに検討。 規制に係るクライテリアを提示予定
日本	—	SPPED'98、EXTEND2005、EXTEND2010

- 我が国では、規制に向けた議論は行われていない。その必要性を判断するため、試験・評価手法の開発と評価を実施をさらに加速する必要がある（以下、主な試験法の開発状況）

区分	第1段階試験管内試験	第1段階生物試験	第2段階生物試験
検出可能な作用			
エストロゲン様作用	◎	◎	○
抗エストロゲン様作用	◎	◎	○
アンドロゲン様作用	◎	◎	○
抗アンドロゲン様作用	○	△	○
甲状腺ホルモン様作用	◎	△	○
抗甲状腺ホルモン様作用	◎	△	○
幼若ホルモン様作用	△	○	◎
脱皮ホルモン様作用	◎	△	△

注1：第1段階試験 → 内分泌系への影響を確認
第2段階試験 → 有害性の確認

注2：◎開発済み、○開発中（完成間近）、△開発中



完成次第、
有害性評価へ

WSSD2020年目標を達成するために、今後数年以内にリスク管理を開始することを目標に、評価法の開発と評価を加速化させる

1. 事業の必要性・概要

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）は、附則に基づく法施行7年後の見直しとして、改正政令が平成20年より施行されているが、今般、再度の見直しについて中央環境審議会環境保健部会等からも指摘を受けているところである。平成27年度においては、法律に定められた制度運用を引き続き着実に実施することに加え、P R T R制度の対象物質や対象業種等の見直しのための検討を行うことが必要となる。

2. 事業計画（業務内容）

○ 対象化学物質毒性等情報収集・提供

対象物質の見直しに関する検討として、スタートリストとなる2～3千種類の化学物質を選定し、有害性情報・ばく露情報等を収集・整理して、対象物質とすることが妥当であるかどうかについての選別を行う。具体的には、スタートリストの整理、選別のためのフロー作成、及びスタートリスト中の各物質の有害性情報・ばく露情報等を収集・整理した上で、個別の物質の選別を実施する。

○ 点源排出量・移動量算出方法等検討

事業者の排出量等の算出事例の調査により得られた知見や業界団体のマニュアルの情報を整理し、次年度実施する排出量等算出マニュアル改善に向けた準備を行う。また、現在、届出対象外となっている業種の中で化学物質の使用が想定される業種について、実態をアンケート等を通じて調査した上で、新たに対象業種に加えることが適当な業種があるかどうかについての検討を行う。

○ 非点源排出量推計方法等検討及び推計の実施

新たな排出源の追加及び推計精度向上について検討しつつ、さらに、法律に定められた推計を引き続き着実に実施する。

○ P R T R制度普及・啓発事業

P R T R制度は排出量等の把握と集計・公表を通じて、事業者の自主的管理を促進するとともに、関係者間の情報の共有・活用により有害性のある化学物質による環境汚染の防止を図ろうとするものであり、届出が確実かつ正確に行われる必要がある。事業者が届出を確実に実施するため、引き続き制度の普及・啓発を実施する。

3. 施策の効果

制度見直しの際に必要な情報については、既に整理を開始しているところであるが、平成27年度にはこれら整理された情報を用いて、制度見直しのための検討を実施するものである。本施策において実施される調査検討により、今後の見直しへの準備を行い、最新の知見を踏まえた事業者による化学物質管理体制の整備につなげる。

平成27年度予算(案)額 122百万円(101百万円)
支出予定先 民間団体等

PRTR制度の概要

- ・「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法)に基づく化学物質排出移動量届出制度(Pollutant Release and Transfer Register)
- ・事業者は、化学物質自主管理指針に基づき、管理計画を作成するなどして自主管理を促進。
- ・化学物質の排出・移動に関する情報を国が毎年集計・公表

対象事業者：事業者が届出 届出対象外(対象外事業者・家庭・移動体)：国が推計

PRTR制度に関する課題と見直しの主な方向性

平成20年度の制度見直しから7年が経過し、最新の知見や社会動向等を踏まえた見直しが必要。

I. 対象物質の見直し

化学物質の有害性情報やリスク評価に係る最新の知見を活用

II. 一部の非対象業種の対象化妥当性の検討

現行非対象業種の対象化の実行可能性について検討

III. 事業者の排出量の把握手法の改善

算出マニュアルの改善について情報を収集
⇒平成28年度に見直しを検討

IV. 排出量推計手法の改善

届出対象外の排出量の推計方法についての精緻化・拡大の方向性について検討

V. 情報提供のあり方を検討

事業者の化学物質の自主管理に係る取組をより一層促す情報提供のあり方について検討
⇒平成28年度に見直しを検討

平成27年度は法律に定められた制度運用の着実な実施に加え、今後の制度見直しのための調査・検討を実施し、最新の知見を踏まえた事業者による化学物質管理体制の整備につなげる。

全国POPs（残留性有機汚染物質）残留状況の監視事業

134百万円（134百万円）

環境保健部環境安全課

1. 事業の必要性・概要

PCB、DDT、ダイオキシンなどの、分解性が低く生体内に蓄積しやすい化学物質（残留性有機汚染物質：POPs）については、国際的な協調のもと、その製造・使用の廃絶・削減等を行う必要があるため、2001年に「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（以下、「POPs条約」という。）が採択され、2004年に発効した。

POPs条約の締約国としての義務を履行するため、条約対象物質の国内における環境汚染実態の長期継続的な監視と解析・評価等を行う必要がある。

また、東アジア地域のバックグラウンドとされた辺戸岬（沖縄県）で高頻度の監視を行い、POPs条約の有効性評価に役立てる。

さらに、今般中国における深刻な大気汚染問題に関連して、PM2.5などの越境汚染による健康への影響が強く懸念されている中、有害性、難分解性、高蓄積性、そして長距離移動性を特性とするPOPsについても大陸からの影響が懸念される。

大陸からのPOPs流入状況の的確な把握やPM2.5との関連性の情報は、国民の健康に関する安全の確保にあたって、我が国における越境汚染対策を検討する上で重要な基礎資料として役立つものとなることから、特に暖房で石炭などの化石燃料の使用が増加、併せて偏西風の南下により大陸からの影響を強く受ける寒冷期において高頻度の監視を実施する必要がある。

2. 事業計画（業務内容）

（1）POPs条約に基づく国内POPs残留状況の監視

①POPs21物質について、最新の汚染実態を把握するため、国内の大気、水質、底質、生物（魚類、鳥類等）及びヒト生体等のモニタリング調査を実施する。

②東アジア地域のバックグラウンドと位置づけられている辺戸岬（沖縄県）において高頻度（調査頻度：3日間（連続）/月×12ヶ月）の監視を行う。

（2）POPsの越境汚染に係る高頻度監視

国内の人間活動の影響が少なく、かつ日本に対して大陸の影響を確認することに適した場所として、SPMやPM2.5の測定情報が得られる一般環境大気測定局がある五島（長崎県）において、大陸からのPOPs流入状況を的確に把握するために、越境汚染の影響が大きくなる寒冷期に高頻度のPOPs残留状況の監視を実施する。

- 調査地点：五島（長崎県）
- 調査頻度：7日間（連続）/月×6ヶ月

3. 施策の効果

国内及び国際的な環境実態を監視することとした POPs 条約第 11 条に係る義務を適切に履行することによって、得られた情報を POPs 条約第 16 条の条約の有効性評価に役立てるなど、国際的貢献にも寄与する。

また、POPs の越境汚染に係る高頻度モニタリングの実施によって得た情報は、国内における越境汚染対策に活用されるだけでなく、同様に深刻な大気汚染問題を抱える国の周辺国で越境汚染対策を考える上でも貴重な情報となるものであり、国際的貢献にも大きく寄与する。

POPs条約総合推進費 全国POPs(残留性有機汚染物質)残留状況の監視事業

平成27年度予算(案)額 134百万(134百万)、支出予定先 民間団体等

POPs (Persistent Organic Pollutants : 残留性有機汚染物質)

- ①毒性があり ②難分解 ③高蓄積性 ④長距離移動性

調査概要

(1) POPs条約に基づく国内POPs残留状況の監視

全国規模でのPOPsモニタリング調査

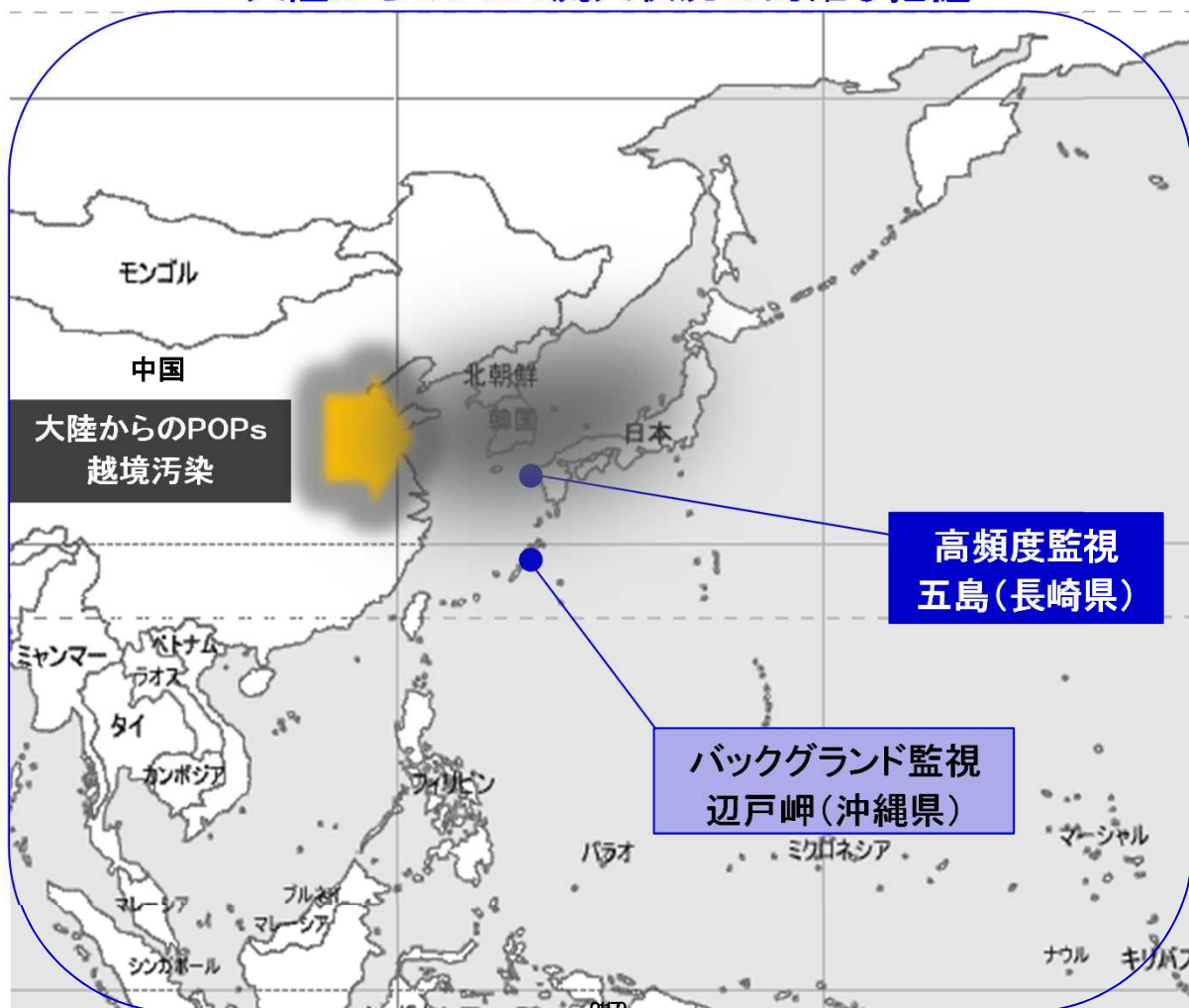
東アジア地域のバックグラウンドとされた辺戸岬(沖縄)での調査

(2) POPsの越境汚染に係る高頻度監視

調査地点：五島(長崎県) ← 国内における人間活動の影響が少なく、大陸の影響を確認することに適しており、SPM・PM2.5を24時間常時監視している一般環境大気測定局

調査頻度：7日間(連続)/月×6ヶ月 ← 越境汚染の影響が大きくなる寒冷期に高頻度調査を実施

POPs条約締約国としての義務を適切に履行
大陸からのPOPs流入状況の的確な把握



1. 事業の必要性・概要

「2020年までに化学物質の製造・使用に伴う人及び環境への著しい悪影響を最小化する」との国際目標（WSSD2020年目標）を達成するため、平成21年に、段階的なリスク評価を行う仕組みの構築など、化学物質審査規制法の改正が行われた（平成22年4月一部施行、平成23年4月全面施行）。

その後、EU等における化学物質管理の強化、国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（SAICM）等の国際的な枠組みにおける取組等、国際的に化学物質管理の強化が進んでいる。一方、我が国の事業者からは、諸外国の制度との整合性の観点からの規制合理化の要望がなされている。

こうした状況を踏まえ、化学物質による人の健康及び生態系へのリスクを最小化するとともに、我が国事業者の競争力向上、国民の安全・安心の確保のため、化学物質審査規制制度の見直しに向けた検討を進める。

2. 事業計画（業務内容）

（1）新規化学物質審査制度の見直し検討（少量新規化学物質、不純物の扱い）

少量新規化学物質や、新規化学物質に含まれる不純物の扱いについて、環境汚染の防止と、事業活動の円滑化及び新規化学物質の開発・審査に係る事業者の負担軽減の両立を図った、より合理的な審査規制制度のあり方を検討する。

（2）化学物質のリスク管理措置に係る調査検討（用途規制、製品規制等）

化学物質の用途により環境への放出量は大きく異なるため、用途に応じて環境リスクを評価し、効率的かつ効果的にリスクを低減する用途規制の手法を検討する。また、有害性の強い高懸念物質を含む輸入製品やバイオサイド等の製品のリスク評価・管理の手法を検討する。

3. 施策の効果

本事業の成果を踏まえて、化学物質による人の健康及び生態系へのリスクを最小化するとともに、我が国事業者の競争力向上、国民の安全・安心の確保のための、化学物質審査規制制度の一層の改革を図る。

化学物質審査規制法（平成21年改正）

- ・ WSSD2020年目標の達成に向けて、全ての工業用化学物質について段階的なリスク評価を行う仕組みを構築
- ・ ハザード評価からリスク評価へと評価の体系を転換

次期化審法改正に向けた具体的措置に関する調査検討

○新規化学物質審査制度の一層の合理化

- ・ 製造数量の少ない場合(少量新規化学物質)や不純物の取扱いなど、より合理的な審査制度を検討

○リスク評価の加速化・高度化の検討

- ・ 化学物質の毒性の推定手法やグループ化によるリスク評価手法を検討・確立

○化学物質の用途・使用方法に応じた対策

- ・ 用途や使用方法に応じたリスク評価・管理手法を検討・確立

○化学物質含有製品への対策

- ・ 高懸念の化学物質を含む輸入製品や、バイオサイド(殺生物剤)等によるリスクの評価手法や規制手法を検討

国際的な化学物質管理強化の潮流に応じた化学物質審査規制制度へ！

- ・ 国民の暮らしの安全・安心の基盤となる化学物質対策を実施
- ・ 化学物質による人健康及び生態系へのリスクを最小化するとともに、国民の安全・安心の確保、我が国事業者の競争力向上のための制度の充実・強化

環境負荷の低減による安全な環境を確保することにより
新たな時代の循環共生型の地域社会の構築に貢献

子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）

4, 520百万円（4, 684百万円）

【26年度補正】 1, 203百万円

環境保健部環境安全課環境リスク評価室

1. 事業の必要性・概要

近年、環境中の化学物質が子どもの心身の健康に与える影響への懸念が広がっている。このため、10万組の親子を対象とした大規模かつ長期のコホート調査「子どもの健康と環境に関する全国調査」（エコチル調査）を実施し、子どもの健康に影響を与える環境要因を明らかにすることにより、適切なリスク管理体制を構築し、安心・安全な子育て環境の実現と少子化対策への貢献に繋げる。

2. 事業計画（業務内容）

本調査は、環境省の企画立案の下に、（独）国立環境研究所がコアセンターとして実施機関となり、（独）国立成育医療研究センターがメディカルサポートセンターとしての医学的支援を行いつつ、全国15地域のユニットセンター（大学医学部等）と協力して実施している。

本調査では、平成23年1月から平成25年度までの約3年間で10万組の親子の参加登録を行い、母体血や臍帯血、母乳などの生体試料を採取保存・分析するとともに、子どもが13歳に達するまで質問票や健康診査等による追跡調査を行うこととしている。

平成23年1月から開始した参加者募集については、平成26年3月に目標参加登録者数である10万人に到達した。

平成27年度においては、追跡調査を本格実施するとともに、平成26年度から開始している詳細調査（全国調査10万人の中から抽出された5千人程度を対象として、医師による健康調査・生体試料採取等）を本格化する。

調査にあたっては、引き続きWHO等の国際機関、デンマーク、ノルウェー等の出生コホート調査を実施している諸外国とも連携・協力の上、実施する。

<スケジュール>

平成22年度 研究計画書の策定、地域での体制づくり、調査実施者の研修等（平成23年1月から参加者募集開始）

平成23年度 参加者募集・登録、追跡調査
データシステムの整備

平成24年度	福島県において調査地域を全県に拡大 参加者募集・登録、追跡調査
平成25年度	参加者募集・登録、追跡調査、試料の分析
平成26年度～	追跡調査、詳細調査、データ・試料の分析
平成39年度	追跡調査終了（最後の参加者が13歳に到達した時点）

3. 施策の効果

本調査の実施により、化学物質等の環境要因が子どもの健康に与える影響を解明することができ、子どもの健康を守るためのリスク管理体制構築を通じて、次世代育成に係る健やかな環境の実現を図ることができる。また、本調査は環境要因に限らず幅広い視点からの子どもの健康研究の共通基盤を提供するものである。

子どもの健康に環境化学物質が与える影響が解明されておらず、子育てへの不安が広がっている。その解明のため、大規模な疫学調査が必要。

事業内容

エコチル調査とは、胎児期から小児期にかけての化学物質曝露が子どもの健康に与える影響を解明するための、長期的・大規模な追跡調査。

10万組の参加登録

※平成26年3月20日、
10万人(母親)に到達

妊娠初期・中期

- ・インフォームドコンセント
- ・妊婦血液、尿の採取
- ・質問票調査



出産時

- ・母の血液・毛髪、父の血液の採取
- ・出生児の健康状態を確認
- ・ろ紙血(出生児)の採取
- ・臍帯血の採取



1ヶ月時

- ・赤ちゃんの毛髪の採取
- ・母乳の採取



13歳の誕生日まで

- ・質問票調査(半年ごと)
- ・面接調査(数年ごと)
- ・環境試料の採取



- ・化学物質等の測定、分析
- ・生体試料の長期保存 等

- ・遺伝要因、生活習慣要因、社会要因等と併せて統計分析

安全・安心な子育て環境の実現



実施体制

環境省

- ・企画立案
- ・各省との連携
- ・国際連携

コアセンター(国立環境研究所)

- ・調査実施の中心機関
- ・データシステムの運営
- ・試料の保存分析、精度管理
- ・ユニットセンター管理・支援

ユニットセンター(全国15地域の大学等)

- ・参加者のリクルートと13歳に達するまでの追跡
- ・生体試料の採取、質問票調査の実施

メディカルサポートセンター(国立成育医療研究センター)

- ・調査における医学的支援

1. 事業の必要性・概要

熱中症による夏期の救急搬送者数は、平成22年度に急増して以来、例年5万人前後で推移し、平成25年度には過去最高の58,729人に達している。しかしながら、平成25年度の熱中症死亡者数は、最も死亡者数の多かった2010年を700名ほど下回り、これまでの取組において一定の成果を上げているものとも考えられるが、熱中症死亡者は未だに約1000人発生しており、予防策の普及啓発は引き続き重要な課題となっている。

このため、これまでに行ってきた自治体や施設等の担当者への講習会については、その内容や対象者を拡充させるとともに、自治体等から非常に高いニーズのあるパンフレット・リーフレット等の活用及び熱中症予防強化月間における官民連携した普及啓発活動の強化を図る必要がある。

2. 事業計画（業務内容）

平成24年度から熱中症対策に係る自治体等担当者向け講習会を開催し、熱中症予防の普及啓発を行ってきたところであるが、熱中症の普及啓発が必要な対象は自治体の担当者だけではないこと等を踏まえ、平成27年度は関係省庁や団体とも連携し、講習会の対象と内容を大幅に拡大する。また、ICT技術を活用し、できる限り多くの地域で受講できるようにする。

また、マニュアルやリーフレット等については、講習会や熱中症予防強化月間の取り組みから熱中症対策への関心が高まり、自治体等からの要望が殺到している状況も踏まえて増刷を行うこととするとともに、熱中症予防強化月間において、各地での官民連携した普及啓発活動を行うことで、熱中症の予防対処法について、さらなる周知を図ることとする。

3. 施策の効果

熱中症の予防対処法について、国民への普及啓発を強化することにより、熱中症による被害を減少させることに資する。

熱中症対策緊急推進事業

平成27年度予算(案)額 45百万円(45百万円)
支出予定先 民間団体等

(熱中症にかかる指導者養成事業)

- 関係省庁と連携し、幅広い分野に対応した、熱中症に関する最新のデータ、知見等を発信するシンポジウムを開催
- ICTを活用したサテライト配信、事後配信等により、これまで対応が難しかった地方での講習会を増やすとともに、場所や時間を気にせずに学習ができる環境を整備



(熱中症に関する普及啓発資料の作成)

- 熱中症について正しい知識を周知するための「熱中症環境保健マニュアル」をはじめとする普及啓発資料を作成し、自治体等に提供
(平成26年度配布実績 5種類合計約200万部)



(熱中症予防強化月間における予防事業)

- 平成25年度に設定した熱中症予防強化月間(7月)におけるイベント活動等を通じ、国民の熱中症に対する意識を高める

国民一人一人の熱中予防についての意識の向上とともに、地域の特性や状況に応じた対策を推進することにより、熱中症による被害者を減少させる。

1. 事業の必要性・概要

花粉症については、患者数が年々増加傾向にあることから、花粉症の発症・増悪の予防に資するため、花粉の飛散状況について国民に対して、地域に応じた予測情報をできるだけ早期かつ正確に、広く一般に向けて提供することについて、大きな期待が寄せられ、これに応えるべく、花粉の飛散メカニズムを含む予測方法の精度向上に向けた検討を行うことなどにより、花粉飛散に関する情報を、より正確に提供していく必要がある。

2. 事業計画（業務内容）

花粉の飛散については、平成16年度から予測を実施してきおり、平成24年度から、飛散直前の最新の予測を利用できるよう公表を3回に増やしたところである。また、平成25年度には最新の知見を反映させた「花粉症環境保健マニュアル2014」を作成し、指導にあたる自治体関係者に配布する等、花粉症についての普及啓発を実施している。

平成27年度においても引き続き、花粉の飛散予測を実施するとともに、花粉症環境保健マニュアルを配布し、普及啓発を実施していく。

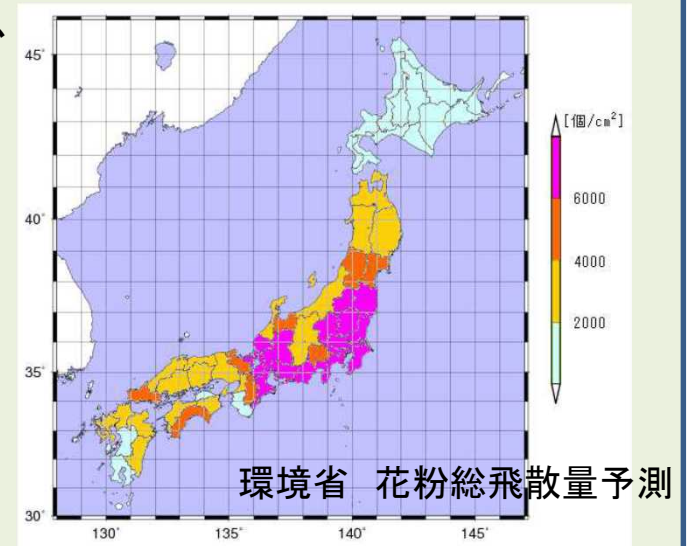
3. 施策の効果

花粉症に関する正確な情報を提供することにより、花粉症の発症や症状の増悪を予防することに資する。

花粉に関する影響評価事業

平成27年度予算(案)額 17百万円 (17百万円) 支出予定先 民間団体等

- スギ・ヒノキ科花粉飛散の長期予測の実施
花粉総飛散量、花粉飛散開始時期、花粉飛散終息時期等の花粉飛散に関する予測を実施する。
- 花粉症及び花粉動態等に係る実態等調査
花粉症の有病率や花粉飛散量等の環境要因と花粉症の症状の増悪との関係について、情報収集し、実態調査を行う。
- 花粉症に関する情報提供
花粉症環境保健マニュアルを用いて、情報提供を行う。



微小粒子状物質（PM2.5）及び光化学オキシダントの総合的な対策の推進
599百万円（598百万円）

水・大気環境局大気環境課

総務課環境管理技術室

1. 事業の必要性・概要

PM2.5 及び光化学オキシダントについては、環境基準の達成率が非常に低く、越境大気汚染の影響も懸念されており、国民の関心も高い。しかしながら、いずれも発生源が多種多様で生成機構も複雑なため、現象の解明が十分ではない。

そのため、平成25年12月に作成した「PM2.5に関する総合的な取組」（政策パッケージ）に基づき、モニタリングの充実、発生源情報の整備・二次生成機構の解明などを行うとともに、シミュレーションモデルの高度化を図り、PM2.5 注意喚起指針の運用改善等、効果的な対策の検討に繋げていく。また、密接に関連する光化学オキシダントも含めた総合的な対策を推進する。

2. 事業計画（業務内容）

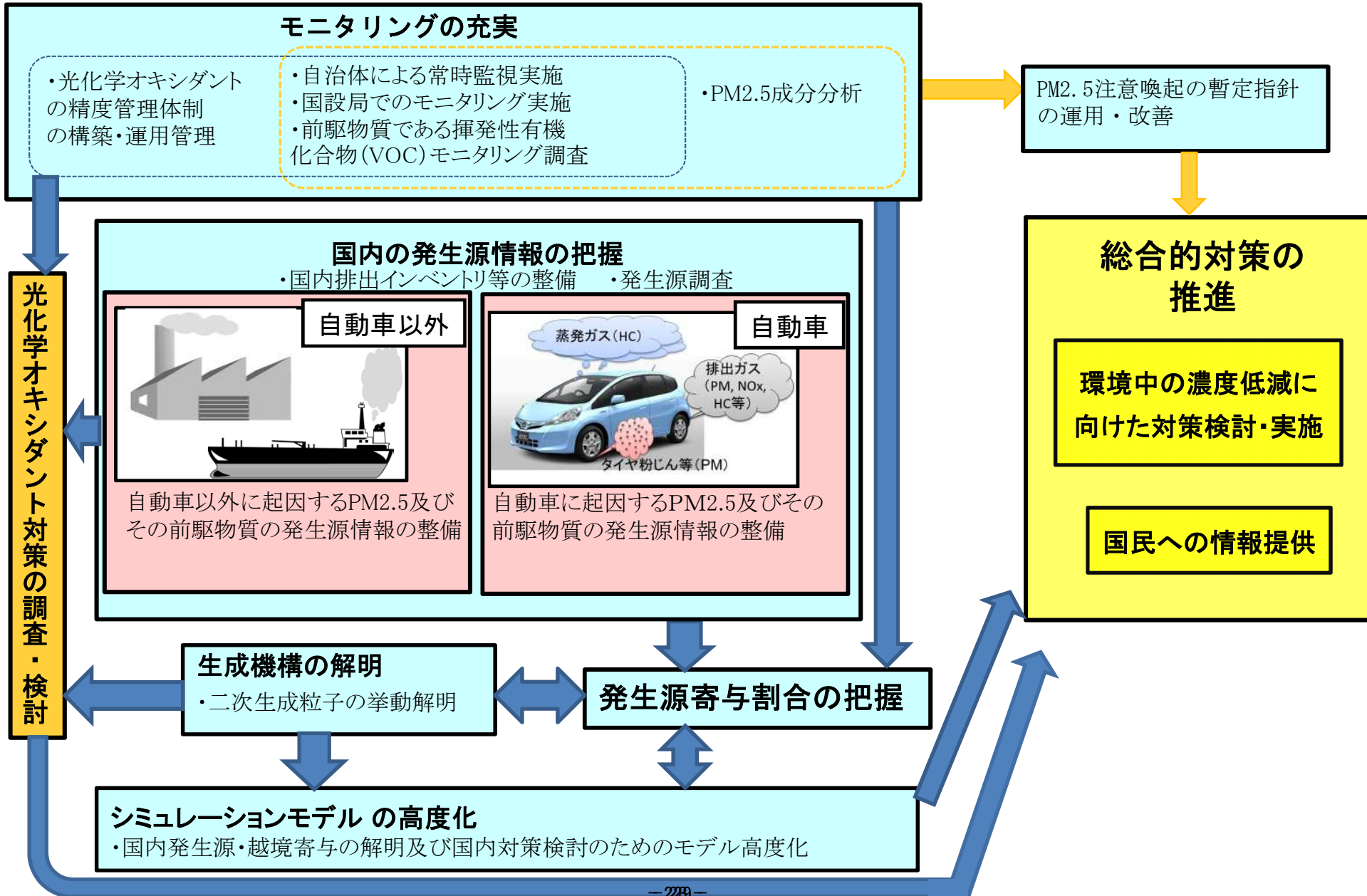
調 査 項 目	H26	H27	H28	H29 以降
(1) モニタリングの充実				→
(2) 発生源の把握・生成機構の解明				
・ 排出インベントリ及び発生源プロファイルの作成 （自動車に起因するPM2.5及びその前駆物質は（5））				→
・ 二次生成粒子の挙動解明				→
・ 発生源寄与割合の把握				→
(3) シミュレーションモデルの高度化			→	
(4) 効果的な対策の検討・実施				
・ PM2.5注意喚起指針の運用改善				→
・ PM2.5対策の検討・実施				→
・ 光化学オキシダント対策の検討				→
(5) 自動車に起因するPM2.5及びその前駆物質の発生源 情報の整備				→

3. 施策の効果

PM2.5 対策及び光化学オキシダント対策を実施し、環境中の濃度を低減させることにより、環境基準達成率が向上するとともに、光化学オキシダント注意報の発令日数も減少し、国民の健康の保護と生活環境の保全に資する。

微小粒子状物質 (PM2.5) 及び光化学オキシダントの総合的な対策の推進

平成27年度予算(案)額 599百万円 (598百万円)



1. 事業の必要性・概要

自動車等の移動発生源について、現行制度の下での排出ガス対策を着実に推進するとともに、大気環境基準の達成状況を評価しつつ、自動車 NOx・PM 法やオフロード法等の制度の点検・見直しを適切に行うことにより、大気環境基準の達成に向けた総合的な対策を推進し、併せて温室効果ガスの効率的な削減を図る。

自動車については、平成 23 年 3 月に自動車 NOx・PM 法の基本方針の変更に伴い設定された新たな目標「平成 32 年度までに対策地域における環境基準の確保」の達成に向けて、自動車大気環境汚染対策を引き続き推進していく。

オフロード車については、平成 23 年の PM 規制強化に続く同 26 年の NOx 規制強化に適正に対応するため、技術課題の検討・使用燃料の調査や、情報管理システムの保守を行い、より効果的、効率的な規制実施を目指すほか、事務・権限の移譲等に関する見直し方針に基づく立入検査体制に関する検討を行う。

船舶・航空機については、我が国における船舶・航空機からの大気汚染物質を実測及びシミュレーション等から推計し、現在及び将来における環境影響の調査・検討を行う。

2. 事業計画（業務内容）

項 目	H26	H27	H28
① 自動車大気汚染対策等推進事業			
ア 自動車大気汚染対策等推進費			→
イ 局地汚染等対策推進費			→
② オフロード特殊自動車排出ガス対策推進事業			
ア 規制強化に係る技術課題等対応検討			→
イ 立入検査等権限付与準備			→
ウ 情報管理システム及びサーバの保守			→
③ 船舶・航空機排出ガス対策検討調査			
ア 欧米の研究及び国際動向調査	→		
イ 実測調査及びメカニズム把握			→
ウ シミュレーション手法の確立			→

3. 施策の効果

二酸化窒素（NO₂）及び浮遊粒子状物質（SPM）に係る大気環境基準の達成、併せて関連する対策の推進により、移動発生源からの温室効果ガス削減を図る。

自動車等大気環境総合対策費

平成27年度予算（案）額：200百万円

前年度：208百万円

支出先：地方公共団体・民間団体等

背景・目的

- 自動車交通量の多い一部の局地では、長期にわたり二酸化窒素等に係る環境基準が未達成。また、船舶や航空機については、自動車に比して排出ガス対策が不十分であり、大気環境の更なる改善のためには十全な移動発生源対策が必要。
- このため、自動車、船舶、航空機等の移動体を発生源とする大気汚染について、現行制度下での排出ガス対策を着実に推進するとともに、大気環境基準の達成状況を評価しつつ、自動車NOx・PM法やオフロード法等の制度の点検・見直しを適切に行うことなどにより大気環境基準の達成に向けた総合的な対策を推進し、併せて温室効果ガスの効率的な削減を図る。

事業概要

①自動車大気汚染対策等の推進

自動車NOx・PM法に基づく基本方針の目標^(※)の達成に向けて、自動車大気環境汚染対策を引き続き推進する。

※現行基本方針の目標

- 平成27年度までにすべての常時測定局において環境基準を達成
- 平成32年度までに対策地域における大気環境基準の確保

<具体的な取組>

総合対策の推進

- 総量削減計画の進行管理（地方委託）
- 常時測定局が存在しない地点における評価方法の検討（簡易測定の実施）
- 自動車走行実態調査
- 環境対応車等の普及促進

局地対策の推進

- 汚染原因の解明、効果的な対策の検討
- パートナーシップを活かした取組の推進

②オフロード特殊自動車排出ガス対策の推進

NOx規制強化を踏まえた技術課題の検討・調査等を行い、より効果的、効率的な規制実施を目指す。また、立入検査体制に関する検討を行う。

<具体的な取組>

規制強化に係る技術課題検討

- 最新オフロード車のエンジン動作特性調査
- 立入検査技術の検討・習得等
- 燃料使用実態調査・検討

地方公共団体への立入検査権限付与への対応

情報管理システム改修・サーバー保守



③船舶・航空機排出ガス対策の検討調査

我が国における船舶・航空機からの大気汚染物質を実測及びシミュレーション等から推計し、現在及び将来における環境影響の調査・検討を行う。

特に、船舶・航空機からのPM等の二次生成物質の影響や生成機構等に係る科学的知見を蓄積する。

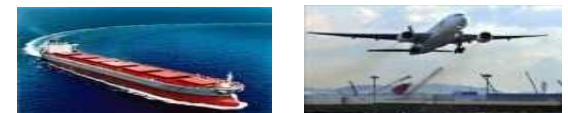
<具体的な取組>

船舶

- 実測調査（オキシダント等）、二次生成物質の影響及び生成メカニズムの把握

航空機

- 不揮発性PMの測定方法の検証



⇒ 平成28年度以降、シミュレーション手法を確立・高度化

1. 事業の必要性・概要

我が国の大気汚染の状況については、自動車排出ガス規制の強化等、種々の大気汚染防止対策が講じられ、改善傾向にあるものの、大都市市域の一部等においては、環境基準が達成されていない測定局がある。一方、公定サイクルを外れた走行条件や実使用条件において排出ガスが増大する事例も報告されており、今後も引き続き排出ガス規制の強化を検討する必要がある。また、微小粒子状物質（PM2.5）よりも粒子径の小さいナノ粒子や未規制物質についても、排出実態を把握し、必要に応じ対策を検討する必要がある。

自動車交通騒音についても、環境基準の達成状況は概ね横ばいの傾向であり、苦情も後を絶たない状況であるため、自動車単体への騒音規制の強化を検討する必要がある。

2. 事業計画（業務内容）

①自動車次期排出ガス規制策定

自動車排ガス規制については、尿素 SCR システムを搭載するポスト新長期規制適合車における実使用環境下を想定した低速走行時の排出ガス後処理装置の制御及び排出ガスの実態について調査を行い、それをもとに大気汚染の寄与度、効果等を算定する。

②交換用マフラーに係る騒音対策強化等調査

マフラー性能等確認制度について、市場における同制度により確認を受けた交換用マフラーの装着実態、普及状況を把握し、制度導入の効果について確認を行う。また、新車の騒音試験法の見直しに併せ、マフラー性能等確認制度の騒音試験法の見直しや、更なる騒音対策強化のために、交換用マフラーの性能実態の把握等の検討を行う。

③自動車からの微小粒子状物質・未規制物質等実態分析及び対策策定

- ・ PRTR 法に基づく排出量算出のために必要なデータを測定するとともに、 N_2O （一酸化二窒素）の排出実態及び尿素 SCR システムを搭載するポスト新長期規制適合車から排出される NH_3 （アンモニア）の排出実態を重点的に調査する。
- ・ また、ナノ粒子については重量ベースの計測方法には技術的な課題があ

ることから、粒子数に着目した評価手法を検討する。

- ・ さらに、高度な排出ガス低減技術が導入されたディーゼル車にバイオディーゼル燃料を使用すると、排出ガス低減性能に影響を及ぼす可能性があることから、その影響を調査する。

④NOx 後処理装置の使用過程での性能確保対策策定

- ・ 使用過程の尿素 SCR システムを搭載する新長期規制及びポスト新長期規制適合車の後処理装置を検証し、性能低下の原因究明を行い、対策を検討するとともに耐久性確保のための試験法の見直しの検討を行う。

	26 年度	27 年度	28 年度
自動車次期排出ガス規制策定			
・ 原単位調査	→		
・ 実使用環境下における排出ガス実態調査	→		
交換用マフラーに係る騒音対策強化等調査			
・ 交換用マフラー騒音性能等調査	→		
・ 現行マフラー性能等確認制度の制度導入効果の確認		→	
自動車からの微小粒子状物質・未規制物質等実態分析及び対策策定			
・ 自動車からの未規制排出ガス・燃料対策関係	→		
・ 自動車からの微小粒子状物質対策関係	→		
NOx 後処理装置の使用過程での性能確保対策策定			
・ 性能低下メカニズムの解明のための調査、検討	→		
・ 後処理装置の性能確保対策の検討		→	

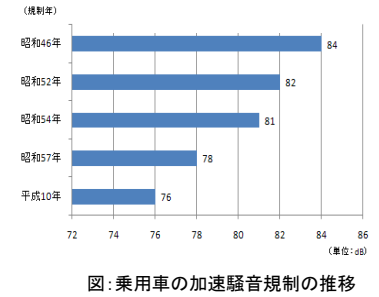
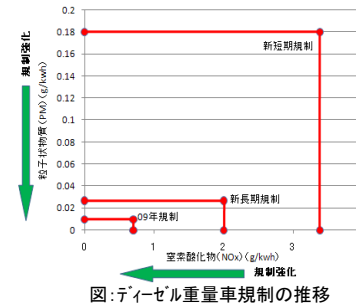
3. 施策の効果

- ・ 実使用環境を考慮した自動車排出ガス・騒音対策等、現行自動車排出ガス
- ・ 騒音規制強化
- ・ 尿素 SCR を搭載した新長期規制適合車への対策や交換用マフラー対策等、使用過程における自動車排出ガス・騒音の低減
- ・ 大気環境等への影響を考慮した未規制の排出ガス・燃料等に対する新たな規制の検討

自動車排出ガス・騒音規制強化等推進費

現状・課題

- 自動車排出ガス・騒音規制の導入及びその強化により環境は改善傾向にあるものの、大気汚染や騒音に係る環境基準が依然として達成されていない状況
NO₂(自排局):99%、騒音(幹線道路):87.6%(H24年度)
- 排出ガス後処理装置等、高度な排出ガス低減技術の導入により排出ガスの性状が変化し、未規制物質が増加する懸念



事業の概要

①自動車次期排出ガス規制策定

- 実使用環境下における排出ガス原単位、大気汚染寄与度・規制による低減効果の調査

②交換用マフラーに係る騒音対策強化等調査

- 現行マフラー性能等確認制度の制度導入効果の確認
- 交換用マフラーの性能実態調査及び試験法の見直しの検討

③自動車からの微小粒子状物質・未規制物質等実態分析

- PRTR法に基づく排出量算定のための未規制物質調査、排出ガス後処理装置導入に伴うN₂O等調査
- PM個数・成分等調査、粒子数による測定方法の検討
- バイオディーゼル使用時排出ガス調査

④NO_x後処理装置の使用過程での性能確保対策策定

- 性能低下メカニズムの解明のための調査、検討
- 性能確保対策の検討

効果

- 実使用環境を考慮した自動車排出ガス・騒音対策等、現行自動車排出ガス・騒音規制強化
- 尿素SCRシステムを搭載する新長期規制適合車への対策や交換用マフラー対策等、使用過程における自動車排出ガス・騒音の低減
- 大気環境等への影響を考慮した未規制の排出ガス・燃料等に対する新たな規制の検討

更なる自動車排出ガス・騒音の低減、環境基準の達成

1. 事業の必要性・概要

交通機関に係る環境基準の達成に向け、騒音及び振動レベルの観測・評価及び対策を講じているが、未だ達成には至っておらず、観測・評価の体制強化を図るとともに、従来から講じられてきた発生源対策等の強化はもとより、総合的な騒音対策の更なる検討が必要である。

新幹線鉄道騒音・振動については、測定評価方法に関する具体的な諸課題について検討を行うとともに、新規に開業する北陸新幹線（長野～金沢）における環境基準等達成状況調査等を行う。

航空機騒音については、平成25年4月より施行された新環境基準による測定・評価方法の検証を実施する。

自動車騒音については、権限移譲に伴い、地方公共団体への支援を継続するとともに、監視結果のとりまとめ作業に必要な体制を確保する。

道路交通振動については、振動の伝搬状況の把握を行うための道路交通振動の評価方法及び予測手法の検討を行う。

2. 事業計画（業務内容）

項 目	H26	H27	H28
① 新幹線鉄道騒音・振動対策、航空機騒音対策の推進			
ア 新幹線鉄道騒音・振動実態調査			→
イ 新幹線鉄道騒音測定・評価方法の検討		→	
ウ 航空機騒音実態調査			→
エ 航空機騒音測定・評価方法の検証			→
② 自動車騒音・道路交通振動対策の推進			→
ア 自動車騒音常時監視報告の結果解析及び地理情報の蓄積・情報提供			→
イ 面的評価支援システムの運用・改良			→
ウ 振動発生源特性の整理			→
エ 振動評価方法の検討			→
オ 振動予測手法の検討			→
カ 振動規制のあり方の検討			→

3. 施策の効果

新幹線鉄道騒音・振動、航空機騒音に係る統一かつ効果的な測定・評価手法を確立し、これら手法に基づき環境基準の達成状況等を把握し、各種対策の効果等をより正確に検証することにより、今後の対策推進を図る。

地方公共団体が行う自動車騒音常時監視事務が適切に行われるよう支援するとともに、監視結果を集計・分析し、全国の状況について適切に情報提供することにより、自動車交通騒音対策の推進を図る。また、居住空間に及ぼす道路交通振動の影響を適切に観測・予測・評価する方法を検討し、実態に即した道路交通振動対策を推進する。

背景・目的

- 交通機関に係る環境基準の達成に向け、騒音・振動レベルの観測・評価及び対策を講じているが、未だ達成に至っておらず、観測・評価の体制強化を図るとともに、従来から講じられてきた発生源対策等の強化、総合的な騒音対策の更なる検討が必要。
- このため、新幹線鉄道騒音・振動、航空機騒音については、統一かつ効果的な測定・評価手法を確立し、これら手法に基づき環境基準の達成状況等を把握し、各種対策の効果等をより正確に検証することにより、今後の対策推進を図る。
- また、自動車交通騒音については、地方公共団体が行う常時監視事務が適切に行われるよう支援するとともに、監視結果を集計・分析し、全国の状況について適切に情報提供することにより、対策の推進を図る。さらに、道路交通振動については、居住空間に及ぼす影響を適切に観測・予測・評価する方法を検討し、実態に即した道路交通振動対策を推進する。

事業概要

① 新幹線鉄道騒音・振動対策、航空機騒音対策の推進

新幹線鉄道騒音・振動については、新規に開業する北陸新幹線等における環境基準等達成状況調査等を行うとともに、測定評価方法に関する諸課題について検討する。

航空機騒音については、平成25年4月より施行された新環境基準による測定・評価方法の検証を実施する。

<具体的な取組>

- 新幹線鉄道騒音・振動実態調査
- 新幹線鉄道騒音測定・評価方法の検討
- 航空機騒音実態調査
- 航空機騒音測定・評価方法の検証



北陸新幹線開業、東海道新幹線の速度向上(いずれもH27.3)に伴う騒音・振動測定



旧環境基準と新環境基準の調査結果の比較により、測定・評価方法の妥当性を検証

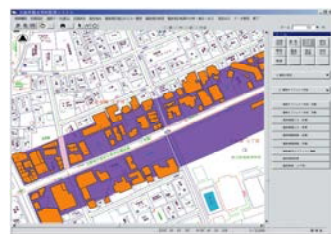
② 自動車騒音・道路交通振動対策の推進

自動車騒音については、権限移譲に伴い常時監視事務を担う地方公共団体への支援を継続するとともに、監視結果のとりまとめ作業に必要な体制を確保する。

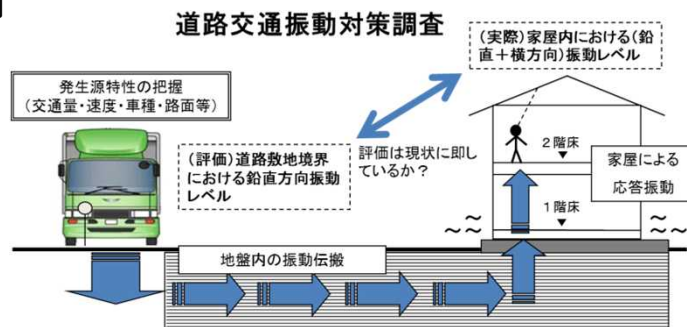
道路交通振動については、振動の伝搬状況の把握を行うための道路交通振動の評価方法及び予測手法の検討を行う。

<具体的な取組>

- 自動車騒音常時監視報告の結果解析及び地理情報の蓄積・情報提供
- 面的評価支援システムの運用・改良
- 振動発生源特性の整理
- 振動評価・予測方法の検討
- 振動規制のあり方の検討



面的評価支援システムの運用・改良



1. 事業の必要性・概要

騒音・振動対策は、生活環境保全上の支障を防止するため、騒音規制法及び振動規制法に基づき施策を講じてきた。近年、これらの施策の効果や環境意識の高まりにより、全体的な騒音・振動レベルが低下してきているところであるが、法律制定時に想定していた状況とは異なる、元々静穏な地域における低騒音の施設に対する苦情や、低周波音に関する苦情が多く発生している。

これまで、国民向けに近隣騒音や低周波音に関するリーフレットを作成・公開し、また地方公共団体職員が苦情対応の際に使用できる「低周波音問題対応の手引書」を公表するなど、対策を講じてきたところであるが、増加する騒音・振動に係る問題の苦情に対応するため、これまでの施策を進め、静穏な環境における苦情実態や必要な対策手法、考え方を整理していく必要がある。

2. 事業計画（業務内容）

①騒音・低周波音の対応に関する検討

これまで風力発電施設から発生する騒音等について調査・検討を実施し、施設特有の音の性質や、設置場所の環境等により苦情が変化することが判明した。そのため、風力発電施設の騒音苦情において、音の性質等に起因する苦情が多いと見受けられることから、生活環境維持に必要な情報について収集・検討を行うとともに、騒音、低周波音の正しい知識について、積極的な情報発信を実施する。

②騒音・振動の新たな対策手法の推進に係る検討

これまで、社会反応調査や対策技術等の情報収集を実施してきたところ、地域の騒音暴露状況や把握状況から、最新の科学的知見を反映したものに見直し、騒音施策の達成状況を的確に把握できるよう、検討を実施する。

③様々な社会的状況の変化に対応した騒音施策の推進

現在、環境基準の類型指定がなされていない地域の実測調査を行い、静穏な地域における騒音問題対策について推進する。また、近隣騒音の状況を把握するため、現在条例で措置を講じられている深夜騒音や拡声器騒音等の実態を把握し、法規制の必要性等について検討を行う。

3. 施策の効果

調査検討により判明した事項について、様々な措置を講ずることで、苦情件数が低減されるとともに、より良好な環境を維持することができる。

また、正確な知識や対策等について積極的に情報発信することにより、現在騒音・低周波音の苦情がよせられている風力発電施設等について、国民の不安を解消するとともに、地方公共団体や事業者がより適切な対応を実施することが可能となる。



事業目的・概要等

背景・目的

- 環境意識の高まり等により、騒音・振動レベルが低下
- 静穏な地域において、低騒音・振動の施設に対する苦情が増加
- これまでの調査検討により、音量ではなく音の性質等に起因する苦情を確認

事業概要及びスキーム

騒音・振動公害防止強化対策を行うため、以下について調査検討する。

- ①騒音・低周波音の対策
- ②騒音・振動の新たな対策手法の推進
- ③様々な社会的状況の変化に対応した騒音施策の推進

請負対象：民間団体
支出予定先：民間団体

- ① これまで調査・検討をしてきた風力発電施設からの騒音・低周波音の調査結果を踏まえ、現在苦情が発生している施設について、音質等に注目する。実態調査を実施し、生活環境維持に必要な情報について整理するとともに、正確な情報について積極的に発信する。
- ② 地域の騒音暴露状況や把握状況を整理し、現在の環境基準について、最新の科学的知見を踏まえ、見直しの必要性も含めて、検討を実施する。
- ③ 現在、環境基準の類型指定がなされていない地域(工業専用地域、市街化調整区域等)の実測調査を行い、静穏な地域や規制の対象とされていない地域における騒音問題対策について整理し、必要な対策や考え方の整理を実施する。

期待される効果

- 苦情件数の低減
- より実態に即した、きめ細やかな施策の展開

- ・ 積極的な情報発信により、事業者の対策手法や地方公共団体の苦情対応力の向上
- ・ 生活環境の向上

- ・ より実態に即した評価指針、手法により、必要な防音・防振対策の推進

1. 事業の必要性・概要

平成 26 年 6 月 6 日に P C B 廃棄物処理基本計画（以下、「基本計画」という）の変更を行い、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（J E S C O）の処理期限を延長した。

基本計画の変更にあたっては、地元にとって、迷惑施設でもある P C B 処理施設の操業延長や、エリア外からの廃棄物の受け入れを伴うため、地元自治体にあらかじめ了承してもらうべく調整を行った。

その結果、各地元自治体から基本計画の変更の受入条件として、J E S C O に対し「一日でも早い処理完了」、「安全を第一とした適正かつ確実な処理」が求められている。

このために施設の改造等により処理を加速化し、長期保全計画や定期点検の結果に基づき、適切な財政措置を講じ、設備・機器の更新・補修を確実に行う必要がある。

2. 事業計画（業務内容）

次に掲げる J E S C O の処理施設の改造、点検、補修に係る費用の一部を補助する。

（1）処理促進のための改造

比較的長期間処理にかかる見込みの機器について処理能力を増強するため、比較的早期に処理が終わる見込みのラインを改造する。

また、従来行ってきた小規模な改造を引き続き積極的に行い、処理のボトルネックとなっている設備等の処理能力を向上させる。

（2）補修又は更新

操業期間の経過に伴う経年劣化を踏まえ、設備の安全性について点検し、処理施設内の各設備について必要な補修又は更新を行う。

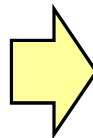
3. 施策の効果

P C B 廃棄物の安全を第一とした適正かつ確実な処理の確保を図る。

PCB処理施設整備事業

27年度予算(案)額:3,800百万円 (4,000百万円)
交付先:中間貯蔵・環境安全事業株式会社

- 1970年代より民間によりPCB処理施設の立地の取組がなされるが、実現せず。
- 国際的には、ストックホルム条約で平成40年までの処理が求められている。



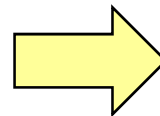
- PCB廃棄物特別措置法(平成13年施行)により、国が中心となって施設整備(国の基本計画で、拠点的広域処理施設の整備・運営をJESCOを活用して行うことを明記)
- 処理期限までの処理が義務づけ

PCB廃棄物処理基本計画の変更(平成26年6月6日環境省告示第75号)

- 日本全体のポリ塩化ビフェニル廃棄物を一日でも早期に処理する必要がある。

【JESCOのPCB処理施設設置自治体からの受入条件(抜粋)】
一日でも早く処理完了させることを旨として、関係者が総力を挙げて早期に処理を行うこと。

【基本計画抜粋】
○JESCOによる拠点的広域処理施設の処理体制
JESCOの各事業所においては、設備の改造に加え、一部の処理対象物については、従来の事業対象地域を越えて各事業所の処理能力を相互に活用して処理を行い、処理の促進を図ることとする。

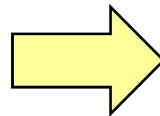


- 施設の改造を行い、処理能力の向上を図る。

- 操業期間の延長に伴う経年劣化の進行も想定されることから、従来にも増して、経年劣化を踏まえた計画的な点検・補修又は更新を行う必要がある。

【JESCOのPCB処理施設設置自治体からの受入条件(抜粋)】
長期保全計画や定期点検の結果に基づき、適切な財政措置を講じた上で、設備・機器の更新・補修を確実にすること。

【基本計画抜粋】
○JESCOの取組
今後は特に処理設備の経年的な劣化を考慮し、処理施設の保守点検を計画的かつ確実に行うことが重要である。このため、日常点検及び年一回の定期点検を確実に行うとともに、部品や設備が計画的に更新されるよう各事業ごとに長期設備保全計画を策定し、これらに基づく設備の更新を着実にやっていくこととする。
○国の取組
JESCOが行う拠点的広域処理施設の補修・点検・更新に対し資金の補助を行うことを通じ、当該処理設備の健全な維持を確保するものとする。



- 設備の安全性の点検や補修又は更新を行う。

PCB廃棄物処理設備のPCB除去・原状回復事業費

1,000百万円(3,000百万円)

【26年度補正】 2,000百万円

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1. 事業の必要性・概要

PCB廃棄物特別措置法において、国がPCB廃棄物の処理施設の整備を行うこととされており、これまで中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）を活用し、全国5箇所においてPCB廃棄物の拠点的広域処理施設の整備を行った。平成26年6月に変更されたPCB廃棄物処理基本計画によれば、各施設は遅くとも平成37年度までには処理を完了し、その後は処理設備について、すみやかにPCBを除去し、処理施設のある土地を有効に活用できるようにするための原状回復を行う必要がある。

一部地域においては平成34年度から本格化する処理設備のPCB除去及び土地の原状回復を行うことを確実にするため、中間貯蔵・環境安全事業株式会社においては、必要な費用に充てるための財源を毎年引き当てていく必要がある。

2. 事業計画（業務内容）

中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対し、処理施設のPCB除去及び撤去を行うための資金を出資する。

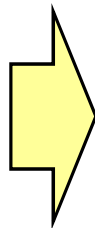
3. 施策の効果

PCB廃棄物処理施設の処理終了後の設備のPCB除去及び原状回復を確実にかつ速やかに実施

PCB廃棄物処理設備のPCB除去・原状回復事業費

27年度予算(案)額:1,000百万円(3,000百万円) 26年度補正予算額:2,000百万円 支出先:中間貯蔵・環境安全事業株式会社

- 1970年代より民間によりPCB処理施設の立地の取組がなされるが、焼却処理方式による施設立地は、地元から排ガスが忌避され30年間実現せず(39戦39敗)。
- 国際的には、ストックホルム条約で平成40年までの処理が求められている。



- PCB廃棄物特別措置法(平成13年施行)により、国が中心となって施設整備
- JESCO(政府100%出資)を設立し、化学処理方式による処理施設の整備に着手

特措法施行後

- 地元で反発がある中、国や自治体が協力して丁寧な説明(最初の北九州では100回以上の説明会)を行い、処理施設を整備。
- JESCOは、トランス・コンデンサについて、北九州事業所(H16)、大阪事業所(H18)、豊田事業所(H17)、東京事業所(H17)、北海道事業所(H20)を整備
- その後、安定器処理のためプラズマ熔融処理設備を、北九州事業所(H21)、北海道事業所(H25)に整備



北九州事業所



大阪事業所



豊田事業所



東京事業所



北海道事業所

- **施設整備は、PCB処理装置については国費100%で整備、建屋や管理棟はJESCOが自らの資金調達して整備。**

現状

- トランス・コンデンサ等で約5割の処理が完了。
- 当初平成27年までの処理を計画していたが、追加的な安全対策等により処理の進捗が遅れていた状況を踏まえ、平成26年6月6日にPCB廃棄物処理基本計画の変更の告示をおこなった。
- 変更後の基本計画において、今後新たに生じる廃棄物の処理や処理が容易ではない機器の存在等を踏まえ、事業終了のための準備を行うため準備期間が各事業所ごとに設けられた。

将来の解体撤去

- 北九州事業所の高圧トランス・コンデンサ等の事業終了準備期間が平成31年4月1日から平成34年3月31日までされており、平成34年以降各事業所の解体撤去が本格化する見込み。
- 処理完了後、地元からは、すみやかなPCB除去・原状回復が求められている。
⇒処理施設もPCB汚染物として適正に処分する必要がある。
- 処理費(国費)は非常に多額であるため、計画的に準備する必要がある。
- 監査法人からは、早期の引き当てを求められている。



**将来の適正かつ速やかな
PCB除去・原状回復を確
実にするため、JESCOに出
資**

1. 事業の必要性・概要

平成 26 年 6 月 6 日に P C B 廃棄物処理基本計画（以下、「基本計画」という）の変更を行った。

新しい基本計画では 5 地域の間蔵・環境安全事業株式会社（J E S C O）の処理施設の処理能力を相互に活用するとともに、蛍光灯安定器等の処理を北九州市及び室蘭市に集約することなどとしたが、5 施設の地元自治体にとって、迷惑施設でもある P C B 処理施設の操業延長や、エリア外からの廃棄物の受け入れが伴うため、地元自治体にあらかじめ了承してもらうべく調整を行った。

その結果、各地元自治体から基本計画の変更の受入条件として、J E S C O に対し「処理期間の再延長はせず一日でも早く処理を完了すること」等が求められている。

また、基本計画においては「J E S C O における安全を第一とした適正かつ確実な処理」、「一日でも早い処理完了に向けた処理促進策」、「微量 P C B 汚染廃電気機器等の処理」に係る取組を挙げており、これらの取組を推進する必要がある。

2. 事業計画（業務内容）

（1）未届出物の掘り起こしについて

未把握の P C B 廃棄物の掘り起こし調査の全国展開のために必要な調査手法や掘り起こし調査の効率化手法、調査を効率的に行うための保管事業者・未把握の P C B 廃棄物排出事業者への普及啓発手法を検討・実施する。また、関係機関による連絡協議会を開催し、掘り起こし調査の円滑かつ着実な実施を図る。

（2）微量 P C B 汚染廃電気機器等の処理について

微量 P C B 汚染廃電気機器等について、処理技術の評価や施設の認定を行い、無害化処理認定制度の着実な運用を図る。また、P C B 汚染油を抜いた容器の取扱等に、安全を確保し環境汚染の防止を図りつつ、合理的かつ効率的な処理方策の検討を行う。

3. 施策の効果

P C B 廃棄物の適正かつ確実な早期処理の確保、加速化

PCB廃棄物適正処理対策推進事業

27年度予算(案)額:166百万円(133百万円)

支出予定先:民間団体等

特措法施行から10年が経過

- 高圧トランス・コンデンサ等については、現在の処理ペースを続けた場合最大平成49年まで処理に時間がかかってしまう。
- 安定器については、北九州と北海道以外の地域では処理体制の見込みが立っていない。
- 法の施行後に判明した微量PCB汚染廃電気機器等の処理促進が急務

- 1970年代より民間によりPCB処理施設の立地の取組がなされるが、実現せず。
- 国際的には、ストックホルム条約で平成40年までの処理が求められている。

- PCB廃棄物特別措置法(平成13年施行)により、国が中心となって施設整備(国の基本計画でJESCO活用を明記)
- 処理期限までの処理が義務づけ

PCB廃棄物処理基本計画の変更(平成26年6月6日環境省告示第75号)

	基本計画抜粋	今後の取組
JESCOでの一日でも早い処理完了に向けた処理促進	国は都道府県市と連携し、保管事業者及び使用製品を使用する事業者に対する計画的な処理の必要性を周知するとともに使用中の使用製品やポリ塩化ビフェニル廃棄物の把握に努め、処理の時期の確認を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ● 未把握のPCB廃棄物の掘り起こし調査の全国展開のために必要な調査手法検討・実施 ● 掘り起こし調査の効率化手法、保管事業者・未把握のPCB廃棄物排出事業者への普及啓発手法検討・実施 ● 掘り起こし調査を円滑に進めるための関係機関による連絡協議会の開催
微量PCB汚染廃電気機器等の処理	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃棄物処理法第14条の4又は第15条に基づき都道府県知事が特別管理産業廃棄物処理業の許可又は産業廃棄物処理施設の設置の許可を行うことに加えて、同法第15条の4の4に基づき環境大臣が無害化処理の認定を行うことにより、処理体制の整備を図ることとする。 ● 国は、処理施設の円滑な整備、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の無害化処理技術の評価及び微量のポリ塩化ビフェニルの汚染状況の確認に対する支援を行うこととする。 ● 微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の処理が合理的に進むよう、使用中の使用製品に対する課電自然循環洗浄法等の適用の枠組みの早期構築について検討するとともに、絶縁油の抜油後の筐体について、安全かつ合理的な処理方策について検討を進めることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 無害化処理技術の評価 ● 無害化処理認定施設の認定 ● PCB汚染油を抜いた容器の取扱等、合理的かつ効率的な処理方策の検討

水銀条約の締結に必要な環境上適正な水銀廃棄物処理体制の整備等事業

140百万円（50百万円）

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
適正処理・不法投棄対策推進室
廃棄物対策課

1. 事業の必要性・概要

金属水銀はこれまで有価物として取引されてきたが、2013年10月の外交会議にて水銀に関する水俣条約が採択され、水銀の使用用途が制限されることにより、中長期的に廃棄物として取り扱う必要が生じることが想定される。これらの水銀廃棄物の処理方策を確立し、環境上適正な管理を確保する措置を講ずることが求められている。

2. 事業計画（業務内容）

- ・水銀含有廃製品等の既存の回収スキームについて調査・検証し、関連自治体・業界へのヒアリング、有識者による検討会での議論等を踏まえ、一般廃棄物・産業廃棄物のモデル回収スキームについて検討する。
- ・国内外の水銀安定化・固形化技術の調査・検証を行い、これらの技術を用いた実証試験を行う。また、水銀処理物の長期安定性についても知見の充実を図り、処分場の廃止基準や長期管理のあり方を検討する。
- ・水銀処理技術については、我が国がリードを務める予定のバーゼル条約水銀廃棄物技術ガイドラインの更新作業に貢献するほか、途上国の水銀廃棄物の環境上適正な管理の能力向上を図る。
- ・廃棄物の焼却施設等において、連続測定等により水銀挙動を把握し、廃棄物の種類に応じた水銀の排出特性及び排ガス処理設備による水銀除去率、燃焼条件、残さへの移行等について検証し、水銀の大気排出を抑制するために効果的な方策等について検討する。

3. 施策の効果

- ・水銀条約発効に伴い、中長期的に廃棄物として取り扱う必要が生じることが想定される水銀について、環境上適正な管理を確保する。
- ・水銀廃棄物の処理に係る知見を国際的に提供し、我が国の処理技術の国際的な展開を図り、地球規模での環境負荷低減に資する。

水銀条約の締結に必要な環境上適正な水銀廃棄物処理体制の整備等事業

平成27年度予算(案)額140百万円(50百万円)

		H25	H26	H27	H28	H29～
水俣条約		条約採択(10月熊本)		条約締結見込み	条約発効見込み	
		<p>パーゼル条約技術ガイドラインの更新</p> <p>水銀廃棄物の閾値、附属書の議論</p>			<p>COPにて、閾値の決定、環境上適正な管理に関する附属書(第11条3項)の採択</p>	
国内法措置 (廃棄物処理法)		<ul style="list-style-type: none"> 水銀廃棄物の定義の検討 処理基準の検討 水銀安定化施設の技術基準の検討等 		関係法令の改正予定	関係法令の施行予定	
本事業	水銀回収スキームの検討		水銀含有廃製品等からの水銀回収スキームの検討等		水銀回収の普及	
	処理技術の検討	<ul style="list-style-type: none"> 金属水銀の安定化・固形化技術の調査検討 水銀処理過程における環境影響調査 最終処分場における水銀処理物の長期挙動の調査研究 水銀含有廃製品の溶出試験、回収・処分方法の検討等 				
	国際的な展開		パーゼル技術ガイドライン更新の検討等		世界的な水銀廃棄物の適正管理の推進	
	水銀排出抑制方策の検討			水銀挙動の把握 水銀排出抑制		

産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金

348百万円（206百万円）

【26年度補正】 2,304百万円

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課
適正処理・不法投棄対策室

1. 事業の必要性・概要

産業廃棄物の不法投棄等については、依然として、毎年度新たな事案が判明しており、平成24年度末時点で約2千万トンの事案が残存している。そのうち現に生活環境保全上の支障又はそのおそれがあるものについては、都道府県等において、可能な限り早期に支障除去等を行為者等に対して実施させている。しかしながら、行為者等の資力が乏しい場合や所在が不明の場合等は、都道府県等が行政代執行により支障除去等事業を実施せざるを得ないケースが生じており、都道府県等に対して当該事業に係る費用の一部を補助する。

2. 事業計画（業務内容）

廃棄物処理法及び産廃特措法に基づき、産業廃棄物の不法投棄等事案について、都道府県等が行う支障除去等事業に対する財政支援を実施する。

3. 施策の効果

不法投棄等事案による生活環境保全上の支障等を除去する。

産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金

27年度予算(案)額： 348百万円 (206百万円)
26年度補正予算額： 2,304百万円

●既に発生した不法投棄・不適正処理への対策

- 不法投棄等は行為者が生活環境保全上の支障を除去するため、原状回復を行うことが原則。
- 行為者が不明あるいは資力がない場合には、都道府県等が代執行により支障除去等事業を実施。



都道府県等の要請があれば財政支援を実施。

産廃特措法に基づく支援

(平成10年6月16日以前の不法投棄等事案が対象)

- 産廃特措法は、平成24年度まで10年間の限時法として立法措置→平成34年度まで期限を延長する改正法が平成24年8月10日に成立。
- 産廃特措法に基づき、平成25年3月31日までに環境大臣に協議し、同意を得た各都道府県等が実施する特定支障除去等事業へ支援

補助対象: 都道府県、政令市
補助率: 有害廃棄物1/2、その他1/3

廃棄物処理法に基づき設置した基金による支援

(平成10年6月17日以降の不法投棄等事案が対象)

- 国・都道府県等・産業界が支障除去等事業の事業費を負担(3:3:4)。
- 各都道府県等は、国・産業界が出えんする基金からの支援を受けて支障除去等事業を実施。

補助対象: 産業廃棄物適正処理推進センター
補助率: 定額

有害性が懸念される廃棄物の適正処理等調査検討事業

42百万円（29百万円）

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
適正処理・不法投棄対策室

1. 事業の必要性・概要

国際的な化学物質等に係る規制（ストックホルム条約等）の新たな対象となる化学物質を含め、環境中で有害性等が懸念される化学物質等を含む廃棄物の適正処理について、的確な対応が求められている。

このため、国際的な動向も踏まえつつ、廃棄物処理法に基づき、製品の製造・使用段階を含めたライフサイクル全体での有害廃棄物の発生抑制・適正処理を可能とする取組を検討する。

2. 事業計画（業務内容）

（1）有害性が懸念される廃棄物の発生抑制・適正処理のための取組の検討

2015年5月に開催予定のストックホルム条約締約国会議において、同条約の規制対象物質とすると勧告される予定の物質（塩素化ナフタレン、ヘキサクロロブタジエン、ペンタクロロフェノール）や、国内の環境基準が変更等される可能性のある化学物質（トリクロロエチレン等）など、有害性が懸念される化学物質を含む廃棄物について、処理実態の詳細を把握した上で、廃棄物処理法に基づき、適正処理を徹底するための方策について調査・検討を行う。

（2）POPs廃棄物の環境上適正な管理に関するガイドライン対応

バーゼル条約の下で改訂作業が進められているPOPs廃棄物の環境上適正な管理に関する各種ガイドラインに対し、我が国の適正処理技術に関する情報を適切にインプットするとともに、ガイドラインの内容を踏まえた適正処理方策を検討する。

（3）感染性廃棄物等の適正処理の確保

感染性廃棄物等の適正処理に関する取組実態のフォローアップを行い、必要に応じてマニュアル等の見直しを行う。また、感染性廃棄物等の適正処理を徹底するための取組を推進する。

3. 施策の効果

環境中での有害性等が懸念される化学物質等の廃棄に伴うリスクを低減し、生活環境保全上の支障の未然防止を図ることで、安全・安心な社会を構築する。

有害性が懸念される廃棄物の適正処理等調査検討事業

平成27年度予算（案）額42百万円（29百万円）

目的

国際的な動向も踏まえつつ、環境中で有害性等が懸念される化学物質等を含む廃棄物の適正処理を確保し、生活環境保全上の支障の発生を未然防止を図る。

主な事業内容

○ 有害性が懸念される廃棄物の発生抑制・適正処理のための取組の検討等

- ストックホルム条約の規制対象候補物質や、国内の環境基準が変更等される可能性のある化学物質など、有害性が懸念される化学物質を含む廃棄物について、処理実態の詳細を把握した上で、廃棄物処理法に基づき、適正処理を徹底するための方策について調査・検討を行う。

有害性が懸念される化学物質の例

ストックホルム条約の規制対象候補物質(2015年5月のCOP7へ勧告される予定)	
物質名	主な用途
塩素化ナフタレン	エンジンオイル添加剤、防腐剤、電気絶縁材、黒鉛電解板、木材注入材
ヘキサクロロブタジエン	溶媒
ペンタクロロフェノール	農薬、殺菌剤、防腐剤

- バーゼル条約下で改訂作業が進められているPOPs廃棄物の環境上適正な管理に関する各種ガイドラインに対し、我が国の適正処理技術に関する情報を適切にインプット・ガイドラインの内容を踏まえた適正処理方策を検討する。

○ 感染性廃棄物等の適正処理の確保

「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」等に基づく取組実態の把握、フォローアップ等を通じて、感染性廃棄物等の適正処理を徹底するための取組を推進する。



環境中での有害性等が懸念される化学物質の廃棄に伴うリスクを低減
生活環境保全上の支障の未然防止を図り、安全・安心な社会を構築

1. 事業の必要性・概要

2011（平成23）年のCOP17において、全ての国に適用される法的枠組みを2015（平成27）年までに採択し、2020（平成32）年から発効させることが合意された。2015年末に予定されているCOP21は、2020年以降の法的枠組みの合意を行うものであり、2015年は、気候変動国際交渉始まって依頼の大きな転換点として位置づけられている。このため、我が国としての新枠組みや制度設計に関する提案を行う必要がある。

また、2010（平成22）年のCOP16において採択されたカンクン合意は、我が国が目指す法的枠組みの土台となるものであるため、これに基づき開発途上諸国での排出削減を着実に実施することが重要である。そのために必要な能力向上や体制の構築等に資する取組を行う。

2. 事業計画（業務内容）

（1）国際交渉戦略検討事業

①将来枠組み検討経費

2015年合意に向け、各国が提出する削減目標案等の分析、枠組みの詳細設計に関する日本の具体的な提案の検討等を行い、2020年以降の枠組み合意に貢献する。

②将来枠組みの構築に向けた戦略的対話・検討及び調査経費

各国・関係機関との意見交換を行いつつ我が国からの提案を発信するためのワークショップを開催する。また、米国、中国等の主要国との間で戦略的対話を加速させ、我が国からの提案を行い、他国と連携した枠組みづくりに貢献する。

（2）カンクン合意の実施事業

①カンクン合意に基づく途上国支援事業

温室効果ガス削減対策や気候変動への適応策の立案・実施能力向上を目的としてアジア太平洋諸国を対象としたセミナーを開催し、各国の政策動向等に関する意見交換等を行う。

②緩和の実施のために必要な国際支援事業

カンクン合意により設立された緩和の実施支援のための国際的な組織等の活動に貢献する。

3. 施策の効果

2015年末のCOP21における、全ての国に適用される公平かつ実効的な法的枠組みの構築。

背景・目的

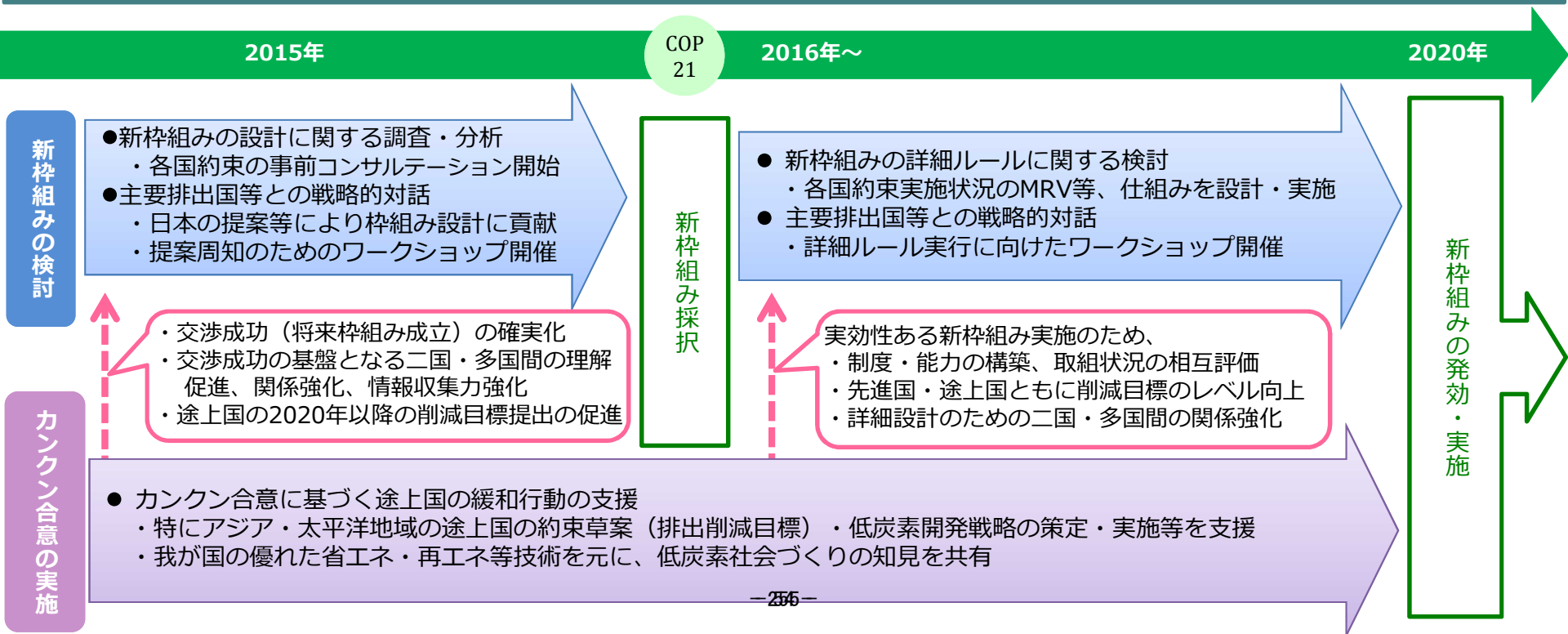
- **2015年末のCOP21**（第21回気候変動枠組条約締約国会議）は、**2020年以降の法的枠組みを採択する予定**。すべての国が参加する公平かつ実効的な枠組みの構築に向けて、各国の考えや交渉ポジションを的確に把握・分析し、我が国としての枠組みのあり方や具体的な制度設計に関する提案を行うことが必要。
- 2020年の新枠組み発効までは、2010年に採択された**カンクン合意**の下で、**途上国の削減行動の準備・実施を促進**し、世界全体の排出削減を進めることが必要。

事業概要

- 将来枠組みの設計に関する調査・分析
- 各国の2020年以降の約束草案（削減目標等）の分析
- 将来枠組みの構築に向けた戦略的対話・検討及び調査
- カンクン合意に基づく途上国の緩和行動の支援
- 国際会議（COP等）現地作業支援

期待される効果

- 気候変動枠組条約下の**国際交渉において、我が国から積極的に働きかけ**、途上国における排出削減支援を行うことにより、**世界全体における確実な排出削減**に貢献。



いぶき（GOSAT）観測体制強化及びいぶき後継機開発体制整備

【26年度補正】 400百万円

地球環境局総務課研究調査室

1. 事業の必要性・概要

○ 事業の概要

温室効果ガス専用の観測衛星である「いぶき」（GOSAT）は、環境省、宇宙航空研究開発機構（JAXA）及び国立環境研究所（NIES）により共同で開発され、2009（平成21）年の打ち上げ以降、順調に観測を続けている。GOSATは温室効果ガスの全球データを観測することにより、気候変動の科学的知見を世界に提供し、各国の気候変動政策への貢献が期待されている。環境省では、今後も科学的知見の集積及び国際貢献を継続するため、文部科学省と協力し、2017（平成29）年度打ち上げを目標として2012（平成24）年度よりGOSAT後継機の開発に着手している。

○ 事業の必要性

①気候変動の科学に対する貢献

二酸化炭素及びメタンの大気への排出・蓄積による温暖化等の地球システムへの影響の科学的評価のためには、全球において、森林等の陸面、海面におけるこれら温室効果ガスの吸収・排出の地域的な収支や、温暖化によってその収支がどのように変化するか等の炭素循環の解明が極めて重要である。このためには二酸化炭素及びメタンの全球的・継続的な観測が必要であるが、地上における観測点は世界に約300か所程度に過ぎず、地球上の広大な観測の空白域を埋めるには衛星観測が必須である。このため、「いぶき」及び観測精度と密度を飛躍的に向上した後継機により、継続的・体系的に衛星観測を行う。

②全球的な気候変動政策への貢献

気候変動リスクの一つとして熱帯林や永久凍土等における炭素循環の大規模な変化が懸念され、地球環境の変動の監視による早期検出が極めて重要である。また、2050年の世界温室効果ガス排出量半減の促進の観点から、地域別の二酸化炭素の吸収排出量推定（REDD+（途上国における森林減少・劣化の回避による排出の削減）の効果、主要排出国の削減行動の評価）を精度良く行う必要性が高まっている。このため、「いぶき」及び後継機により、継続的・体系的な観測体制を確立する。

③地球観測における国際責任

全球地球観測システム（GEOSS）や全球気候観測システム（GCOS）を担う「い

ぶき」による観測連携を後継機によって継続することが宇宙・科学技術先進国の責任である。このため、後継機を開発し、現行の国際協力を継続し、2014(平成26)年7月に二酸化炭素の観測衛星 OCO-II の打ち上げを行った米国等各国との連携強化を目指す。

④JCM 対象事業の推進

「いぶき」後継機では衛星データ等を利用して二酸化炭素等の排出を大都市単位、大規模排出源単位で把握し、二国間クレジット制度(JCM)等のマクロな効果を検証し、JCM 対象事業の実施を後押しする。

2. 事業計画(業務内容)

(1) 観測・データ処理過程の統合的高度化

地上観測・データ処理過程の統合的高度化のためにスパコンの導入を行う。また、REDD+の測定・報告・検証(MRV)のためのシステム開発を行う。さらに、補完用の地上観測データの取得と検証体制の強化を行う。

3. 施策の効果

- 全球炭素循環の解明による気候変動予測の精緻化、大規模な地球システムの変動の監視及び地域別吸収・排出量推定の精緻化による国際的削減努力のモニタリングに貢献する。
- 米国の OCO-II 等の面観測と後継機の点観測の連携、共同検証体制づくりに取り組み、全球地球観測の国際的な体制強化に貢献する。
- 大都市単位あるいは大規模排出源単位での二酸化炭素等の排出把握を行い、アジア諸国等における JCM 実施の効果検証に資する。
- 二酸化炭素等の排出削減に加え、ブラックカーボン(BC)の都市単位の総合的な測定等を行い、気候変動対策を含む総合的な環境対策の進展を図る。
- 国別、準国別のエネルギー起源二酸化炭素の排出状況及びその削減ポテンシャルを把握し、途上国を中心に低炭素化に向けた施策立案等につなげる。
- REDD+活動の温室効果ガス削減・吸収効果を定量的・客観的に把握し、世界の森林の減少・劣化に伴う温室効果ガスの排出の削減に貢献する。

いぶき（GOSAT）観測体制強化及びいぶき後継機開発体制整備

平成26年度補正予算額：400百万円

支出予定先：民間団体等

温室効果ガス観測技術衛星・いぶきの使命

平成21年に打ち上げられた「いぶき」は、平成26年1月に設計寿命を迎えているものの、後期運用段階として観測を続けている。世界をリードする温室効果ガスの多点観測データを提供することにより、気候変動の科学、地球環境の監視、気候変動関連等施策に対し貢献する我が国の国際社会における貢献を継続的に果たすため、平成29年度打ち上げを目標として平成24年度より「いぶき」後継機の開発に着手。



補正予算では、後継機打上後に精度の高い観測データを公表するために必要不可欠な観測・データ処理過程の統合的高度化、REDD+のMRVシステムの開発、地上・航空機観測による後継機開発のための観測体制強化を、平成29年度の打ち上げに間に合うように前倒して実施する。

期待される効果

- 大都市単位あるいは大規模排出源単位での二酸化炭素等の排出把握を行い、アジア諸国等におけるJCM実施の効果検証に資する。
- 二酸化炭素等の排出削減に加え、ブラックカーボン（BC）の都市単位の総合的な測定等を行い、気候変動対策を含む総合的な環境対策の進展を図る。
- 国別、準国別のエネルギー起源二酸化炭素の排出状況及びその削減ポテンシャルを把握し、途上国を中心に低炭素化に向けた施策立案等につなげる。
- REDD+活動の温室効果ガス削減・吸収効果を定量的・客観的に把握し、世界の森林の減少・劣化に伴う温室効果ガスの排出の削減に貢献する。

事業スキーム

環境省

民間団体等

REDD+のMRVシステムの開発等の請負

後継機開発・年次計画（予定）

年度	H25	H26	H27	～	H29	H30～
※エネルギー対策特別会計で要求						
・バス開発						
・ロケット開発						
・搭載センサ開発						
・地上システム整備						
・後継機の運用						
・観測・データ処理過程の統合的高度化						
・REDD+のMRVシステムの開発						
・地上・航空機観測による後継機開発のための観測体制強化						

打ち上げ

気候変動に強靱な低炭素社会構築専門家世界ネットワーク事業

115百万円（113百万円）

地球環境局総務課研究調査室

1. 事業の必要性・概要

2008(平成20)年のG8首脳会合では、2050年までに世界全体の温室効果ガス(GHG)排出量を少なくとも半減するという長期目標が合意された。この目標の達成に向けて我が国は、各国における低炭素社会に向けた包括的なビジョンの確立にむけた検討基盤として低炭素社会国際研究ネットワーク(LCS-RNet)を主導し、また、2050年には世界の温室効果ガス排出量の半分を占めると予測されるアジアにおいては低炭素アジア研究ネットワーク(LoCARNet)を通じて活動を行ってきた。

しかし、昨今世界的に二酸化炭素濃度が400ppmを超える状況が各地で観測され、産業革命前と比較して世界の平均気温上昇を2℃以内に抑えるという目標達成が懸念される中、気候変動の影響は各国で深刻度を増している。

国際交渉においてもGHGを削減する「緩和」のみならず、気候変動の影響に対処する「適応」の必要性の認知が高まっている。気候変動枠組条約第16回締約国会議(COP16)では、カンクン適応フレームワークが設立され、途上国における気候変動に対する脆弱性の低減及び強靱化の必要性が指摘された。さらに、COP18では気候変動による損失・被害に対処するための世界的なメカニズムを設立する計画が合意された。

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書によれば、適応の学習や科学的知識の増強、効果的な適応策及び緩和策を講じることでより強靱な世界を導くことができるとしている。

以上のことから、緩和・適応両政策を統合した政策を早急に実施するために世界の専門家・研究者を集結し、その知見を集約する新たな仕組みが必要とされている。

2. 事業計画（業務内容）

緩和・適応両政策を統合した政策を早急に実施するための基盤づくりを行うため、気候変動に強靱な低炭素社会構築専門家世界ネットワーク(CCR-LCSNet：仮称)の構築を継続する。当該を活用して科学者、政策決定者、政策実施者等が参加するワークショップや能力育成プログラム等を開催し、人材育成を行うほか、協働の場で知見の共有を行うことで情報発信力を強化する。

具体的には、以下の事業を行う。

- ・ 年次会合での課題の抽出
- ・ 2020(平成 32)年以降の気候変動に係る新たな法的枠組に合意する場である COP21 に向けた意見の取りまとめ及び条約事務局への提出
- ・ アジア太平洋地域を中心とする特定地域における協働での調査、パイロット事業から、知識集約を試行的に実施し、ウェブなどで普及活動を実施など。

3. 施策の効果

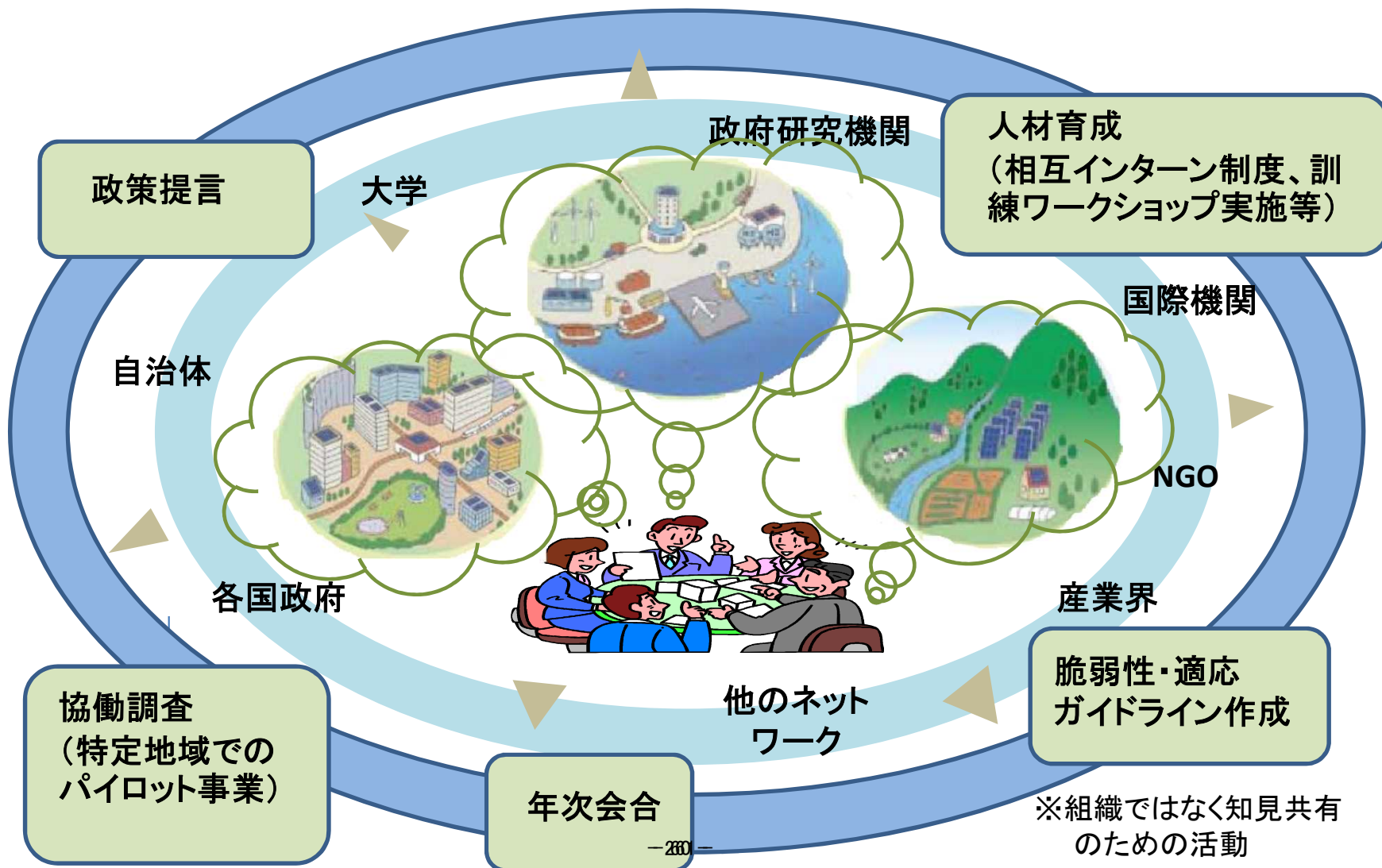
気候変動の国際交渉の遅れ、気候変動の影響が顕在化しつつある状況に対して、我が国のみならずアジア太平洋地域を中心とする国外に於いて、実効性のある気候変動の緩和策の確実な実行及び気候変動の影響に対する適応を全ての施策に主流化する。このために当該ネットワークが、他のネットワークや関係機関と有機的に連携し、気候変動リスク管理の観点から緩和・適応を統合する政策実施に向けた知見を集約し実戦に向けた取組の推進のために貢献する。

気候変動に強靱な低炭素社会構築専門家世界ネットワーク事業

平成27年度予算(案)額：115百万円(113百万円) 支出先：民間団体等

途上国の強靱な低炭素発展実施に向けた世界的知見共有ネットワーク※

2020年からの新枠組に向けて、科学的知見の政策実現と実効性ある取組の推進



1. 事業の必要性・概要

資源・環境制約が存在する地球上での持続可能な発展の実現に向け、我が国の優れた環境技術と効果的な環境法令・環境管理手法で様々な環境問題に対応してきた経験を活かし、地球規模での低炭素・資源循環型・自然共生社会の実現を目指す攻めの環境外交を推進することが求められている。

そのために、「持続可能な開発目標（SDGs）」の策定に向けた国際的な議論への貢献と策定後のフォローアップの主導、環太平洋パートナーシップ（TPP）交渉をはじめとする二国間・他国間での貿易協定交渉における環境分野からのインプット、国際機関や主要先進国、また、現在貿易交渉を行っている国々との政策対話の実施、さらに効果的な国際広報の実施や主要国際会議の実施・参加等を通じ、攻めの環境外交を展開する。

2. 事業計画（業務内容）

（1）持続可能な開発や環境と貿易等に関する環境戦略の検討

2015年に策定される持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の策定を主導するとともに途上国での実現に向けた政策支援対策の検討、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定や経済連携協定（EPA）交渉における環境面での戦略的インプットのための検討等を行う。

（2）国際機関及び先進各国等との政策対話の推進

国連環境計画等の国際機関や米国、カナダ、欧州連合等の先進各国政府との間で環境政策や環境技術に関する対話を行い、各国の政策動向やその背景等の調査分析及び我が国技術による国際的な環境保全への貢献可能性について検討を行う。

（3）環境政策に関する戦略的国際広報の推進、地球環境行動会議（GEA）の実施

海外の政府関係機関等への海外広報誌の配布、環境省の外国語ホームページの整備等による迅速、正確かつ有益な海外への情報発信等を行う。

また、国内外の各界（政界・学会・産業界）の指導者等を招集した国際会議である地球環境行動会議（GEA）を関係各省等と共催にて実施する。

3. 施策の効果

各国や関連国際機関のポジション及び国際的な議論の動向を把握・分析しながら、国際社会に対し、持続可能な発展や環境保全の国際的制度枠組に関する方向性を示すような知的貢献、建設的提案を行う。

国際連携戦略推進費

平成27年度予算（案）額 113百万円（95百万円）

施策の必要性

持続可能な発展の実現に向け、我が国の優れた環境技術と効果的な環境法令・環境管理手法で様々な環境問題に対応してきた経験を活用し、地球規模での低炭素・資源循環型・自然共生社会の同時達成を目指す攻めの環境外交を推進することが求められている。

持続可能な開発や環境と貿易等に関する環境戦略の検討

- 2015年に策定される持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の策定を主導するとともに途上国での実現に向けた政策支援対策を検討
- TPPをはじめとする貿易交渉への環境面での戦略的インプット

国際機関・先進各国等との政策対話の推進

- 国連環境計画（UNEP）等の国際機関や米国、カナダ、欧州連合等の先進各国政府との政策対話
- 各国の政策動向やその背景等の調査分析及び我が国技術による国際的な環境保全への貢献可能性に関する検討

環境政策に関する戦略的国際広報の推進、地球環境行動会議（GEA）の実施

施策の効果

国際社会に対し、持続可能な発展や環境保全の国際的制度枠組に関する方向性を示すような知的貢献、建設的提案を行う。

地球環境に関するアジア太平洋地域共同研究・観測事業拠出金

273百万円（241百万円）

地球環境局総務課研究調査室

1. 事業の必要性・概要

アジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）は、日米のイニシアティブに基づき、1996（平成8）年に設立された政府間ネットワークで競争的研究資金を提供している。現在22の参加国により活動が行われ、アジア太平洋地域における地球変動研究の各分野で中心的な位置を占めている。我が国は発足以来最大の拠出国として活動を主導し、2015（平成27）年度は20周年となる。

アジア・太平洋各国が地球変動に適切に対処できるようになるために、共同研究の推進、科学者・政策担当者等に対する科学的な能力開発の推進、そして政策と科学のリンクの強化を目標とし、気候変動・気候の変化、生態系・生物多様性・土地利用、大気・陸上・海洋の変化、天然資源の利用・持続可能な開発を中心とする地球変動の各分野における活動を実施している。

2. 事業計画（業務内容）

2013（平成25）年度に特別枠等を開設して活動を重点化した気候変動適応に関する調査・研究・人材育成については、平成27年度も引き続き実施し、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）等への貢献を進めて行く計画である。

また、2012（平成24）年に設立された生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）との連携により科学と政策の連携を強めていく計画である。更に2014（平成26）年に重点化を決定した廃棄物リサイクル分野の推進を行う。

3. 施策の効果

共同研究を通じてアジア太平洋地域の研究者の能力向上に貢献するとともに、政策対話を実施することにより政策立案に貢献する。これにより、我が国は最大の拠出国として途上国支援の自国の政策を実現する場として、アジア太平洋諸国をリードできる。同時に、アジア太平洋地域の研究者と地域に特有の問題に共同で取り組むことで、地域的視点から国際政策立案に貢献する。こうした活動を通じて途上国が主体的に活動を行う土壌が醸成される。また、我が国が推し進める気候変動影響評価・適応推進事業や世界適応ネットワーク・アジア太平洋適応ネットワークをはじめ、低炭素分野でも研究ネットワーク等との有機的連携を図ることで、APNによる研究者のネットワークを、環境省が推し進める他の事業展開に活用する。

地球環境に関するアジア太平洋地域共同研究・観測事業拠出金

平成27年度予算(案)額: 273百万円(241百万円)

支出予定先: アジア太平洋地球変動研究ネットワーク

アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)

Asia-Pacific Network for Global Change Research (APN)はアジア太平洋地域の22ヶ国*が参加する地球変動研究に対する競争的な研究資金を提供する機関。

[位置づけ]

- アジア太平洋地域の地球環境研究支援ネットワークとして1996年に設立。
- 我が国は、最大の拠出国として、APNを支えている。

* オーストラリア、バングラデシュ、ブータン、カンボジア、中国、フィジー、インド、インドネシア、日本、ラオス人民民主共和国、マレーシア、モンゴル、ネパール、ニュージーランド、パキスタン、フィリピン、大韓民国、ロシア連邦、スリランカ、タイ、アメリカ合衆国、ベトナム

[目的]

- アジア太平洋地域における地球変動に関する国際共同研究の推進
- 地球変動研究に係るデータの標準化、収集、分析、交換
- 開発途上国の科学的能力の向上
- 他地域のネットワークとの協力促進等

[成果]

- カンボジア政府との共同出資に関する覚書
- 国連気候変動枠組み条約(UNFCCC)で地域研究プログラムとして認知され、科学技術のキャパビル活動として評価。
- 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)に研究成果が引用されている。
- 生物多様性分野でもUNFCCCへのインプット及びSATOYAMAイニシアティブの推進にも貢献。

[平成27年度の重点化事業]

- 気候変動適応フレームワークによる調査・研究・人材育成
- IPBES(生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム)へのインプット
- 廃棄物リサイクル分野での研究協力の推進
- 他組織・他ネットワークとの連携強化

■ 公募型共同研究
(1998～2013年度採択実績)
累積274案件

■ 能力開発型研究
(2003～2013年度採択実績)
累積150案件

中間評価をふまえた愛知目標達成方策検討調査費のうち、名古屋議定書の国内措置の実施

18百万円（15百万円）

自然環境局自然環境計画課生物多様性施策推進室

1. 事業の必要性・概要

平成22年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約（CBD）第10回締約国会議（COP10）において、「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（ABS）に関する名古屋議定書」（以下、名古屋議定書）が採択された。

名古屋議定書は、遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分すること、並びにこれによって生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に貢献することを目的としている。

同じくCOP10で採択された生物多様性に関する世界目標である「愛知目標」の個別目標16は2015年までに、名古屋議定書が国内制度に従って施行され、運用されることを掲げており、平成26年10月に議定書が発効した。

我が国においても、平成24年9月28日閣議決定「生物多様性国家戦略2012-2020」に、可能な限り早期の締結と2015年までの国内措置の実施が掲げられており、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正・衡平な配分を通じた地球規模の生物の多様性の保全と持続可能な利用に貢献するため、名古屋議定書及びその国内措置を実施することが必要である。

2. 事業計画（業務内容）

議定書、国内措置の実施にあたって必要な、遺伝資源の利用を監視するためのチェックポイントの設置・運用、情報提供等の適正な利用を促進するための利用者支援・普及啓発、議定書に基づく国際的な情報交換システム等を通じた情報交換等を行う。

3. 施策の効果

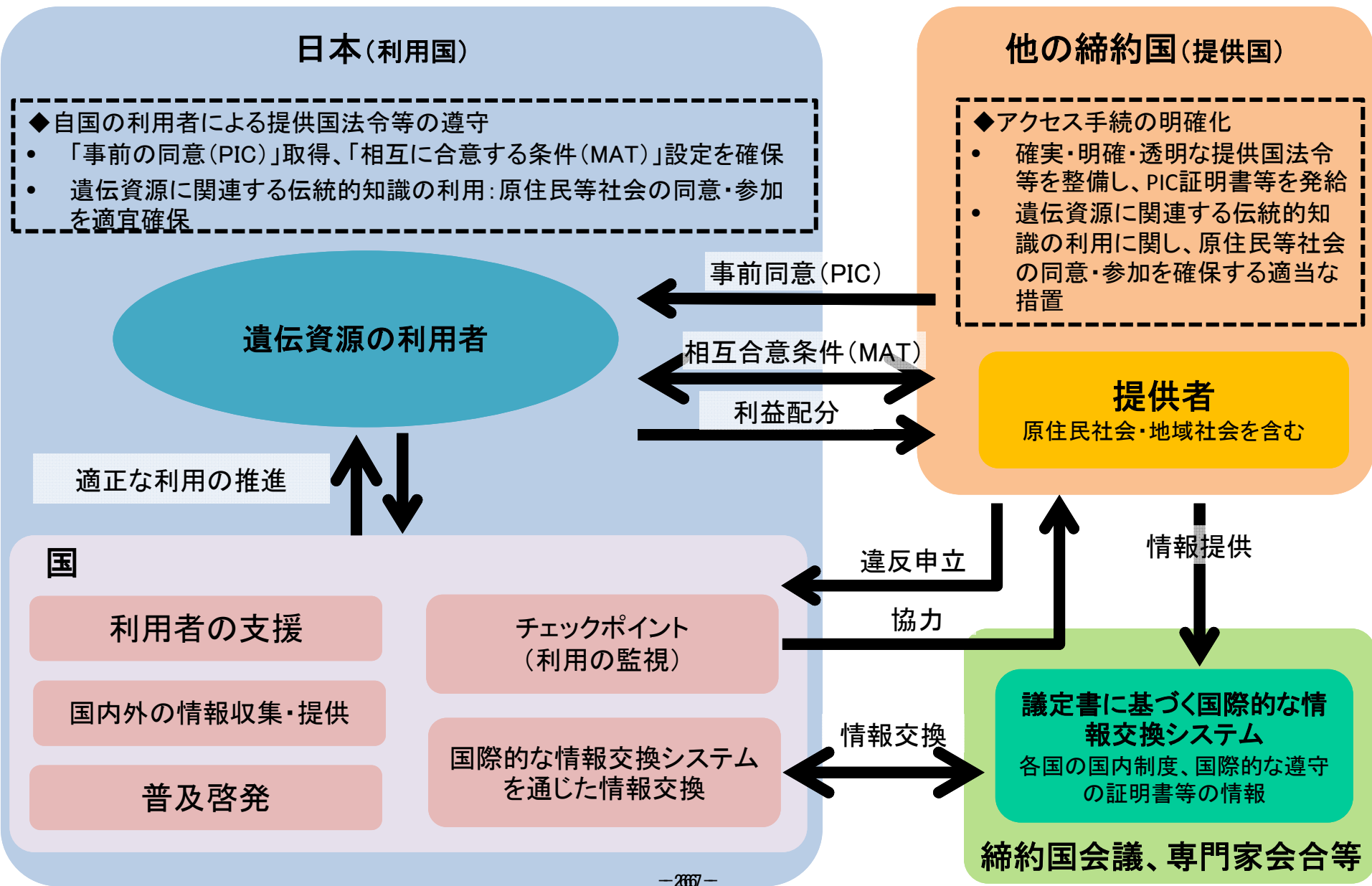
名古屋議定書の施行・運用により、国際的な協力の下、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正・衡平な配分を推進し、地球規模の生物の多様性の保全と持続可能な利用に貢献する。

中間評価をふまえた愛知目標達成方策検討調査費のうち、

名古屋議定書の国内措置の実施

平成27年度予算(案)額 18百万円 (15百万円)

(支出予定先:民間団体等)



1. 事業の必要性・概要

電力価格の上昇や火力発電量の増加に伴い、省エネ・省CO2対策がより一層重要となっており、「低炭素投資」（機器の運用改善や高効率設備の導入等）の大幅な促進が必要である。本事業は、CO2削減ポテンシャル診断の実施からその結果の分析及び設備導入支援を通じて、工場・事業場における低炭素投資によるCO2削減ポテンシャルを洗い出し、その成果を踏まえた診断手法の在り方を検討しつつ、経済合理的な省CO2対策を事業者に促していくものである。

2. 事業計画（業務内容）

（1）CO2削減ポテンシャル診断

事業所（年間CO2排出量3,000t-CO2以上）における設備の導入・運用状況等を計測・診断し、その結果に基づき効果的なCO2削減対策を提案する。

（2）大規模削減ポテンシャル調査・対策評価

工業団地等の大規模な削減効果が見込まれる分野においてCO2削減ポテンシャルを調査し、効果的かつ経済的CO2削減方策を導出し支援施策につなげる。

（3）CO2削減対策分析

CO2削減ポテンシャル診断により得られたデータの分析及び情報発信を行い、対策導入を促進する。また、過年度事業のフォローアップ調査を行う。

（4）中小事業所CO2削減対策実施支援

年間CO2排出量3,000t-CO2未満の事業所を対象に、CO2削減ポテンシャル診断・対策提案を行い、その結果に基づいた設備更新や運用改善等の対策実施を支援する。

（5）CO2削減ポテンシャル診断手法の在り方検討

CO2削減ポテンシャル診断事業の成果を踏まえ、より費用効果的でCO2削減効果の高い取組を評価し、促進していくために、CO2削減ポテンシャルの統一的な診断方法の策定や、診断から対策実施までの在り方の検討を行う。

3. 施策の効果

○ L2-Techを含む効果的な省エネ省CO2対策への投資促進

○ 事業者単体及び連携による具体的かつ効果的なCO2削減対策を導出し、社会全体で経済性に優れた対策を広く促進



経済性を重視したCO2削減対策支援事業

平成27年度予算(案)額
1,650百万円(750百万円)

背景・目的

- 大幅な省エネ・省CO2対策の可能性や費用対効果の情報不足は事業者の経営のみならず経済も地球環境も圧迫。**経済性に優れた対策を提案し、実施を支援することにより、先導的技術の普及やグリーン経済成長の実現を下支えする。**

事業概要

(1) CO2削減ポテンシャル診断 (351百万円) (継続)

- 大規模事業所(工場・オフィス等)を対象に設備の運用改善や先導的で低炭素な技術(L2-Tech)の導入等による削減ポテンシャルを診断。(定額補助)

(2) 大規模削減ポテンシャル調査 (197百万円) (継続)

- 大規模な削減効果が見込める地域(工業団地、コワーキング等)を対象に単独事業者では実現できない面的削減対策を調査し、効果的な支援策を検討する。

(3) CO2削減対策分析 (200百万円) (継続)

- 上記データを活用し、対策別の削減余地や費用対効果を分析する。
- 過年度に受診した事業所を対象に対策実施状況のフォローアップ調査等を行い、費用面も含め対策導入促進効果の高い支援方策を検討する。

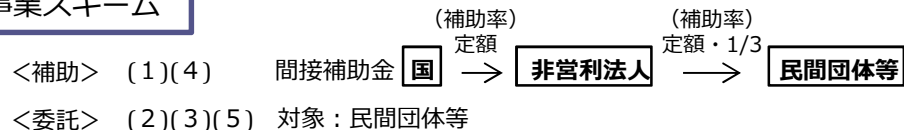
(4) 中小事業所CO2削減対策実施支援 (850百万円) (新規)

- 特に投資リスクが高い中小事業所を対象に、CO2削減ポテンシャル診断・対策提案¹を行い、その結果に基づいた設備更新や運用改善等の対策実施²を支援する。(1:定額補助、2:補助率:1/3)

(5) CO2削減ポテンシャル診断手法の在り方検討 (52百万円) (新規)

- CO2削減ポテンシャル診断事業の成果を踏まえ、より費用効果的でCO2削減効果の高い取組を評価し、促進していくために、CO2削減ポテンシャルの統一的な診断方法の策定や、診断から対策実施までの在り方の検討を行う。

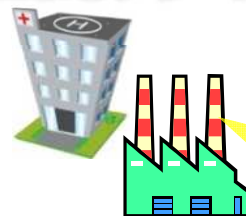
事業スキーム



期待される効果

- L2-Techを含む効果的な省エネ省CO2対策への投資促進
- 事業者単体及び連携による具体的かつ効果的なCO2削減対策を導出し、社会全体で経済性に優れた対策を広く促進

CO2削減ポテンシャル診断、対策実施支援によるグリーン経済成長の実現



どのような省CO2対策があるのか分からない...

CO2削減効果が分からず投資判断ができない...

CO2削減ポテンシャル診断の活用により、

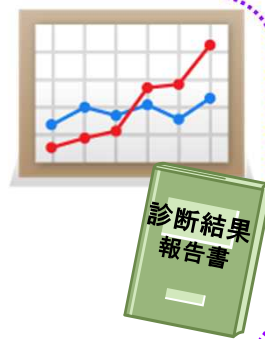
- 経済性に優れた対策を提案
- 対策の費用対効果等に関する情報提供

中小事業所向けのCO2削減対策実施を支援、

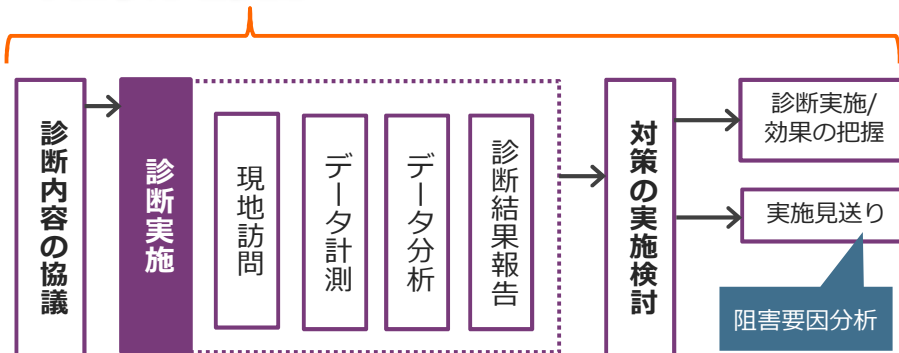
- 設備更新費用のみならず事前調査費用も補助
- L2-Techを含む対策実施を促進

大規模削減ポテンシャル調査を実施、

- 事業者の連携によるCO2削減対策の導出



CO2削減ポテンシャル診断方法や対策実施までの在り方を検討



1. 事業の必要性・概要

平成25年10月に採択された「水銀に関する水俣条約」における水銀の大気排出対策については、リスクベースの排出規制ではなく、新規発生源への利用可能な最良の技術（BAT）及び環境のための最良の慣行（BEP）を適用したテクノロジーベースの排出規制が求められている。

このため、BAT/BEPを適用した水銀の大気排出規制制度を検討するにあたり、国内外の水銀大気排出に係る最新技術の知見及び実態を調査・検証し、BAT/BEPの評価方法、運用体制等を構築し、我が国の水銀大気排出を管理・抑制することが必要である。

2. 事業計画（業務内容）

水俣条約を踏まえた排出規制対象施設へのBATに適合した排出限度値等の設定及びBAT/BEPの評価方法、運用体制の構築に向け、次の調査を実施する。

- (1) 水銀大気排出抑制技術の導入状況及び排出実態調査並びに水銀大気排出規制に係る国際動向調査
- (2) 水銀大気排出インベントリー調査
- (3) 水銀の大気中での挙動調査等

3. 施策の効果

我が国の水銀大気排出対策における具体的な排出限度値等の設定、BAT/BEPの評価方法や運用体制の構築により、適切な水銀大気排出対策を講じることが可能となる。

水銀大気排出対策推進事業費

平成27年度予算(案)額 71百万円(0百万円)

経緯

- H13年 国連環境計画(UNEP)が地球規模の水銀汚染に係る活動を開始。
- H25年10月の外交会議で「水俣条約」採択
→国連環境計画(UNEP)は、採択後2～3年程度での条約発効を目指しており、我が国においても早期締結に向け、国内での対応・担保措置について検討
- 水銀大気排出対策小委員会の設置(H26年4月中央環境審議会大気・騒音振動部会)
→水俣条約を踏まえた今後の水銀大気排出対策について検討

検討内容

【大気排出(第8条)】

- 新規発生源への利用可能な最良の技術(BAT)及び環境のための最良の慣行(BEP)の適応(第4項)
- 既存発生源に対する措置(第5項、第6項)
- 排出目録(インベントリー)の作成(第7項)

【研究、開発及び監視(第19条)】

- インベントリー、モデル、監視、影響評価等への協力

必要な対応

- BAT/BEPの評価方法、運用体制の構築
→水銀大気排出抑制技術の導入状況・排出実態調査
→国内外の最新技術の知見及び実態の調査・検証
- 大気排出インベントリーの精緻化
→排ガス中水銀濃度の測定、インベントリー作成方法の検討
- 今後の効率的な排出対策に向けての対応
→排出源を中心とした大気中での挙動調査及び既存調査研究の知見収集・研究項目の検討

○我が国の水銀大気排出対策の推進

“一足飛び”型発展の実現に向けた資金支援事業

7, 200百万円 (7, 200百万円)

地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

国際連携課国際協力室

1. 事業の必要性・概要

- 2050年に温室効果ガス（GHG）排出を世界で半減させるとの長期目標達成のためには、2030年には全世界のエネルギー関連の排出量の半分を排出すると予測されるアジア地域における低炭素化が不可欠。
- アジアの途上国においては急激な経済成長等を背景に、今後社会インフラの整備が急速に進むと考えられるが、導入されたシステムが旧来式の二酸化炭素を高排出する機器であった場合、その機器寿命の長さから長期間にわたり二酸化炭素の高排出が続くことになると考えられることから、今このタイミングでアジア地域において低炭素型の社会インフラ整備を行うことが極めて重要。
- また、我が国は世界に対して、途上国への優れた温室効果ガス削減技術・製品・システム・サービス・インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を、測定・報告・検証（MRV）方法論を適用して定量的に評価し、我が国の削減目標の達成に活用する二国間クレジット制度（Joint Crediting Mechanism: JCM）の導入を提案している。
- JCMの実施に合意した国において、本制度の下、途上国における新たな排出削減と低炭素社会構築の実現を支援し、同時に我が国の温室効果ガス排出削減の中期目標を達成するための具体的取組を実施していくことが急務となっている。
- このため、自身で資金調達して設備投資を行うことが困難な事業者等に対して、設備補助、国際協力機構（JICA）等との連携プロジェクトに対する補助を行う。さらに、アジア開発銀行（ADB）の信託基金への拠出を行い、JCMを活用した資金支援策を展開することにより、優れた低炭素技術を活用したアジア各国での低炭素型開発を推進する。

2. 事業計画（業務内容）

- 二国間文書に署名した国や先行して政府間協議が進む東南アジアを中心とする途上国において、優れた技術等を活用したエネルギー起源CO₂排出を削減するための設備・機器の導入に対して1/2の補助を行う。設備等導入後は、測定

・報告・検証（MRV）の実施等を通じて発行されたクレジットの1/2以上を日本国政府として獲得する。

- JICA 等が支援するプロジェクトと連携する JCM プロジェクトのうち、CO2 排出削減効果の高い事業を支援するための補助を行い、優れた低炭素技術の普及を図る。これにより、従来よりも幅広い分野で、都市や地域全体をまるごと低炭素化するとともに、発行されたクレジットの1/2以上を日本国政府として獲得する。
- ADB の信託基金に資金拠出を行い、導入コスト高などにより採用が阻害されている先進的な低炭素技術に対し協調資金支援を行う。これにより、ADB による途上国の開発支援を一足飛びの低炭素社会への移行の加速化につなげるとともに、JCM の活用により、我が国削減分としてのクレジット化を図る。

3. 施策の効果

- 途上国において温室効果ガスが大幅に削減されるとともに、JCM を通じて我が国の排出削減に貢献する。また、優れた低炭素技術等が海外へ普及する。



背景・目的

- 優れた低炭素技術等を活かして、途上国が一足飛びに最先端の低炭素社会へ移行できるように支援し、アジア太平洋地域発の21世紀に相応しい新たなパラダイムとなる、物質文明からの脱却を目指す「環境・生命文明社会」を発信する。
- 世界的な排出削減に貢献し、JCMクレジットの獲得を行う。

事業概要

以下の事業により、JCMクレジットを獲得する。

- (1) 設備補助
JCM導入が見込まれる途上国において、優れた低炭素技術等を活用したエネルギー起源CO2の排出を削減するための設備・機器の導入に対して補助を行う。
- (2) JICA等連携プロジェクト補助
JICA等が支援するプロジェクトと連携するJCMプロジェクトのうち、CO2排出削減効果の高い事業を支援するための補助を行い、優れた低炭素技術の普及を図るとともに、従来よりも幅広い分野での低炭素化を推進する。

事業目的・概要等

事業スキーム



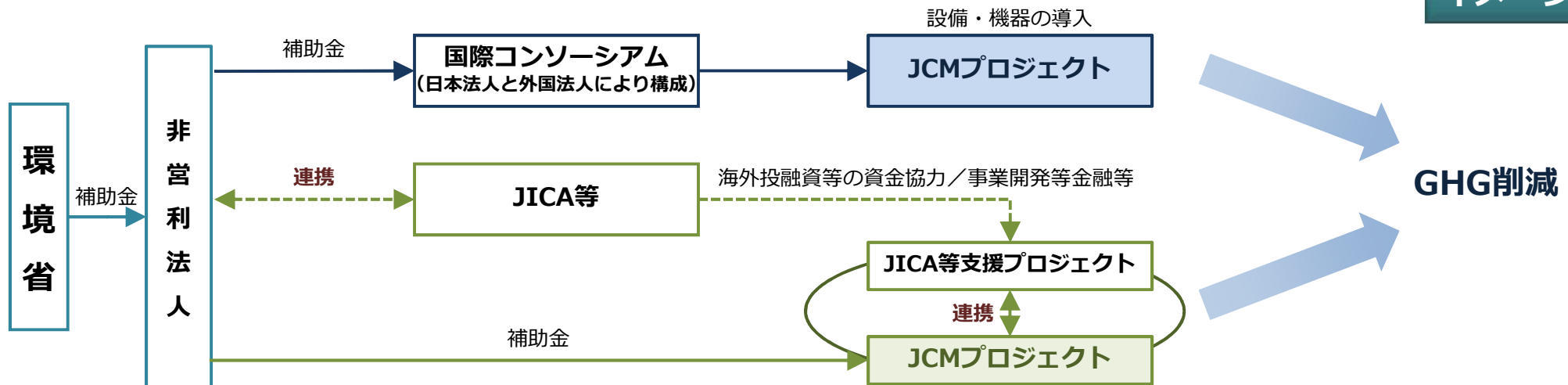
<事業実施期間>

- (1) 設備補助：平成25～32年度
- (2) JICA等連携プロジェクト補助：平成26～32年度

期待される効果

- 途上国において温室効果ガスが大幅に削減されるとともに、JCMを通じて我が国の排出削減に貢献する。
- 優れた低炭素技術等が海外へ普及する。

イメージ





事業目的・概要等

事業概要

導入コスト高からADBのプロジェクトで採用が進んでいない先進的な技術の採用を促進するため、ADBの信託基金により追加コストを支援する。これにより、一足飛びの低炭素社会への移行につなげるとともに、削減分についてJCMでのクレジット化を図る。

背景・目的

- 我が国が得意としている低炭素技術を活かして、途上国が一足飛びに最先端の低炭素社会へ移行できるように支援し、アジア太平洋地域発の21世紀に相応しい新たなパラダイムとなる、物質文明からの脱却を目指す「環境・生命文明社会」を発信する。
- 世界的な排出削減に貢献し、JCMクレジットの獲得を行う。

期待される効果

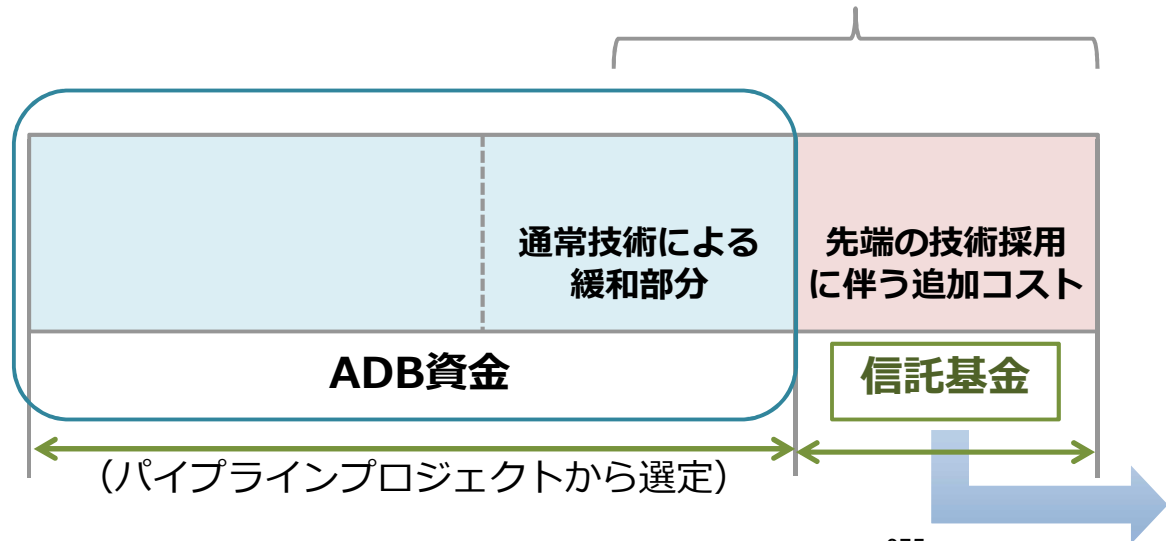
- ADBプロジェクトで、先進的な低炭素技術の採用が促進される。
- 途上国において温室効果ガスが大幅に削減されるとともに、JCMを通じて我が国の排出削減に貢献する。

事業スキーム

拠出先：アジア開発銀行信託基金
事業実施期間：平成26～32年度

イメージ

GHG削減



平成26年度に実施するプロジェクトへの無償資金に加え、民間プロジェクトへの譲許的融資やツーステップ・ローンを活用した省エネ製品購入に対する無償資金にも使途拡大を行う。

二国間クレジット制度(JCM)基盤整備事業

2,802百万円(3,761百万円)

エネルギー対策特別会計 2,710百万円(3,697百万円)

一般会計 92百万円(64百万円)

地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室
国際連携課国際協力室、国際地球温暖化対策室

1. 事業の必要性・概要

- 温室効果ガスの世界的な排出削減・吸収に貢献するため、海外における我が国の排出削減・吸収への貢献を適切に評価し、我が国の排出削減目標の達成に活用する二国間クレジット制度(JCM)を構築・実施し、更に拡大していくことが必要。このため、具体的な排出削減・吸収事業を推進するとともに、制度を実施するための手続き・ルール等の整備や途上国における実施体制の整備を行っていくことが不可欠。
- 本事業は、JCMについて途上国等の更なる参加を促しつつ、具体案の発掘・組成、実現可能性等調査、制度設計の詳細化及び運用、途上国等向けの人材育成・MRV(測定・報告・検証)体制構築支援等を実施するものである。
- また、経済成長が著しいアジアの都市・地域において、面的かつパッケージでJCMの大規模案件を形成し、JCMの本格的な実施につなげることが重要である。
- さらに、平成22年末のCOP16により設立が決まった、気候変動対策技術の開発・移転を促進する気候技術センター・ネットワーク(CTCN)については、優れた環境技術の海外展開が促進され、JCMプロジェクト形成・実施につながることを期待される。

2. 事業計画(業務内容)

- 「JCM制度構築・案件形成支援事業」として、以下の事業を実施し、これら事業から得られる知見・成果をもとに、制度設計の詳細化や国際交渉へのインプット等を行っていく。

(1) 制度設計・運用等

JCMに関して、ルール・ガイドラインの整備やMRV方法論の開発を行うとともに、相手国との間で設置される合同委員会の運営等を行う。また、制度に関する最新情報等の提供や事業者等からの相談の受付を行う。更に排出削減量の記録・管理のためのシステムを構築・運用する。

(2) プロジェクト案件発掘・組成及び実現可能性等調査

JCMプロジェクト実施のための有望案件の発掘・組成に向けた資金計画の策定や詳細設計の実施、及び実現可能性の調査を実施する。また、アジアの都市・地域に面的かつパッケージで大規模案件を形成するための調査を実施する。さらに、低炭素計画(NAMA)づくりなどの支援ツールを作成・運用するとともに、JCM署名国と日本国内のステークホルダーの連携を強化する広域的なプラットフォームを運営する。

(3) JCMの実施に係る途上国政府・事業者の支援

現地でのワークショップの開催等を通じた、途上国等における制度実施のための人材育成、削減・吸収事業の案件発掘・形成能力の強化等を行う。また、排出削減・吸収量のMRVを実施する検証機関の育成を支援する等により、途上国等においてJCMに対応できる堅固な審査・MRV体制の構築支援を行う。

- 気候技術センター・ネットワーク(CTCN)の活動を拠出金により支援する。

3. 施策の効果

優れた低炭素技術や製品等による排出削減・吸収への貢献が適切に評価されるJCMが構築・実施され、世界的な排出削減・吸収に繋げる。



二国間クレジット制度 (JCM) 基盤整備事業のうち 制度構築・案件形成支援

平成27年度予算(案)額
 (一般分) 92百万円 (64百万円)
 (特会分) 2,600百万円 (3,600百万円)

背景・目的

我が国は、途上国における優れた温室効果ガス削減技術等の普及や対策実施による温室効果ガスの排出削減への貢献を定量的に評価し、我が国の削減目標の達成に活用するため、JCMを構築・実施している。

事業スキーム

委託対象：民間企業等
 実施期間：平成16年度～

補助対象：民間企業等
 補助率：定額
 実施期間：平成27年度～

事業概要

JCMの本格的な運用のための制度構築、JCMに関する国際的な理解の醸成やJCMの実施対象国の拡大に向けた取組、途上国における排出削減プロジェクトの組成支援、及びアジア等の途上国における都市・地域等の単位での実現可能性調査を行う。

期待される効果

JCMを多くの国で構築・実施し、優れた技術等の移転や普及、及び世界的な低炭素社会の実現に貢献する。

イメージ

制度設計・運用に係る取組

【制度設計・運用】(委託)

- ルール・ガイドラインの整備やMRV方法論の開発、合同委員会の運営等

【登録簿の構築・運用】(委託)

- 排出削減量の記録・管理のためのシステムの運用

【情報普及】(委託)

- 制度に関する最新情報等の提供や事業者等からの相談の受付

途上国政府・事業者の支援

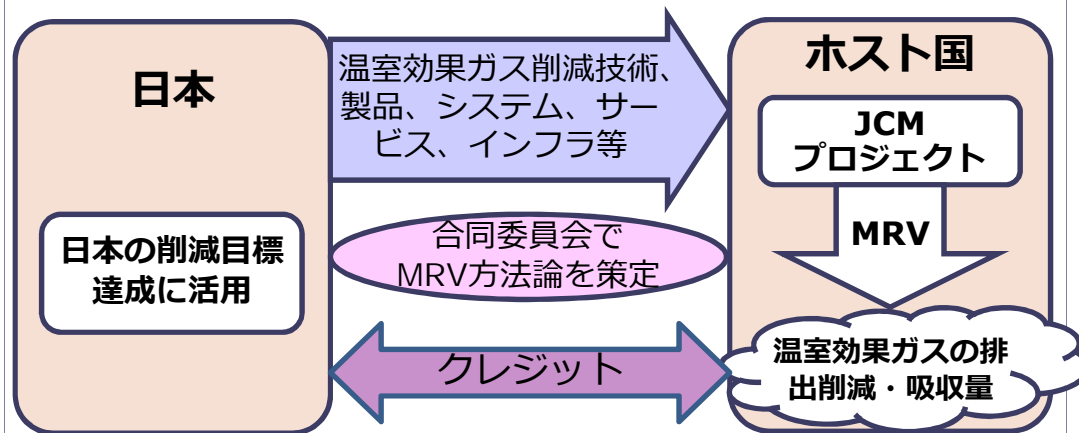
【途上国等人材育成支援】(委託)

- 制度実施のための現地の人材育成、案件発掘・組成のためのワークショップ開催等

【案件発掘・組成・審査・MRV体制の構築支援】(委託)

- 専門家派遣及び現地人材の招聘を通じた、個別事業の案件発掘・組成や審査に係る研修プログラムの実施
- 途上国等においてMRVを実施する検証機関の育成支援
- JCMに対する需要発掘のための低炭素社会づくり計画・制度等支援

二国間クレジット制度のイメージ



※MRV：Measurement（測定）、Reporting（報告）、Verification（検証）

実現可能性調査、組成支援

【実現可能性調査】(委託)

- 有望な低炭素技術等の途上国における削減ポテンシャル等を調査
- 都市間連携を通じ、アジアでの都市まるごと低炭素化に向けた実現可能性調査を実施
- 島嶼国における適応型低炭素モデルを構築するための調査を実施

【案件組成に向けた補助事業】(補助)

- 3年程度を目途にJCMプロジェクトとして登録するため、資金計画の策定、詳細設計、方法論の構築等の費用を支援



背景・目的

- 2010年末のカンクン合意において、気候変動対策技術の開発・移転を促進するためにCTCNの設立に合意。2012年末のCOP18でUNEP等13機関からなるコンソーシアムがCTCNの要となる気候技術センターのホスト機関として承認された。
- CTCNの活動に資金拠出することにより、日本の環境技術の国際標準化を見据えつつ活用機会の拡大を図る。

事業概要

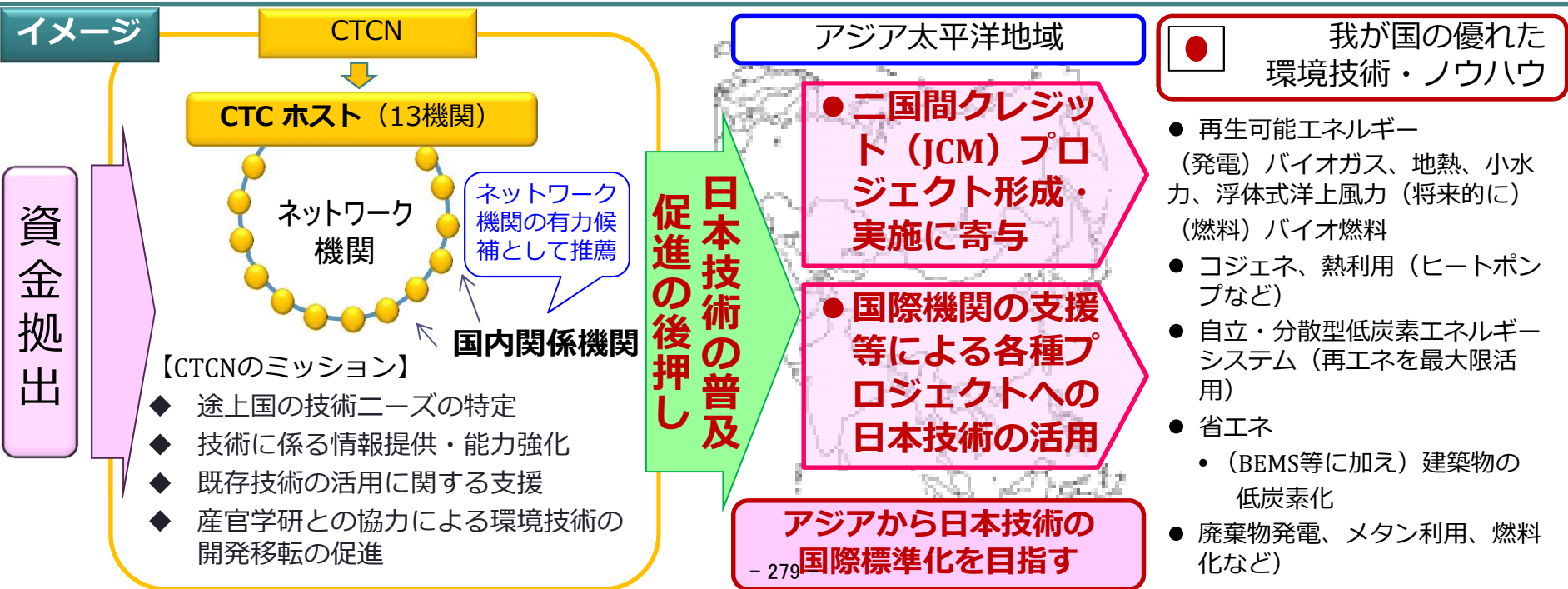
気候変動対策技術の開発・移転を促進するCTCNを資金的に支援

期待される効果

- CTCNの活動を通じて日本の優れた環境技術の移転・普及、及びそれに資する科学的な能力開発を促進し、日本の技術の国際スタンダード化の活用機会の拡大を図る。
- 日本国内の関係機関によるネットワーク機関としての参加や、我が国がリードしてきた既存ナレッジプラットフォームの知見や経験の活用を通じて、日本の存在感を高める。

事業スキーム

拠出対象：気候技術センター・ネットワーク（CTCN）



二国間クレジット制度（JCM）推進のためのMRV等関連する技術高度化事業

3,430百万円（2,900百万円）

地球環境局総務課研究調査室

1. 事業の必要性・概要

アジア太平洋地域をはじめとする途上国においては、温室効果ガスインベントリの整備が不十分で、十分なデータが得られない場合がある。一方、人工衛星により、宇宙から観測を行えば、二酸化炭素等の排出を面的により詳細に把握することが可能である。

2. 事業計画（業務内容）

（1）GOSAT 後継機の開発

大都市単位あるいは大規模排出源単位での二酸化炭素等の排出把握を行い、JCM 実施の効果検証に資することを実現するため、温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」（GOSAT）後継機に搭載する観測センサの高度化等を行う。

（2）JCM 推進のための MRV 等関連する技術高度化

①GOSAT 後継機を補完する地上観測等事業

二国間クレジット制度（JCM）推進のための衛星による都市レベルの算定・報告・検証（MRV）等の精度向上に向けて、詳細な地上観測等による実測データを用いて衛星データを補完し吸排出量計算の精度向上を行うために、地上等における二酸化炭素、一酸化炭素、ブラックカーボン（BC）等の短寿命気候汚染物質（SLCP）等の観測設備の整備を行う。

②低炭素システムの効果検証

日本の要素技術をもとに、アジア諸国の実情に合わせて都市及び地域全体として効率のよい低炭素システムを設計し、提案する。2014(平成 26)年度は、インドネシアにおいて都市型の、モンゴルにおいて農村型の検証事業を行う。なお将来的には、（1）で開発した GOSAT 後継機等の人工衛星と、（2）①で整備した地上観測設備等を用い、当検証事業において実施する低炭素システムによるエネルギー起源二酸化炭素排出削減効果の検証を行う。

3. 施策の効果

- ・大都市単位あるいは大規模排出源単位での二酸化炭素等の排出把握を行い、アジア諸国等における JCM 実施の効果検証に資する。
- ・国別、準国別のエネルギー起源二酸化炭素の排出状況及びその削減ポテンシャルを把握し、アジア諸国等を中心に低炭素化に向けた施策立案等につなげる。
- ・エネルギー起源二酸化炭素排出削減に加え、ブラックカーボン（BC）等の短寿命気候汚染物質（SLCP）の都市単位の総合的な測定を行い、気候変動対策を含む総合的な環境対策の進展を図る。
- ・日本の要素技術をもとにアジア諸国等の実情に合わせて設計した低炭素システムを提案し、我が国との連携によるアジア諸国等の低炭素化を推進するとともに、そのエネルギー起源二酸化炭素排出削減の効果を検証する。
- ・GOSAT 後継機により、日本の技術で世界の温室効果ガス排出削減・吸収や持続可能な経済社会の実現に貢献すると同時に、我が国の優れた低炭素技術の導入を強力的に推進する。



二国間クレジット制度 (JCM)推進のためのMRV等関連する技術高度化事業

1. GOSATの後継機の開発

平成27年度予算(案)額
3,430百万円[うち2,670百万円]
(26年度予算額 2,900百万円[うち2,139百万円])

事業目的・概要等

背景・目的

- アジア太平洋地域の途上国においては、温室効果ガス排出インベントリの整備が不十分で、十分なデータが得られない場合がある。一方、人工衛星により、宇宙から観測を行えば、二酸化炭素等の排出を面的により詳細に把握することが可能である。
- そこで、GOSAT後継機の衛星データ等を利用して二酸化炭素等の排出を大都市単位、大規模排出源単位で把握し、二国間クレジット制度(JCM)等の効果をマクロな規模で検証し、JCM対象事業の実施を後押しする。

事業概要

観測を高度化したGOSAT後継機の開発

- JCM推進に貢献するセンサ開発
- 観測センサを搭載する人工衛星バス開発
- 観測したデータの受信記録設備の構築及び観測スペクトルの作成処理を行う運用系システムの構築

事業スキーム

委託対象：民間団体等

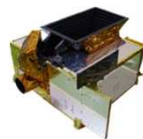
実施期間：開発・打上げ=6年間 (平成24年度～平成29年度)
※平成25年度までは一般会計で実施

期待される効果

- 大都市単位あるいは大規模排出源単位での二酸化炭素等の排出把握を行い、アジア諸国等におけるJCM実施の効果検証に資する。
- 国別、準国別のエネルギー起源二酸化炭素の排出状況及びその削減ポテンシャルを把握し、アジア諸国等を中心に低炭素化に向けた施策立案等につなげる。
- GOSAT後継機により、日本の技術で世界の温室効果ガス排出削減・吸収や持続可能な経済社会の実現に貢献する。

イメージ

温室効果ガス観測技術衛星後継機 (GOSAT後継機)



GOSAT フーリエ変換分光計
+一酸化炭素バンドの追加等



GOSAT 雲・エアロゾルセンサ
+エアロゾル観測機能の強化



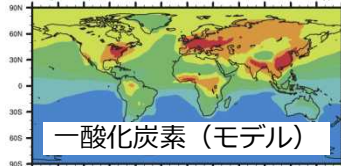
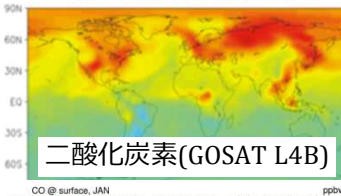
データ受信記録設備
運用系システム

GOSAT後継機の成果イメージ

低炭素社会構築

-GOSATの継続課題-

2010年1月15日12時(UT)



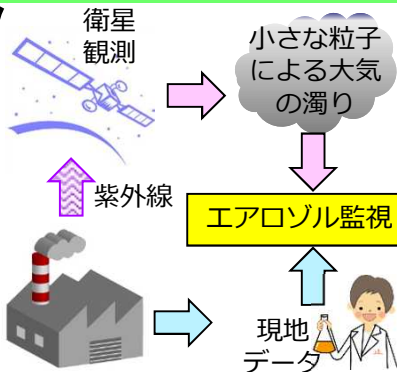
二酸化炭素と一酸化炭素(新規)等の全球同時観測を行い、都市・発電所、森林火災等の大規模排出源の監視を行う。

国際的枠組みへの貢献

気候変動枠組み条約
短寿命気候汚染物質削減のための
気候と大気浄化のコアリション

エアロゾル等大気汚染軽減

-GOSAT後継機の新規課題-



大都市等の温室効果ももつエアロゾル等による大気汚染状況を監視し、健康被害が懸念される地域を検知する。

アジア諸国の低炭素化・大気汚染改善



二国間クレジット制度 (JCM)推進のためのMRV等関連する技術高度化事業

2. JCM推進のためのMRV等関連する技術高度化

平成27年度予算(案)額
3,430百万円[うち760百万円]
(26年度予算額 2,900百万円[うち761百万円])

事業目的・概要等

背景・目的

- 衛星データを補完するため地上観測等設備等の整備により、JCMのための算定・報告・検証(MRV)の精度向上を行う。
- 低炭素社会実現に向けて都市及び地域単位で社会システムの改革を行い、GOSAT後継機及び地上観測設備等との連携により、アジア諸国等におけるエネルギー起源二酸化炭素排出の削減とその効果検証につなげる。

事業概要

①GOSAT後継機を補完する地上観測等事業

- JCM推進のための衛星による都市レベルのMRV等の精度向上に向けて、詳細な地上観測等による実測データを用いて衛星データを補完し吸排出量計算の精度向上を行う必要がある。このため、地上等における二酸化炭素、一酸化炭素、SLCPなどの観測設備の整備を行う。

②低炭素システムの効果検証

- 日本の要素技術をもとに、アジア諸国の実情に合わせて都市及び地域全体として効率のよい低炭素システムを設計し、提案する。
- インドネシアにおいて都市型の、モンゴルにおいて農村型の検証事業を行う。

※ 将来的には、1.で開発したGOSAT後継機等の人工衛星と、2.①で整備した地上観測設備等を用い、当検証事業において実施する低炭素システムによるエネルギー起源二酸化炭素排出削減効果の検証を行う。

事業スキーム

① 委託対象：民間団体等、実施期間：Z+4年間（打上げ後のZ年間を含む）

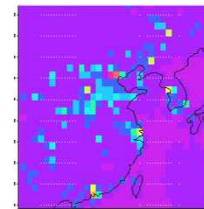
② 委託対象：民間団体等

期待される効果

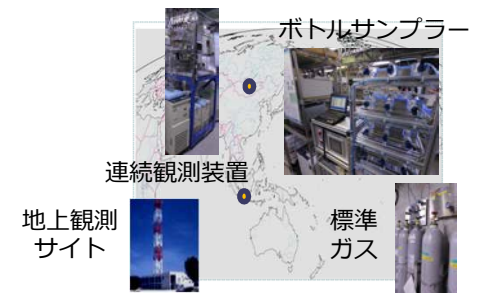
- 大都市単位あるいは大規模排出源単位での二酸化炭素等の排出把握を行い、アジア諸国等におけるJCM実施の効果検証に資する。
- 国別、準国別のエネルギー起源二酸化炭素の排出状況及びその削減ポテンシャルを把握し、アジア諸国等を中心に低炭素化に向けた施策立案等につなげる。
- 日本の要素技術をもとにアジア諸国等の実情に合わせて設計した低炭素システムを提案し、我が国との連携によるアジア諸国等の低炭素化を推進するとともに、そのエネルギー起源二酸化炭素排出削減の効果を検証する。
- エネルギー起源二酸化炭素排出に加え、ブラックカーボン(BC)等の短寿命気候汚染物質(SLCP)の都市単位の総合的な測定を行い、気候変動対策を含む総合的な環境対策の進展を図る。

イメージ

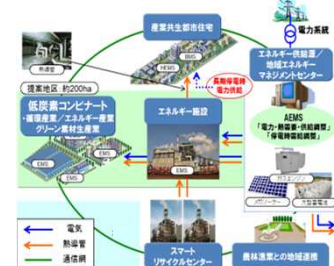
① 東南アジア域でのGOSAT後継機観測データの補完



地上観測等設備



② 都市産業共生型の地域エネルギーモニタリングネットワークシステム(インドネシアの例)



分散型の再生可能エネルギーの利用及び持続可能な放牧の両立(モンゴルの例)



1. 事業の必要性・概要

国際的な地球温暖化対策については、我が国は、途上国に日本の優れた低炭素技術・製品・システム・サービス・インフラ等の普及等を加速し、それによる温室効果ガス排出削減効果を定量的に評価し、日本の削減目標の達成に活用する二国間クレジット制度（Joint Crediting Mechanism: JCM）の導入を進めている。

日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）においても、JCMの本格導入に向け、「（中略）途上国において、我が国の優れた低炭素技術の導入を強力に促進するために必要な支援を検討するとともに、関係省庁及び国際協力機構（JICA）や国際協力銀行（JBIC）等の関係機関が連携し、プロジェクト形成の促進等を行っていく。」とされている。

一方、JCMを創出する途上国において我が国の低炭素技術を普及させるに当たっては、途上国の環境規制・制度・文化慣習・資源・エネルギー制約等の違いにより、市場に浸透しない可能性がある。我が国の諸条件との根本的な相違点を明確化し、技術・製品等の抜本的なリノベーションを行う必要がある。

こうした背景をふまえ、優れた低炭素技術を有する事業者と途上国の技術ニーズやリノベーション要素をマッチングさせ、途上国の技術ニーズやリノベーション要素をマッチングさせ、途上国ごとの特性を基に、低炭素技術の抜本的なリノベーションを行う民間事業者に対し当該費用の一部を補助する。

2. 事業計画（業務内容）

補助事業執行団体を通じ、民間団体等を対象に最大3年間の補助を行う。社会インフラ、省エネルギー機器、再生可能・分散型エネルギー等のシステム・技術についてリノベーションを実施し、市場展開を図る。

3. 施策の効果

途上国に我が国の優れた低炭素技術を普及することにより、低炭素社会の構築を実現し、将来的な二国間クレジットの活用を大幅に拡大する。また、途上国における低炭素技術市場を獲得することで、国内企業のグローバル競争力を強化する。



途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業

平成27年度予算(案)額
1,500百万円 (1,500百万円)

背景・目的

- 我が国の優れた低炭素技術は、途上国でのニーズが高く、国際的な地球温暖化対策の強化等に不可欠。一方、こうした低炭素技術をそのまま途上国に移転した場合、当該国の環境規制・制度、文化慣習、資源・エネルギー制約等の理由から市場に浸透しない可能性がある。
- これらの低炭素技術を途上国の特性等に応じ抜本的に再構築し、世界をリードする低炭素技術の普及を通じた低炭素社会の実現、市場の獲得及びCO2削減を同時に達成する。
- こうした過程で生み出されたイノベーションにより、国内の技術開発や他地域への波及等につなげていく。

事業概要

- (1) 今後JCMの拡大が期待される途上国において普及が見込まれる低炭素技術を調査・掘り起こし、途上国の環境規制・制度、文化慣習、資源・エネルギー制約等の特性を踏まえ、技術・製品等のリノベーション要素を抽出する。(1億円)
- (2) 優れた低炭素技術を有する事業者と途上国の技術ニーズやリノベーション要素をマッチングさせ、途上国ごとの特性を基に、低炭素技術の抜本的なリノベーションを行う民間事業者に対し当該費用の一部を補助する。(14億円)

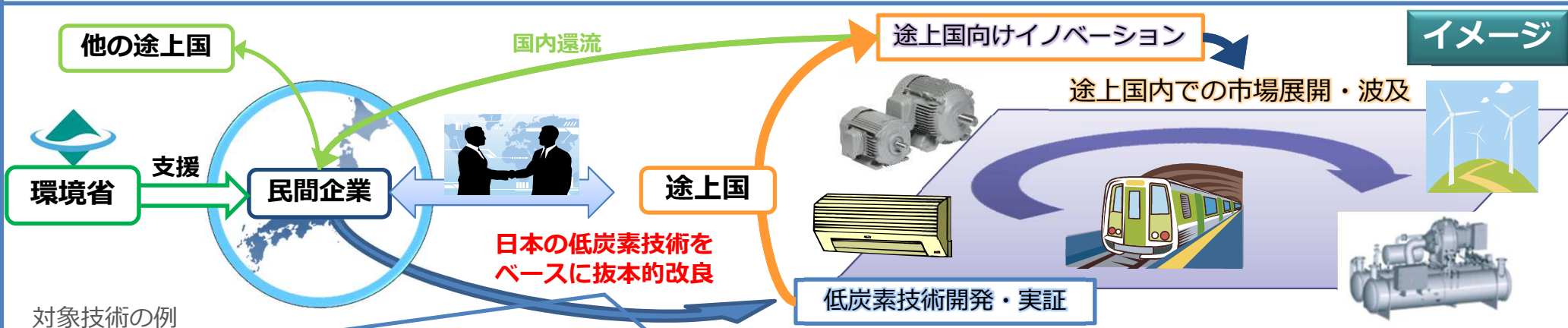
事業目的・概要等

事業スキーム

- (1) 委託対象：民間団体
- (2) 補助対象：民間団体に補助 (補助割合：1/2~2/3)
実施期間：平成26年~30年 最大3年間

期待される効果

- 将来的な二国間クレジットの活用の拡大
- 途上国における優れた低炭素技術の普及
- 優良な低炭素技術の真のグローバル競争力を強化



対象技術の例

社会インフラ

- 低炭素な公共交通システム
- 水道施設の最適運用管理システム
- 廃棄物関連技術
- 地域冷房プラントシステム

省エネルギー機器

- 高効率インバータ・モーター技術
- 空調や冷凍機などの低炭素技術
- 省エネ空気圧縮システム

再生可能・分散型エネルギー

- 再エネ発電・熱・コジェネ等技術
- 自立・分散型低炭素エネルギーシステム
- ヒートポンプシステム

アジア地域におけるコベネフィット型環境汚染対策推進事業

750百万円（630百万円）

水・大気環境局総務課、大気環境課、環境管理技術室

1. 事業の必要性・概要

アジア各国では、急速な経済発展・都市化の進展に伴って、微小粒子状物質（PM2.5）を含む大気汚染や水質汚濁等の環境汚染が一層深刻な課題となっているものの、効果的な対策実施のための政策、技術、資金が大幅に不足している。また、エネルギー消費も急増しており、近年の国際交渉を踏まえCO2削減に具体的に取り組むことが国際的に求められている。こうした国々では、温室効果ガス削減と地域環境改善の双方に効果を有するコベネフィット対策の必要性が高い。

我が国は、公害を克服してきた経験と環境技術を有しており、アジア各国の環境改善に取り組むことは我が国にふさわしい役割である。特に、大気汚染問題については、平成25年3月15日に安倍総理から石原環境大臣に対し、関係省庁と連携しつつ、関係各国や関係機関と協議を重ね、その解決に向けた取組を進めることが指示された。また、平成26年4月に開催された第16回日中韓三カ国環境大臣会合において、国際機関との連携や多様な主体（都市、企業、研究所等）による協力の重要性が認識された。

我が国への越境大気汚染の影響を緩和する観点からは、公害を克服してきた経験を有する我が国の地方公共団体を中心とした関係機関がフォーラムをつくり、中国をはじめとしたアジア地域の主要な都市を対象に、大気汚染対策と低炭素化の両方を見据えた人材・組織の能力構築や政策立案支援等の協力活動を強化・促進する、いわゆる都市間連携協力が有用である。また、我が国が有する環境対策技術は、その多くがコベネフィット効果を有し、我が国が推進している二国間クレジット制度に基づく削減事業の有力な候補技術である。しかし、途上国の公害対策の現場では、そうしたコベネフィット効果や、同効果に基づく温暖化対策資金を動員できる可能性があることが十分認識されておらず、また、日本企業側も、自社の技術の途上国での事業化に当たって、クリアすべき技術的課題等を抱えている状況にある。このため、二国間クレジット制度に基づく将来の本格的な技術導入を念頭におきつつ、技術の実証試験やモデル工場での対策等を、途上国が抱える制度・人材育成面の課題の解決と併せて行うことにより、我が国の技術展開を促進していくことが有用である。

以上を踏まえて、UNEP、CAA、我が国の経験や技術を活用したコベネフィ

ット型の能力構築や汚染対策を通じ、環境の保全及び地域の連携の強化に我が国のリーダーシップを発揮し、アジア各国に我が国の技術を戦略的に展開することにより、アジア地域の環境改善と温室効果ガス削減に貢献するとともに、我が国の環境ビジネスの活性化につなげることを目指す。

2. 事業計画（業務内容）

調査項目	H26	H27	H28	H29	H30-
(1) 大気汚染に関する既存の地域的な取組の活用					
(2) アジア地域における対策推進に向けた能力構築・体制整備事業					
(3) (ア) コベネフィット型環境汚染対策戦略策定・国内連携会議の実施					
(3) (イ) コベネフィット型事業導入戦略の策定					
(3) (ウ) コベネフィット技術の先導的導入実証					
(3) (エ) 「日本モデル環境対策技術等の国際展開」型二国間協力事業の実施					
(3) (オ) 国内環境産業等への情報発信					

(1) 大気汚染に関する既存の地域的な取組の活用

- (ア) 国連環境計画 (UNEP) 拠出金
- (イ) クリーン・エア・アジア (CAA) 拠出金

(2) 中国をはじめとしたアジア地域における対策推進に向けた能力構築・体制整備事業

(3) 我が国の環境技術を活用したコベネフィット技術の先導的導入実証、モデル事業

- (ア) コベネフィット型環境汚染対策戦略策定・連携会議の実施
- (イ) コベネフィット型対策導入戦略の策定
- (ウ) コベネフィット技術の先導的導入実証の実施・技術導入指針作成
- (エ) 「日本モデル環境対策技術等の国際展開」型二国間協力事業の実施
- (オ) 国内環境産業等への情報発信・共有

3. 施策の効果

- 既存の地域的な取組の活用及び我が国の公害克服経験の共有と環境技術の展開を通じた、アジア地域の環境汚染緩和と我が国の大気環境の改善
- エネルギー起源 CO2 の一体的削減による気候変動緩和への貢献と二国間クレジット創出への展開

背景・目的

- 中国のPM2.5問題を始め、急速な経済発展・都市化に伴う大気汚染、水質汚濁等の環境汚染、エネルギー消費の急増はアジア各国における深刻な課題。
- 環境改善、温室効果ガス削減の双方に効果を有するコベネフィット・アプローチが有効。
- 二国間クレジットの創出への展開を念頭におき、既存の地域的な取組の活用、我が国の経験や技術を活用したコベネフィット型の能力構築や汚染対策を戦略的に促進。

事業概要及びスキーム

- (1) 大気汚染に関する既存の地域的な取組の活用（167百万円：UNEP及びClean Air Asia拠出金）
 - (2) 中国をはじめとしたアジア地域における対策推進に向けた能力構築・体制整備事業（318百万円：民間団体委託）
 - (3) 我が国の環境技術を活用したコベネフィット技術の先導的導入実証、モデル事業（265百万円：民間団体委託）
- <実施期間：5年間>

期待される効果

- アジア地域の能力構築と日本の環境技術の途上国への展開
- アジア地域の環境汚染緩和・低炭素化と日本の大気汚染の改善
- 二国間クレジットの創出への環境整備

大気汚染に関する既存の地域的な取組の活用

【UNEPへの拠出】

- ・科学的知見をレビューし、政策決定者に提供
- ・政府、研究者のネットワーク形成の促進、等

【CAAへの拠出】

- ・国・都市別の大気環境管理の評価
- ・アジアにおける都市間協力の推進、等

中国をはじめとしたアジア地域における対策推進に向けた能力構築・体制整備

我が国の地方自治体を中心とし、中国等の主要な都市を対象に、大気汚染対策と低炭素化の両方を見据えた人材・組織の能力構築や政策立案支援、モデル事業の実施等の協力活動を強化・促進

国内の自治体・企業等の連携体制の構築

我が国の環境技術を活用したコベネフィット技術の先導的導入実証、モデル事業

以下の取組について、二国間政府会合を通じ、方針の決定、進捗管理を行いつつ実施し、水平展開を図る。

- ・コベネフィット型対策導入戦略の策定
- ・コベネフィット技術の先導的導入実証の実施・技術導入指針作成
- ・「日本モデル環境対策技術等の国際展開」型二国間協力事業の実施

国内環境産業等への情報発信・共有

二国間クレジットへの展開、アジアの低炭素化・大気汚染緩和等

1. 事業の必要性・概要

現在、途上国では経済成長に伴う廃棄物問題が大きな問題となっている。一方で、我が国では時代の要請に応じて循環産業を発展させてきており、先進的な技術・システムを有している。この先進的な我が国循環産業を戦略的に国際展開することは、途上国の求める廃棄物処理・3Rを効率的に進め、世界的な環境負荷低減に貢献するとともに、我が国経済の活性化にもつながる。

具体的には、平成23年度から平成25年度まで実施してきた循環産業の国際展開支援事業の成果を取りまとめ、課題抽出と支援策の改善を行った上で、平成26年度以降の3年間を拡充期として、戦略的に支援を実施していく。さらに、廃棄物の適正処理に関する二国間協力、アジア3R推進フォーラムや2012年2月に米国等の主導により設立された国際パートナーシップである短期寿命気候汚染物質削減のための気候と大気浄化のコアリション（CCAC）などの多国間協力と結びつけるとともに、国内リサイクル産業とも連携した国際資源循環にも資する事業（世界都市鉱山）の掘り起しとも有機的に結びつけることにより、戦略的な支援を実施していく。また、今後途上国が廃棄物最終処分場問題に直面した際の技術支援に向け、容器包装プラスチックのリサイクル技術の高度化や、エコタウン等既存3R施設集積地域の徹底利用ネットワーク構築について戦略的に支援する。

2. 事業計画（業務内容）

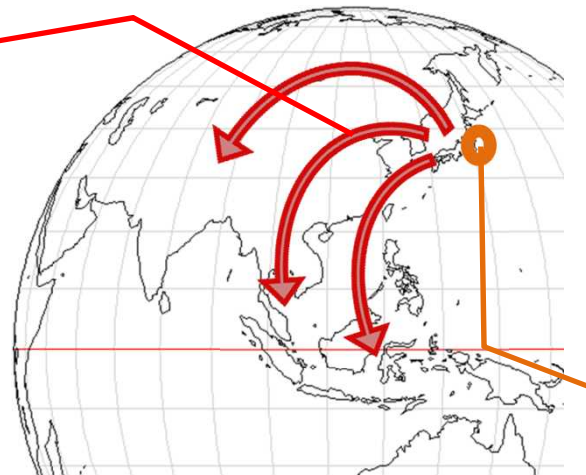
- (1) 我が国循環産業海外展開支援基盤整備事業
- (2) 我が国循環産業海外展開事業化促進事業
- (3) 次世代の海外展開を担う循環産業の育成

3. 施策の効果

- (1) 循環産業の国際展開を促進することで、廃棄物処理・3Rの実施により、世界的な環境負荷に貢献し、我が国経済の活性化に繋げる。
- (2) 国際的な資源循環の確立を進め、各国の技術水準に応じた適切な役割分担のもと国際的な資源制約の緩和に貢献する。
- (3) 我が国における次世代循環産業の育成を通じ、世界の廃棄物処理、環境保全及び我が国経済の活性化に資する。

【先行グループ】

- ・既に国際展開に踏み出せる事業者を対象
- ・国際展開の可能性が高い国々におけるFS等を支援



【次世代グループ】

- ・次世代の国際展開を担う循環産業を育成
- ・新たな視点のリサイクルビジネスを支援
- ・未利用循環資源の輸入の活用 等

効果

- ◆適正な廃棄物処理・リサイクルシステムをアジアを中心とした国々に普及
→ 世界規模での環境負荷低減に貢献
- ◆循環産業の活発な国際展開
→ 我が国経済の活性化

支出予定先: 民間団体等

我が国循環産業海外展開 事業化促進事業

- 環境負荷低減効果の大きい国に対する先行グループの国際展開促進
- ① 具体的な海外事業展開や国際資源循環(世界都市鉱山開発)を想定したフィージビリティ調査支援
- ② 現地での協力枠組み構築のための関係者合同WS
- ③ 我が国循環産業の理解促進のための現地関係者への訪日研修

次世代の海外展開を担う 循環産業の育成

- 未利用資源の有効利用技術を有する民間企業が海外展開していけるよう、ビジネスモデルの確立を支援
- ① 容器包装プラスチックのアップサイクルモデル
- ② エコタウン等既存3R施設集積地域の徹底利用ネットワーク構築

我が国循環産業 海外展開支援 基盤整備事業

- (1) 循環産業の国際展開に資する情報収集・発信
- (2) 国、自治体、事業者、研究者等による会合の開催、情報共有の推進
- (3) 現地セミナー、展示会の開催

1. 事業の必要性・概要

本事業は、アジア太平洋地域の途上国において、廃棄物の適正処理によりCO₂を削減するコベネフィットを目的に、我が国の優れた廃棄物処理・リサイクル技術を有する循環産業の国際展開を支援するものである。本事業により、世界規模でのCO₂排出抑制や3Rの普及を実現し、アジア太平洋地域における日本のリーダーシップを発揮していくことを目的としている。

2013年3月に開催されたアジア3R推進フォーラム第4回会合で「ハノイ3R宣言」が採択され、アジア太平洋地域において廃棄物対策への注目が高まっているほか、2012年2月に米国等の主導により設立された国際パートナーシップである短期寿命気候汚染物質削減のための気候と大気浄化のコアリション（CCAC）との連携で求められるブラックカーボンやメタン等の短期寿命気候汚染物質（SLCP）削減につながる廃棄物のエネルギー代替利用促進への支援など、地球温暖化対策として廃棄物処理に係る協力への世界的な要望が高まっている。

そのため、本事業では、CO₂の排出抑制とともに、廃棄物処理問題等の環境汚染対策にも資する廃棄物処理・リサイクル技術を有する循環産業の国際展開を促進するため、技術確立に必要な実証研究を実施するものである。さらに廃棄物の適正処理に係る二国間協力、アジア3R推進フォーラムやCCACなどの多国間協力、新たに開始するJCMなどの資金メカニズムと有機的に結びつけることにより、戦略的な支援を行うことが可能になる。

2. 事業計画（業務内容）

- 循環産業のCO₂排出抑制に資する国際展開事業の技術確立に必要な実証研究事業

3. 施策の効果

- ① エネルギー代替利用（ごみ発電、メタン利用など）を国際的に推進し、CO₂削減を図る。本事業の実証研究のCO₂削減量は、13,068t/年と試算される。
- ② 廃棄物処理・3Rの実施を効率的に進め、世界の環境負荷を低減するとともに、我が国経済の活性化に繋げる。
- ③ アジア太平洋地域における日本のリーダーシップを発揮する。



背景・目的

- 途上国を中心に廃棄物問題が深刻化
- 廃棄物のエネルギー代替利用等による地球温暖化対策への期待の高まり
- 海外における廃棄物・リサイクル分野の温室効果ガス削減技術（コベネフィット技術）の確立が必要
- 本事業の成果を将来のJCM事業につなげるなど、廃棄物の適正処理とCO₂削減の同時推進（コベネフィット）
- 我が国の先進的な循環産業の国際展開を促進

事業概要

- (1) 循環産業のCO₂排出抑制に資する国際展開事業の技術確立に必要な実証研究事業（150百万円×1件）

事業スキーム

- (1) 委託対象：民間事業者 実施期間：3年間（一事業 最大3年間）

期待される効果

- 世界規模での廃棄物問題の解消とCO₂排出削減
- 我が国循環産業の認知度の向上、及び我が国経済の活性化

【必要性】

- 途上国の都市部を中心に、廃棄物問題の深刻化と先進的な処理技術への期待の高まり
例：東南アジアにおける焼却処分場建設計画の増加（シンガポール、ベトナム、マレーシアなど）
- CCACなど廃棄物分野における地球温暖化対策への期待の国際的な高まり
- 我が国循環産業の国際展開に関する経験不足

【事業詳細】

- 対象は、廃棄物処理・リサイクル分野のコベネフィット技術（ごみ発電、メタン利用、燃料化など）
- 小型施設のリースにより、コベネフィット技術の確立・実証に向けた試験調査を支援
- 実現可能性調査等への支援事業と連携し、効率性と効果性を高める

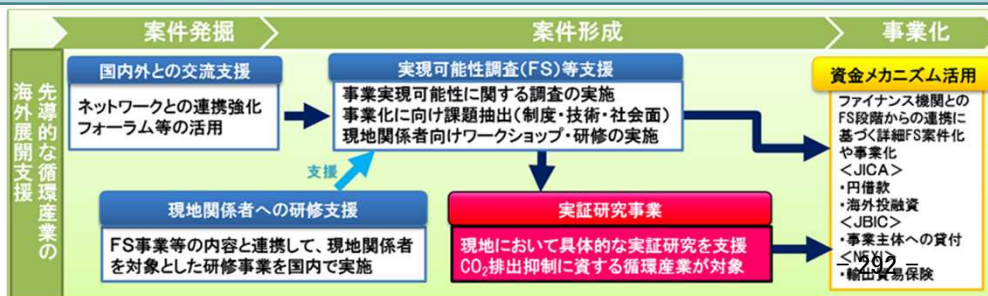
イメージ

【各事業の効果】

- (1) “現地の事情・ニーズ”と“我が国循環産業の強み”を照らし合わせた効果的なコベネフィット技術を確立・実証
- (2) 本事業の成果を将来のJCM案件形成に活用するなど、世界的な廃棄物問題の解消とCO₂削減に貢献
- (3) 我が国循環産業技術の有効性を証明し、認知度を高めることにより、我が国循環産業の国際展開を促進
- (4) 我が国循環産業の国際展開増加に伴う我が国経済の活性化



野積みされたごみの中を裸足で有価物を回収する人
出典：（財）日本産業廃棄物処理振興センター資料



我が国の優れた水処理技術の海外展開支援

86百万円（79百万円）

水・大気環境局水環境課

1. 事業の必要性・概要

我が国の民間企業による、水質汚濁が深刻化するアジアをはじめとする海外への水処理技術（中小規模生活排水処理や産業排水処理、水域の直接浄化等）の展開促進を通じ、世界の水環境改善に貢献する。

具体的には、公募を通じて選定した民間事業者による実現可能性調査（FS）や現地実証試験等を支援するとともに、現地のビジネス環境の改善（環境規制執行改善も含めた相手国政府への働きかけなど）、国内企業（特に高い技術を有する一方で情報、人材面等の理由で海外展開を躊躇する中小企業）に対する現地の環境規制やプロジェクト情報の提供、現地企業とのマッチングの機会提供など、継続的に我が国水関連企業の有する優れた水処理技術の海外展開を促進・支援するための施策を実施する。

2. 事業計画（業務内容）

①水処理技術海外展開に関する実施可能性調査

公募を経て選定された海外展開を検討する事業者による実施可能性調査を実施。具体的には、事業対象地域の現状調査（水質、排水処理の現状、規制やその執行体制など）、関係政府・企業等との連携体制の構築を経て、事業計画書を作成するとともに、当該案件の技術面、制度面及びビジネスモデルとしての課題等を明らかにする。

②水処理効果実証試験

①に基づき、現地で水処理技術の効果検証するための小規模な実証試験を実施。

③我が国の水処理技術の海外展開促進施策の実施

①②より明らかになった課題等を踏まえ、アジアをはじめとする海外への展開促進に資する支援施策（対象国における規制の遵守徹底に関する指導、現地セミナーの開催等を通じたマッチングの機会創出支援、プロジェクト情報の提供等）を実施。

3. 施策の効果

- ・ 支援した事業の海外ビジネス展開への発展
- ・ 事業成果を国内企業に還元することによる水処理技術の海外展開活性化
- ・ 海外市場への展開を通じた世界の水質汚濁問題の解決

我が国の優れた水処理技術の海外展開支援

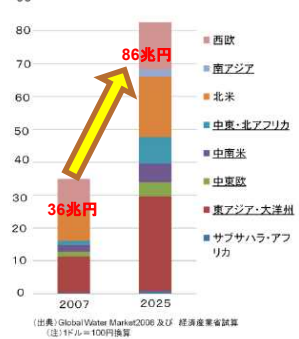
平成27年度予算(案)額
86百万円
(79百万円)
支出先: 民間事業者等

目的

- 高成長が見込まれる途上国の水ビジネス市場への、我が国の優れた水処理技術の海外展開を支援する。**(成長戦略の一環)**
- 途上国における深刻な衛生状況や水環境問題の改善を支援し、**衛生に関するポストMDGsへの動きに対応する。**

背景

高成長が見込まれる水ビジネス市場



世界水ビジネス市場の地域別成長見通し

ポストMDGsに「生活排水・産業排水の処理」が位置付けられ、さらなる取り組みが求められる見通し
“Recycle or treat all municipal and industrial wastewater prior to discharge”

経済成長を通じた海外の水環境の改善のため、日本企業による水ビジネスの海外展開を積極的に支援する必要がある。

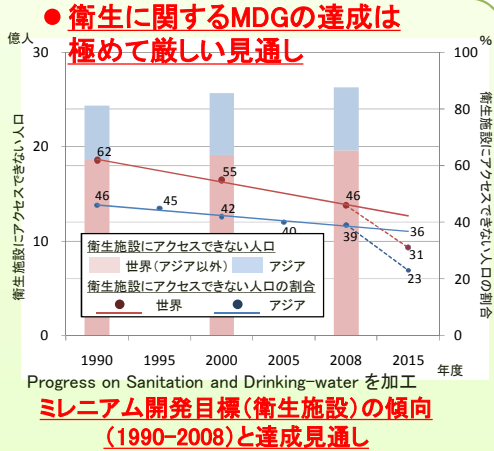
出典: 水ビジネス国際展開研究会報告書(経産省)

日本再興戦略(H26.6.24) 三. 国際展開戦略(2)

トップセールスなど「**インフラシステム輸出戦略**」を積極的に実施

インフラシステム輸出戦略(H26.6.3)

2. インフラ海外展開の担い手となる企業・地方自治体や人材の発掘・育成支援
- (1) 中小・中堅企業及び地方自治体のインフラ海外展開の促進
- ・中小・中堅企業及び地方自治体の優れた水処理技術等の海外展開支援(F/Sや現地実証試験の実施を支援し、ビジネスモデル形成を促進する)〈環境省〉



モデル事業の概要

水処理技術等の海外展開事業を公募

水環境改善事業

工場排水処理
中小規模生活排水処理(浄化槽等)

モニタリング
水域直接浄化

環境省

- 事業全体のマネジメント
- 実施案件の採択・契約
- FS/実証成果の公表等

水処理技術海外展開促進方策検討会

- 提案事業の審査・評価
- 実施事業に対する助言

事業実施体制

水処理事業者 (民間企業/民間企業中心のJV(自治体等))

- 実現可能性調査(FS)
- 現地実証試験

予算使途: 人件費、旅費、調査・分析費等

実現可能性調査(FS)

- 事業計画の作成

現地実証試験

- 「効果を見せて売る」スタイル

ビジネスモデル構築へ

- 様々な国における多様な形態のビジネスモデル形成を支援

モデル事業のサイクルを通じ

- ① 海外展開対象国の情報収集・分析
- ② ビジネス化に向けた課題抽出

- ③ ビジネスモデル構築に向けた取り組み(相手国政府への働きかけ、現地セミナーの開催、現地企業への売り込み、等)
- ④ 事業実績の構築、水平展開

期待する成果

- ① 支援した事業の**海外ビジネス展開**への発展
- ② モデル事業を通じ得られた知見に基づき、**水処理技術海外ビジネス推進戦略**を策定

- ③ 事業成果を**国内企業に還元**することによる水処理技術の海外展開活性化
- ④ 上記を通じた**海外の水環境改善**



アジア水環境改善ビジネスセミナー
(H26.5.13 於東京、約120名が参加)

1. 事業の必要性・概要

国際的な市場のグリーン化を実現するためには、国際市場における環境配慮型製品等の流通を促進させることが必要であり、日本の優れた環境配慮型製品や制度を海外に広めることにより、環境負荷の低減が期待される。

しかし、現状では、各国が独自の基準に基づきグリーン公共調達や環境ラベル制度を展開しており、環境配慮型製品等の流通を進める上で課題となっていることから、企業・行政・環境ラベル機関の連携強化を図る官民連携プラットフォームを効率的・効果的に運用するとともに、環境ラベルの相互認証の拡大や基準の調和を図る取組を進め、国際的な制度・基準の調和を目指す。

また、ASEAN 地域等でのグリーン公共調達及び環境ラベルの基準策定・調和に向けた議論が国際機関で始まっており、日本がその潮流に乗り遅れないよう積極的に参画し、環境配慮製品の海外展開に貢献する。

2. 事業計画（業務内容）

①官民連携プラットフォーム等の活用

企業・行政・環境ラベル機関の間で、情報共有・課題検討を行う官民連携プラットフォームを活用し、国内連携の体制・機能を強化していく。

また、UNEP等が主導する公共調達とエコラベルに関するプロジェクトに積極的に参画し、情報収集を行うとともに、官民連携プラットフォームや有識者会議の議論を踏まえて、海外への情報発信力を強化する。

②環境ラベルの相互認証の推進による国際的な制度・基準の調和

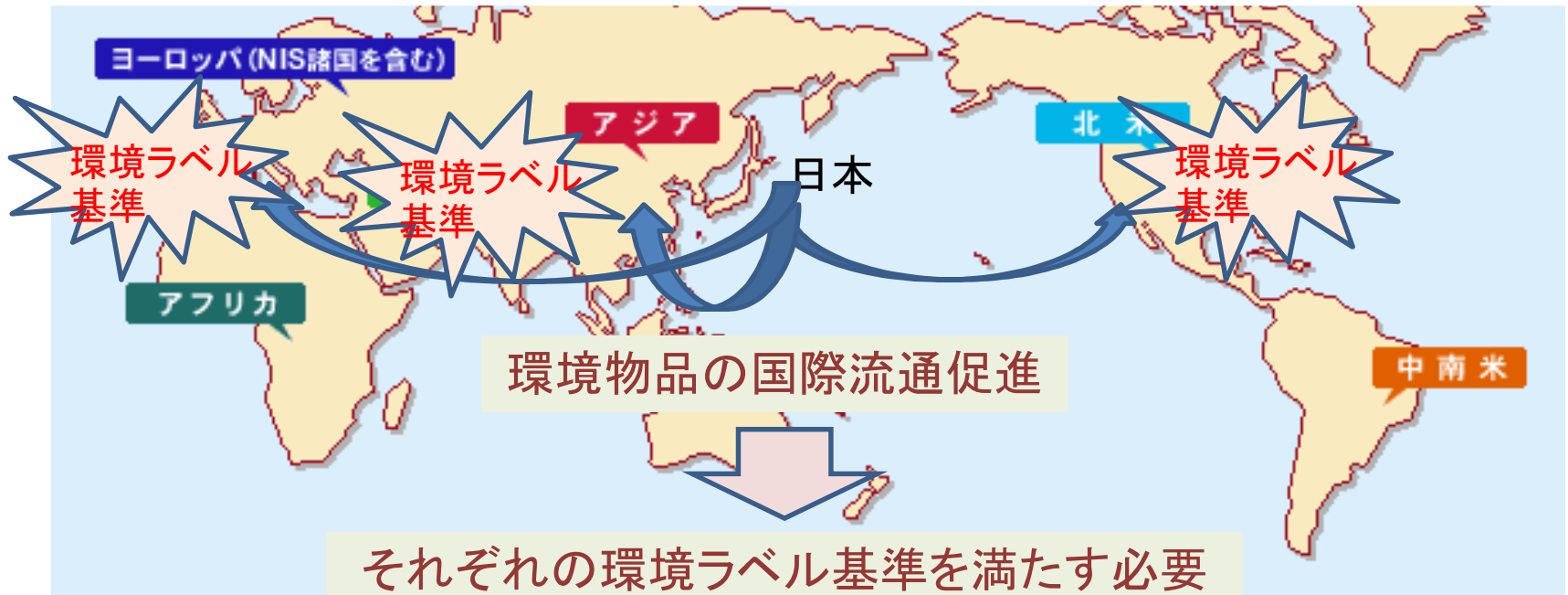
欧米中韓等のグリーン公共調達の制度が構築されている国との環境ラベルの相互認証を推進し、ASEAN等新興国をはじめとした国際的な制度・基準の調和を目指す。

3. 施策の効果

- ・各国の基準の調和を図ることにより、国際的な市場のグリーン化へ貢献する。
- ・ASEAN等新興国への制度・基準の展開を図り、日本の優れた環境配慮型製品の海外展開が促進される。

環境配慮型製品の国際展開促進経費

平成27年度予算（案）額
2.5百万円（2.7百万円）
支出予定先：民間団体等



現状 国・地域毎に満たすべき基準、規制が異なる

課題

- ・それぞれの基準等に関する情報把握、手続きに係る企業の負担が大
- ・各基準を満たすために製品仕様を変えなければならない

目指す姿 国際的に基準の整合がとれており、日本がその潮流に乗り遅れていない
(ガラパゴス化していない)

施策

- ①官民連携プラットフォームを使った国内連携の強化
- ②環境ラベルの相互認証を推進し、国際的な基準の調和を図る

(新) 2020年東京オリンピックに向けた統合的アプローチによる環境対策推進事業

536百万円（0百万円）

総合環境政策局総務課
総合環境政策局環境経済課
環境保健部環境安全課
廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課
水・大気環境局大気生活環境室
水・大気環境局閉鎖性海域対策室
水・大気環境局地下水・地盤環境室

1. 事業の必要性・概要

近年のオリンピック・パラリンピックでは、オリンピック憲章に、大会開催を通じた持続可能な開発の促進が謳われているように、開催国が、環境に配慮した大会運営を行うことはもちろん、大会を契機として持続可能な社会づくりを促していくことが常態となっている。

とりわけ、東京大会が開催される2020年は、世界の温室効果ガスの削減目標年であり、また、生物多様性の損失を止めるための目標年でもあるように、世界各国にとって環境分野で行動を起こす節目となる年であることから、我が国としては、温暖化対策を始め環境分野で世界をリードし、また、環境と経済の好循環を実現していく上で、この機会を最大限活用することが必要である。

また、こうした状況を考えると、東京大会に最新の環境技術や取組を導入することはもちろん、大会が開催される東京都市圏全体についても、環境負荷を最小限に抑えつつ、国際競争力を備えた快適で魅力ある都市を実現し、これらの姿を内外に発信していくことにより、国内の取組を加速化させるだけでなく、今後、経済成長と環境保全の間で様々な課題に直面する途上国や、人口減少という課題に直面する先進国等に対し取組を促すことが重要である。

このため、東京大会及び東京都市圏において、①低炭素化の取組、②資源循環システムの高度化の取組、③暑熱対策、④水質保全等環境改善の取組等を効果的に進めるため、これらの各施策の相互連関に留意しつつ統合的に進めていくことができるよう、各施策を講じる余地（ポテンシャル）や効果を全体とし

て把握しつつ、既存事業も活用しながら、環境省自ら効果の高い施策をモデル的に実施するとともに、民間事業者も含めた関係各主体の取組を積極的に促していくこととする。

2. 事業計画（業務内容）

- (1) 低炭素・資源循環・自然共生政策の統合的アプローチによる都市圏の低炭素化について、ソフトからハードに至るまでのあらゆる施策の総合的な実施効果をマクロモデルによりシミュレーション検証するとともに、都市圏の低炭素化を実現するためのガイドラインを策定する。また、東京オリンピック大会会場全体をショーケース化して、優れた環境技術等を国内外に発信し、都市圏の低炭素化対策を加速的に推進する。

特別会計 280百万円（0百万円）

- (2) 統合的アプローチによる環境対策を実践する地方公共団体等の率先的な取組の支援、統一分別ラベルの導入による資源循環の推進、沿岸環境の改善並びに熱中症対策の推進による持続可能な社会空間の確保、グリーン購入のプレミアム基準の導入等により、統合的アプローチによる環境対策の推進を図っていく。

一般会計 256百万円（0百万円）

3. 施策の効果

低炭素化をはじめとした環境改善の取組を、各施策の相互連関に留意しつつ統合的に進めていくことにより、国内における統合的アプローチによる対策を加速化させるだけでなく、今後、経済成長と環境保全の間で様々な課題に直面する途上国や、人口減少という課題に直面する先進国等に対し、それらの取組の実践を促すことが期待される。



背景・目的

近年のオリンピック・パラリンピックでは、オリンピック憲章に、大会開催を通じた持続可能な開発の促進が謳われているように、開催国が、環境に配慮した大会運営を行うことはもちろん、大会を契機として持続可能な社会づくりを促していくことが常態となっている。

とりわけ、東京大会が開催される2020年は、世界の温室効果ガスの削減目標年であり、また、生物多様性の損失を止めるための目標年でもあるように、世界各国にとって環境分野で行動を起こす節目となる年であることから、我が国としては、温暖化対策を始め環境分野で世界をリードし、また、環境と経済の好循環を実現していく上で、この機会を最大限活用することが必要である。

また、こうした状況を考えると、東京大会に最新の環境技術や取組を導入することはもちろん、大会が開催される東京都市圏全体についても、環境負荷を最小限に抑えつつ、国際競争力を備えた快適で魅力ある都市を実現し、これらの姿を内外に発信していくことにより、国内の取組を加速化させるだけでなく、今後、経済成長と環境保全の間で様々な課題に直面する途上国や、人口減少という課題に直面する先進国等に対し取組を促すことが重要である。

このため、東京大会及び東京都市圏において、①低炭素化の取組、②資源循環システムの高度化の取組、③暑熱対策、④水質保全等環境質の改善の取組等を効果的に進めるため、これらの各施策の相互連関に留意しつつ統合的に進めていくことができるよう、各施策を講じる余地(ポテンシャル)や効果を全体として把握しつつ、既存事業も活用しながら、効果の高い施策をモデル的に実施するとともに、民間事業者も含めた関係各主体の取組を積極的に促していくこととする。

事業全体の概要

低炭素対策の推進

特別会計 280百万円
一般会計 256百万円

2020年東京オリンピックに向けた統合的アプローチによる都市圏の低炭素化評価検証等事業
⑥東京都市圏全体における低炭素化対策等の評価検証等事業
⑦余剰地下水等を利用した低炭素型都市環境創出のための調査・検証事業

自然共生等持続可能な社会空間の確保

低炭素、資源循環、自然共生政策の統合的アプローチによる社会の構築

資源循環等の推進

新たな社会構築に向けた基盤づくり

⑤東京オリンピックを契機とした一般廃棄物の統一分別リサイクル導入検討事業

①沿岸域環境改善技術評価事業
②東京オリンピックに向けた熱中症に関する普及啓発事業

③2020年東京オリンピックに向けた都市圏における環境対策評価検証等事業
④東京オリンピック・パラリンピックにおけるグリーン購入促進検討事業

皇居外苑濠水環境改善事業（自然公園等事業費の一部）

150百万円（41百万円）

自然環境局 総務課

1. 事業の必要性・概要

皇居外苑の濠は、我が国を象徴する場、江戸城の遺構、都心の貴重な水辺等の様々な側面があるが、近年、水質の悪化によりアオコが大量発生し、悪臭や景観等の問題が生じている。

これまで、環境省では、水質改善計画に基づき新濠水浄化施設の整備等を進めているが、底泥対策や新たな補給水の確保などの中長期的対策の実施などの課題が存在する。

また、皇居外苑は、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会のロードレース等の開催場所となる予定であるとともに、我が国を象徴する場として注目を集めることとなるため、競技開催を見据えた濠の水環境改善も必要となっている。

このようなことから、平成27年度を目途に新たな水質改善計画を作成し、それに基づき水環境改善対策を実施するものである。

2. 事業計画（業務内容）

平成27年度に、新水質改善計画を策定し、その後は同計画に基づき対策を実施する。

新水質改善計画に基づき、濠水浄化施設の効果的な運用に加え、①濠に蓄積した底泥に関する対策（浚渫、かいぼりなど）、②新たな補給水源の確保、③水生植物の適切な保全・管理による良好な水環境の維持、④千鳥ヶ淵等における生物の生息・生育環境の整備、利用環境の整備を含む総合的水環境再生事業について、事業内容の検討を行うとともに、事業の実施を進める。

平成27年度は、新水質改善計画の作成と新たな対策の検討、新計画推進のために必要な施設改修、総合的水環境再生事業等を行う。

3. 施策の効果

日本及び東京を象徴する場に相応しい環境（良好な水環境）の実現に資する。

皇居外苑濠水環境改善事業

平成27年度予算(案)額:150百万円(41百万円)
支出予定先:民間団体等

皇居外苑濠の水辺空間

- ・日本の象徴的存在
- ・江戸城の歴史的景観
- ・貴重な自然、憩いの場

<現状>

- ・水源を雨水に依存
- ・汚濁原因物質の流入 等



千鳥ヶ淵(H20.7)

水環境の悪化

環境省と関係機関の連携による対策の実施

(環境省)

- H22 皇居外苑濠管理方針・水質改善計画作成
- H25 新しい濠水浄化施設の運用開始

(関係機関)

- 東京都下水道による雨天時越流防止対策
(~H27年度末) 等

新浄化施設の効率的運用
中長期的対策の必要性

皇居外苑が東京オリンピックの会場

- ・内外から多くの来訪者
- ・夏の水質の悪化する時期



オリンピックとそれ以降に向けた対策 ~H32

新水質改善計画の作成(H27年度)

- ・既存施策の改善(浄化施設発生污泥処理施設整備)
- ・新たな対策の実施(底泥対策、補給水の確保、水生植物の適切な管理、局地的対策、他水域との連携等)
- ・自然、景観、利用等を含めた環境再生の推進

平成27年度事業

- ・濠水浄化施設発生污泥処理施設設計
- ・新対策実施のための老朽化設備の改修
- ・千鳥ヶ淵等での環境再生事業の実施

オリンピック開催にも対応した中長期的な皇居外苑濠水環境の改善

1. 事業の必要性・概要

木材利用は、化石燃料の代替によるエネルギー起源二酸化炭素の排出削減に加えて、炭素の貯蔵及びエネルギー集約的素材の代替の面からも、地球温暖化防止に貢献するとされている（気候変動に関する政府間パネル（2001））。しかしながら、その効果の定量的な把握・分析については、一部でなされているものの、建築物や家具等個々の製品や部材別のデータの蓄積等、未だ不十分な状況である。

世界の森林が減少を続ける中、国土の約7割を占め、年々資源量が増加する我が国の森林から生産される木材について、この環境面での貢献を定量的に明らかにしつつ、消費者に訴え大幅な利用拡大を進めることにより、低炭素な資源循環型社会を構築することが喫緊の課題となっている。

特に、オリンピック東京大会が開催される2020年は、世界の温室効果ガスの削減目標年でもあり、環境に優しいオリンピック大会の実現に向けて、木材の省CO2価値を調査・分析し、世界に発信する意義は極めて大きい。

2. 事業計画（業務内容）

建材や家具等の製品区分ごとに、鉄等のエネルギー集約的素材を使用した場合と木材を利用した場合とで、製造、使用、廃棄など全ての段階を通しての二酸化炭素排出量の比較を行い、木材を素材として使用した場合の二酸化炭素排出削減量を定量的に評価するとともに、二酸化炭素の排出削減につながる効果的な木材利用方法について検討を行う。

また、建築物、家具等への木材の利用を大きく拡大するため、各地域での取組事例等を調査・分析しつつ、効果的な手法について実証を行う。

3. 施策の効果

- エネルギー集約的素材（非木質素材）の代替材としての木材の省エネ効果を明らかにする。
- 木材利用による二酸化炭素排出削減効果を最大限に発揮するための方法について取りまとめる。
- 木材利用を大きく誘導する効果的な仕組みについて実証・分析し、取りまとめる。
- これらにより、木材利用による二酸化炭素削減を促し、低炭素社会の実現に寄与する。

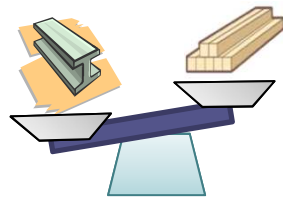


背景・目的

- 木材利用は、化石燃料の代替によるエネルギー起源二酸化炭素の排出削減に加えて、炭素の貯蔵及びエネルギー集約的素材の代替の面からも、地球温暖化防止に貢献するとされている(IPCC(2001))。
- しかしながら、その効果の定量的な把握・分析については、建築物や家具等個々の製品や部材別のデータの蓄積等、未だ不十分な状況。



環境面での貢献を定量的に明らかにしつつ、消費者に訴え大幅な利用拡大を進めることにより、木材利用によるCO2排出削減を促し、地球温暖化防止に貢献する。



事業スキーム

- 委託対象：民間事業者
- 実施期間：平成25年度－平成27年度

期待される効果

- エネルギー集約的素材（非木質素材）の代替材としての木材の省エネ効果をLCAの観点から明確化。
- 製造・加工時の省エネ・省CO2効果がより高い製品の開発を誘導。

事業概要

- 省エネFS調査として、建材や家具等の製品区分ごとに、鉄等のエネルギー集約的素材を使用した場合と木材を利用した場合のライフサイクルにおけるCO2排出量を定量的に比較・評価する。
- 省エネ効果を最大限発揮するため、二酸化炭素の排出削減につながる効果的な木材利用方法について検討を行う。
- 建築物、家具等への木材の利用を大きく拡大するため、各地域での取組事例等を調査・分析しつつ、効果的な手法について実証を行う。



これらにより、木材利用による二酸化炭素削減を促し、低炭素社会の実現に寄与する。

